

行政不服審査法
審査請求事務取扱マニュアル

(審査庁・審理員編)

平成28年1月

総務省行政管理局

はじめに

平成26年6月、制定から52年ぶりに不服申立制度を抜本的に改正する行政不服審査法（平成26年法律第68号）が公布され、平成28年4月1日から施行されることとなっている。

この改正により、審査庁が原処分に関与しない職員を審理員に指名し、この審理員が簡易迅速かつ公正に審理を行い、その結果を審理員意見書として審査庁に提出する審理員制度が導入され、また、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックするための第三者機関（行政不服審査会等）が新設されるなど、その簡易迅速性をいかしつつ、より公正な手続の下で権利利益の救済が図られる仕組みに変わることになる。

新制度の円滑な施行のためには、国の機関・地方公共団体を問わず、不服申立てに関する事務に携わる職員が、制度を的確に理解し、適切にその事務を行っていくことが求められる。

本マニュアルは、必ずしも不服申立ての実務経験が十分でない職員であっても、審査庁の職員や審理員として改正後の不服申立ての事務を適切に処理することができるよう、平成26年度に委託調査として実施した「新たな行政不服審査制度の下での審理手続等の手法に係る調査研究」の成果も踏まえ、その事務処理の参考例を示すことを主眼として作成したものである。

もとより、行政不服審査法に基づく不服申立ては、行政庁の処分を幅広く対象とするものであり、また、個々の法令により、不服申立ての手続について特例が設けられている場合も少なくなく、個々の事案によっては、本マニュアルと異なる対応をとることが適当な場合もあり得るところである。

したがって、個々の不服申立てについての実際の対応は、処分の性質や背景事情などの個々の事案に即して、簡易迅速かつ公正に審理・裁決を行う観点から、適切に判断・処理される必要があることはいうまでもないが、本マニュアルが、国又は地方公共団体における不服申立ての実務の参考として活用され、不服申立制度の適切かつ円滑な運用に資するものとなれば幸いである。

－ 目次 －

第1編 総論	1
第1章 不服申立制度の概要	1
第2章 審査請求の手續に係る部署（職員）	4
第3章 審理関係人等	5
第2編 審査請求	6
第1章 審査請求手續	6
1 審査請求の受付	6
2 審査請求の適法性審査（形式審査）	11
3 審査請求書の補正	20
4 審理手續を経ないでする却下裁決	22
5 執行停止	23
6 審理手續の承継	27
7 審査請求の取下げ	30
第2章 審理員の指名	32
1 審理員制度の趣旨	32
2 審理員の指名手續	32
3 審理員を補助する者	36
4 審理員の交代	37
5 審理員の指名を要しない場合	39
第3章 審理手續	41
1 総則的な留意点	41
2 審理関係人に係る手續	44
3 審査請求書の送付・弁明書の求め等	49
4 反論書・意見書	54
5 争点の整理等	57
6 口頭意見陳述	62
7 審理関係人による証拠書類等の提出	71
8 書類その他の物件の提出要求	75
9 審理関係人への質問	79
10 その他の審理手續	82
11 審査請求人等による提出書類等の閲覧等	89
12 審理手續の併合又は分離	94
13 審理員による執行停止の意見書	97
14 審理手續の終結	98
15 審理員意見書	100
第4章 行政不服審査会等への諮問	103
1 諮問が必要となる場合	103
2 諮問手續	106

3	行政不服審査会等における調査審議手続	109
	第5章 裁決	110
1	裁決の態様	110
2	裁決手続	113
3	裁決後の手続	120
	第6章 電子的方法の利用	123
	第3編 再調査の請求	125
	第1章 再調査の請求の概要	125
	第2章 再調査の請求の諸手続	127
1	再調査の請求手続	127
2	審理手続	128
3	決定	130
	第4編 再審査請求	131
	第1章 再審査請求の概要	131
1	再審査請求をすることができる場合	131
2	再審査請求の手続に関係する部署（職員）	133
	第2章 再審査請求手続	134
1	再審査請求の受付	134
2	再審査請求の適法性審査（形式審査）	135
3	再審査請求書の補正	136
4	審理手続を経ないでする却下裁決	136
5	執行停止	136
6	審理手続の承継	136
7	再審査請求の取下げ	136
	第3章 審理員の指名	137
	第4章 審理手続	138
1	再審査請求書の送付及び裁決書の送付	138
2	意見書	138
3	争点の整理等	139
4	口頭意見陳述	139
5	証拠書類等の提出	139
6	書類その他の物件の提出要求	139
7	その他の審理手続	139
8	審理手続の終結	139
9	審理員意見書	140
	第5章 裁決	141
	第5編 その他	142
	第1章 各機関が個別案件の処理とは別に措置する事項	142
1	標準審理期間の設定	142
2	審理員候補者名簿の作成	144
	第2章 情報提供等	146

1 処分時の教示	146
2 不服申立てをしようとする者等に対する情報提供	148
3 不服申立ての処理状況の公表	149
第3章 審査請求の処理体制等	150

— 図表目次 —

図1 審査請求に係る大まかな事務手続の流れ	3
図2 口頭意見陳述会場の配席（例）	65
図3 行政不服審査会等における調査審議手続の大まかな流れ	109
図4 再調査の請求に係る大まかな事務手続の流れ	128
図5 再審査請求の構成（例）	131
図6 審理員となるべき者の名簿（例）	144
表1 処分についての審査請求書の記載事項	12
表2 不作為についての審査請求書の記載事項	12
表3 代表者等の資格を証明する書面の例	13
表4 審査請求が不適法であって補正できないことが明らかである場合の例	22
表5 審理員の除斥事由（法第9条第2項）	34
表6 審理員が行う主な事務	35
表7 審理員を指名しない場合（法9条3項）における審理手続等	39
表8 利害関係人の具体例	47
表9 申立てに関する意見聴取を行う審理手続	60
表10 必要な審理を終えたと認めるとき以外に審理手続を終結することができる場合	99
表11 審査請求手続における事件記録	101
表12 行政不服審査会等への諮問を要しない場合（法43条1項各号）	104
表13 法43条1項1号及び2号の機関	105
表14 事件関係書類の分類・編てつの例	121
表15 電子的方法を利用することが可能であると考えられる手続の例	123
表16 再調査の請求をすることができる処分	125
表17 再審査請求書の記載事項	135
表18 再審査請求手続における事件記録	140

第1編 総論

第1章 不服申立制度の概要

(1) 不服申立てとは

処分を受けた者が処分をした行政庁を指揮監督する立場にある行政庁に当該処分の取消しを請求するといったように、行政上の公権力の行使又は不行使に不服がある者が行政庁にその再審査等を求める行為を、一般に、行政上の不服申立て（以下単に「不服申立て」という。）という。

行政不服審査法（以下「法」という。）は、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として、この不服申立てに関する制度（以下「不服申立制度」という。）の手續等を定める一般法である。

(2) 不服申立制度の特徴

不服申立制度は、一般に、行政訴訟と比較すると、次のような特徴がある。

- ・ 簡易迅速な手續により国民の権利利益を救済することができること
- ・ 費用がかからないこと（例えば、行政事件訴訟とは異なり申立ての手数料が不要である。）
- ・ 処分が違法であるか否かにとどまらず、不当であるか否かについても審理することができること
- ・ 不服申立てを契機として、行政が自ら処分を見直すことで、行政の適正な運営を確保することができること

(3) 不服申立制度の対象

法に基づく不服申立ては、原則として、全ての行政庁の「処分」及び法令に基づく申請に対する不作為が対象となる（法2・3条）。ここにいう「処分」とは、いわゆる行政処分のほか、人の収容や物の留置など、公権力の行使に当たる行政庁の行為も含まれる（法1条2項）。

ただし、法に定める一般的な規定を適用することになじまない処分等については、対象外とされているほか（法7条）、処分の根拠等を定める個々の法律（以下「個別法」という。）に法に基づく不服申立制度の対象外とする旨の規定が置かれている場合がある。

(4) 不服申立ての種類

法に基づく不服申立ての原則は、「審査請求」である（法2・3条）。

ただし、処分についての不服申立てに関しては、例外的に、個別法に特別の定めがある場合には、審査請求の前に処分庁に対して行う「再調査の請求」や、審査請求の後に更に別の行政庁に対して行う「再審査請求」をすることができる（法5・6条）

(5) 不服申立てを行うことができる者

処分についての審査請求は、「行政庁の処分に不服がある者」（法2条）がすることができる。この「不服がある者」とは、行政庁の違法又は不当な処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該処分について審査請

求をする法律上の利益がある者、すなわち、行政事件訴訟法9条の定める原告適格を有する者の具体的範囲と同一である。

不作為についての審査請求は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」(法3条)、すなわち、当該不作為に係る申請をした者のみがすることができる。

(6) 不服申立てをすることができる期間

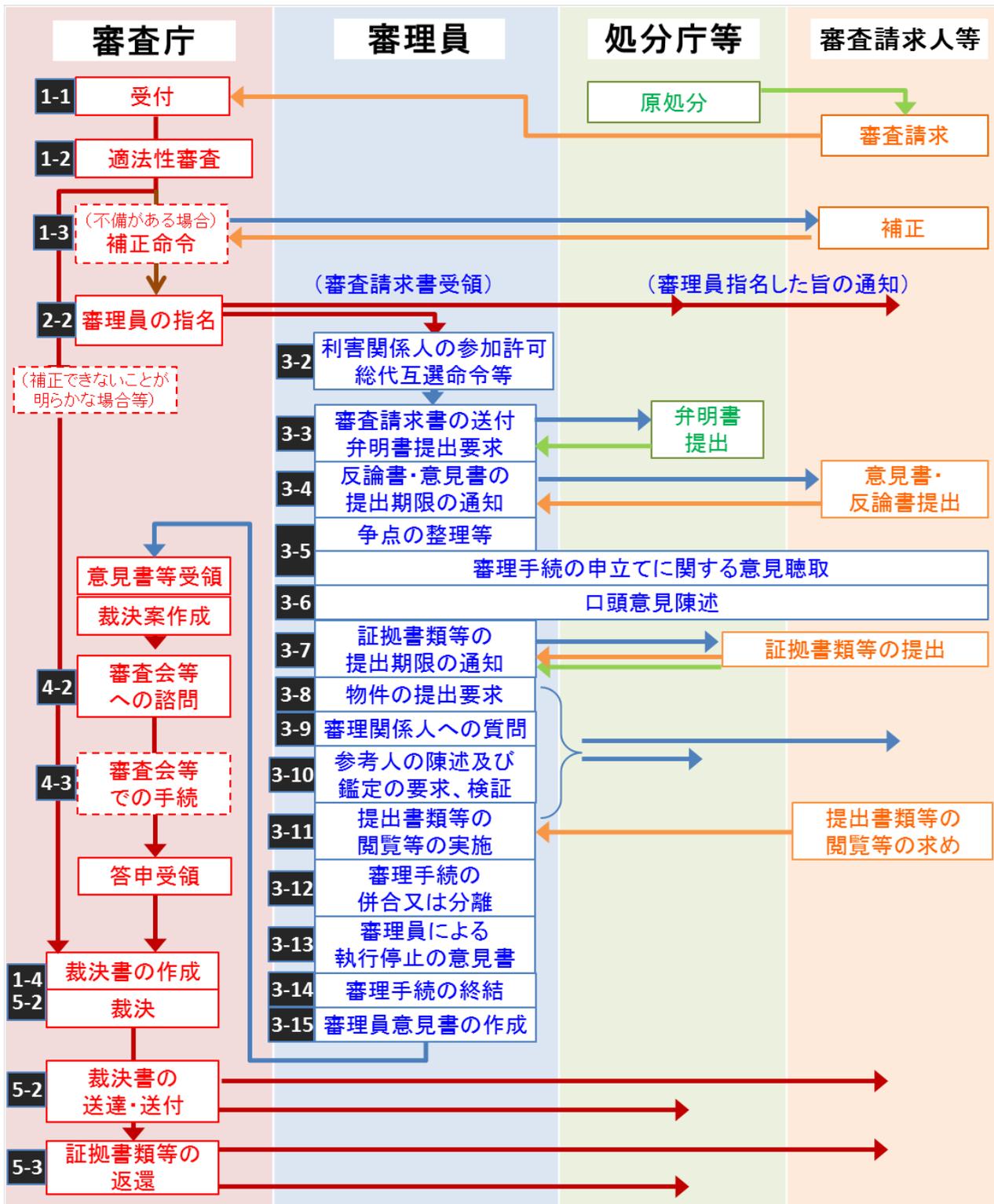
処分についての審査請求は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月(再調査の請求の決定を経た場合は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して1月)以内にしなければならない(法18条1項)。ただし、その期間を経過した場合も、「正当な理由」がある場合には、審査請求が認められる。

不作為についての審査請求は、申請から相当の期間が経過しても不作為がある場合には、当該不作為が継続している間は、いつでもすることができる。

(7) 不服申立手続の流れ

審査請求に係る大まかな事務手続の流れは次の図のとおり。

図1 審査請求に係る大まかな事務手続の流れ



(注) 各項目の左端の「1-1」等の数字は、第2編「審査請求」において当該項目について説明している章・節を指す（「1-1」の場合、第1章「審査請求手続」の「1 審査請求の受付」）。

第2章 審査請求の手續に係る部署（職員）

審査請求の手續には、おおむね次のような部署（職員）が関係することになる。

（1）審査庁

審査請求を受け、それに対する応答として、裁決を行う行政庁であり、原則として、処分庁等の最上級行政庁が審査庁となり、処分庁等に上級行政庁がない場合は、当該処分庁等が審査庁となる（法4条）。

審査請求の形式審査、執行停止、審理員の指名、行政不服審査会等への諮問、裁決等といった個々の審査請求に係る事務のほか、標準審理期間の設定や審理員候補者名簿の作成、情報提供、処理状況の公表といった事務も処理する。実務上は、審査請求に対する裁決を担当する部署などの職員が、これらの事務を処理することとなる。

（2）審理員

法においては、審理の公正性・透明性を高めるため、審査請求の審理を行う職員を「審理員」として法律上位置付けており、審理員が、実際の審査請求の審理に当たって中心的な役割を担う。

法9条1項の規定により審査庁から指名を受けた審査庁に所属する職員が、その事務を処理することとなる。

（3）行政不服審査会等

法においては、裁決の客観性・公正性を高めるため、審査庁に対し、一定の場合を除き、裁決をしようとする際に行政不服審査会等（行政不服審査会及び法81条により地方公共団体に置かれる機関をいう。以下同じ。）への諮問を義務付けている（法43条1項）。

行政不服審査会等は、審査庁の諮問を受けて、審理員が行った審理手續の適正性を含め、審査請求についての審査庁の判断の妥当性をチェックする役割を担うものであり、その調査審議は、構成員である委員等によって行われるが、行政不服審査会等の組織・運営等について定める法令（条例等）の規定により、その事務局機能を担う部署（国の場合は、総務省に置かれる行政不服審査会の事務局）の職員が、行政不服審査会等における事務を補佐することになる。

第3章 審理関係人等

審査請求の当事者は、審理関係人（審査請求人、参加人及び処分庁等を総称したもの（法28条）。以下同じ。）である。また、審査請求の手続においては、審理関係人のほか、審理に必要な書類等の所持人等が関係する場合がある。

（1）審査請求人

審査請求をした者である。

なお、具体的な手続は、総代（多数人が共同して審査請求をしようとするときに、三人を超えない範囲で互選することができる。法11条）や代理人（法12条）を通じて行われる場合がある。総代や代理人を選任した場合は、その資格を書面で証明しなければならず（行政不服審査法施行令（以下「令」という。）3条1項。11ページ参照）、また、その資格を失ったときは、審査請求人は、書面でその旨を審査庁（審理員による審理手続が行われている間は、審理員）に届け出なければならない（同条2項）。

（2）参加人

審査請求人のほか、審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者、すなわち、審査請求の結果に法律上の利害関係を有する者が、審理員の許可を得て、又は審理員の求めにより、審査請求に参加した者である（法13条。46ページ参照）。

なお、具体的な手続は、代理人（法13条4項）を通じて行われる場合がある。

（3）処分庁等

審査請求に係る処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は審査請求に係る不作為に係る行政庁（当該不作為に係る申請に対する処分を行うべき行政庁。以下「不作為庁」という。）であり、審査請求の相手方（訴訟における被告に相当）として、弁明書の作成・提出、証拠書類の提出などにより、審査請求に係る処分又は不作為が違法・不当でないことを主張することになる。実務上は、当該処分を担当する部署などの職員が、これらの事務を処理することになる。

（4）審理関係人以外の関係者

以上の審理関係人のほか、審理手続を進める過程で、事案に応じ、次のような者が審査請求の審理手続に関係する場合がある。

- ① 審理に必要な書類その他の物件を提出する当該物件の所持人（76ページ参照）
- ② 知っている事実を陳述する参考人（84ページ参照）
- ③ 鑑定を行う鑑定人（85ページ参照）
- ④ 検証を行う場所を所有・管理する者（86ページ参照）

第2編 審査請求

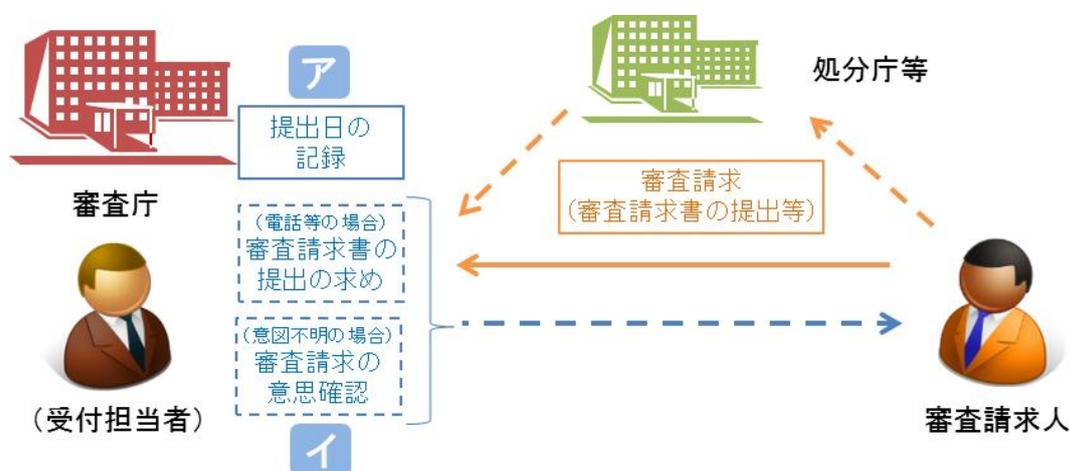
第1章 審査請求手続

1 審査請求の受付

図1〔1-1〕

【概要】

審査請求は、原則として、審査請求書を提出して行うこととされている。審査庁の担当職員は、審査請求の受付に当たっては、審査請求書の提出日等を記録する。



ア 受付処理

① 通常の審査請求の場合

審査庁の担当職員は、審査請求書が審査庁の事務所に到達したときは、提出日の記録等の受付処理を行う。

様式例1

〈法令〉◆ 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、審査請求書を提出してしなければならない。

法19条1項

[解釈] □ 審査請求書は、審査請求に必要な事項が記載された書面であればよい。

(運用) ○ 具体的な受付処理として、審査請求書に受付印を押す、文書受付簿に記載する等により、その年月日を記録する。

○ 審査請求書が郵便等により提出された場合は、消印等の日付も記録する。

○ 同種の処分について一定数の審査請求があるなど、当該審査請求事件の処理の効率性を確保する必要性がある等の場合は、提出日の記録に加えて、適宜事件番号や事件名等を付すことも考えられる。

② 口頭による審査請求の場合

口頭で審査請求をすることができる場合において、口頭で審査請求を受けたときは、審査庁の担当職員又は処分庁等において陳述を受ける担当職員は、審査請求に必要な事項を陳述させ、その内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人の押印を求める。

様式例2

＜法令＞◆ 口頭で審査請求をする場合には、法に規定する審査請求書の記載事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。

法20条

法19条2～5項

③ 提出日の扱い

審査請求書の提出日（審査請求がされた日）は、提出等の状況によって以下のとおりとなる。

- | | | |
|---|------------------|-------------------------------|
| a | 審査請求書を持参して提出した場合 | 審査請求書の提出日 |
| b | 審査請求書が郵送された場合 | 審査請求書の発送日 |
| c | オンラインによる審査請求の場合 | 審査庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録日 |
| d | 口頭による審査請求の場合 | 必要な事項を陳述し、当該陳述に係る録取書に押印した日 |

a) 審査請求書を持参して提出された場合

[解釈] □ 審査請求書を提出したときに、処分についての審査請求があったこととなる。

i) 処分庁等に審査請求書が提出された場合

＜法令＞◆ 処分庁等を経由して審査請求がされた場合には、処分庁等に審査請求書を提出したときに、処分についての審査請求があったものとみなされる。

法21条3項

(運用) ○ 処分庁等を経由して審査請求書が送付された場合には、受付処理として、審査請求書が処分庁等に到達した日を記録する。

○ 処分庁等が審査請求書の提出等を受けたときは、処分庁等は、審査請求書の提出等があった年月日の記録を行い、審査請求先となる行政庁に審査請求書を送付する際に、当該年月日を併せて通知することが必要である。

ii) 誤った教示により審査庁以外の行政庁に審査請求書が提出された場合

＜法令＞◆ 処分庁が審査請求先を誤って教示したことによりその教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、審査請求書が審査庁となるべき行政庁（正しい審査請求先）に送付されるが、審査庁となるべき行政庁に送付され

法22条1・2・5項

たときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなされる。

[解釈] □ 審査請求書を審査庁となるべき行政庁に回付した場合には、この場合の審査請求書の提出日は、「初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみな」されることから、審査請求人が審査請求書を持参した日となる。

(運用) ○ 誤って審査請求先として教示された行政庁から審査請求書が送付された場合には、受付処理として、審査請求書が当該行政庁に到達した日を記録する。

○ 誤って審査請求先として教示された行政庁が審査請求書の提出等を受けたときは、当該行政庁は、審査請求書の提出等があった年月日の記録を行い、審査請求先となる行政庁に審査請求書を送付する際に、当該年月日を併せて通知することが必要である。

b) 審査請求書が郵便又は信書便で提出された場合

<法令>◆ 送付に要した日数は、審査請求期間の計算に算入されない。

法18条3項

[解釈] □ 審査請求書の送付に要した日数は、審査請求期間の計算に算入されないため、発送日が提出日となる。

□ 法21条3項又は法22条5項の適用がある場合に、審査庁となるべき行政庁以外の行政庁に審査請求書を郵便等により提出したときは、上記と同様、発送日が提出日となる。

(運用) ○ 審査請求書が郵便等により提出された場合は、消印の日付等^(※)が付された封筒等も保管する。

(※ 審査請求書が郵便等により提出された場合は、消印の日付等により確認した発送日(投函日)をもって審査請求がされた日となる。)

c) オンラインによる審査請求の場合

<法令>◆ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下「オンライン化法」という。)3条1項及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「オンライン化法施行規則」という。)4条1項の規定により、オンラインで審査請求がされた場合には、審査庁の使用に係る電子計算機(サーバ等)に備えられたファイルへの記録がされた時に、審査請求がされたものとみなされる。

オンライン化法3条3項

◆ オンラインで審査請求をする場合の具体的な方法等は、行政機関等の定めるところによるが、原則として、氏名又は名称を明らかにする措置(いわゆる本人確認措置)として、電子署名及び電子証明書が必要となる。ただし、行政機関等がこれに代わる方法を指定している場合には、当該方法によって本人確認措置を講ずることも可能である。

オンライン化法3条4項
オンライン化法施行規則4条2項

(運用) ○ オンラインで審査請求がされた場合には、受付処理として、審査庁の使用に係る電子計算機（サーバ等）に備えられたファイルへの記録がされた日を受付簿等に記録する。

d) 口頭による審査請求の場合

<法令> ◆ 口頭で審査請求をする場合には、法に規定する審査請求書の記載事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。（再掲）

法20条
法19条2～5
項

◆ 処分庁等を経由して審査請求がされた場合には、処分庁等に必要な事項を陳述したときに、処分についての審査請求があったものとみなされる。

法21条3項

[解釈] □ 口頭で審査請求がされた場合には、必要な事項が陳述され、陳述人が押印したときに、審査請求がされたことになる。

イ 不適切な審査請求が行われた場合の対応

① 苦情等と審査請求のどちらに該当するのかが不明確な文書が審査請求書として提出された場合

審査庁の担当職員は、早急に当該文書提出者に対し、不服申立制度の趣旨等を説明して審査請求の意思の有無を確認し、審査請求の意思があると認められれば、審査請求として取り扱う。

不明確な審査
請求書の補正
→20頁参照

[解釈] □ 審査請求が不適法であっても、審査請求人が審査請求を行う意思が明確であれば、審査請求書の提出を受けることを拒むことはできない（法には審査請求を不受理とすることを認める規定はない。）。

(運用) ○ 苦情等と審査請求のどちらに該当するのかが不明確な文書が審査請求書として提出された場合、審査庁の担当職員は、不服申立制度の趣旨を説明した上で、審査請求として取り扱ったとしても不適法な審査請求として却下されることになる旨を伝えるとともに、審査請求の意思の有無を確認した結果、処分の取消し等を求めるものではなく、単なる不満や制度そのものの改廃を求めるといった内容であることが判明し、苦情の申出などの他の制度によってより適切に対応し得るものであると認められる場合には、当該制度の窓口等について情報提供を行うことが考えられる。

○ 審査請求の意思の有無の確認後、当該文書提出者が審査請求の意思がない旨の意向を示した場合においても、これらの処理経過については、後日、審査庁の担当職員が不当に審査請求を取下げさせたといった主張等が行われる可能性を考慮し、記録を作成しておくことが考えられる。

② 電話、FAX、電子メールで審査請求がされた場合

電話により審査請求をする旨の陳述があった場合や、FAXや電子メールで審査

請求がされた場合には、審査請求書の提出など適法な方法により、審査請求をするよう求める。

[解釈] □ 審査請求は、原則として、審査請求書を提出（オンライン化法に基づきオンラインを利用して提出する方法を含む。）して行う必要があるため、電話、FAX、電子メールは、適法な審査請求の方法とは認められていない。

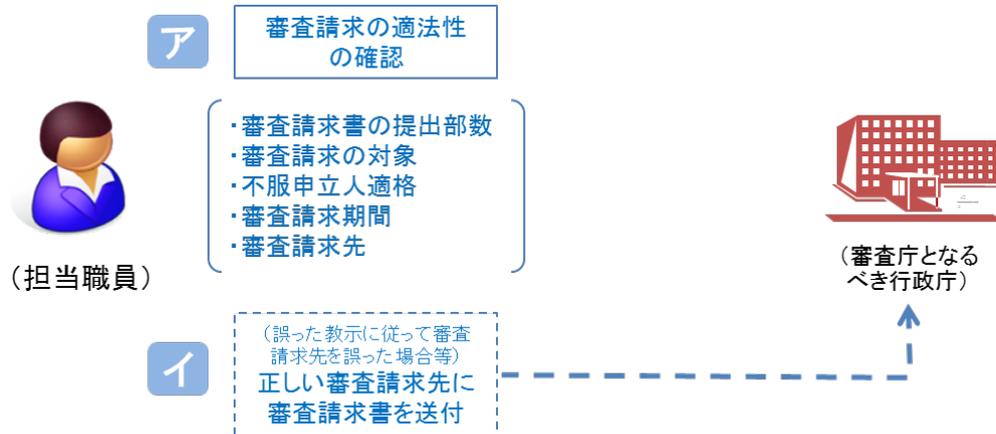
法19条
令4条4項

(運用) ○ 運用上の取扱いとしては、審査庁の判断により、次のように取り扱うことが排除されるものではないが、この場合には、適法な審査請求とするため、必要に応じ、補正等を求める。

- ・ 審査請求をする旨の電子メール等の記載内容を審査請求書として取り扱う（この場合は、当該審査請求書について、別途、補正により、審査請求人等に押印をさせる必要がある。）。
 - ・ 口頭により審査請求をすることができる場合に、電話による陳述を口頭による審査請求として録取する（この場合は、陳述人に録取書を送付し、押印の上返送させるなど、別途当該審査請求録取書の内容を陳述人に確認し、押印をさせる必要がある。）。
- FAXや電子メールで審査請求がされた場合に、改めて審査請求書の提出を求める際には、その後の手続を迅速に進める観点から、記載事項に不備がないかを確認し、不備がある場合には、修正した上で提出するよう求めることが考えられる。

【概要】

審査請求書の受付処理を行った後、審査庁の担当職員は、書面審理等により、その審査請求が適法であるか否かの確認を行う。



ア 審査請求の適法性の確認

① 審査請求書の記載事項等

- ・ 必要な記載事項が全て記載されていること
- ・ 代表者等の資格を証明する書面が添付されていること
- ・ 所要の通数の審査請求書が提出されていること
- ・ 押印があること

法19条2～5項
令4条1～3項

を確認

a) 審査請求書の記載事項

＜法令＞◆ 審査請求書の記載事項は、表1及び表2のとおり。

法19条2～5項
様式例1

(運用) ○ 審査請求書の様式については、各行政機関において、参考となる一定の様式を示すことは可能であるが、当該様式によらない審査請求書が提出された場合であっても、それ自体で審査請求が不適法となるものではない。

b) 代表者等の資格を証明する書面

＜法令＞◆ 審査請求書の正本には、審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあっては代表者又は管理人の資格を証する書面を、審査請求人が総代を互選した場合にあっては総代の資格を証する書面を、審査請求人が代理人によって審査請求をする場合にあっては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

令4条3項

(運用) ○ 代表者等の資格を証明する書面の例は、表3のとおり。

- 審査庁は、必要に応じて、職権で代表者等が資格を有するかを調査することができる。

表1 処分についての審査請求書の記載事項

記載事項	根拠条文
必ず記載が必要な事項	
① 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所 ^(※) (※) なお、旧法で審査請求書の記載事項とされていた審査請求人の年齢は、改正により削除されている。	法19条2項1号
② 審査請求に係る処分の内容	同項2号
③ 審査請求に係る処分（再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があったことを知った年月日	同項3号
④ 審査請求の趣旨及び理由	同項4号
⑤ 処分庁の教示の有無及びその内容	同項5号
⑥ 審査請求の年月日	同項6号
一定の要件に該当する場合に記載が必要な事項	
① 審査請求人が法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合 その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所	法19条4項
② 再調査の請求をした日 ^(※) の翌日から起算して3月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合において、法5条2項1号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 再調査の請求をした年月日 (※) 法61条において読み替えて準用する法23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日	法19条5項1号
③ 再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合において、法5条2項2号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 その正当な理由	同項2号
④ 審査請求期間 ^(※) の経過後において審査請求をする場合 その正当な理由 (※) 処分があったことを知った日の翌日から起算して3月・処分があった日の翌日から起算して1年（法18条1項本文・2項本文）	同項3号

表2 不作為についての審査請求書の記載事項

記載事項	根拠条文
必ず記載が必要な事項	
① 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所 ^(※) (※) なお、旧法で審査請求書の記載事項とされていた審査請求人の年齢は、改正により削除されている。	法19条3項1号
② 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日	同項2号
③ 審査請求の年月日	同項3号
一定の要件に該当する場合に記載が必要な事項	

① 審査請求人が法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合 その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所	法19条4項
--	--------

表3 代表者等の資格を証明する書面の例

審査請求人の類型等	資格を証明する書面の例	備考
審査請求人が法人である場合	登記事項証明書等代表者の資格を証明する書面	様式例3
審査請求人が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合	その規約、会則、定款、寄附行為等代表者又は管理人の定めがあることを証明する書面及び代表者又は管理人の資格を証明する書面	様式例3
総代が選任されている場合	総代の資格を証明する書面	様式例4
代理人によって審査請求をする場合	委任による代理人の場合 委任状 支配人・協同組合等の参事等の場合 登記事項証明書 等	様式例5

c) 提出通数

<法令>◆ 審査請求書の提出通数は、原則^(※)として正副2通。

令4条1項

(処分庁等が審査庁である場合は、正本1通のみ。)

(※ オンライン化法3条1項の規定により、オンラインで審査請求がされた場合には、審査請求書の正副2通が提出されたものとみなされる。)

令4条4項

d) 押印

<法令>◆ 審査請求書には、原則として審査請求人の押印が必要。

令4条2項

ただし、審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にはその代表者又は管理人、総代を選任した場合には総代、代理人によって審査請求を行う場合には代理人が押印する。

(この場合には、審査請求書の正本にこれらの者の資格を証明する書面(表3参照)の添付が必要。)

令4条3項

(※ 記名、署名、押印等が法令上必要とされる手続について、審査庁等に対して行われる通知をオンラインで行う場合には、電子署名その他の氏名又は名称を明らかにする措置(オンライン化法3条4項・4条4項等)が必要となる。)

[解釈] □ 印鑑に代えて指印とすることに関しては、本人自身はその意思に基づいて審査請求書を作成していることが明白であること、本人が印章を所有しない等の状況があれば、必ずしも直ちに違法とまでは言えない場合があると解されている(具体例としては、審査請求人が収監されている場合で、本人が印章を所有していないときが挙げられる。)

(注) 審査請求人等が外国人の場合

<法令>◆ 審査請求人等が外国人である場合は、署名をもって押印に代えることができる。(外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ関スル法律(明治32年法律第50号))

② 審査請求の対象

- ・ 審査請求に係る処分の存在（処分についての審査請求の場合） 法2条
- ・ 法令に基づき不作為に係る処分について申請がなされており、かつ、当該申請から相当の期間が経過しているにもかかわらず、当該申請に対する応答としての処分がなされていないこと（不作為についての審査請求の場合） 法3条

を審査請求書の記載事項等により確認

<法令>◆ 「行政庁の処分」に不服がある者は、審査請求をすることができる。 法2条

- ◆ 法令に基づき行政庁に対して行った処分についての申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、「行政庁の不作為」（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないこと）がある場合には、当該不作為についての審査請求をすることができる。 法3条

[解釈] □ 制度の改廃など特定の処分・不作為を対象としない抽象的な不服を申し立てている場合、当該処分が既に取り消されている場合、公権力の行使に当たる事実上の行為が既に終了している場合などは、不適法な審査請求となる。

□ 不作為についての審査請求について、「相当の期間」とは、社会通念上当該申請を処理するのに必要とされる期間を意味し、具体的には、個々の事案に即して適切に判断すべきものであるが、法令で申請に対する処分をすべき具体的な期間を定めている場合には、この期間が判断基準となる。

(運用) ○ 行政手続法に基づく標準処理期間が設定されている場合には、標準処理期間の具体的な定め方も考慮する必要があるが、特段の条件なく一定の期間を設定している場合は、申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（行政手続法6条）という標準処理期間の趣旨に照らせば、この期間を経過していれば、一般には、相当の期間を経過したものととして取り扱うことが適当であると考えられる。

③ 不服申立人適格（審査請求等ができる者）

審査請求人について、

- ・ 「行政庁の処分に不服がある者」であること（処分についての審査請求の場合） 法2条
- ・ 当該不作為に係る処分について申請をした者であること（不作為についての審査請求の場合） 法3条

を確認

<法令>◆ 行政庁の処分に「不服がある者」は、審査請求をすることができる。 法2条

- ◆ 不作為についての審査請求は、法令に基づき行政庁に対して「処分についての申請をした者」がすることができる。 法3条

- ◆ 個人や法人のほか、人格なき社団又は財団であっても、代表者又は管理人の定めのあるものは、その名で審査請求をすることができる。 法10条

[解釈] □ 行政庁の処分に「不服がある者」とは、当該処分について審査請求をす 法2条

る法律上の利益がある者、すなわち、行政事件訴訟法9条に規定する原告適格を有する者の具体的範囲と同一であり、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者と解されている〔最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決・民集32巻2号211頁（主婦連ジュース不当表示事件）〕。

□ 行政事件訴訟法第9条第2項においては、原告適格における「法律上の利益」の有無の判断についての考慮事項を次のように定めており、不服申立人適格の有無についても、これらの事項を考慮して判断する必要がある。

○ 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）（抄）
（原告適格）

第九条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

2 裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

（運用）○ 「不服がある者」とは、具体的には、当該処分の相手方のほか、処分の相手方以外の者で当該処分により生命、身体、財産等に著しい不利益を受ける（おそれのある）者などが考えられるが、具体的には、個々の事案に即して、当該処分の根拠法令等に照らして判断する必要がある。

④ 審査請求期間

a) 基本的事項

処分についての審査請求については、審査請求がされた日^(※1)が、

- ・ 処分があったことを知った日の翌日から起算して3月^(※2)を経過していないこと
- ・ 処分^(※3)があった日の翌日から起算して1年を経過していないこと
- ・ これらの期間経過後になされている場合には、審査請求期間内に審査請求をしなかったことについての正当な理由（後述b参照）があるか

を確認

（※1 審査請求書が郵便等により提出された場合は、消印の日付等により確認した発送日（投函日）をもって審査請求がされた日となる。）

（※2 再調査の請求の決定を経た後の審査請求の場合は、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）

（※3 再調査の請求の決定を経た後の審査請求の場合は、当該決定）

法18条1項本文

法18条2項本文
法18条1項ただし書・2項ただし書

法18条3項→8頁参照

＜法令＞◆ 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

法18条1項

◆ 処分についての審査請求は、処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

法18条2項

[解釈] □ 「処分があったことを知った日」とは、処分のあったことを現実知った日をいうが、社会通念上処分があったことが当事者の知り得べき状態に置かれたときは、特別の事情がない限り、処分があったことを知ったものと解すべきものとされる〔最高裁昭和27年11月20日第一小法廷判決・民集6巻10号1038頁〕。

□ 「処分があった日」とは、処分が効力を生じた日をいう。

□ 「再調査の請求についての決定があったことを知った日」については、当該決定が決定書の送達によってされることから、特段の事情がない限り、決定書の送達がされたとき（公示送達の場合には、公示がされた日の翌日から起算して2週間が経過した時）に、決定があったことを知ったものと解される。

□ 審査請求期間の期限が行政庁の休日に当たるときは、一般には、その休日の翌日をもってその期限とみなされる（行政機関の休日に関する法律2条、地方自治法4条の2第4項）。

(運用) ○ 一般には、郵送等の方法により社会通念上当事者が知り得る状態に置かれたときは、特段の事情（反証）がない限り、処分を知ったものと解してよいと考えられる。

○ 処分が個別の通知でなく告示等により多数の関係者に画一的に告知すべきものされている場合には、一般には、そのような告知方法が採られている趣旨に鑑み、当該告示等によって処分を知ったものと解してよいと考えられる。

○ 処分の多くは、相手方に到達したときにその効力を生ずるので、処分の相手方が審査請求人である場合に「処分があった日の翌日から起算して1年」という期間が問題となることは少ないと考えられるが、処分の相手方以外の第三者が審査請求人である場合には、処分があったことを後になって知ったため、「処分があったことを知った日の翌日から起算して3月」以内ではあるが、「処分があった日の翌日から起算して1年」の経過後に審査請求がなされるケースも想定される。

b) 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合の「正当な理由」

[解釈] □ 「正当な理由」の有無については、個別の事案に即して適切に判断されるべきものであるが、一般には、例えば、法82条に基づく教示がされず、審査請求人が他の方法でも審査請求期間を知ることができなかったような場合や、誤って長期の審査請求期間が教示され、当該期間内に審査請求がされた場合などは該当するが、審査請求人の業務の繁忙、病気、出張などの事情は該当しないと考えられる。

(運用) ○ 処分庁が法定の期間よりも長い期間を審査請求期間として教示し、当該期間内に審査請求がされた場合には、審査請求人が教示の誤りを認識しておらず、審査請求書にその「正当な理由」の記載がないことも想定されるが、この場合は、不適法な審査請求であるとして補正を命じることなく、適法な審査請求として取り扱うことが適当である。

c) 期間の計算方法

<法令>◆ 「3月」、「1年」等の期間は、暦に従って計算する。

民法143条

(運用) ○ 例えば、1月20日が「処分があったことを知った日」や「処分があった日」である場合には、翌日の1月21日が起算日となり、「3月」の期間は当該年の4月20日、「1年」の期間は翌年の1月20日の終了をもって満了する。

⑤ 審査請求先

- ・ 正しい審査請求先（審査請求をすべき行政庁）に提出されているか
- ・ 誤った審査請求先（審査請求をすべき行政庁以外の行政庁）に提出された場合には、教示がされているか、また、誤った審査請求先が教示されていないかを確認

法4条

法82条1項

<法令>◆ 審査請求をすべき行政庁は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除き、次のとおりとなる。

法4条

(7) 処分庁等に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは外局等の庁の長^(※)である場合 当該処分庁等

(イ) 外局等の庁の長^(※)が処分庁等の上級行政庁である場合 当該庁の長^(※) 宮内庁長官又は内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁（府省の外局として置かれる庁）の長

(ウ) 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（(7)(イ)に該当する場合を除く。） 当該主任の大臣

(イ) (7)～(ウ)以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

◆ 法定受託事務に係る処分等については、審査請求をすべき行政庁は、法律に特別の定めがある場合を除き、次のとおりとなる。

地方自治法255

条の2

(7) 都道府県の執行機関の処分等^(※) 当該処分等に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣

(イ) 市町村の執行機関（市町村長・教育委員会・選挙管理委員会）の処分

等^(※) 都道府県の執行機関（知事・教育委員会・選挙管理委員会）

(※) 不作為については、当該不作為に係る執行機関に対して審査請求をすることもできる。

[解釈] □ 誤った審査請求先に審査請求書が提出された場合であっても、審査請求人が当該行政庁に審査請求を行う意思が明確であれば、当該審査請求が不適法であることをもって、審査請求書の提出を受けることを拒むことはできない。

(運用) ○ 処分庁等、審査庁となるべき行政庁又は教示がされた行政庁のいずれでもない行政庁に審査請求書が提出された場合には、当該行政庁の担当職員は、早急に審査請求人に対し、正しい審査請求先に審査請求書を提出すべきであり、当該行政庁に対する審査請求は不適法な審査請求として却下されることになる旨を説明する（なお、正しい審査請求先が把握できない場合には、処分庁に対して審査請求書を提出することができる旨を説明する。）。

○ 正しい審査請求先が審査請求書の宛先として記載されているが、審査請求書が審査請求をすべき行政庁又は処分庁等以外に提出された場合については、審査請求人にその旨通知し、審査請求書の返還等の対応をとる。

○ 当該処分について再調査の請求ができる場合に処分庁に再調査の請求書が提出されたときは、処分庁が教示をしていなかった場合も、適法な再調査の請求として取り扱うことになる。

○ 正しい審査請求先に審査請求書が提出されたがその宛先が誤って記載されている場合など、審査請求に補正が可能な不備がある場合には、審査請求人に対し、補正を命ずることになる。

→20頁参照

イ 審査請求書等の送付

○ 審査請求書の提出を受けた行政庁が、処分庁が誤って審査請求先として教示した行政庁である等一定の場合には、正しい審査請求先への送付等必要な処理を行う。

法21条2項
法22条1項
法83条3項
法21条2項

<法令>◆ 処分庁等を経由して審査請求がされた場合には、処分庁等は、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。

◆ 審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

法22条1・2項

また、当該行政庁が、処分庁に審査請求書を送付したときは、処分庁は、速やかに、これを審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

- ◆ 処分庁が処分時に教示をせず当該処分庁に不服申立書が提出された場合において、当該処分が処分庁以外の行政庁に対し審査請求をすることができる処分であるときは、処分庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない。

法83条1・3項

【概要】

審査請求書に不備がある場合は、審査庁の担当職員は、相当の期間を定めて、審査請求人に対して不備を補正すべきことを命じる。



ア 補正命令

① 補正を命じる場合

審査請求書に不備がある場合は、審査庁の担当職員は、相当の期間を定めて、審査請求人に対して不備を補正すべきことを命じる。

＜法令＞◆ 審査請求書が法19条（審査請求書の記載事項）の規定に違反する場合には、法23条
審査庁は、相当の期間を定めて、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

- [解釈] □ 審査請求書の不備とは、必要的記載事項（表1・2）や添付書類（表3）の漏れや誤りである。また、その内容が要領を得ないため、対象となる処分や不服の内容が明確でない場合や、審査請求書に押印がなされていない場合、提出通数が必要部数に満たない場合も、審査請求書の不備に該当する。→12～13頁参照
- 処分庁が審査請求先等を誤って教示し、又は教示をしなかった場合で、法22条1～4項又は法83条3項の規定により審査請求書その他の不服申立書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときには、審査庁となるべき行政庁に送付された審査請求書その他の不服申立書は、もちろん適法な審査請求書とはなっていないが、宛先となる審査請求先の表示が誤っていても、あるいは、「再調査の請求書」や「不服申立書」と書かれていても、正しい審査請求先が宛先として表示された「審査請求書」とみなして取り扱われるべきであり、補正を要しない。
- 補正命令に際して定める「相当の期間」（法23条）とは、当該不備を補正するのに社会通念上必要とされる期間をいい、社会通念に照らして不十分な期間である場合には、当該補正命令は不適法と解される。

(運用) ○ 誤字、脱字、審査請求書上の審査請求の年月日と実際に審査請求書を提出（発送）した日付の若干の差違等、明白かつ審査請求自体に影響を及ぼさないと認められる軽微な欠陥がある場合は、補正させる意義に乏しいことから、運用上の取扱いとしては、補正を命じないことも可能である。

② 補正命令の方式

(運用) ○ 補正を命ずる方式については、手続の円滑な進行を図る観点から、書面により命じ、「補正書」に記載させることが考えられる。

様式例 6
様式例 7

○ 補正を命じる書面には、相当の期間内に不備を補正しない場合は、審査庁が、当該審査請求を却下することができる旨の注意喚起を行うことも考えられる。

法24条1項

○ 内容が要領を得ない審査請求書についての取扱いについては、単に審査請求人に補正を命じるだけでは適切な補正が行われないことも想定されるため、審査請求人の利便を図り、その後の手続を迅速に進める観点から、審査請求人や処分担当課室が属する部署に審査請求に至る経緯等を聞き取るなどにより対象となる処分等を確認し、必要となる補正の内容を明示した上で、補正の手続をとるという方法も考えられる。

○ 審査請求人が審査請求書を持参した場合には、審査の迅速化を図るため、可能な限りその場での任意の修正を求めた上で受け付けることが望ましい。持参された審査請求書では審査請求の対象となる処分等が明確でない場合には、必要に応じ、審査請求の対象と考えられる処分に係る処分担当課室が属する部署の職員を立ち合わせ、当該職員と共に審査請求書の確認を行い、必要な修正を求めるという方法も考えられる。

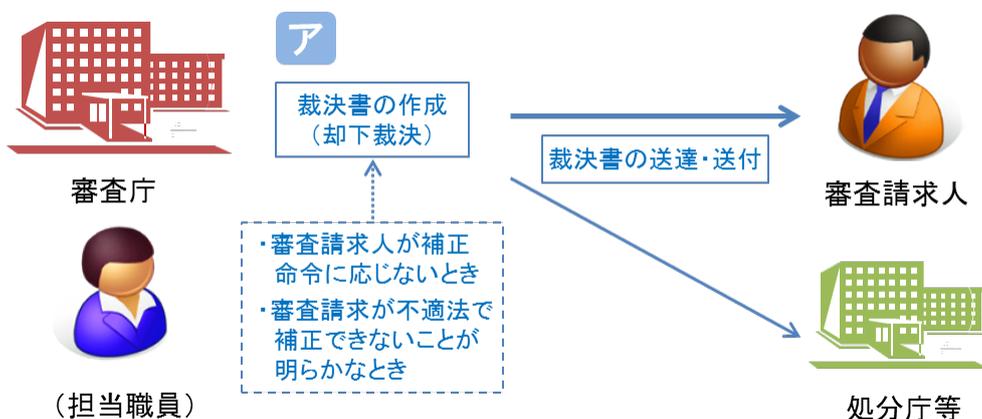
なお、審査請求人がその場で任意の修正を行ったときは、修正箇所には訂正印や署名を求める等により、審査請求人本人が修正を行ったことを明確にすることが望ましい。

4 審理手続を経ないでする却下裁決

図1〔1-4〕

【概要】

審査請求人が補正命令に従わない場合や、審査請求が不適法であって補正できないことが明らかである場合は、審査庁は、審理手続を経ないで、裁決で、当該審査請求を却下することができる。



ア 裁決書の作成

○ 審理手続を経ないでする却下裁決については、一般の裁決と同様に、裁決書を作成し、審査請求人に送達する。

＜法令＞◆ 次の場合には、審査庁は、審理手続を経ないで、当該審査請求を却下することができる。

- ・ 補正命令に対し、審査請求人が、審査庁が定めた相当の期間内に不備を補正しない場合
- ・ 審査請求が不適法であって補正できないことが明らかである場合

◆ 審理手続を経ないで審査請求を却下する場合、審理員の指名は不要。

〔解釈〕□ 不服申立人適格の有無や審査請求期間を徒過した場合の正当な理由の有無などの不服申立要件が問題となっていて、具体的な審理を実施しなければ判断できないような場合は、審査請求が不適法であって補正できないことが明らかであるときには該当しない。

(運用) ○ 「審査請求が不適法であって補正できないことが明らかである」場合とは、具体的には、表4のような例が考えられる。

→詳細な手続については
113頁参照

法24条

法9条1項ただし書

法24条2項

表4 審査請求が不適法であって補正できないことが明らかである場合の例

- ・ 審査請求をすることができない処分又は不作為について審査請求をした場合
- ・ 制度の改廃など特定の処分又は不作為を対象としない抽象的な不服を申し立てた場合
- ・ 処分の相手方以外の第三者が審査請求人である場合で、審査請求をすることについて法律上の利益がないことが明白である場合
- ・ 審査請求期間を徒過し、かつ、そのことについて正当な理由がないことが明白である場合
- ・ 審査庁となるべき行政庁以外の行政庁に審査請求をした場合（教示が不適切な場合を除く。）

5 執行停止

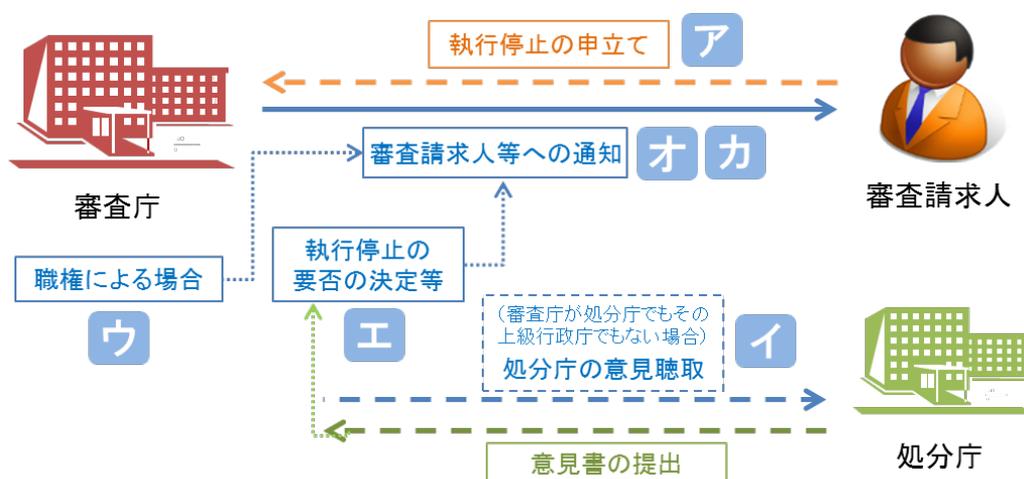
【概要】

審査庁は、執行停止^(※)の申立て等を受けた場合は、その必要性を判断した上で執行停止の要否を決定し、通知等を行う。

(※) 執行停止の意義

審査請求そのものは、その対象となった処分の効力やその後の手続に影響を与えるものではないが、事案によっては、その間の事態の進行に伴い、裁決で処分の取消等があっても、もはや原状回復が困難となるなど、本来の審査請求の目的を達することが不可能となる場合が生じ得る。

このため、審査請求人の権利利益を保護するための暫定的な措置として、審査庁は、必要があると認める場合には、処分の執行の停止等の措置（執行停止）をとることができることとされている。



ア 審査請求人からの申立て

○ 審査庁の担当職員は、審査請求人からの執行停止の申立てを処理する。

<法令>◆ 審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、執行停止することができる。

法25条2項

[解釈] □ 執行停止の申立て（法25条2・3項）の方式については、法令上の定めはなく、審査請求の際に併せて執行停止の申立てをする場合には、審査請求書に執行停止を求める旨を付記して申立てをすることも許容される。

(運用) ○ 審査請求人が、執行停止を申し立てる意向を示した場合は、手続の円滑な進行を図るため、審査請求人から書面の提出を求めることが適当であると考えられる。

様式例8

イ 処分庁の意見の聴取

○ 審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合に、審査請求人から執行停止の申立てがあったときは、執行停止が必要と認められる場合は、執行停止の適否について、処分庁の意見を聴く。

<法令>◆ 審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。

法25条3項

[解釈] □ 審査庁は、提出された処分庁の意見に拘束されるものではない。

(運用) ○ 処分庁の意見の聴取は、書面で行うことが適当であると考えられる。

様式例9

ウ 職権による執行停止

○ 審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁である場合には、必要に応じて、職権により執行停止をすることができる。

<法令>◆ 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、職権により、執行停止することができる。

法25条2項

◆ 審査庁が処分庁又は処分庁の上級行政庁のいずれでもない場合には、職権による執行停止はできない。

法25条3項

[解釈] □ 審理員から執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときに、執行停止をする場合は、職権により行うこととなる。なお、審査庁が処分庁又は処分庁の上級行政庁のいずれでもない場合には、職権による執行停止はできないことから、仮に審理員から意見書が提出された場合も、審査請求人の申立てがない限り、執行停止をすることはできない。

執行停止をすべき旨の意見書→法40条

エ 執行停止の決定

○ 審査請求人からの申立てがあったとき、また、審理員から意見書が提出されたときは、速やかに、執行停止の要否及び内容を決定する。なお、義務的に執行停止をしなければならない場合がある（後述b参照）。

<法令>◆ 審査請求人から執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

法25条7項
法40条

[解釈] □ 審理員から執行停止をすべき旨の意見書が提出された場合は、当該意見書の内容を踏まえて、執行停止をするかどうか適切に判断する必要があるが、審理員の意見書は、審査庁の判断を拘束するものではない。

法40条
→97頁参照

a) 執行停止の内容

<法令>◆ 審査庁は、必要と認めるときは、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止）をとることができる。

法25条2・3項

◆ 処分の効力の停止は、処分の効力そのものを停止させるという強度の措置であるため、それ以外の措置によって目的を達することができるときは、することができない。

法25条6項

[解釈] □ 執行停止のうち、「その他の措置」に該当するものの例としては、免職処分を仮に停職処分に切り替える場合のように、原処分に代わる仮の処分をすることによって、処分の効力の停止や処分の執行の停止と同じ効果を生ぜさせるための措置が挙げられる。

法25条2項

(運用) ○ 執行停止は、「必要があると認める場合」にすることができるものとされており、個々の事案に即して、審査請求人の権利利益と執行停止によって損なわれる公益を考慮しつつ、判断することが求められる。

法25条2・3項

b) 執行停止をしなければならない場合（義務的執行停止）

<法令> ◆ 審査請求人から執行停止の申立てがあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。（以下「義務的執行停止」という。）

法25条4項本文

◆ 義務的執行停止の要件となる重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとされている。

法25条5項

◆ 義務的執行停止の要件に該当する場合であっても、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき」又は「本案に理由がないとみえるとき」は、執行停止をする必要はない^(※)。

法25条4項ただし書

(※) なお、旧法で義務的執行停止の例外事由の1つとされていた「処分の執行又は手続の続行ができなくなるおそれがあるとき」は、改正により削除されている。

オ 審査請求人等への通知

○ 執行停止をするかどうかの決定をしたときは、その旨を審査請求人等に通知する。

(運用) ○ 執行停止をする旨の決定をしたときは、その旨を執行停止の申立てをした審査請求人のほか、申立てをした審査請求人以外の審査請求人、参加人及び処分庁等（審理員が審理手続を開始した後は、審理員にも）に通知し、処分の名宛人以外の者が審査請求人であるときは、処分の名宛人に対しても、これらを通知する。また、申立てがあった場合において、執行停止をしない旨の決定をしたときも、その旨及びその理由を申立人に通知する。

職権により執行停止を行う場合についても、同様に、審査請求人等にその旨を通知する。

○ 通知は、書面で行うことが適当であると考えられる。

様式例10・11

○ 処分の直接の当事者ではない参加人等に対する執行停止をする旨の決定の通知については、電子メール等を利用して行うことも考えられる。

カ 執行停止の取消し

○ 執行停止をした後の事情の変更により、執行停止を取り消した場合には、オに準じて、審理関係人等に通知する。

<法令> ◆ 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その

法26条

執行停止を取り消すことができる。

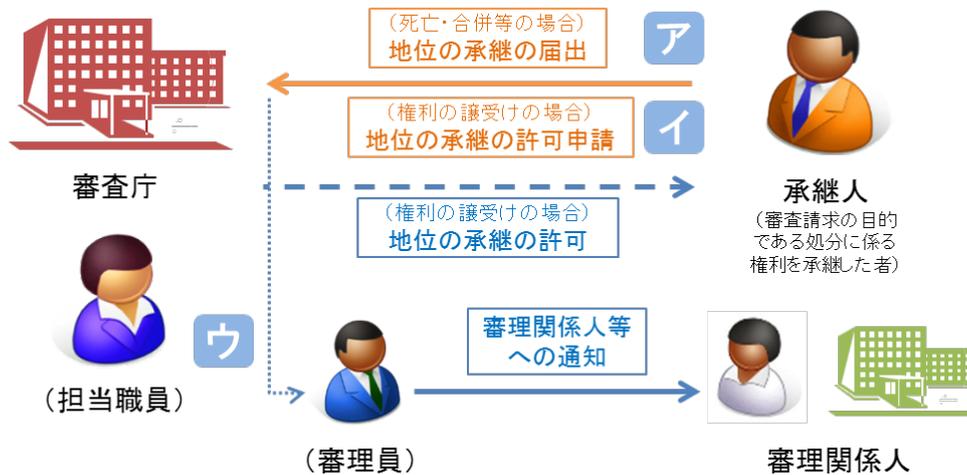
[解釈] □ 執行停止の取消しについては、処分庁などの審理関係人による申立ては法令上認められておらず、審査庁の職権により判断されることになる。 法26条

(運用) ○ 執行停止を取り消す場合の具体例としては、執行停止後の審理の進行により、本案について理由がないとみえるに至った場合や、その後の状況の変化により執行停止を継続した場合の公益への影響が大きくなった場合などが考えられる。

6 審理手続の承継

【概要】

審査庁は、審査請求人の地位の承継があった場合は、書面でその旨届け出を求め、他の審理関係人等に通知する。



ア 審査請求人の地位の承継の届出

- 審査請求人の死亡又は合併若しくは分割により審査請求人の地位の承継があったときは、審査庁の担当職員は、承継人から、権利の承継等を証明する書面を添付して、書面でその旨を届け出をを求める。

法15条3項
様式例12

a) 地位の承継

- <法令> ◆ 審査請求人が死亡したときは、相続等により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者が、また、法人等である審査請求人について合併又は分割があったときは、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人等又は分割により当該権利を承継した法人等が、審査請求人の地位を承継する。

法15条1・2項

[解釈] □ 審査請求人の地位の承継は、審査請求人の死亡（法15条1項）、合併又は分割（同条2項）による審査請求の目的である処分に係る権利の承継により、当然に効力が生ずる。

- 法15条1項の処分に係る権利を承継した者とは、一般には、相続人（当該権利について相続人として特定された者がいるときはその者）が該当する。

なお、「法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者」とは、例えば、生活保護法第10条の規定により世帯員が承継するというように、法令により相続人以外の者が承継する場合を意味する。

b) 地位の承継の届出

- <法令> ◆ 審査請求人の地位を承継した者は、権利の承継等を証明する書面を添付して、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。

法15条3項

(運用) ○ 権利の承継等を証明する書面の具体例は、以下のとおり。

- ・ 審査請求人の死亡による地位の承継があった場合には、死亡による権利の承継を証する書面（従前の審査請求人が死亡した事実及び当該承継人が相続人である事実を証する戸籍記載事項証明書等）
- ・ 合併又は分割による地位の承継があった場合には、合併の事実又は分割による権利の承継を証する書面（合併の事実を証する商業・法人登記の登記事項証明書等）

c) 地位の承継の届出がなされなかった場合の取扱い

<法令> ◆ 審査請求人の地位の承継に係る届出がされる前に被承継者に宛ててされた通知が承継者に到達したときには、当該通知が承継者に対してされたものとして効力を有する。

法15条4項

- ◆ 承継人が2人以上ある場合には、そのうち1人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなされる。

法15条5項

(運用) ○ 審査請求人の状況に変化があった場合の対応

審査庁の担当者又は審理員は、例えば、審査請求人と連絡が取れなくなる等の状況の変化があった場合には、必要に応じ、審査請求人の地位の承継の有無についての確認を行い、承継があったことが判明した場合は、承継人に対して、地位の承継の届出を行うよう求める等の対応をとることが考えられる。

なお、このような場合において、審査請求人の地位を承継した者が、審査請求を継続する意思を有しないときは、審査請求の取下げを行うよう求める等の対応をとることが考えられる。

→30頁参照

○ 承継人がいない場合の対応

審査請求人の死亡等が判明したが、その地位を承継する者がおらず、審査請求人が不存在であることが明らかである場合は、運用上、審査請求の取下げがあった場合に準じた対応をとることが考えられる。この場合、取下げの書面に代えて、審査請求人が不存在となった経緯についての記録を作成し、これを含む当該事案に係る関係書類を整理し、裁決に係る事務を担当する部署に引き渡すとともに、審理関係人に対して、審査請求人が存在しなくなったことにより審査請求手続を終了する旨の連絡を行う。

審査請求の
取下げ→30頁参
照

イ 審査請求人の地位の承継の許可申請

○ 地位の承継の許可申請があったときは、審査請求の目的である処分に係る権利の譲受について争いが生ずる可能性がないことを確認した上で、地位の承継の許可を行う。

様式例13

<法令> ◆ 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。

法15条6項

(運用)○ 審査請求の目的である処分に係る権利の譲受の事実を証明する書面(例えば、処分に係る不動産の登記事項証明書等)を添付して、書面により申請することを求めることが適当であると考えられる。

様式例14

ウ 審理関係人等への通知

○ 審査請求人の地位の承継があった場合には、審理関係人に通知する。

様式例15

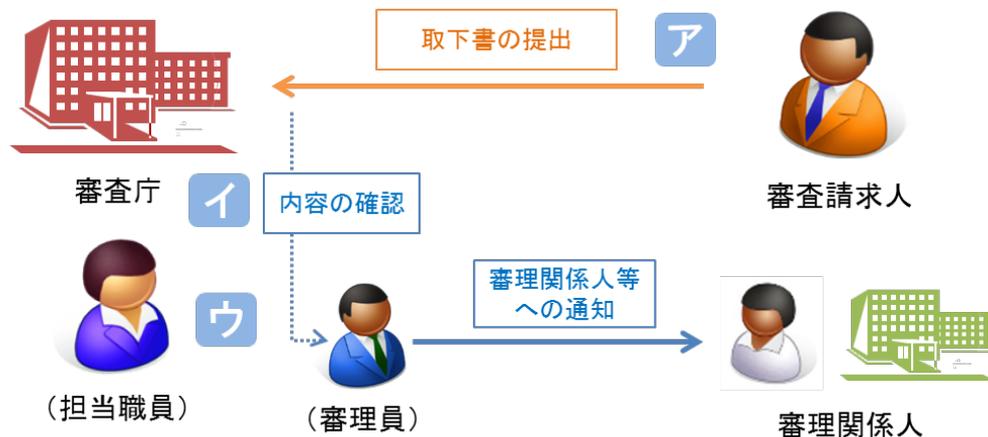
(運用)○ 審理員による審理手続が開始されているときは、審査庁は、審査請求人の地位の承継があった旨を審理員に通知し、審理員がその旨を他の審理関係人に通知することも考えられる。

○ 審査庁又は審理員は、審査請求人の地位の承継があった場合は、必要に応じ、口頭意見陳述等の期日を変更するなど、承継後の審査請求人が審理に適切に対応できるよう配慮することが望ましい。

7 審査請求の取下げ

【概要】

審査請求の取下げは、書面での提出を求めるとともに、取り下げる対象を明確にする。また、取下げについて、他の審理関係人への通知を行う。



ア 審査請求人からの取下書の提出

○ 審査請求の取下げに当たっては、審査請求人に対し、審査庁に審査請求を取り下げる旨の書面を提出することを求める。

法27条2項
様式例16

＜法令＞◆ 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

法27条1項

◆ 審査請求の取下げは、書面で行わなければならない。

法27条2項

[解釈] □ 審査請求を取り下げた場合、初めから審査請求がなかったのと同じ状態になり、審査請求期間内であれば、改めて審査請求することも排除されない。

(運用) ○ 審理員による審理手続が行われている場合は、申出人の利便性を図る観点から、実務上は、審理員を経由して提出することも可能とすることが適当であると考えられる。また、審理員に審査請求を取り下げる旨の書面が提出されたときは、審理員は、その旨を審査庁としての事務を担当する部署に連絡するとともに参加人及び処分庁等に通知し、遅滞なく当該事案に係る関係書類を整理し、当該部署に引き渡す。

イ 内容の確認

① 提出された書面の内容を確認し、不明確である場合には、これを明確にするよう求める。

② 書面が代理人によって提出された場合は、当該代理人の資格を証明する書面を添付させる等により、特別の委任（取下げに係る委任）の有無を確認する。

＜法令＞◆ 代理人による審査請求の取下げは、審査請求人から特別の委任を受けた場合に限り行うことができる。

法12条2項
ただし書

- ◆ 共同審査請求人の総代は、審査請求を取り下げることができない。
- (運用) ○ 取下げの書面については、後でその内容や真正性について争いが生じないよう、取下げの対象を明確にするよう求めるとともに、審査請求人（審査請求人が法人等であるときは代表者又は管理人）又は代理人の押印や署名を求めるなどの対応をとることが望まれる。
- 複数の審査請求がされている場合等において、取下げの対象が明確でない場合には、取下げの対象を明確にするよう求める。
- 審査請求人が審査請求の趣旨（審査請求で求める請求の範囲）を変更することを希望することも想定されるが、審査請求の対象となる処分を後続の処分など他の処分に変更したり、審査請求の対象に他の処分を追加することは、新たな審査請求の提起と同じことになるので、この場合は、新たに審査請求をさせることが必要となると考えられる。

㊦ 審理関係人等への通知

- 審査庁の担当職員は、審査請求を取り下げる旨の書面の提出を受けた場合において、他の審理関係人に通知する。また、審理員による審理手続が開始されているときは、審理員にも審査請求が取り下げられた旨を通知する。

様式例17

- (運用) ○ 運用により、審理員を経由して審査請求を取り下げる旨の書面が提出されたときは、審理員に対する通知は不要である。
- 審理員による審理手続が行われている場合には、審理関係人に対する審査請求が取り下げられた旨の通知を審理員から行うことも考えられる。

第2章 審理員の指名

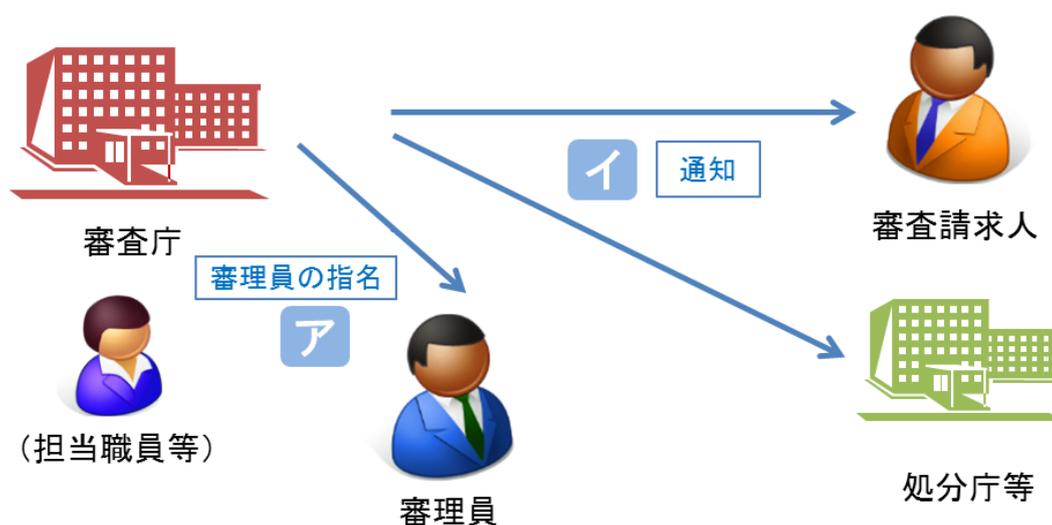
1 審理員制度の趣旨

法は、審査請求の審理の公正性・透明性を高めるため、原則として、審査庁に所属する職員であって当該審査請求に係る処分等に関与した者又は関与することとなる者等の一定の要件（除斥事由）に該当しない者（「審理員」）が、審理手続を行うこととしている（再審査請求についても同様）。

審理員は、個々の事件に関する審理手続については、審査庁の指揮を受けることなく、自らの名において審理を行い、その結果を、審査庁がすべき裁決についての意見書である審理員意見書として審査庁に提出する役割を担うことになる。

2 審理員の指名手続

図1〔2-2〕



ア 審理員の指名

審査庁は、審理手続を経ないで審査請求を却下する場合等を除き、審査請求の審理手続を行う者として、審理員を指名

(1) 審理員に指名する職員

＜法令＞◆ 審査庁（審査請求がされた行政庁（法14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。））は、審査庁に所属する職員（審理員候補者名簿を作成した場合には、当該名簿に掲載されている者）のうちから、審理手続を行う者（審理員）を指名 法9条1項

※ 次の場合には、審理員の指名は不要

ア 審査庁が法9条1項各号に規定する合議制の機関である場合

イ 条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合

ウ 審査請求が不適法であって補正できないことが明らかである場合など、法24条の規定により審理手続を経ないで審査請求を却下する場合

◆ 審査庁が指名する者は、審査請求に係る処分等に関与した者等の除斥事由 法9条2項

法9条1項
ただし書

(表5参照)に該当する者以外の者でなければならない

- ◆ 審査庁は、1つの事件につき複数の職員を審理員に指名するときは、当該審理員が行う事務を総括する者を併せて指定 令1条1項

[解釈] □ 除斥事由の一つである、審査請求に係る処分等に関与した者又は関与することとなる者に該当するか否かの判断は、個々の事案に即して、個々の職員ごとに個別具体的に判断されることになるが、一般的には、参考1に掲げる者などが該当すると考えられる。

(運用) ○ 審理員に指名する者は、審理手続に係る事務(表6参照)を自らの名において行うこととなるため、一般には、高度な判断を自らの名においてすることができる管理職級の職員を指名することが考えられるが、これらの事務の処理について適切な判断を下すことができる者であれば、それ以下の職級の職員を指名することも排除されない。

また、管理職級の職員と専門的知識を持つ職員とを組み合わせる方法も考えられる。

- 弁護士等外部の有識者を任期付職員や非常勤職員として任用した上で審理員に指名する方法も考えられる。
- 処分に係る決裁への押印の有無という形式的な観点のみならず、当該処分の決定に実質的に関与したか否かという点にも留意
- 処分担当部局の総務課等の(直接の処分担当課ではない)職員であっても、当該職員が審査請求に係る処分の判断に影響を与えている場合は、当該処分に関与した者となる場合もあることに留意
- 上記のほか、審理員を指名する際の留意事項については、第5編第3章「審査請求の処理体制等」のほか、参考2参照

(2) 審理員の指名の方法等

[解釈] □ 審理員に指名することにより、当該職員に審理員として審理手続を行う職務及び権限が付与されることとなる。

(運用) ○ 特定の事件に対する審理員に指名した事実を明確にする観点から、指名は書面を交付することにより行うことが考えられる。(法9条1項に規定する審査請求人等への通知を書面で行い、審理員に指名した事実について争いが生ずるおそれがないような場合には、実務上の取扱いとして、電子メール等により行うことも可能) 様式例18

- 審査庁は、審理員を指名したときは、審理員に審査請求書等を引き継ぐ。なお、執行停止の申立てがなされた場合等に必要となることもあり得ることから、必要に応じ、審査請求書等のコピーを作成し、保有しておく。

イ 審査請求人及び処分庁等への通知

審査庁は、審理員を指名した旨を審査請求人等に通知

様式例19

＜法令＞◆ 審査庁は、審理員を指名したときは、審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）に対し、その旨を通知

法9条1項

（運用）○ 審理員については、訴訟における裁判官の忌避に相当する法令上の規定はなく、審査請求人等から忌避の申出があった場合でも、それに対する決定や応答が必要となるものではない。ただし、除斥事由（法9条2項。表5参照）に該当する事実が判明した場合などに、当該審理員に引き続き審理手続を行わせることは適当でないことから、必要に応じて申出の内容を精査し、その結果、当該審理員に引き続き審理手続を行わせることが適当でないと認めるときは、当該審理員の指名の取消し等の措置をとる。

表5 審理員の除斥事由（法第9条第2項）

- | |
|---|
| <p>① 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者（具体例について参考1参照）（1号）</p> <p>② 審査請求人（2号）</p> <p>③ 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族（3号）</p> <p>④ 審査請求人の代理人（4号）</p> <p>⑤ ③・④に掲げる者であった者（5号）</p> <p>⑥ 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人（6号）</p> <p>⑦ 法第13条第1項に規定する利害関係人（審査請求人以外の者であって、審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし、当該処分につき利害関係を有するものと認められる者）（7号）</p> |
|---|

参考1 法第9条第2項第1号の処分等に関与した者に該当すると考えられる者の例

- ・ 処分等を行うために立入検査、事実認定等を行った者
- ・ 処分等に係る聴聞を主宰した者（行政手続法第19条）
- ・ 処分等の決定書を起案した者
- ・ 処分等の決定権者
- ・ 処分等に係る稟議書に押印した者
- ・ 処分等に係る協議に参加した者・処分等の決定に関する相談等に応じ、当該処分等に対する意見や法令解釈を示した者

（※処分等に関する相談等に対し、単に一般的な法令解釈等を示した場合は含まれない。）

＜注＞具体的には、個々の事案に応じて判断されることになるが、稟議書の起案や押印の有無という形式的な観点のみならず、当該処分の決定に実質的に関与したか否かという点にも留意する必要。

表6 審理員が行う主な事務

- ・ 総代の互選命令の要否の判断（法11条2項）
- ・ 審査請求への利害関係人の参加（参加人）の要否の判断（法13条1項及び2項）
- ・ 弁明書や反論書等の書面の求め（法29条2項・30条1項・2項）
- ・ 口頭意見陳述の主宰（法31条）
- ・ 証拠書類等の提出や参考人陳述、鑑定の求め、検証の実施（法32～35条）及びこれらの採否の判断
- ・ 争点の整理
- ・ 審理計画の決定（法37条3項）
- ・ 提出書類等の閲覧・交付の適否の判断（法38条）
- ・ 審理手続の併合・分離の要否の判断（法39条）
- ・ 審理手続の終結の判断（法41条）
- ・ 審理手続の結果の整理（事件記録の作成等）
- ・ 審理員意見書（審査庁がすべき裁決に関する意見書）の作成（法42条）

参考2 審理員を指名する際の留意点等

審理員に指名する職員をはじめとする審査請求に係る事務処理体制は、行政機関の組織体制等により事情が異なることから、具体的には、審査庁が行政機関の実情等を踏まえて判断することとなる。審理員を指名する際には、法第9条第2項に規定する除斥事由（前掲「表5」及び「参考1」参照）のほか、各行政機関の組織体制等の実情に応じ、例えば、直接処分を行った部署（行政機関の実情により異なるが、係、班、室など）に所属する職員以外の者から指名するよう努める、審査庁担当部局の職員を審理員にする場合には当該職員が裁決の判断に関与しないように努めるなど、審理の公正性・透明性の向上という、審理員制度の趣旨にも配慮した対応がとられることが望まれる。

3 審理員を補助する者

審理員は、法に基づき、自らの名において審理手続を行うものであるが、提出書類等の整理・保管、文書の発送など、その事務の一部を他の職員に補助させることは、排除されない。

① 審理員を補助する者の活用

審理員が行う事務を補助する者（以下「審理員補助者」という。）の活用については、各行政機関における運用に委ねられる。

[解釈] □ 実務上、審理員が行う事務の一部を、審理員の指示の下、他の職員に補助させることは、排除されていないものと考えられる。

(運用) ○ 審理員補助者となる者については、審理員の場合と同様、当該職員が審理手続を補助することにより、審理の公正性が損なわれ、又はそのような疑念を招くことがないよう留意する必要がある。

そのため、審理員の除斥事由に該当する者が審理員補助者となることは適当でないと考えられる。また、それ以外の者についても、実際に補助する具体的な業務の内容も踏まえつつ、審理員に指名する者の考え方に照らして判断する必要があると考えられる。

→32頁参照

○ 審理員補助者は、一般には、各行政機関の実情に応じ、当該審査請求について審査庁として行う事務を担当する部署の職員のほか、審理員として指名された職員の部下を活用する方法も考えられる。

② 審理員補助者が行う業務

例えば、次のようなものが想定される。

- ・ 当該事案の処理に必要な各種情報の収集・整理
- ・ 審理関係人等から提出される書類等の整理・保管
- ・ 審理関係人等との審理手続の日程調整（対応可能な日時・場所の確認など）
- ・ 審理員の判断・指示に従って行われる各種通知文書の作成・発送
- ・ 口頭意見陳述等関係者を招集して行う審理手続における会場設営、秩序維持の必要性が生じた場合の対応の検討等
- ・ 審理手続の記録（調書等）等の原案の作成

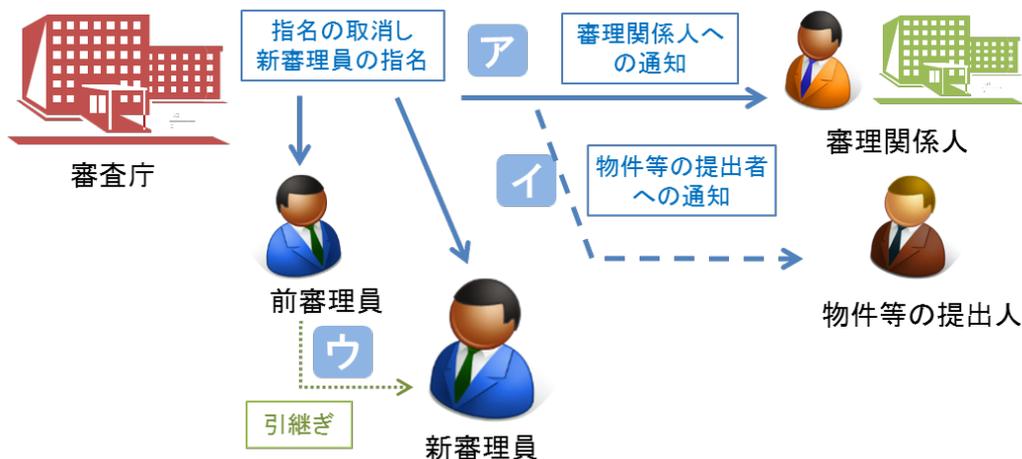
[解釈] □ 審理の進行や審理員意見書の作成等、法律上審理員に付与された権限の行使に係る事務が、実質的に審理員補助者の判断により行われることは、審理員制度の趣旨を没却するものであり、適当でない。

4 審理員の交代

【概要】

審査庁は、審理員が指名後に除斥事由に該当することとなった場合等には、その指名を取消し、新たに審理員を指名した上で、審理員が交代した旨を審理関係人に通知する。

新たに指名された審理員は、審理手続を引継ぎ、必要な手続を行う。



ア 指名の取消し・新審理員の指名等

① 指名の取消し

審理員が指名後に除斥事由に該当することとなった場合等は、審査庁はその指名を取り消す。

<法令>◆ 審理員が指名後に除斥事由に該当することとなった場合には、審査庁はその指名を取り消さなければならない。

[解釈] □ 審理員に指名された者が指名時に除斥事由に該当していたことが事後判明した場合にも、その指名を取り消すことが必要である。

(運用) ○ 事故等やむを得ない事情により長期間にわたり審理手続を進めることができなくなった審理員については、審理手続の遅延を防ぐ観点から、その指名を取り消すことが望ましいと考えられる。

○ 審理員が処分担当課室に異動する等により、審理の公正性について審査請求人や参加人の疑念を招くおそれが生ずる場合には、その指名を取り消すこともあり得る。

○ 一般には、審理手続の終結までに通常要する期間内に人事異動等により審理員の職務を行うことが困難となることを見込まれる職員を審理員に指名することは、審理の迅速性を確保する観点からは望ましいものとはいえないが、行政機関の組織体制等の事情により、特定の役職にある者を審理員に指名する場合などは、人事異動等を理由としてその指名を取り消すことも可能であると考えられる。

様式例18

令1条2項

② 後任の審理員の指名

審査庁は、審理員の指名を取り消す場合には、審理手続の遅延を防ぐため、速やかに後任の審理員を指名する。

(運用) ○ 複数の審理員を指名して審理手続を進めており、新たな審理員を指名しなくても審理手続の進行に支障が生じない場合には、後任の審理員を指名しないことも可能である。

③ 審理関係人への通知

審査庁は、審理員の指名を取り消し、新たに審理員を指名した場合には、その通知に併せて、前任の審理員の指名が取り消された旨を通知する。この通知は、審査請求人と処分庁等に対して行うほか、参加人がいる場合は、参加人に対しても行う。

＜法令＞◆ 審査庁は、審査庁に所属する職員のうちから審理手続を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。

(運用) ○ 前任の審理員による審理手続において、証拠書類等の提出を受けている場合は、審理員の交代に伴い提出済の証拠書類等の管理担当者も変更されている旨、併せて通知する。

○ 審理員が人事異動等により審査庁に所属する職員でなくなったことにより審理員の交代があった場合も、同様に通知する。

様式例19

法9条1項

イ 物件等の提出人への通知

○ 前任の審理員による審理手続において、法33条の規定により審理関係人以外の者から書類その他の物件の提出を受け、これを留め置いている場合は、新たに指名された審理員から、提出者に対して、審理員の交代に伴い提出済の書類その他の物件の管理担当者も変更されている旨、通知する。

様式例19

ウ 引継ぎ

○ 新たに指名を受けた審理員は、それまでの審理手続を引き継ぐこととなるが、この場合には、事件記録、証拠書類等の引継ぎを受け、それらの不備の有無を確認する必要がある。また、実務上困難な場合を除き、前任の審理員から、審理経過についての説明を聴取する。

[解釈] □ 審理員の指名が取り消された場合であっても、それまで当該審理員が行った審理手続が全て無効になるものではなく、新たに指名された審理員がこれらの審理手続の公正性等に問題がないかを確認し、必要と認められる手続のみを再度行えばよいと解される。

5 審理員の指名を要しない場合

(1) 審査庁が合議制の機関である場合

審査庁が、行政事務について優れた識見を有する委員で構成され、公正かつ慎重な判断に基づいて処理せしめることを目的として設置されている合議制の機関（法9条1項各号）である場合は、審査請求の審理及び判断についても公正かつ慎重に行われることが制度上担保されていると考えられることから、審理員の指名を要しないこととしている（同項ただし書）。

この場合は、審査庁が審理手続を実施することになるが（表7参照）、具体的に審理手続を処理する体制等については、当該合議制機関の議事・議決の方法によることになる。また、当該審査庁の職員（合議制機関の構成員を含む。）に口頭意見陳述、参考人陳述、検証、質問、審理手続の申立てに関する意見の聴取の手続を行わせることも可能である（法9条4項）が、この場合には、本章第2節（32ページ）を参考に、当該合議制機関の組織体制等の実情を踏まえつつ、審理の公正性の確保にも留意した対応がとられることが望まれる。

(2) 条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合

条例に基づく処分については、条例で特別の定めを設け、当該処分に係る審査請求の審理手続において、審理員を指名しないとすることができることとしている（法9条1項ただし書）。

これは、例えば、情報公開条例に基づく処分について、地方公共団体の情報公開審査会が実質的な審理を行っている場合などは、審理員を指名しないと条例で定めるといった場合などを想定したものであり、具体的にどのような処分等について審理員の指名を不要とするかについては、各地方公共団体において適切に判断すべきものであるが、特段の事情なく単に審理手続を簡略にするために特別の定めを設けることは、審理員制度の趣旨に照らし適当でなく、審理員の指名を不要とすることについて一定の合理性が求められる。

なお、上記の特別の定めを条例に設けた場合には、審査庁が法2章3節に規定する審理手続を実施する（表7参照）ことになるが、(1)と同様に、当該審査庁の職員（合議制機関の構成員を含む。）に口頭意見陳述、参考人陳述、検証、質問、審理手続の申立てに関する意見の聴取の手続を行わせる場合には、審理の公正性の確保にも留意した対応がとられることが望まれる。

表7 審理員を指名しない場合（法9条3項）における審理手続等

審理員が指名されず、法9条3項の適用を受ける場合の審理手続は、次のような点で、審理員が指名される場合と異なることとなる。

- 審理手続を行う主体は、「審理員」でなく「審査庁」となる。
- 審理員による執行停止の意見書の提出（法40条）及び審理員意見書の作成・提出（法42条）の規定は、適用されない
- 審理手続を終結したときは、審理関係人に審理手続を終結した旨を通知し（法41条3項）、遅滞なく裁決をすることになる（法44条）。（行政不服審査会等への諮問（法43条）は不要）
- さらに、処分庁等が審査庁である場合には、次のような違いがある。
 - ・ 審査庁が弁明書を作成し、審査請求人等に送付することになる（法29条2・5項）。
 - ・ 審査庁から処分庁等に対する手続は、原則として不要となる（反論書・意見書の送付（法

30条3項)、審理手続を終結した旨の通知(法41条3項)等)。

- ・ 口頭意見陳述は、審査請求人及び参加人を招集して行う(法31条2項)。(申立人の処分庁等に対する質問(同条5項)は審査庁と処分庁等が異なる場合と同様)

※ なお、この場合には、審理員候補者名簿の作成・公表(法17条)は不要となる。

第3章 審理手続

1 総則的な留意点

【概要】

審理手続の実施に当たっての留意点は、以下のとおり。

- ・ 審理関係人のそれぞれの主張を公平に聴取するなど、公正・中立に審理を進めること
- ・ 審理手続の実施に当たっては、不当であるか否かについても審理を行うこと
- ・ 簡易迅速な手続の進行に努めること

(1) 審理手続の進行

審理員は、審理手続の実施に際し、簡易迅速かつ公正な審理を実現するため、審理関係人と相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない（法28条）。

具体的には、以下の事項に留意する必要がある。

ア 公正・中立な審理の進行

- 処分庁等の主張に偏ることなく、審理関係人のそれぞれの主張を公平に聴取するなど、公正・中立に審理を進めること。

（具体例）

- ・ 審理関係人が了知しない事実等に基づいて審査庁がすべき裁決の内容について判断することは避ける。
- ・ 審理員が職権で実施する場合など、審査請求人等の立会いなく行われた参考人の陳述、鑑定、検証、質問等の審理手続等の結果、裁決の内容についての判断に影響を及ぼす事実で、他の審理関係人が了知しないものが判明した場合に、審理手続の結果を当該審理関係人に通知すること等により必要な範囲で当該事実を示し、その反論の機会を与える。
- ・ 審理関係人が、審理手続以外の場において非公式に事件に関する主張等を行う意向を示した場合であっても、公式の手続によって当該主張等を行わせ、他の審理関係人に適切に反論の機会を与える。

イ 処分等の不当性についての審理の実施

- 審理手続の実施に当たっては、処分等が違法であるか否かにとどまらず、不当であるか否かについても必要な審理を行うこと。

（具体例）

- ・ 処分等の前提となった事実認定や法律解釈等が合理的かつ適正になされているかについて、処分庁等の通達などの内部基準の合理性を含めて、適切に調査・確認を行う。
- ・ 審理関係人の主張している事実については、それを証明する根拠の有無についても調査を行う。

- ・ 審理の範囲については、審査請求人が主張する審査請求の理由に限られず、当該処分の当否を判断するために必要な範囲全般に及ぶものであり、審査請求人が主張していない点についても、必要に応じ、職権により調査を行う。

ウ 簡易迅速な手続進行

○ 簡易迅速な手続の進行に努めること。

(具体例)

- ・ 口頭意見陳述の申立てなど、審理手続に係る申立てに対して、速やかに対応する。
- ・ 審理関係人に対し、迅速かつ公正な手続のためには反論書等や証拠書類等の早期提出等の協力が欠かせない旨、機会を捉えて通知する。
- ・ 審理関係人が提出期限までに反論書等や証拠書類等を提出しないなど、審理手続の進行への協力が得られない場合には、更なる期限を設定して提出を求め、状況に応じ、提出がない場合には、審理手続を終結する（法41条2項）など、審理の著しい遅滞を招くことがないよう対応する。
- ・ 争点の整理等により計画的に審理手続を行うよう努めるとともに、審理関係人に対しても、審理手続の予定時期等を遅滞なく連絡するなどして、審理手続の計画的な進行について協力を求める。
- ・ 審理関係人に対する通知や連絡を確実にし、情報伝達の不徹底による審理手続の遅延を生じさせないよう細心の注意を払う。

(2) 審理員を複数指名した場合の審理手続

審理員が複数指名された場合には、審理手続を効率的に進めるため、必要に応じ、口頭意見陳述や参考人陳述等の個々の審理手続を特定の審理員が行うなど、審理員間で審理手続を分担して実施することも可能である。この場合、審理手続を担当した審理員が他の審理員に当該審理手続の結果を報告するなどにより、審理員間で情報の共有を図る必要がある。なお、審理員意見書等については、審理員の合議により審査請求に対する判断を決定するなど、全ての審理員が関与して作成することが必要である（第2編第3章13、15（97、100ページ）参照）。

(3) 審理手続の進行中に審査請求が不適法となった場合の対応

審査庁が、審査請求を適法なものであると判断したものの、以下のような事情の変化により、審理手続が開始された後に、当該審査請求が不適法となる場合も想定される。

- ① 処分庁が審査請求に係る処分を取り消した場合
- ② 不作為庁が当該不作為に係る申請に対する処分を行った場合

このような場合には、当該審査請求が不適法であることが明らかとなることにより、必要な審理を終えたといえるから、審理員は、審理手続を終結させ、審理関係人に審理手続を終結した旨等必要な通知を行う（法41条）（本章14（98ページ）参照）とともに、審査請求を却下すべき旨の審理員意見書を作成し、審査庁に提出する。

(4) 審査庁との関係

法は、審理手続に関する権限を審理員に帰属させており、審理員は、個々の事件に関する個別具体的な審理手続については、審査庁から指揮を受けることなく、自らの名において、審理を行うこととなる。したがって、審査庁が個々の事件に関する審理手続について個別具体的な指示等を行うことは、こうした審理員制度の趣旨に照らし適当でない。

なお、審査庁が、審査請求の審理に関して審理員が遵守すべき一般的な事項（例えば、「不服申立人適格の判断に当たっては行政事件訴訟法9条2項の考慮事項を考慮すること」、「審理関係人に対する通知は書面で行うこと」、「審理関係人に対して、適宜、審理手続の実施時期や終結時期の見通しを示すこと」、「審理手続の遅延を防止するため迅速な審理を行うよう努めること」等）を示すことは、もとより可能であるが、こうした事項については、審理の公正性について疑念を招くことのないよう、可能な限り、あらかじめ明確にしておく必要がある。

2 審理関係人に係る手続

(1) 総代の互選等

図1〔3-2〕

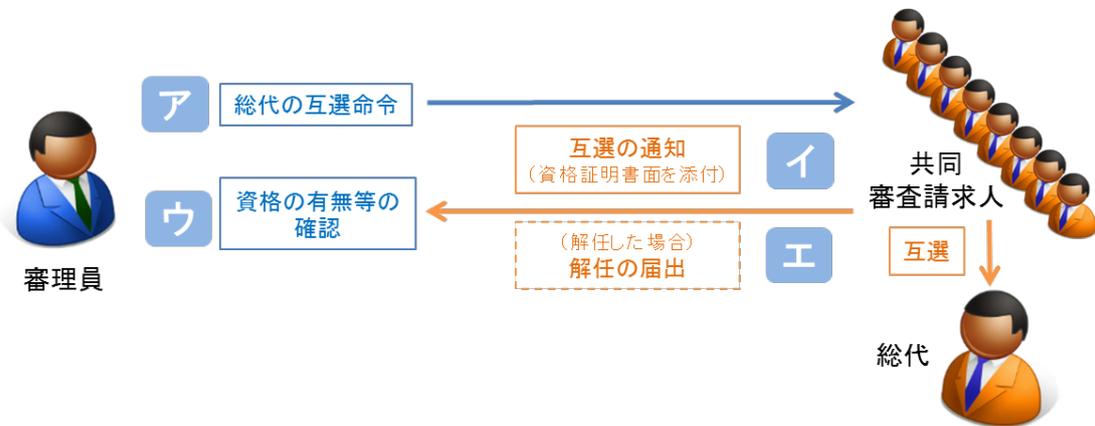
【概要】

複数人が共同で審査請求をする場合には、共同審査請求人は総代^(※)を選任することができるが、総代が選任されない場合であっても、審理員は、必要と認めるときは、共同審査請求人に対して総代の互選を命ずることができる。

(※) 総代選任の効果

総代は、共同審査請求人全員の代表であり、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができ(法11条3項)、共同審査請求人は、総代を通じてのみ審査請求に関する行為を行うことができる(同条4項)。

また、共同審査請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、1人の総代に対してすれば足りるものとされている(同条5項)。



ア 総代の互選命令

- 審理員が総代の互選が必要と認めるときには、共同審査請求人に対して、互選を命ずることができる。

〈法令〉◆ 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、審理員は、総代の互選を命ずることができる。

法11条2項

[解釈] □ 総代の互選命令は、全ての共同審査請求人に出さなければならない。

- 総代の互選を命じられた共同審査請求人は、その命令に従わなければならない義務を負うこととなり、共同審査請求人が命令に従わないときは、当該審査請求は、不適法な審査請求となると解される。

(運用) ○ 互選命令は、書面により行うことが適当であると考えられる。

様式例20

- 互選を命ずる場合の具体的な期限は、個々の事案に応じて判断されることとなるが、例えば、2週間程度の期間を設定することが考えられる。

イ・ウ 互選の通知・資格の有無等の確認

- 共同審査請求人から総代を互選した旨の通知を受けた審理員は、添付された書面等により、総代の資格の有無を確認する。

<法令>◆ 総代の資格は、書面で証明しなければならない。

令3条1項

[解釈] □ 審理員から総代の互選を命じられた共同審査請求人は、総代を互選した上で、総代の資格を証明する書面を添付して、審理員に通知することが必要となる。

□ 総代の選任については、総代の性質から、原則として共同審査請求人全員の同意（総代の解任の場合は、当該総代以外の全員の同意）を要すると解される。したがって、総代の資格を証明する書面には、全員の同意が得られていることが記載されている必要がある。

(運用) ○ 共同審査請求人による総代を互選した旨の通知は、総代の資格の証明と併せて、書面で行うよう求めることが適当であると考えられる。

様式例20

○ 審理員は、総代の互選の通知があったときは、その旨を他の審理関係人に通知する。

様式例21

工 解任の届出

○ 共同審査請求人が総代を解任した場合には、審理員は、共同審査請求人に対し、その旨の届出を求め、資格の喪失の有無を確認する。

<法令>◆ 共同審査請求人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。

法11条6項

◆ 総代がその資格を失ったときは、書面でその旨を審査庁（審理員による審理手続が行われている間は、審理員）に届け出なければならない。

令3条2項
書面の例→様式例3

(運用) ○ 審理員は、総代の解任の通知があったときは、その旨を他の審理関係人に通知する。

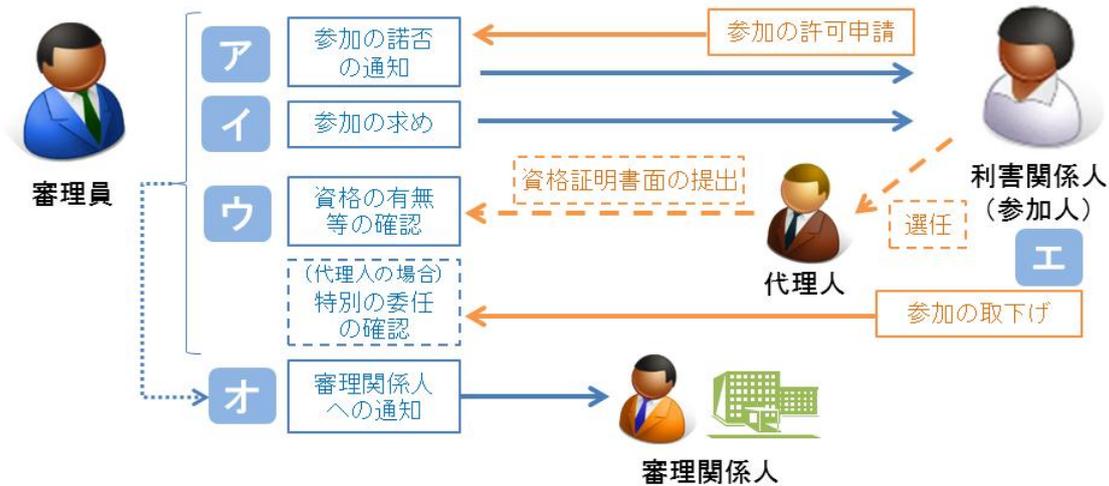
様式例21

(2) 審査請求への参加の許可等

図1〔3-2〕

【概要】
 審理員は、利害関係人から審査請求への参加の申請があった場合には、参加の適否を判断し、参加を許可した場合には、他の審理関係人に通知する。
 また、審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

(※) これらの手続により審査請求に参加する者を「参加人」という(法13条4項)。



ア 利害関係人からの参加の許可申請

○ 利害関係人から審査請求への参加の求めがあった場合には、参加の許可申請を求め、参加の適否を判断し、申請者に対し、許可申請の諾否を通知する。

<法令>◆ 利害関係人は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

法13条1項

[解釈] □ 「利害関係人」とは、審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者であり、一般的には、表8のような者が該当すると考えられる。

□ 審査請求への参加の許可申請があった場合には、審理員は、公正な手続の下での国民の権利利益の救済を図るという法の趣旨を踏まえ、利害関係人に該当すると認められるときは、一般に、参加を許可することが適当である。

□ 利害関係人から参加の許可申請があった場合であっても、以下のような場合は、参加を許可しないことも許容される。

- ・ 総代の互選を命じた後、一部の共同審査請求人が審査請求を取り下げた上で利害関係人として審査請求への参加を求めるなど総代制度の潜脱となるような場合
- ・ 参加の許可申請が多人数に上るため全ての者に参加を認めるといわずらに審理の遅延を来すおそれがあるなど、簡易迅速かつ公正に審理を行う観点から支障が生ずると認められる場合

(運用) ○ 参加の許可申請については、審査請求に係る処分等の根拠となる法令

様式例22

に照らし当該処分につき利害関係を有することについて説明を記載した申請書を提出するよう求めることが適当であると考えられる。

(なお、この場合に、利害関係人から口頭で参加申請があったときは、前述の申請書を審理員に提出するよう求める。)

- 申請者に対する許可申請の諾否は、文書により通知することが適当であると考えられる。
- 審理員は、利害関係人が参加人となったときには、当該参加人に対して、審査請求書の写しを送付するとともに、既に弁明書や反論書が提出されている場合には、当該書面の写しを送付することが適当である。

様式例23

表8 利害関係人の具体例

審査請求人と利害が共通する者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原処分によって不利益を被る者 (例) 審査請求人とともに審査請求に係る処分の相手方となった者 ○ 不作為に係る申請が認容されることにより、利益を受ける者 (例) 審査請求人と共同で不作為に係る申請をした者
審査請求人と利害が相反する者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原処分の取消し又は変更によって不利益を被る者 (例) 処分の相手方以外の者が審査請求人である場合の当該処分の相手方 ○ 不作為に係る申請が認容されることにより、不利益を被る者

イ 審理員からの参加の求め

- 審理員は、審査請求への参加が必要と認める利害関係人に対し、参加を求めることができる。

<法令>◆ 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

法13条2項

[解釈]□ 審理員が審査請求への参加を求めた場合には、その承諾を要することなく、参加人として取り扱われることとなると解される。

(運用)○ 審理員が具体的にどの範囲の利害関係人に参加を求めるかについては、簡易迅速かつ公正に審理を行う観点から、審理員において適切に判断する必要があるが、審査請求が処分の相手方以外の第三者からされたものである場合には、当該処分の相手方の参加を求める。

- 利害関係人への参加の求めは、文書により行うことが適当であると考えられる。
- 参加人が審理手続に参加したときに、審査請求書の写し等を送付することについては、アと同様である。

様式例24

ウ 参加人の代理人

- 代理人によって審査請求に参加する場合には、審理員は、代理人の資格を証する書面の提出を求め、その資格の有無を確認する。

様式例5

＜法令＞◆ 審査請求への参加は、代理人によってすることができる。

法13条3項

◆ 参加人の代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

令3条1・3項

◆ 代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）に届け出なければならない。

令3条2・3項

エ 参加の取下げ等

① 参加の取下げ

参加人又は代理人から今後は参加しない旨の申出を受けたときは、参加を取り下げる旨の書面を提出することを求める。なお、書面が代理人によって提出された場合は、当該代理人の資格を証明する書面を添付させる等により、特別の委任の有無を確認する。

様式例25

＜法令＞◆ 代理人は、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

法13条4項

◆ 代理人の参加取下げに係る特別の委任は、書面で証明しなければならない。

令3条1・3項

（運用）○ 参加の取下げの方式については、後でその真正性について争いが生じないよう、審査請求の取下げと同様に、参加人（参加人が法人等であるときは代表者又は管理人、代理人によって取下げをする場合には代理人）からの書面に加え、押印や署名を求めるなどの対応をとることが望まれる。

② 参加の許可の取消し

審理員は、参加を許可し又は参加を求めた後において、当該参加人が引き続き審査請求に参加することが適当でないとする場合には、当該参加を取り消し、書面によりその旨を参加人に通知する。

様式例23

（運用）○ 審理員が参加人の審査請求への参加を取り消すことが必要となる具体的な状況とは、当該参加人が利害関係人でなくなった場合や、当該参加人が審理手続の進行の妨害を図る等著しく審理に支障があると認める場合などが考えられる。

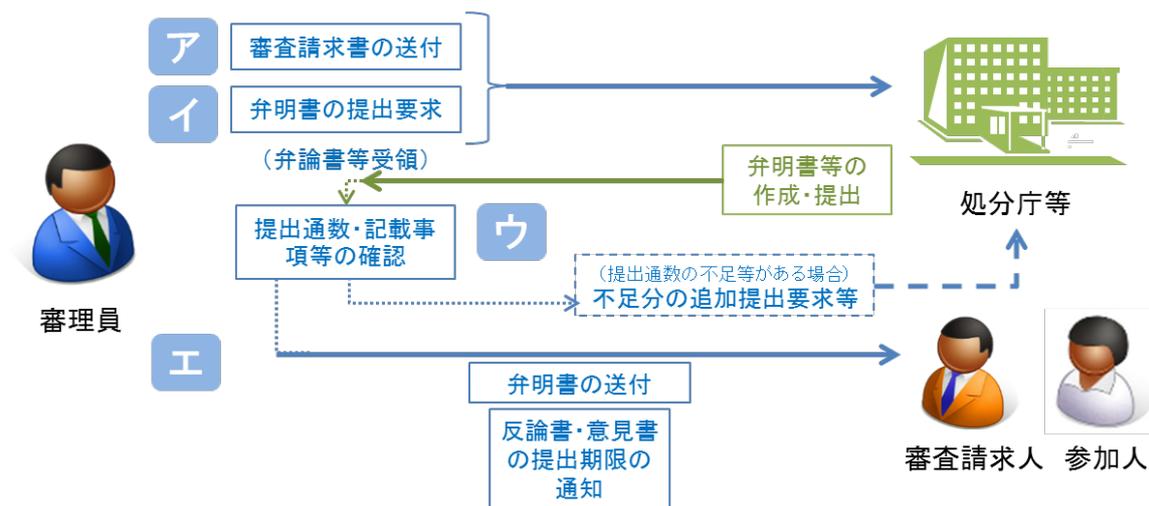
オ 他の審理関係人への通知

○ 審理員は、利害関係人が参加人となったとき、又は参加の取下げ若しくは取消しがあったときは、その旨を他の審理関係人に通知する。

様式例26・27

【概要】

審理員は、指名後、直ちに、処分庁等に審査請求書等を送付しなければならない。また、審理員は、処分庁等に弁明書の提出を求め、処分庁等から弁明書が提出されたときは、弁明書を審査請求人及び参加人に送付する。



ア 審査請求書の送付

○ 審理員は、審査庁から指名を受けた後、直ちに、処分庁等に審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しを送付する（処分庁等が審査庁である場合を除く）。

＜法令＞◆ 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

◆ 法22条3項・4項及び法83条3項の規定の適用がある場合における、処分庁等への審査請求書の送付は、（副本がないため）写しによってする。

◆ オンラインによって審査請求がされた場合は、当該審査請求に係る電磁的記録が審査請求書の副本とみなされるので、これを送付する。

（運用）○ 審理員が送付する審査請求書の副本等は、当該審理員が指名された際に審査庁から引き継いだものである。

○ 審査請求書は、これを送付する旨を記載した書面を付して送付することが適当であると考えられる。

○ 審査請求書の送付は「直ちに」行わなければならないことから、弁明書の提出要求のために審査請求書の送付が遅延することは適当でなく、弁明書の提出要求の準備（「相当の期間」の設定等）に時間を要する場合には、審査請求書の送付を先に行うこととなる。

○ 実務上、審理員が審査請求書に不備があると認める場合が生じたときは、審理員は、審査請求人に不備のあった内容について確認するなどにより、不備を補足しつつ、審理を進めることになると考えられるが、審

法29条1項
令5条1項

法22条3・4項
法83条3項
令5条1項
令4条4項
令5条2項

第2章2ア(2)
→33頁参照

様式例28

理員が審査請求書に不備があると認めた時点で、法9条1項の規定による審理員を指名した旨の通知がまだ発出されていない場合には、運用上の取扱いとしては、審理員が審査請求の適法性審査を行う職員に審査請求書を返戻して再審査を促すことも許容されることが考えられる。

イ 弁明書の提出要求等

① 弁明書の提出要求

審理員は、提出すべき相当の期間（提出期限）を定めて、処分庁等に弁明書の提出を求める。

<法令>◆ 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求める。

法29条2項

◆ 弁明書は、正本と、審査請求人及び参加人の人数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

令6条1項

◆ オンラインによって弁明がされた場合は、当該弁明に係る電磁的記録が、弁明書の副本とみなされる。

令6条2・4項

[解釈] □ 弁明書の提出期限となる「相当の期間」とは、社会通念上当該書面を作成するのに必要とされる期間であり、審理の迅速化の要請も考慮しつつ、当該審査請求に係る処分の性質等に応じた適切な期間を設定する必要がある。

法29条2項

(運用) ○ 弁明書の提出要求を行う時期については、法令上の規定はないが、審査請求書の送付の際に、弁明書の提出を求める旨を、提出すべき相当の期間（提出期限）を定めて通知し、処分庁等に弁明書の提出を求めることが適当であると考えられる。

様式例28

○ 弁明書の提出期限については、具体的には、個々の事案に応じて判断されることとなるが、例えば、2～3週間程度の期間を設定することが考えられる。

○ 審理の迅速性を確保する観点から、弁明書の提出要求に当たっては、処分の理由となる事実を証する書類その他の物件の提出を提出すべき相当の期間を定め、併せて通知することも考えられる。

様式例28

法32条2・3項
→71頁参照

○ 弁明書に併せて当該事実を証する書類その他の物件を提出する場合には、当該提出物件が弁明書のどの記載に係る事実を証するものであるのかということが分かるようにされていることが望ましい。

② 弁明書が提出されない場合

「相当の期間」内に弁明書が提出されない場合は、更に期間を定めて、改めて弁明書の提出を求める。

<法令>◆ 審理員は、提出期限までに弁明書が提出されない場合において、更に一定の期間を示してその提出を求めたにもかかわらず、その期間内に弁明書が提出されなかったときは、審理手続を終結することができる。

法41条2項1号

(運用) ○ 弁明書の提出の再要求は、当該期間内に弁明書が提出されない場合は

様式例29

審理手続を終結することがある旨を記載した書面により行うことが適当であると考えられる。

ウ 弁明書の確認

処分庁等から弁明書が提出されたときは、提出通数、記載事項等に問題がないかを確認し、必要に応じ、不足分を追加提出するよう求めるなどの対応をとる。

①提出通数

<法令>◆ 弁明書は、正本及び当該弁明書を送付すべき審査請求人及び参加人の数に相当する通数の副本を提出しなければならない。 令6条1項

[解釈]□ 「当該弁明書を送付すべき審査請求人及び参加人の数」とは、原則として、法29条5項の規定により弁明書を送付することとされている審査請求人及び参加人の人数の合計であるが、総代が互選されている場合には、総代1人と参加人の人数の合計となる。 法29条5項
法11条5項

②添付書類

<法令>◆ 審査請求に係る処分が不利益処分であり、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の手続を経て当該処分が行われ、処分庁が聴聞主宰者から提出された聴聞調書及び報告書（行政手続法24条1・3項）や処分の相手方から提出された弁明書（同法29条1項）を保有している場合には、弁明書には、これらの書面を添付しなければならない。 法29条4項

(運用)○ 聴聞調書や（行政手続法上の）弁明書の添付の方法については、運用に委ねられるが、一般には、処分庁がこれらの書面の写しを作成して添付することになると考えられる。

○ 弁明書に、行政手続法に基づく聴聞調書及び報告書又は処分の相手方から提出された弁明書が添付される場合には、審査請求人又は参加人の求めに応じ閲覧等に供する際に、審理員は、当該閲覧等について処分庁の意見を聴かなければならないことから、運用上、書面の提出時に、審査請求人等による閲覧等の可否についての意見を聴いておくことが効率的であると考えられる。その場合、具体的な方法としては、これらの書面を提出する際に、審査請求人等による閲覧等の可否についての意見及びその理由を併せて提出するよう求めることが考えられる。 法29条4項
法38条1・2項
様式例28・30

③記載事項

a) 処分についての審査請求に対する弁明書

<法令>◆ 処分についての審査請求に対する弁明書には、処分の内容及び理由を記載しなければならない。 法29条3項1号

[解釈]□ 処分についての審査請求における弁明書には、処分の内容及び理由を記載しなければならないが、その記載の程度は、抽象的・一般的なもの（例えば、処分基準があるにも関わらず、処分の理由として、当該処分の根拠条項に該当する旨を記載するのみといったもの）では不十分であり、審理員等が処分 法29条3項1号

の内容及び理由を明確に認識し得るよう、根拠となる法令の条項を示してその内容を明示した上で、当該処分要件に該当するその原因となる事実が明示されている必要がある。

□ 審査請求書等に処分が違法又は不当であることを理由付ける具体的な内容が記載されている場合には、処分が違法又は不当のいずれでもないことの根拠となる事実も、「処分の内容及び理由」に含まれるものとして、記載されなければならない。

法29条3項1号

□ 審査請求に係る処分について審査基準や処分基準を公にしている場合には、処分についての審査請求における弁明書において、これらの基準の適用関係についても明示する必要があると考えられる〔最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決・民集第65巻4号2081頁参照〕。

法29条3項1号
行政手続法5・12条

(運用) ○ 処分時においては、原則として、処分の内容及び理由を示さなければならないが、処分の決定書におけるこれらの記載について、弁明書の提出時点で処分段階の説明に更に付記する事項がない場合には、例えば、弁明書に処分の決定書を添付し、弁明書は、「処分の決定書に記載のとおり」等と記載することも可能であると考えられる。

行政手続法8・14条

○ 弁明書は、審査請求人及び参加人に送付され、反論書や意見書を作成する際の基礎となるものであることに照らせば、記載すべき事項が記載されていない、記載が具体性を欠くなどの形式上の不備がある場合には、該当箇所を指摘した上で、当該箇所を修正した弁明書の再提出を求める等の対応が考えられる（不作為についての審査請求に対する弁明書についても同様）。

○ 弁明書の再提出等を求める場合には、手続の遅延を防止する観点から、提出期限を最初の弁明書の提出要求の際に付した「相当の期間」の最終日とすることが考えられるが、最初の弁明書が提出期限の間際に提出された等、別途適当な提出期限を設定することが必要となる場合もあり得る。

b) 不作為についての審査請求に対する弁明書

<法令>◆ 不作為についての審査請求における弁明書には、処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由を記載しなければならない。

法29条3項2号

[解釈] □ 不作為についての審査請求における弁明書における、「処分をしていない理由」については、当該申請がどのような処理の段階にあるかといった審査の進行状況を明示し、審査に時間を要する事情が生じていれば当該事情を明らかにするなどして、処分をするまでに至っていない原因となる事実を記載する必要があり、「業務の輻輳による遅延」といった抽象的な記載は適当ではない。

法29条3項2号

「予定される処分の時期」とは、弁明書の提出時点における時間的な観点からの予定時期であり、例えば、「標準処理期間のとおりであれば、○月△日ぐらいであるが、本件の場合□日程度遅れる見込み」といった記載が考えられる。なお、「未定」等の予定時期を示さない記載は可能な限り避けるべきである。

「予定される処分の内容及び理由」とは、弁明書の提出時点において予定されている処分の内容及び理由であり、処分についての審査請求についての弁明書における「処分の内容及び理由」と同様に、審理員等が予定される処分の内容及び理由を明確に認識し得るものであることが必要であるが、いまだ処分をしていない段階であるため、審査の進行状況等によっては、具体的に記載することが困難な場合も考えられる。このような場合は、その時点でできる限り具体的な記載をすることが求められるが、状況により「内容及び理由」を明示できない場合は、これを明示できない理由を記載する必要がある。

工 弁明書の送付

○ 弁明書が提出された場合は、その副本を審査請求人及び参加人に送付する。

＜法令＞◆ 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、その副本を審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

(運用) ○ 弁明書の審査請求人及び参加人への送付は、弁明書の提出後速やかに行うべきであり、審理の迅速性を確保するため、反論書等に係る手続と併せて行うことが効率的であると考えられる。

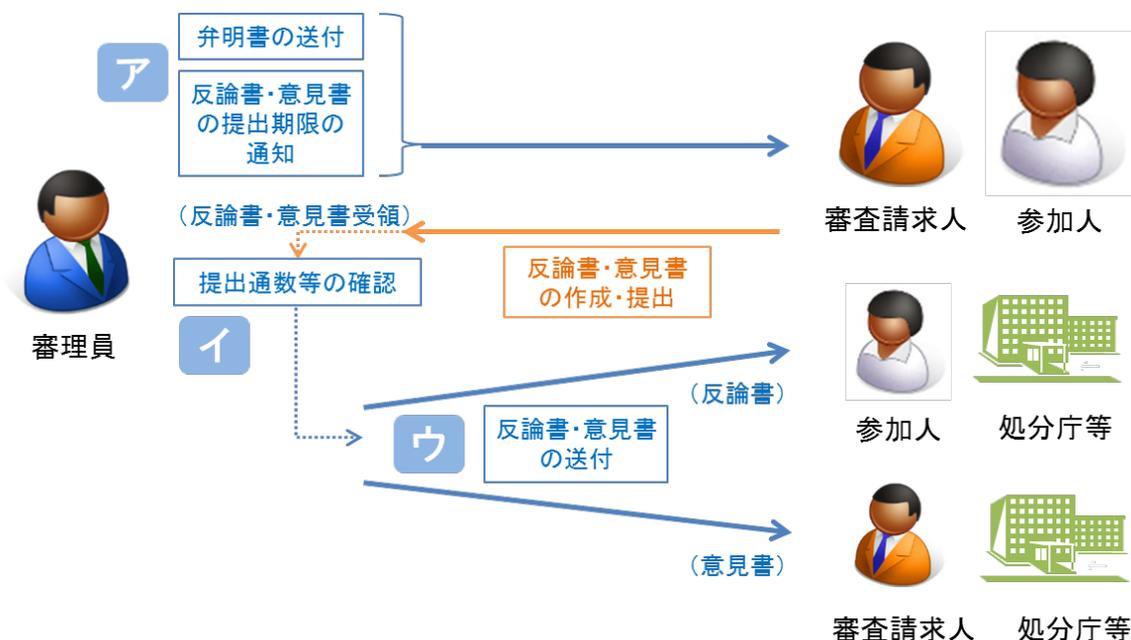
様式例30

法29条5項
令6条3項

法30条3項
→54頁参照

【概要】

審理員は、審理関係人に弁明書を送付する際、反論書・意見書（[ア](#)<法令>参照）を提出できる旨を、提出期限を付した上で、通知する。



[ア](#) 反論書・意見書の提出期限の通知

○ 審理員は、必要に応じて、審査請求人には反論書を提出することができる旨を、参加人には意見書を提出することができる旨を、それぞれ、提出すべき相当の期間を定めて通知する。

<法令>◆ 審査請求人は、弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

法30条1項

◆ 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出することができる。審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

法30条2項

[解釈] □ 反論書及び意見書に係る規定は、簡易迅速かつ公正な審理のためには、審理関係人の主張内容が審理の冒頭に明らかになっていることが望ましいことから、その主張の内容を記載した書面の提出手続を整備するとともに、審理の遅滞を防ぐ観点から、審理員に、その提出期限の設定権限を与えたものである。

□ 反論書又は意見書の提出期限となる「相当の期間」（法30条1・2項）とは、社会通念上当該書面を作成するのに必要とされる期間である。

(運用) ○ 反論書・意見書の提出や、その提出期限の設定は必須ではないが、一般には、迅速かつ公正に審理を行う観点から、提出期限を定めてこれらの書面の提出を審理関係人に促すことが望ましいと考えられる。

なお、提出期限を設定する場合は、審理の迅速化の要請も考慮しつつ、審査請求に係る処分 の 性質や、審査請求人又は参加人の状況も踏まえ、適切な期間を設定する。

○ 反論書及び意見書の提出期間は、具体的には、個々の事案に応じて判断されることとなるが、例えば、2～3週間程度の期間を設定することが考えられる。

○ 反論書・意見書の提出期限等の通知は、審査請求人及び参加人に弁明書を送付する際に、併せて書面で行うことが効率的であると考えられる。

○ 審理の迅速性を確保する観点からは、反論書・意見書の提出期限の通知に当たっては、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定め、併せて通知するという方法が考えられる。

様式例30

法32条1・3項
→71頁参照

イ 反論書・意見書の提出通数等の確認等

① 反論書等が提出された場合

反論書又は意見書が提出されたときは、提出通数等に問題がないか確認し、必要に応じ、不足分を追加提出するよう求めるなどの対応をとる。

<法令>◆ 反論書は、正本と参加人及び処分庁等の人数に相当する通数の副本を、意見書は、正本と審査請求人及び処分庁等の人数に相当する通数の副本を、それぞれ提出しなければならない。

令7条1項

◆ オンラインによって反論又は意見が述べられた場合は、当該反論又は意見に係る電磁的記録が、反論書又は意見書の正本又は副本とみなされる。

令7条2・4項

② 反論書等が提出されない場合

「相当の期間」内に反論書又は意見書が提出されない場合において、審理に当たって審査請求人や参加人の主張を把握する必要があると認めるときは、更に期間を定めて、改めて反論書又は意見書の提出を促す。

<法令>◆ 審理員は、提出期限までに反論書又は意見書が提出されない場合において、更に一定の期間を示してその提出を求めたにもかかわらず、その期間内に反論書又は意見書が提出されなかったときは、審理手続を終結することができる。

法41条2項1号
→98頁参照

(運用) ○ 反論書又は意見書の提出を再度促す際には、必要に応じて、当該期間内にこれらが提出されない場合は審理手続を終結することがある旨を記載した書面により行うことも考えられる。

様式例29

ウ 反論書・意見書の送付

○ 提出された反論書及び意見書については、速やかに、その副本を、反論書は参加人及び処分庁等に、意見書は審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付する。

＜法令＞◆ 審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。

法30条3項

◆ 法30条3項の規定による反論書又は意見書の送付は、反論書又は意見書の副本によってする。

令7条3項

(運用) ○ 審理員は、提出された反論書や意見書の内容を精査し、審査請求の結論に影響を与え得る新たな主張や事実が提示された場合は、他の審理関係人の反論を求める。

反論の求め→
80頁参照

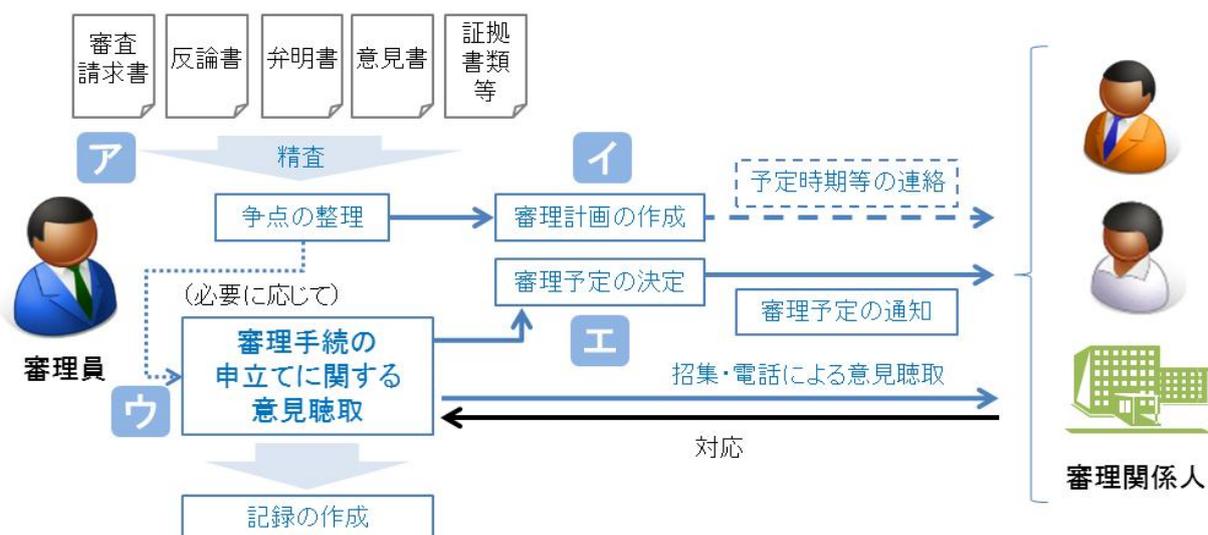
○ 複数いる審査請求人又は参加人のうちの1人から反論書又は意見書が提出された場合には、審理の公正性の確保の観点から、提出者以外の審査請求人又は参加人についても、必要に応じ反論書又は意見書の写しを送付するなど、適切に対応する。

【概要】

簡易迅速かつ公正な審理を実現するためには、争点等を整理し、審理手続を計画的に進めることが求められる。

審理員は、事件が複雑である場合等において、迅速かつ公正に審理を行うため、審理関係人から審理手続の申立てに関する意見聴取を行うことができることとされており（法37条）、必要に応じ、この意見聴取や審理関係人に対する質問（法36条。「9 審理関係人への質問」参照）も活用して争点等の整理を行い、審理を計画的に進めるよう努める。

意見聴取を実施したときは、遅滞なく、審理予定を決定し、これらを審理関係人に通知する。



ア 争点の把握・整理

- 審査請求人から提出された審査請求書及び反論書、処分庁等から提出された弁明書、参加人から提出された意見書や、審理関係人から提出された証拠書類等を精査して、審理関係人の主張の内容やその根拠を把握し、当該事案の争点（主張の対立点等）を整理する。

（運用）○ 争点の整理の時期等については、具体的には、個々の事案に応じた運用に委ねられるが、例えば、弁明書や反論書、意見書により審理関係人のそれぞれの主張が出揃った時点で行うことが考えられる。

イ 審理計画の検討・整理

- 整理した争点等を踏まえ、その後の審理手続の進行に資するよう、どのような手続をどの時期に行うかを検討・整理する。

（運用）○ その後の審理手続の必要性が少ない場合にまで、審理計画の検討・整理が必要となるものではない。

- 個々の審理手続の予定時期を示すことが可能な場合には、その後の審

理手続を計画的に進める観点から、その予定時期等を審理関係人に連絡し、審理手続の実施について協力を求めることが考えられる。

- 審理関係人から提出された書類等だけでは、争点の整理やその後の審理手続の判断を行うことが困難な場合には、後述^ウの審理手続の申立てに関する意見聴取の実施の必要性を検討する。

ウ 審理手続の申立てに関する意見聴取

① 意見聴取の必要性の判断

審理員は、事件が複雑である場合など、審理手続を計画的に遂行するため必要があると認めるときは、審理手続の申立てに関する意見聴取を行う。

<法令>◆ 審理員は、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、審理手続の申立てに関する意見を聴取することができる。 法37条1・2項

[解釈] □ 審理手続の申立てに関する意見聴取は、事件が複雑であるなどの事情により、審査請求の趣旨や審査請求人と処分庁等の主張の対立点を正確に把握できず、審理手続の必要性や順序についても的確に判断できない場合に、その後行うべき審理手続の採否を的確に判断することができるようにするための手続である。

□ 意見聴取の実施は、審理員が、審理手続を計画的に遂行し、迅速かつ公正な審理を行う観点から判断するものであり、審査請求人や参加人が意見聴取の実施を申し立てることはできない。

□ 意見聴取を行うことができる「その他の事情」としては、例えば、審査請求の趣旨及び理由にあいまいな部分があるため、その後とるべき審理手続を決定することができない場合などが考えられる。

② 審理関係人への日程等の確認

- ・ 審理員は、審理手続の申立てに関する意見聴取（以下この節では単に「意見聴取」という。）を行う場合には、招集を求める審理関係人の都合等を事前に聴取する。
- ・ 審理関係人が遠隔地に居住している場合など、相当と認める場合には、電話により意見聴取を行うことができる。

<法令>◆ 意見聴取は、原則として、期日及び場所を指定し、審理関係人を招集して行う。 法37条1項

◆ 審理関係人が遠隔地に居住している場合その他相当と認める場合には、電話により意見聴取を行うことができる。 法37条2項

[解釈] □ 電話による意見聴取を行うことができる「その他相当と認める場合」としては、審理関係人が出席を望まない場合や、審理員が当該審理関係人と一対一で通話することにより目的を達することができる場合などが 法37条2項

考えられる。

③ 期日及び場所の指定

審理員は、聴取した審理関係人の都合等を踏まえて日程調整を行い、招集を求め
る者の人数等に応じた適切な場所（部屋）を確保した上で、期日及び場所を決定し、
当該審理関係人に通知する。

[解釈] □ 意見聴取は、口頭意見陳述とは異なり、必ずしも審理関係人全員を招集
する必要はなく、審理員が必要と認める範囲で審理関係人を招集すること
も許容される。

(運用) ○ 申立人等への通知は、書面により行うことが適当であると考えられる。

様式例32

④ 意見聴取の実施

a) 審理関係人を招集して行う場合

審理員は、指定した場所に会場を設置し、出席者の確認を行った上で、出席し
た審理関係人から、表9の審理手続について申立て（証拠書類等の提出につい
ては提出）を行う意向があるか否かを聴取する。

[解釈] □ 意見聴取は、あくまで審理手続の申立てに関するものであり、審理関係
人は、口頭意見陳述のように、意見聴取手続において審査請求に係る事件
に関する意見を自由に陳述することができるものではない。

(運用) ○ 審理関係人を招集して意見聴取を行う場合の進行方法等は、個々の事
案に応じ、口頭意見陳述における取扱いも参考に、審理員が適切に判断
することになるが、例えば、以下のような手順で進めることが考えられ
る。

→65頁参照

i) 出席者の確認

出席者に対して、身分証明書の提示を求める等により、当該出席者が招集
を求めた審理関係人であることを確認する。

ii) 注意事項の説明

意見聴取の冒頭において、手続における注意事項について説明を行う。説
明を行う注意事項としては、口頭意見陳述と同様の事項のほか、事件に関す
る意見を自由に陳述することはできないことなどが考えられる。

→65頁参照

iii) 審理関係人からの意見聴取

招集した審理関係人から、表9の審理手続について申立て（証拠書類等の
提出（法32条）については提出）を行う意向があるか否かを聴取するととも
に、これらの意向がある場合には、その内容及び理由を聴取する。複数の審
理関係人を招集した場合には、審理員が聴取順を定めて、順次聴取を行う。

iv) 審理員による出席者に対する質問

争点及び証拠の整理のため、必要に応じ、審理関係人への質問（法36条）
により、出席した審理関係人に対し質問を行う。この際、審理関係人の対応

審理関係人へ
の質問→79頁
参照

が必要な手続については対応が可能な日程、証拠書類等の提出については提出が可能な時期など、その後の審理計画の検討に当たって必要な事項についても、併せて質問を行うことが効率的である。

また、出席した審理関係人から他の審理関係人に対する質問の意向が示された場合には、口頭による審理関係人への質問の申立てとして取扱い、争点等の整理のため適当と認める場合には、適宜質問を行う。なお、このような場合には、一般に、改めて申立書を提出させる必要はないと考えられる。

意見聴取の際の秩序維持については、法令上の規定はないが、審理関係人が争点についての主張を行うなど、意見聴取の趣旨に照らし相当でないと認める場合は、その発言を制限するなど、秩序維持のため必要な措置をとる。

v) 意見聴取の終了

以上の意見聴取及び質問を終えた場合は、意見聴取を終了する旨を宣言することにより、意見聴取手続を終了する。

b) 電話により行う場合

意見聴取を行う審理関係人に電話をかけ、通話者及び通話先の場所を確認した上で、aと同様に、審理関係人の意見の聴取や質問を行う。

<法令>◆ 電話による意見聴取を行うときは、通話者及び通話先の場所を確認しなければならない。 令9条

表9 申立てに関する意見聴取を行う審理手続

審理手続	根拠条文	本章における参考ページ
・口頭意見陳述	法31条	「6 口頭意見陳述」(62ページ)
・証拠書類等の提出	法32条	「7 審理関係人による証拠書類等の提出」(71ページ)
・物件の提出要求	法33条	「8 書類その他の物件の提出要求」(75ページ)
・参考人の陳述及び鑑定	法34条	「10 その他の審理手続」(82ページ)
・検証	法35条	「10 その他の審理手続」(82ページ)
・審理関係人に対する質問	法36条	「9 審理関係人への質問」(79ページ)

⑤ 記録の作成

意見聴取を行ったときは、遅滞なく、その記録を作成する。

<法令>◆ 審理手続の申立てに関する意見聴取の手続の記録は、審理員意見書の提出の際に併せて審査庁に提出される事件記録に含まれる。 法41条3項
令15条1項

(運用)○ 意見聴取の記録には、審理関係人から聴取した意見の要旨のほか、審理員が質問を行ったときは当該質問及びそれに対する回答の要旨、その場で審理手続の期日等を決定した場合にはその決定内容を記載することが適当であると考えられる。 様式例33

工 審理予定の決定・通知

○ 審理員は、意見聴取を行ったときは、その結果を踏まえ、遅滞なく、表9の審理手続のうちどのような審理手続をどの時期に行うかを整理して、審理手続の期日及び場所並びに審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知する。その後の審理の進行状況等により、審理手続の終結の予定時期を変更したときも、同様に、審理関係人に通知する。

＜法令＞◆ 審理員は、意見聴取を行ったときは、その後の審理手続が計画的になされるよう、遅滞なく、審理手続の期日及び場所と、審理手続の終結予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知する。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

法37条3項

[解釈] □ 証拠書類等の提出や書類その他の物件の提出については、これらを提出すべき相当の期間の終期（物件の提出要求については、これに併せて提出を求める時期）を通知する。

(運用) ○ 審理手続の期日等を決定するまでの期間は、個々の事案によって異なることとなるが、迅速に審理を進める観点から、可能な限り、数日中に決定するよう努めることが適当であると考えられる。

○ 審理手続の期日等の通知は、書面により行うことが適当であると考えられる。ただし、意見聴取の期日において審理手続の期日等を決定することが可能である場合には、出席した審理関係人に対しては、口頭で通知することも可能であると考えられる。

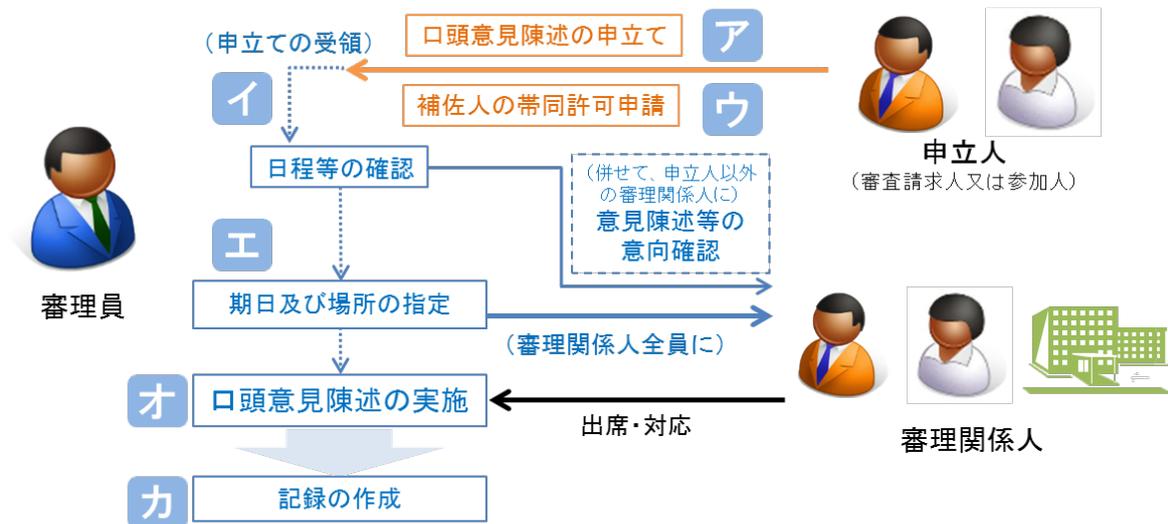
様式例34

【概要】

審理員は、審査請求人又は参加人から申立てがあった場合は、原則、口頭意見陳述（ア<法令>参照）を実施する。

審理員は、口頭意見陳述の実施に当たり、審理関係人との日程調整、期日及び場所の通知、会場設営等の必要な準備を行う。

審理員は、口頭意見陳述においては、司会進行を務めるほか、適宜、審理関係人への質問（法36条）を活用し、効率的かつ充実した審理を行う。



ア 口頭意見陳述の申立て

- 審査請求人又は参加人から、口頭意見陳述（法31条1項に基づき口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる手続）についての申立てがあった場合は、その機会を与えることが困難である場合を除き、口頭意見陳述を実施する必要がある。

<法令> ◆ 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、申立人に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

法31条1項

[解釈] □ 口頭意見陳述の手続は、審査請求人及び参加人に主張する機会を十分に与えるため、書面主義の例外として設けられている。

□ 口頭意見陳述は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合に行われるものであり、審理員が職権で行うことはできない。

□ 口頭意見陳述を行わないことができる「申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合」とは、例えば、申立人が矯正施設に収容されていて出所の見込みが相当期間ない場合など、当該審査請求の終結予定時期までの間に申立人（代理人を含む。）が出席可能な期日が設定できる見込みがない場合が該当する。

（運用）○ 意見陳述の申立ての方式や時期については、審理手続の円滑な進行を図る観点から、書面の提出を求めることが適当であると考えられる。

○ 審理手続の申立てに関する意見聴取等の場で意見陳述の希望が示されたといった場合には、その場で内容等を確認した上で、口頭による申立てとして処理するという方法も考えられる。なお、この場合においては、必要に応じて、別途申立書を提出させることも考えられる。

○ 口頭意見陳述を申し立てて意見を陳述した者が、再度口頭意見陳述を申し立てた場合であっても、これに対応する必要はない。ただし、審理員が特に必要性を認める場合に、再度口頭意見陳述を実施することを妨げるものではない。

○ 口頭意見陳述の機会を与えることが困難な事情の有無については、社会通念に照らして、審理員が適切に判断する必要がある^(※)。

(※) 社会通念上、意見を述べる機会を与えることが困難であるとは必ずしもいえないにもかかわらず、審理員が口頭で意見を述べる機会を与えない場合は、行政訴訟において、当該審査請求に対する裁決が手続上の瑕疵を理由として取り消される可能性がある。

様式例35

法37条1・2項

→58頁参照

イ 審理関係人への日程等の確認

○ 必要に応じ、審理関係人の都合等を事前に聴取する。

[解釈] □ 申立人以外の審査請求人又は参加人は、法令上、申立人のように、補佐人とともに出頭する（法31条3項）、審査請求に係る事件に関する意見を自由に述べる（同条1項）、処分庁等に対して質問を發する（同条5項）などの権利は付与されていない。

（運用）○ 口頭意見陳述の期日における審理を充実かつ効果的なものとするともに、円滑な進行を図る観点から、口頭意見陳述の日程等について審理関係人の都合等を確認する際には、意見陳述の希望や補佐人の帯同の希望（後述ウ参照）の有無を併せて確認し、これらを希望する場合には、申立てをするよう促すことが効率的であると考えられる。

ウ 補佐人の帯同の許可申請

○ 必要に応じ、申立人に対し、事前に補佐人の帯同の意向の有無等を確認し、許可の申請を求める。

<法令>◆ 申立人は、審理員の許可を得て、「補佐人」とともに出頭することができる。

法31条3項

法31条3項

[解釈] □ 補佐人とは、申立人が外国人である等の場合に当該申立人の陳述の補佐をする者、自然科学的・人文科学的な専門知識をもって審査請求人等を援助する第三者や、申立人が法人の場合における当該法人の事務担当者などが該当する。

□ 補佐人の帯同を許可するか否かは、審理員の判断に委ねられるが、申立人の精神的・身体的状況等から判断して、審理を進める上で適当と認められる場合には、当然に許可をすべきものと考えられる。

(運用) ○ 補佐人の帯同の許可申請の方式等については、補佐人の氏名、住所、補佐人を必要とする理由等について記載した書面の提出を求めることが適当と考えられる。

○ 申立人から補佐人の帯同の許可申請がない場合であっても、口頭意見陳述の期日に申立人が補佐人を帯同し、その場で許可を求めるという事態を避ける観点から、事前に補佐人の帯同の意向の有無等を確認し、必要に応じ許可の申請を求めることが望ましいと考えられる。

○ 口頭意見陳述の当日に申立人が補佐人を帯同し、出席の許可を求めた場合には、記載例を示してその場で申請書の作成を求める等により申請の手続をとらせた上で、速やかに可否について判断する。

様式例36

工 期日及び場所の指定

○ 聴取した審理関係人の都合等を踏まえて日程調整を行い、招集を求める者の人数等に応じた適切な場所（部屋）を確保した上で、期日及び場所を決定し、審理関係人に通知する。申立人から補佐人の帯同の許可申請がされている場合には、その結果も併せて通知する。

なお、口頭意見陳述を行わない場合には、申立人にその旨を通知する。

<法令>◆ 口頭意見陳述は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

法31条2項

[解釈] □ 口頭意見陳述の開催においては、全ての審理関係人が出席することが可能な期日及び場所を指定することが求められる。

(運用) ○ 全ての審理関係人が特段の問題なく出席することができる期日等を調整することができない場合には、申立人以外の審査請求人又は参加人の一部について、現実的には出席が困難な期日等を指定することもやむを得ないものと考えられるが、その場合であっても、全ての審理関係人が出席可能な期日等を設定することが求められる。

○ 申立人等への通知は、書面により行うことが適当であると考えられる。

様式例37

a) 出頭しない場合の措置についての注意喚起

申立人への期日等の通知には、口頭意見陳述に正当な理由なく出席しない場合は審理手続を終結する場合があることを併せて記載し、注意喚起を行う。

<法令>◆ 審理員は、申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき

法41条2項2号

は、審理手続を終結することができる。

b) 遠隔地に所在する審理関係人等への配慮

審査請求人又は参加人が遠隔地に所在している等の事情により、審査庁の事務所に赴くことが困難である場合は、これらの者の利便性の高い場所を口頭意見陳述の開催場所として指定し、審理員が当該開催場所に全ての審理関係人を招集する、また、いわゆるテレビ会議システムを整備している場合はそれを活用するといった、遠隔地に所在する審査請求人又は参加人の利便性に配慮した対応をとることも可能である。

<法令>◆ 審理員は、遠隔の地に居住する審理関係人があるとき、その他相当と認めるときは、いわゆるテレビ会議システムを利用して、口頭意見陳述を行うことができる。

令8条

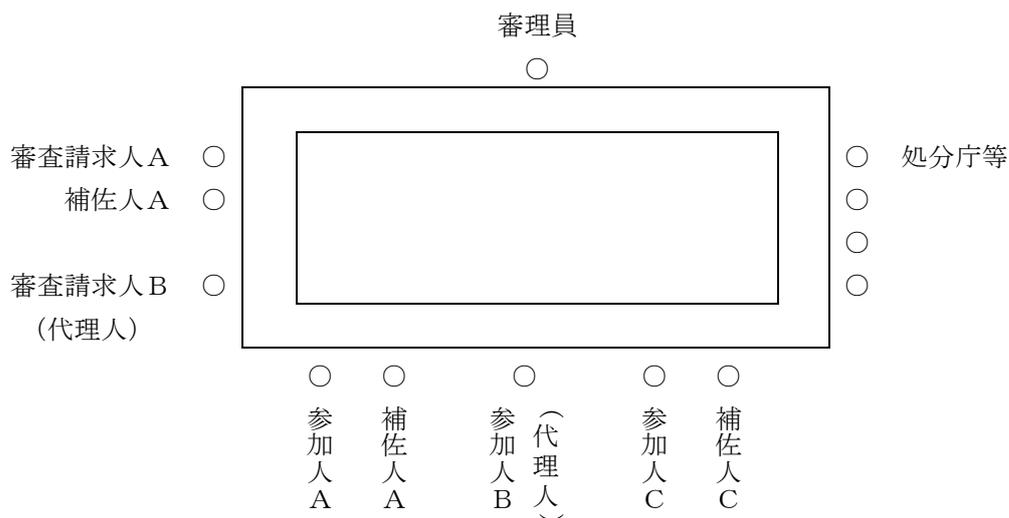
オ 口頭意見陳述の実施

○ 口頭意見陳述の期日における具体的な進行方法等については、個々の事案に応じ、審理員が適切に判断することとなるが、例えば、以下のような手順を進めることが考えられる。

i) 会場の準備

指定した場所に口頭意見陳述の会場を設置する(図2)。なお、記録要員等を陪席させる場合は、別にテーブルを設置する。また、録音に必要となる機材も準備する。

図2 口頭意見陳述会場の配席(例)



(運用) ○ 想定されるその他の準備作業としては、出席者の入館事前登録手続（庁舎管理上必要な場合）や、出席者を会場まで案内する要員を配置すること等が考えられる。また、事案によっては、秩序維持の必要性が生じた場合の対応（庁舎管理者（審理手続を庁舎外で実施している場合は当該施設の管理者）との連携等）について検討することも考えられる。

ii) 出席者の確認

口頭意見陳述に先立ち、出席者に対して、身分証明書の提示を求める等により、当該出席者が審理関係人又はその補佐人であることについて確認を行う。

[解釈] □ 申立人の精神的・身体的状況から介助者が必要であると判断される場合は、介助者に対して、口頭意見陳述に立ち会うことを認めることは可能である。ただし、補佐人でない介助者は、当該事件に関して発言その他一切の行為を行うことはできない。

□ 総代以外の共同審査請求人が口頭意見陳述への陪席（傍聴）を希望する場合には、審理員の判断により、その陪席（傍聴）を認めることは可能である。ただし、これらの共同審査請求人は、総代を通じてのみ審査請求に関する行為をすることができることから、これらの者は口頭意見陳述において発言することはできない。

法11条4項

(運用) ○ 処分庁等については、一般には、その補助機関たる職員が出席することとなり、具体的に出席する者は処分庁等の判断に委ねられるが、申立人の処分庁等に対する質問の実効性を担保する観点からは、原処分の担当者など、申立人が発する審査請求に係る事件に関する質問に適切に回答し得る者を出席させることが望ましいと考えられる。

処分庁等に対する質問→法31条5項

a) 口頭意見陳述の公開

[解釈] □ 口頭意見陳述では、個々の国民の権利義務に関わる処分等の違法・不当が争われるという性質上、個人情報等を取り扱うことが想定されることに加え、充実かつ効果的に審理を行うことが求められることから、個別法において公開で行うこととしている場合のほかは、一般には、口頭意見陳述を公開で行うことは望ましいものではないと考えられる。

(運用) ○ 個々の事案に応じ、審理員の判断により、口頭意見陳述を公開とし、その他の者（申立人の支援者、マスコミ関係者等）の傍聴を認めることも可能であるが、その際には、審理関係人の意向も確認した上で判断することが望ましい。また、この場合は、秩序維持の必要性が生じた場合の対応についても検討しておく必要がある。

b) 申立人以外の者が欠席した場合の手続実施の可否

[解釈] □ 指定した期日及び場所に申立人以外の審査請求人又は参加人が出席しない場合であっても、口頭意見陳述を実施することは可能であり、改めて口頭意見陳述の機会を与える必要はない。

iii) 注意事項の説明

口頭意見陳述の冒頭において、陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合は、これを制限することがあることなど、手続における注意事項について説明を行う。

<法令>◆ 審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

法31条4項

[解釈] □ 審理員が陳述を制限することができる「その他相当でない場合」とは、意見陳述が既に陳述された陳述の繰り返しにすぎない場合や、その発言が意見陳述の趣旨・目的に沿わないと認められる場合等をいう。

(運用) ○ 説明を行う注意事項の例としては、上記のほか、次のようなものが考えられる。

- ・ 発言は要点を押さえ簡潔に行うこと
- ・ 携帯電話をマナーモードとし、通話等を控えること
- ・ その他審理員の指示に従うこと 等

○ また、審理関係人の発言内容を公にすることは、その後の審理関係人の発言を萎縮させ、審理手続の迅速かつ適切な進行を妨げるおそれがあることから、必要に応じ、録音・撮影を控えることや、意見聴取手続の内容をみだりに公にしないことを要請することも考えられる。

iv) 申立人の意見陳述

a) 基本的事項

- ・ 申立人（又はその代理人、補佐人）に、審査請求に係る事件に関する意見を陳述させる。申立人が複数存在する場合は、審理員が陳述順を定めて、順次陳述を行わせる。

[解釈] □ 申立人が陳述することができる「審査請求に係る事件に関する意見」（法31条1項）には、原処分の違法・不当についての意見のほか、不服申立人適格や審査請求期間を徒過した正当な理由などの審査請求の適法性についての意見も含まれる。

b) 他の出席者の発言の制限

- ・ 申立人の陳述中に、他の出席者がその陳述を妨げる発言（陳述に対する質問を含む。）など手続の進行を妨げる発言をした場合には、当該発言等を適宜制限する。

[解釈] □ 申立人の陳述以外の発言等の制限については、法令上の規定はないが、審理手続の妨げとなる審理関係人の発言等についても、審理員が制限することができるものと解される。

(運用) ○ 出席者が、審理手続の進行を妨げる発言等を制限する旨の審理員の指示に従わず、その言動に照らし、当該出席者を退去させることが庁舎管理等の観点からやむを得ないと認められる場合は、審理員は、庁舎管理者（審理手続を庁舎外で実施している場合は当該施設の管理者）とも連携し、当該出席者の退去等必要な措置をとることが望ましいと考えられる。

c) 陳述の終了

- ・ 処分庁等への質問を含め、申立人の主張等の内容が出尽くした頃を見計らい、申立人に陳述の終了を促す。申立人が陳述を終えず、事件に関係のない事項にわたり発言を始めた場合や既に陳述された内容を繰り返すような場合は、その発言を制限し、陳述を終了させる。

<法令>◆ 審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。(再掲) 法31条4項

[解釈] □ 陳述を制限することができる「その他相当でない場合」とは、意見陳述が既に陳述された内容の繰り返しに過ぎない場合や、陳述者の発言が審理の争点に対する審理員の見解についての質疑である場合、喧噪にわたる場合などが挙げられる。

v) 申立人等による処分庁等への質問及び処分庁等からの回答

陳述中に、申立人が、処分庁等への質問を行う許可を求めた場合は、適宜これを許可し、処分庁等の出席者に回答させる。 法31条5項

<法令>◆ 申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。 法31条5項

[解釈] □ 処分庁等に対する質問について、審理員の許可を要することとしているのは、質問が不当に多発され質問権が濫用されることで、審理に混乱を来すおそれがあることに配慮したものであり、例えば、事件に関係のない事項についての質問等相当でない質問については、これを許可しないことも許容される。ただし、このようなおそれがない場合に、質問を許可しないことは適当でない。

□ 処分庁等に対する質問 に対しては、法律上、処分庁等の回答義務についての明示的な規定はないが、処分庁等は審理において協力すべき責務を有しており（法28条）、申立人の質問権が規定された趣旨に鑑みれば、処分庁等が質問に対して適切に回答すべきことは当然であり、処分庁等の回答は、原則として口頭意見陳述の場で行われるべきである。

(運用) ○ 必要に応じ、申立人に対して、処分庁等への質問が可能であること

を教示し、質問の有無を確認することも考えられる。

- 回答に調査を要するなどの事情によりその場で回答することが困難である場合には、後日、回答することもやむを得ないものと考えられるが、この場合には、審理員は、回答の方法、期限等を定めて、処分庁等に示す。
- 質問に回答することが守秘義務に抵触する場合は、処分庁等が回答を拒否することも考えられるが、このような場合には、審理員は、処分庁等に対して、守秘義務に抵触しない範囲での回答を促す等の対応をとる。
- 処分庁等に対する質問について、審理員が、運用上の取扱いとして、口頭意見陳述の期日における審理を効率的に進める観点から、申立人に対して、事前に質問内容を書面等により提出を求めることは妨げられないが、口頭意見陳述の期日における審理において、事前に提出されていない質問であることを理由として、質問を許可しないことは許されない。

vi) 審理員による出席者に対する質問

- ・ 効率的かつ充実した審理を行うため、必要に応じ、審理関係人への質問として、他の審理関係人に対し、申立人の陳述内容及び処分庁等の回答内容についての見解を質問し、その反論等を促す。
- ・ 争点についての審理関係人の主張を明らかにする必要があると認める場合等には、適宜その他の事項についても見解を質問し、その主張を聴く。また、これらの質問に対する審理関係人の回答についても、必要に応じ、他の審理関係人の反論等を促す。

<法令>◆ 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、
審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

法36条

(運用) ○ 審査請求人及び参加人に対し、他の審理関係人への質問を求める事項の有無を確認し、質問を求める事項がある場合には、口頭による審理関係人への質問の申立てとして取扱い、適宜当該質問を行うなど、効率的かつ充実した審理を行うよう努めることが望ましい。このような場合には、一般に、改めて申立書を提出させる必要はないと考えられる。

vii) 口頭意見陳述の終了

全ての申立人の陳述が終了し、審理員が所要の質問を終えた場合は、口頭意見陳述を終了する旨を宣言することにより、口頭意見陳述を終了する。

力 記録の作成

- 口頭意見陳述を行ったときは、遅滞なく、その記録を作成する。

<法令>◆ 口頭意見陳述の手続の記録は、審理員意見書の提出の際に併せて審査庁に提出される事件記録に含まれる。

法41条3項
令15条1項5号

(運用)○ 記録として、口頭意見陳述の期日における審理の経過を記録した資料を作成する。具体的には、申立人の陳述の要旨のほか、申立人が処分庁等に対して行った質問や審理員が審理関係人に対して行った質問の要旨及びそれらに対する回答の要旨を記録することが考えられる。

様式例38

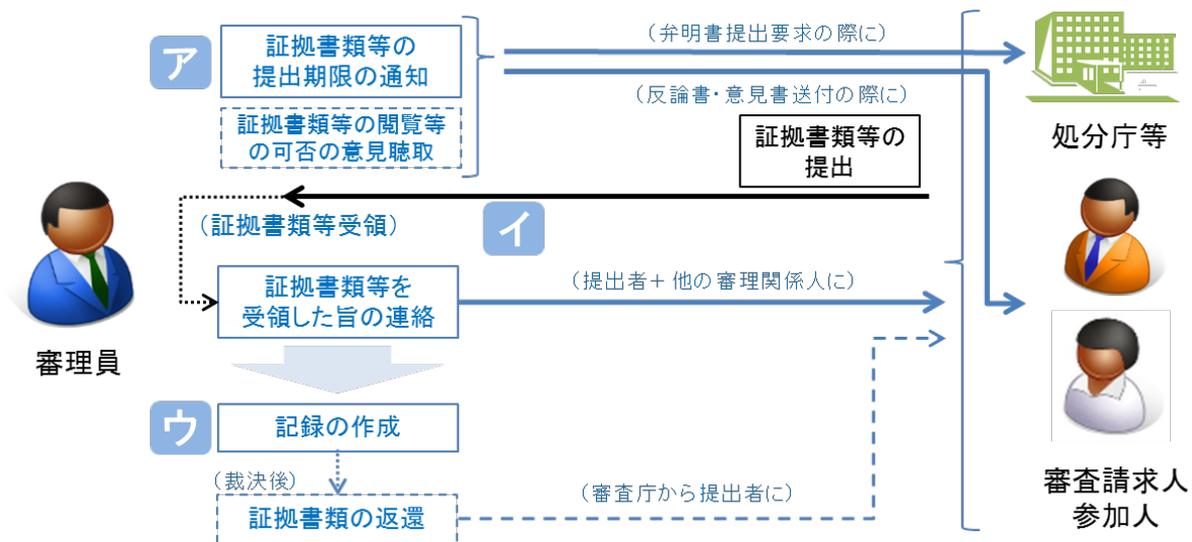
○ 後日、発言内容等の詳細について確認が必要となる可能性を考慮し、審理関係人の了解の下、I Cレコーダ等の録音機材を使用して、口頭意見陳述の内容を録音しておくことが望ましい（出席者が反対する場合には、録音する趣旨等を説明して理解を求める等の対応をとる。）。

7 審理関係人による証拠書類等の提出

図1〔3-7〕

【概要】

審理員は、審理関係人による証拠書類等の提出について、提出期限を設定する。また、証拠書類等の提出を受けた時は、これを適切に管理・記録するとともに、審査請求人及び参加人に対して、証拠書類の提出を受けた旨、通知する。



ア 証拠書類等の提出期限の設定・通知

① 証拠書類等の内容

証拠書類等とは、審査請求人等が提出する証拠書類又は証拠物と、処分庁等が提出する当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を指す。

i) 審査請求人又は参加人からの提出

<法令> ◆ 審査請求人又は参加人は、それぞれの主張を理由付けるため、証拠書類又は証拠物を提出することができる。 法32条1項

[解釈] □ 証拠書類又は証拠物等とは、具体的には、事実を知る者がその内容を記述した書面や、原処分の対象となった施設・場所等を撮影した写真などが挙げられる。

ii) 処分庁等からの提出

<法令> ◆ 処分庁等は、処分等が適法・相当であることを裏付けるため、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。 法32条2項

[解釈] □ 当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件とは、具体的には、原処分の判断をするに当たり職権で実施した調査の結果などが挙げられる。

② 証拠書類等の提出期限の設定等

証拠書類等については、審理の迅速性を確保するため、他の審理手続と併せて証拠書類等を提出すべき相当の期間（提出期限）を示すことが効率的であると考えられる

様式例28、31

＜法令＞◆ 審理員が、証拠書類等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

法32条3項

（運用）○ 提出期限を示す具体的な方法としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ・ 弁明書の提出要求に際して、処分庁等に対し、証拠書類等についての提出期限を定めて通知する。
- ・ 提出された弁明書の送付に際して、審査請求人又は参加人に対し、証拠書類等についての提出期限を定めて通知する。
- ・ 審理手続の申立てに関する意見聴取等に際して、審理関係人に対して、証拠書類等の提出の意向の有無及び提出可能時期について意見を聴取し、これを踏まえ、提出期限を定めて通知する。

法29条2項
→50頁参照

法29条5項
→53頁参照

法37条
→58頁参照

③ 閲覧等の可否の確認

証拠書類等の提出時に、法38条による他の審査請求人等による当該書類等の閲覧等の可否についての意見を聴いておくことが効率的である。

様式例31・39

＜法令＞◆ 審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（法32条の証拠書類等を含む。）の閲覧又は写し等の交付を求めることができる。

法38条1・2項

- ◆ 審理員は、提出書類等の閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（運用）○ 意見を聴く具体的な方法としては、例えば、提出期限の設定に際し、証拠書類等の提出時に閲覧等の可否について記載した書面を併せて提出するよう求めることが考えられる。

イ 審理関係人からの証拠書類等の提出

① 提出された場合

i) 受領及び提出者への通知

証拠書類等の提出を受けたときは、提出者に対して受領した旨を連絡する。

様式例40

[解釈] □ 提出される証拠書類等の受領を裁量により拒むことはできない^(※)。

(※) 審理員が、証拠書類等の受領を拒んで審理手続を終結した場合、行政訴訟において、当該審査請求に対する裁決が手続上の瑕疵を理由として取り消される可能性がある。

□ 審理員が提出期限を定めた場合（法32条3項）には、その期間を経過した後には、証拠書類等の受領を拒むことができると解されるが、提出

者の故意や重大な過失によらず、その経過後に新たな事実や証拠書類等が判明したような場合については、提出期限後であることのみをもって、その受領を拒み、当該書類等を考慮することなく審理を終結することは適当でないと考えられる。

ii) 他の審理関係人への通知

他の審査請求人又は参加人に当該証拠書類等の閲覧等を求める（法38条1項）機会を保障する観点から、これらの者に対しても、証拠書類の提出を受けた旨を連絡することが望ましい。

様式例41

＜法令＞◆ 審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等の閲覧又は写し等の交付を求めることができる（再掲）。

法38条1項

（運用）○ 審理関係人が他の審理関係人に秘匿する意図を明らかにして証拠書類を提出した場合は、法32条の規定により提出された証拠書類等として取り扱われ、「正当な理由」（法38条1項後段）がある場合を除き、審査請求人又は参加人による閲覧等の対象となることを明示した上で、受領する。

本章1(1)㉗

iii) 証拠書類等の管理

提出された証拠書類等は、返還までの間、適切に管理する必要がある。

＜法令＞◆ 提出を受けた証拠書類等については、審査庁は、裁決をした後、速やかに提出者に返還しなければならない。

法53条→120頁参照

（運用）○ 提出された証拠書類等が多数に及ぶ場合等には、その後の整理、特定等の便宜を考慮し、当該証拠書類等の写しを作成することや、整理番号を付すことも考えられる。

○ 当該書類等の内容等を精査した結果、その後の審理手続や行政不服審査会等への諮問の手続において、不要であることが明らかな場合は、早期に返還することが望ましいと考えられる。

② 提出されない場合

提出期限内に証拠書類等が提出されない場合において、審理に当たってこれらを把握する必要があると認めるときは、更に期間を定めて、その提出を促す。

＜法令＞◆ 審理員は、提出期限までに証拠書類等が提出されない場合において、更に一定の期間を示してその提出を求めたにもかかわらず、その期間内に証拠書類等が提出されなかったときは、審理手続を終結することができる。

法41条2項1号→98頁参照

（運用）○ 証拠書類等の提出を促す連絡は、当該期間内に証拠書類等が提出されない場合は審理手続を終結することがある旨を記載した書面により行うことが適当であると考えられる。

様式例29

ウ 記録の作成

○ 提出された証拠書類等については、事件記録として保管する。

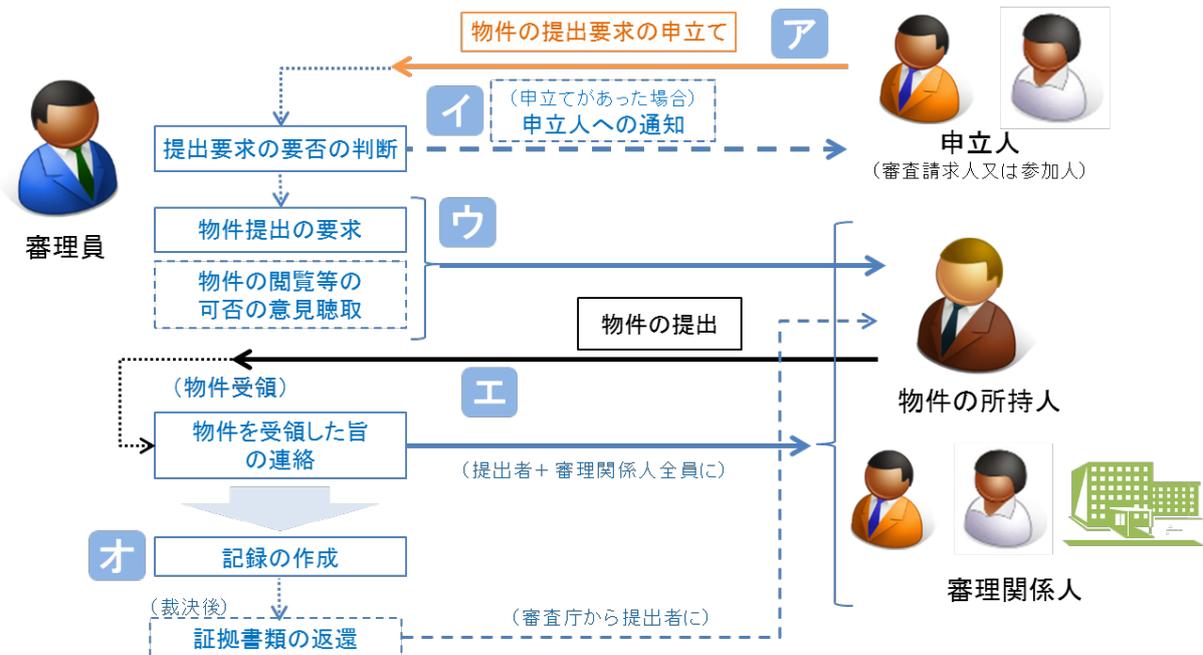
<法令>◆ 提出された証拠書類等は、審理員意見書の提出の際に併せて審査庁に提出される事件記録に含まれる。

(運用) ○ 提出された証拠書類等は、提出者、提出日時を記載した書面を添付して保管することが考えられる。

法41条3項
令15条1項

様式例42

【概要】
 審理員は、申立て又は職権により、提出期限を付して、物件の提出要求を行う。また、物件の提出を受けた時は、これを適切に管理・記録するとともに、審査請求人及び参加人に対して、物件の提出を受けた旨、通知する。



ア 手続の開始

① 審査請求人又は参加人からの申立てによる場合

＜法令＞◆ 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求めることができる。

法33条前段

(運用) ○ 審理手続の円滑な進行を図る観点からは、申立人に対して、提出要求の対象とする物件の名称や理由等について記載した書面の提出を求めることが適当であると考えられる。

様式例43

○ 審理手続の申立てに関する意見聴取等の場において、申立ての意向が示された場合は、その場で内容等を確認した上で、口頭による申立てとして処理することが望ましいと考えられる。この場合には、その場で口頭により申立てに対する判断を示すことも可能である。なお、この場合においては、必要に応じて、別途申立書を提出させることも考えられる。

意見聴取→58頁参照

② 職権による場合

＜法令＞◆ 審理員は、職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求めることができる。

法33条前段

[解釈] □ 職権による物件の提出要求は、審理員が更に物件の収集を必要と認める

場合に、その提出を求める権限を与えたものである。

イ 申立人への通知

- 審理員は、申立てを受け、物件提出を求める必要性について判断した場合は、その結果を申立人に通知する。

[解釈] □ 審理員は、申立てに対する判断を示すべきである。

(運用) ○ 結果の通知は、書面により行うことが適当であると考えられる。

様式例44

ウ 所持人への物件の提出の求め

- 申立てがあった場合で物件提出を求める必要があると判断したとき、又は職権により物件提出を求めることとした場合は、当該物件の所持人に対し、提出を求める物件の内容、提出すべき相当の期間（提出期限）等を明示して、当該物件の提出を求める。

<法令>◆ 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

法33条

[解釈] □ 書類その他の物件には、審理関係人が所持人である関係書類等の物件も含まれる。

(運用) ○ 所持人への物件の提出の求めは、文書により行うことが適当であると考えられる。

様式例45・46

また、物件の提出時に、審査請求人等による閲覧等の可否についての意見（法38条1・2項）を提出するよう求めることが効率的であり、具体的には、提出依頼時に、物件の提出時に閲覧等の可否について記載した書面を併せて提出するよう求める、という方法が考えられる。

他の審査請求人等による閲覧等の可否→91頁参照

- 物件の所持人が処分庁等その他の行政庁である場合には、当該物件が審査請求人等による閲覧等（法38条）の対象となることについて、守秘義務に抵触する懸念を有する可能性があることから、審理員は、必要に応じて、当該物件は、守秘義務を課されている審理員に提出されるものであって、その提出により直ちに^(※)他の審理関係人が知り得ることとなるわけではない旨や、どのような場合に閲覧等に供されるか等を当該行政庁に説明しておくことが適当であると考えられる。

(※) 書類その他の物件は、審査請求人等による閲覧等（法38条）の対象であるが、審理員は正当な理由があるときは、この閲覧等を拒むことができる。

エ 所持人からの物件の提出

① 提出された場合

i) 受領及び提出者への通知

物件の提出を受けたときは、提出者に対して、これを受領した旨及び必要に応じ当該物件を裁決までの間留め置く（法33条後段）旨を連絡する。

(運用) ○ 物件を受領した旨等の連絡は、当該物件の預かり証を兼ねて、書面により行うという方法も考えられる。

様式例40

ii) 他の審理関係人への通知

審査請求人又は参加人に当該物件の閲覧等を求める(法38条1項)機会を保障する観点から、これらの者に対し、その旨を連絡することが望ましい。

iii) 物件の管理

提出されて留め置く物件については、裁決までの間当該物件を留め置くことが想定されるものであり、返還までの間、適切に管理する必要がある。

<法令> ◆ 提出を受けた物件については、審査庁は、裁決をした後、速やかに提出者に返還しなければならない。

法53条

→120頁参照

(運用) ○ 提出された物件が多数に及ぶ場合等には、その後の整理、特定等の便宜を考慮し、証拠書類等と同様に整理番号を付すことも考えられる。

② 提出されない場合

i) 提出の再要請

提出期限内に審理関係人に提出を求めた物件が提出されない場合には、更に期間を定めて、その提出を促す。

<法令> ◆ 審理員は、提出期限までに提出を求めた物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示してその提出を求めたにもかかわらず、その期間内に物件が提出されなかったときは、審理手続を終結することができる。

法41条2項1号

[解釈] □ 物件の提出を求められた者がその提出を拒んでも、その提出を強制することはできないが、審理関係人は、「審理において、相互に協力する」責務を負うこと(法28条)から、審理関係人が物件の所持者である場合は、当該物件の提出要求に誠実に対応すべきであることは当然である。

(運用) ○ 物件の提出を促す連絡は、当該期間内に物件が提出されない場合は審理手続を終結することがある旨を記載した書面により行うことが適当であると考えられる。

様式例29

○ 物件の所持人である処分庁等その他の行政庁が、守秘義務に抵触するおそれがあるとして提出を拒んだ場合は、と同様、当該物件は守秘義務が課されている審理員に提出するものであること等を説明し、再度提出を促すことが考えられる。

ii) 申立人への通知

所持人が審理員の協力要請に応じず、物件が提出されなかった場合は、その旨を申立人に通知する。

様式例47

オ 記録の作成

○ 提出された物件については、事件記録として保管する。

＜法令＞◆ 提出された物件は、審理員意見書の提出の際に併せて審査庁に提出される事件記録に含まれる。

(運用) ○ 提出された物件は、提出者、提出日時を記載した書面を添付して保管することが考えられる。

法41条3項
令15条1項

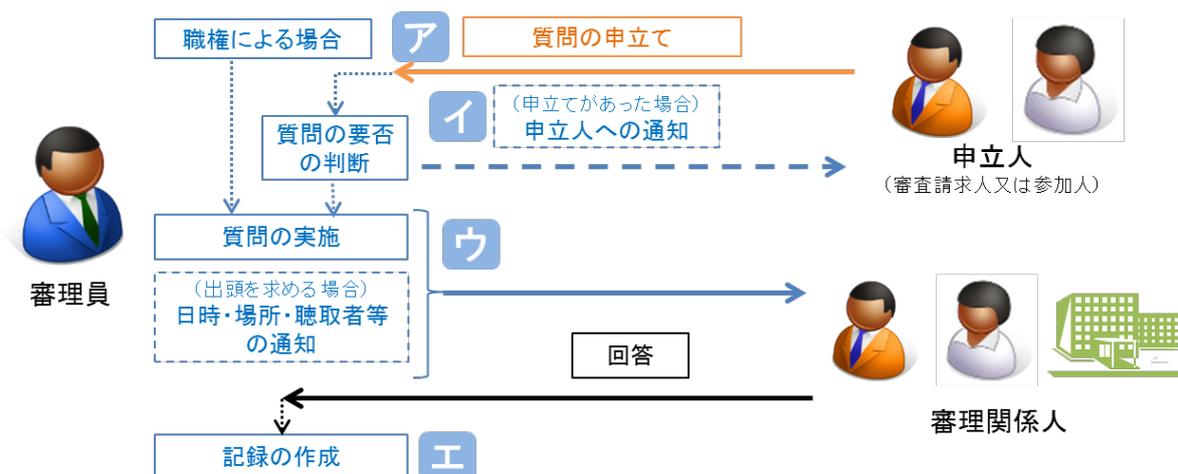
様式例42

【概要】

審理員は、申立て又は職権により、審理関係人に対して質問^(※)を行う。

(※) 質問の趣旨

審理関係人への質問は、審理を効果的・効率的に進めるため、審理員に、審理関係人の主張の趣旨・内容等について質問し、その説明を求める権限を認めたものである（審査請求人等に対する手続保障の観点から設けられている口頭意見陳述における申立人の処分庁等に対する質問（法31条5項）とは異なる。）。



ア 手続の開始

① 審査請求人又は参加人からの申立て

＜法令＞◆ 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。 法36条

(運用) ○ 審理手続の円滑な進行を図る観点からは、申立人に対して、質問の内容や理由等について記載した書面の提出を求めることが適当であると
考えられる。 様式例48

○ 口頭意見陳述や審理手続の申立てに関する意見聴取等の場において、
審理関係人から質問を求める意向が示された場合は、口頭で審理員に対して質問の申立てがあったものとして取り扱い、その内容等に鑑み適当と認めるときは、審理員から当該他の審理関係人に対して質問を行うという方法も考えられる。この場合には、その場で口頭により申立てに対する判断を示すことも可能である。このような場合には、一般に、改めて申立書を提出させる必要はないと考えられる。 口頭意見陳述→65頁参照
意見聴取→58頁参照

② 職権による場合

＜法令＞◆ 審理員は、職権により、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。 法36条

[解釈] □ 審理関係人への質問は、他の審理手続と別に単独に行う方法のほか、口頭意見陳述その他の審理手続に際して行う方法も可能である。

(運用) ○ 具体的には、例えば、次のような場合に、審理を効果的・効率的に進めるために、質問を行うことが考えられる。

- ・ 口頭意見陳述の申立てがない場合で、審理関係人の主張を明確にしようとするときに、書面等により審理関係人に質問する場合
- ・ 反論書等で示された他の審理関係人の主張や参考人陳述等の手続で判明した事実等に対する反論を促すために、書面等により審理関係人に質問する場合
- ・ 口頭意見陳述において、申立人の陳述内容及び処分庁等の回答内容について他の審理関係人への反論等を促すため、口頭により当該審理関係人に質問する場合
- ・ 審理手続の申立てに関する意見聴取において、争点等を効率的に整理するため招集した審理関係人の主張の内容等を明確にするため、口頭により当該審理関係人に質問する場合

法31条1・2項

法37条1・2項
→58頁参照

イ 申立人への通知

○ 審理員は、申立てを受け、質問を行う必要性について判断した場合は、その結果を申立人に通知する。

[解釈] □ 審理員は、申立てに対する判断を示すべきである。

(運用) ○ 結果の通知は、書面により行うことが適当であると考えられる。

様式例49

ウ 質問の実施

① 質問の実施

申立てがあった場合で審理関係人に質問を行う必要があると判断したとき、又は職権により質問を行うこととした場合は、当該審理関係人に質問を行う。

(運用) ○ 処分庁等に質問を行う場合には、守秘義務に抵触する懸念を有する可能性があることから、審理員は、必要に応じて、質問の回答は、守秘義務を課されている審理員に対して行うものであって、回答により直ちに他の審理関係人が知り得ることとなるわけではない旨を当該行政庁に説明しておくことが適当であると考えられる。

○ 他の審理関係人も同席している場において質問を行った場合には、審理員は、処分庁等に対して、守秘義務に抵触しない範囲での回答を促す等の対応をとることが適当であると考えられる。

② 質問の方式

(運用) ○ 他の審理手続の場において質問を行う場合を除いては、一般に、書面により質問事項及びその回答期限を示し、回答を求めることが適当であると考えられる。

様式例50

- 審理関係人の出席を求めて質問を行う場合は、出席を求める審理関係人の都合等を事前に聴取して日程等の調整を行った上で、質問を実施する日時・場所及び聴取者（審理員等）等を示して出席するよう通知する、という方法が考えられる。

③ 質問の結果を踏まえた対応

i) 審理関係人への意見等の確認

- (運用) ○ 審理手続の結果、他の審理関係人が了知しない裁決の内容についての判断に影響を及ぼす事実が判明した場合には、審理の迅速性の観点にも留意しつつ、当該事実を当該審理関係人に示した上で、当該審理関係人に対し、当該事実の認否や意見の有無等について質問を行うことが適当であると考えられる。

ii) 回答についての補足調査

- (運用) ○ 質問の結果、審理関係人から得られた回答について、これを証する資料や証人が存在している場合には、必要に応じて、回答者に対して証拠書類等の提出を促し、また、物件の提出要求手続や参考人陳述の手続を活用する等により、これを把握することが考えられる。

エ 記録の作成

- 質問を行ったときは、遅滞なく、その記録を作成する。

<法令>◆ 質問の手続の記録は、審理員意見書の提出の際に併せて審査庁に提出される事件記録に含まれる。

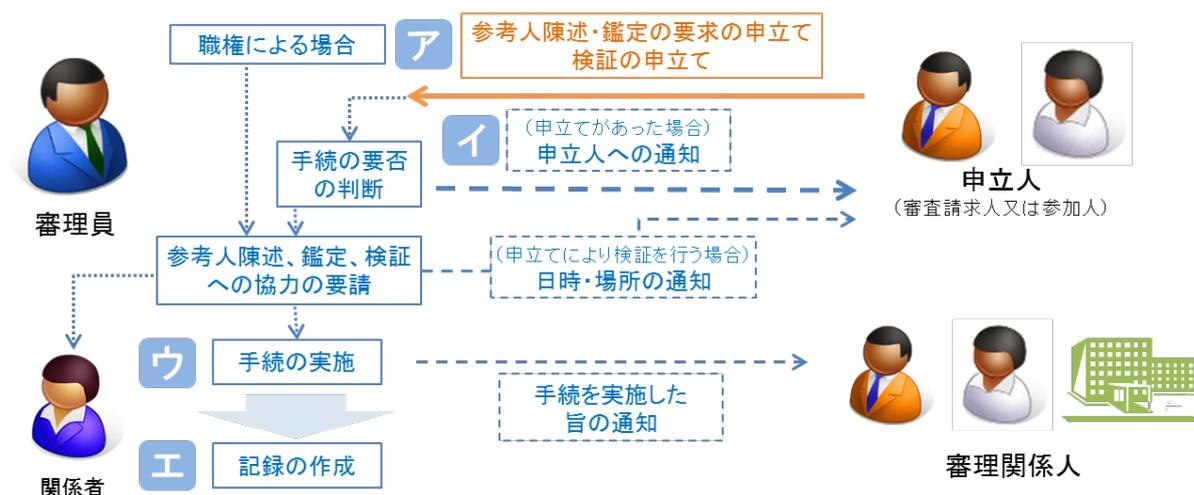
法41条3項
令15条1項

- (運用) ○ 記録には、質問及び回答の年月日、質問に内容及びその回答の要旨を記載することが考えられる。

様式例51

- 質問を口頭で行った場合には、後日、発言内容等の詳細の確認が必要となる可能性を考慮し、審理関係人の了解の下、ICレコーダ等の録音機材を使用して、審理手続の場におけるやり取りの内容を録音することも考えられる。
- 口頭意見陳述その他の審理手続に際して行われる質問についての記録は、当該他の手続に係る記録の一環として記載することで足り、質問についての記録を別に作成することを要しない。

【概要】
 審理員は、「9 審理関係人への質問」（79ページ参照）までに記載した審理手続のほか、申立て又は職権により、以下の審理手続を行うことができる。
ア 参考人の陳述及び鑑定の要求
イ 検証
 これらの手続を行う場合、審理員は、参考人、鑑定人、検証の対象となる場所の管理者等に手続実施のための協力依頼を行う。



ア 手続の開始

① 審査請求人又は参加人からの申立て

<法令>◆ 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。 法34条

◆ 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより、必要な場所につき、検証をすることができる。 法35条

(運用)○ 審理手続の円滑な進行を図る観点からは、申立人に対して、参考人の陳述等を求める内容や理由等について記載した書面の提出を求めることが適当であると考えられる。 様式例52・53

○ 審理手続の申立てに関する意見聴取等の場において、申立ての意向が示された場合は、その場で内容等を確認した上で、口頭による申立てとして処理することが望ましいと考えられる。この場合には、その場で口頭により申立てに対する判断を示すことも可能である。なお、この場合においては、必要に応じて、別途申立書を提出させることも考えられる。 意見聴取→58頁参照

② 職権による場合

＜法令＞◆ 審理員は、職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

法34条

◆ 審理員は、職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

法35条

イ 申立人への通知

① 申立てへの判断についての通知

審理員は、申立てを受け、参考人の陳述や鑑定を求め、又は検証を行う必要性について判断した場合は、その結果を申立人に通知する。

[解釈] □ 審理員は、申立てに対する判断を示すべきである。

(運用) ○ 結果の通知は、書面により行うことが適当であると考えられる。

様式例54・55

○ これらの手続は、審理関係人ではない第三者の任意の協力により実施が可能となるものであることから、実施について協力を得られないおそれもあり、協力が得られた場合も、日程調整を始め手続の終了までに一定の期間が必要となる。

そのため、審理を迅速に進める観点からは、当該手続以外の方法により、当該審理手続と同等程度の結果をより迅速に得られる場合は、そのような代替的な方法をとることも検討することが適当であり、そのような方法をとることが困難であり、又は審理の公正性の確保等の観点から適当でない場合で、当該審理手続を実施する必要があると審理員が判断するときに、当該審理手続を実施することとなると考えられる。

代替的な方法の具体例としては、鑑定について審理関係人が自ら依頼して行った鑑定結果を証拠書類等として提出することを求めることや、検証について審理関係人にその対象となる場所の写真等を証拠書類等として提出することを求めることなどが考えられる。

② 検証日時等の通知

申立てを受けて検証を行う場合には、申立人に、検証を行う日時及び場所を通知する。

＜法令＞◆ 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない^(※)。

法35条2項

(※) 審理員が、申立人による立会いが事実上不可能となるような通知をした場合（例えば、検証の対象となる場所が申立人の居住地から遠距離であるにもかかわらず、通知を検証の実施直前に行う等）や、申立人に検証に立ち会う機会を与えない場合は、行政訴訟において、当該審査請求に対する裁決が手続上の瑕疵を理由として取り消される可能性がある。

(運用) ○ 検証日時等の通知は、書面により行うことが適当であると考えられる。

様式例56

ウ 手続の実施

① 参考人の陳述

申立てがあった場合で参考人の陳述を行う必要があると判断したとき、又は職権により参考人の陳述を求めることとした場合は、当該参考人に協力を求め、手続を実施する。

＜法令＞◆ 審理員は、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を
求めることができる。 法34条

[解釈] □ 参考人陳述を誰に求めるかについては、審理員の判断に委ねられ、申立人が参考人を指定して申立てをした場合であっても、合理的な理由がある場合には、異なる者に参考人陳述を求めることも許容されると解される。ただし、審理の公正性について審査請求人や参加人の疑念を招くことのないよう留意する必要がある。

□ 参考人の陳述は、参考人が知っている事実の陳述を求めるものであり、当該事件について有する意見の陳述を求めるものではない。

(運用) ○ 陳述の求めは、陳述を求める内容や、出席を求める期日・場所及び聴取者（文書での陳述を求める場合には提出期限）を明示した書面により行うことが適当であると考えられる。このほか、交通費等、依頼に伴う費用の支弁の有無・方法等については、各行政庁の基準に従い、併せてこれを記載する。 様式例57

また、審理員の判断により、参考人の出席を求めて陳述を聴取する場合に審理関係人の立会いを認めることも可能であるが、この場合には、依頼を行う際に、その旨を明示する。

○ 参考人の陳述の方法としては、参考人の出席を求めて陳述を求める方法のほか、参考人に陳述書を提出させることにより、手続を実施することも可能であると考えられる。

※ 参考人の出席を求めて参考人陳述を実施する場合の進行方法

具体的な進行方法等については、個々の事案に応じ、口頭意見陳述における取扱いも参考にしつつ、審理員が適切に判断することとなるが、例えば、以下のよう
な手順で進めることが考えられる。 →65頁参照

i) 期日及び場所の指定

陳述を求める相手方の都合等を事前に聴取して日程等の調整を行い、招集を
求める者の人数等に応じた適切な場所（部屋）を確保した上で、期日及び場所
を決定して当該相手方に通知し、出席を求める。 様式例57

審理関係人の立会いを認める場合には、期日・場所の確定後、速やかに、こ
れを審理関係人に通知する。 様式例58

ii) 出席者の確認

参考人陳述に先立ち、出席者に対して、身分証明書の提示を求める等により、当該出席者が参考人であることについて確認を行う。また、審理関係人の立会いを認めた場合には、これらの者についての確認も行う。出席者以外の者が会場に現れた場合には、適宜対応を行う。

iii) 注意事項の説明

参考人陳述の冒頭において、手続における注意事項についての説明を行う。想定される事項は、説明を行う注意事項としては、口頭意見陳述と同様の事項のほか、参考人は事件についての意見を陳述することができないこと等が考えられる。また、審理関係人の立会いを認める場合は、審査請求の直接の当事者ではない参考人のプライバシー保護等の観点から、必要に応じ、参考人の発言内容をみだりに公にしないよう要請することも想定される。

→65頁参照

iv) 参考人の陳述の聴取

招集した参考人から、その知っている事実を聴取する。複数の参考人を招集した場合には、審理員が聴取順を定めて、順次聴取を行う。

v) 審理員による出席者に対する質問

必要に応じ、参考人に対して質問を行う。

なお、この質問は、第三者である参考人に対し、審理員が参考人陳述の目的を達成するために付随的に行うものであり、口頭意見陳述（法31条）や審理関係人への質問（法36条）とは異なり、審査請求人又は参加人が直接質問を発し、又は審理員に質問の申立てを行うことは法令上認められていないが、審理関係人の立会いを認めた場合には、審理員が、その判断により、審理関係人に対し参考人への質問事項の有無・内容を確認（質問）し、その結果を踏まえ、審理員が適当と認めた事項について参考人に質問を行うことは妨げられない。

参考人陳述等の際の秩序維持については、審理員は、参考人が審査請求の争点についての主張を行うなど、当該手続の趣旨に照らし相当でないとする場合は、その発言を制限するなど、秩序維持のため必要な措置をとる。

vi) 意見聴取の終了

以上の陳述の聴取及び質問を終えた場合は、参考人陳述を終了する旨を宣言し、当該手続を終了する。

② 鑑定

申立てがあった場合で鑑定を行う必要があると判断したとき、又は職権により鑑定を行うこととした場合は、関係者に協力を求め、手続を実施する。

<法令>◆ 審理員は、適当と認める者に、鑑定を求めることができる。

法34条

[解釈] □ 鑑定を誰に求めるかについては、審理員の判断に委ねられ、申立人が鑑定人を指定して申立てをした場合であっても、合理的な理由がある場合には、異なる者に鑑定を求めることも許容されると解される。ただし、審理の公正性について審査請求人や参加人の疑念を招くことのないよう留意する必要がある。

(運用) ○ 鑑定の求めは、鑑定を求める内容、出席を求める期日・場所及び聴取者（報告書の提出を求める場合には提出期限等）を明示した書面により行うことが適当であると考えられ、効果的に鑑定を行う観点から、どのような事項について鑑定を求めるのかを具体的かつ明確に特定することが望ましいと考えられる。このほか、交通費や鑑定料等、依頼に伴う費用の支弁の有無・方法等については、各行政庁の基準に従い、併せてこれを記載する。

様式例57

また、審理員の判断により、鑑定に審理関係人の立会いを認めることも可能であるが、この場合には、依頼を行う際に、その旨を明示する。

○ 鑑定の方法としては、鑑定人の出席を求めて陳述を求める方法のほか、鑑定人に鑑定結果の報告書を提出させることにより、手続を実施することも可能であると考えられる。

様式例59

※ 鑑定人の出席を求めて鑑定を実施する場合の進行方法（例）

個々の事案に応じ、審理員が適切に判断すべきであるが、典型例としては、上記ウ①の参考人陳述に準じて行うことが考えられる。

③ 検証

i) 手続の実施

申立てがあった場合で検証を行う必要があると判断したとき、又は職権により検証を行うこととした場合は、関係者に協力を求め、手続を実施する。

<法令>◆ 審理員は、必要な場所につき、検証をすることができる。

法35条

[解釈] □ 検証とは、ある場所の状況を確認し判断の資料を得る必要があるときに、当該「場所」に赴き、確認を行うというものであるが、この手続は、審理員に、必要と認める場所に強制的に立ち入る権限を付与するものではなく、当該場所の管理者等の協力を得て実施する必要がある。

□ 申立人が立会可能な日時及び場所の通知（イ②参照）をしたにもかかわらず、申立人が検証に立ち会わない場合には、申立人が立会権を放棄したのものとして、検証を進めることができる。

法35条2項

(運用) ○ 検証を行う対象となる場所に管理者等が存在する場合は、当該管理者等に対して、検証のための立入り等について協力要請を行う。要請は、相手方の都合等を事前に聴取して日程等の調整を行った上で、立入りを行う場所と日時、立入りを行う者（審理員等及び申立人）の氏名等を明示した書面により行うことが適当であると考えられる。

様式例60

○ 検証実施時における立入りが可能な箇所や部外者の立入制限への対応等について、必要に応じ、検証対象場所の管理者等との間で確認を行うことが適当であると考えられる。

また、検証に当たり必要な調査を行うことについての許可を求めること等を想定し、検証対象箇所の管理者等に対して、検証実施時における立会いを求めることが望ましいと考えられる。

○ 申立人以外の審理関係人や、職権で検証を実施する場合の審理関係人に、検証の実施についての通知をする義務はないが、審理員の判断により、審理手続を進める上で支障がない場合には、通知するのが望ましいと考えられる。

様式例56

ii) 検証実施時の措置

(運用) ○ 立会人(申立人及び上記の管理者等)に対して、所要時間や検証場所の範囲等の確認を行う。また、申立人に対しては、検証場所等での行動は管理者等の許可が必要であること等についての注意喚起も行う。

○ 審理員は、自身の公務員としての身分証明書を携帯する。また、協力量を求めた際の要請書があれば、その写しを持参することが適当であると考えられる。

④ 手続の結果を踏まえた対応

i) 申立人等への通知

(運用) ○ 当該手続を実施したとき、また、関係者が審理員の求めに応じず、当該手続を実施できなかったときは、その旨を申立人に通知することが適当であると考えられる。

また、審理員が申立人以外の審理関係人に当該手続の実施について通知をしている場合には、当該審理関係人にも、同様に通知することが望ましいと考えられる。

様式例61
様式例56

ii) 審理関係人への意見等の確認

(運用) ○ 審理手続の結果、他の審理関係人が了知しない判決の内容についての判断に影響を及ぼす事実が判明した場合には、審理の迅速性の観点にも留意しつつ、当該事実を当該審理関係人に示した上で、当該審理関係人に対し、当該事実の認否や意見の有無等について質問を行うことが適当であると考えられる。

質問→法36条

㊦ 記録の作成

○ 手続を行ったときは、遅滞なく、その記録を作成する。

<法令>◆ 参考人の陳述、鑑定及び検証の手続の記録は、審理員意見書の提出の際に併せて審査庁に提出される事件記録に含まれる。

様式例62～64

法41条3項
令15条1項

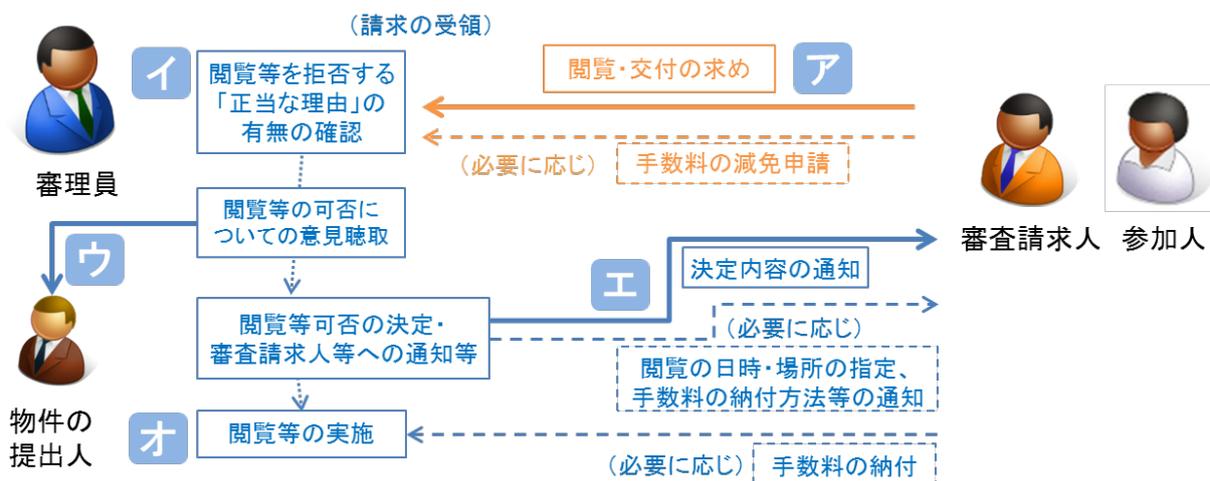
(運用) ○ 記録には、参考人又は鑑定人の出席を求めて聴取を行った場合には、関係者の陳述の要旨を記載し、さらに、審理員が質問を行ったときは、当該質問及びそれに対する回答の要旨を記載することが適当であると考えられる。

また、鑑定人の陳述の際に鑑定結果報告書等の書面が提出された場合は、これを記録に添付する。

- 後日、発言内容等の詳細の確認が必要となる可能性を考慮し、審理関係人の了解の下、ICレコーダ等の録音機材を使用して、審理手続の場におけるやり取りの内容を録音しておくことが望ましいと考えられる。
- 参考人又は鑑定人に対して書面の提出を求めた場合には、提出者、提出日時を記載した書面を添付し、記録とすることが適当であると考えられる。
- 検証を行った場合は、記録として、その日時、検証の対象となった場所、当該場所の現況等（後日、検証場所の詳細の確認が必要となる可能性等を考慮し、写真を撮影する等により記録しておくことが望ましいと考えられる。）を記載することが適当であると考えられる。

【概要】

審理員は、審査請求人又は参加人から、提出書類等の閲覧又は写し等の交付の求めを受けた場合は、交付を拒むことができる「正当な理由」の有無の確認、提出書類等の提出人の意見の聴取を経て、その実施について決定する。



ア 審査請求人又は参加人からの求め

① 本手続の内容

審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等の閲覧又は写し等の交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。

＜法令＞◆ 審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（法32条1・2項の証拠書類等、法33条の書類その他の物件及び法29条4項各号に掲げる書面）の閲覧又は写しの交付を求めることができる。

法38条1項前段

[解釈] □ 審査請求人又は参加人による提出書類等の閲覧等の手続は、審査請求人又は参加人の手続保障の充実を図る見地から、これらの者が審査請求の審理において適切に主張・立証することができるよう、認められているものである。

(運用) ○ なお、本手続とは別に、審理員が、運用上、審査請求人等の求めによらず、職権により、審査請求人等に対し、提出書類等の写しの交付等を行うことが一律に排除されるものではない（ただし、その場合には、本手続による手数料を徴収することはできない。）。

② 閲覧等の請求の方式

交付の求めについては、対象となる証拠書類等を特定するに足る事項等を記載した書面の提出を求める。

様式例65

<法令>◆ 提出書類等の写し等の交付の求めは、次の事項を記載した書面を提出して
しなければならない。

- ① 対象書面等を特定するに足りる事項
- ② 交付の方法
- ③ 送付による交付を求める場合にあっては、その旨

(運用)○ 閲覧の求めの方式については、法令上の定めはないが、審理手続の円滑な進行を図る観点から、交付の求めと同様に、書面の提出を求めることが適当であると考えられる。

③ 手数料の減免申請

審査請求人等が提出書類等の交付に係る手数料の減免を求める意向を示している場合は、手数料減免申請の書面及び経済的困難等の状況にあることを証明する書面を提出させる。

<法令>◆ 提出書類等の交付を受ける審査請求人又は参加人は、実費の範囲内において手数料を納めなければならない。なお、審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(運用)○ 写しの交付を請求する書面に必要な内容を記載することで、手数料減免の申請書面とすることは可能であると考えられる。

イ 閲覧又は写しの交付を拒むことができる「正当な理由」の有無の確認

○ 閲覧等を求める書面の記載事項による対象となる提出書類等の範囲の把握後、当該提出書類等が、その閲覧等を拒むことができる「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるとき」に該当しているかどうかについて、確認を行う。

<法令>◆ 審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

[解釈]□ 閲覧等を拒むことができる「正当な理由があるとき」とは、具体的には、例えば、第三者の個人識別情報が含まれている場合や、閲覧等により、行政機関が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合など、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条各号に規定する不開示事由と重なるものが想定される。

□ 提出者から閲覧等を認めることが適当でない旨の意見が提出された場合であっても、審理員は、閲覧等を拒む「正当な理由」が認められない場合には、これを拒むことはできない。

- (運用) ○ 第三者の個人識別情報が含まれていることが直ちに「正当な理由」に該当するものではなく、例えば、審査請求に参加していないものの、審査請求に係る処分等に密接に関与している第三者についての個人識別情報については、「正当な理由」に該当しないと判断される場合もあり得ると考えられる。
- 本手続は、簡易迅速な審理手続の枠内で認められるものであることから、写しの交付の対象となる資料が膨大であるため、写しの交付を認めることにより、その事務負担が過大となり、迅速な審理手続の遂行に著しい支障が生ずるような場合についても、「正当な理由」に該当し得るものと考えられる。
- 本手続は、情報公開法等における部分開示を前提とするものではないことから、「正当な理由」に該当する情報を除くこと（マスキング）により、閲覧等が可能となる場合であっても、その作業負担が過大で、迅速な審理手続の遂行に著しい支障を生じるような場合は、閲覧等を拒むことも許容され得ると考えられるが、マスキングが必要となることをもって直ちに「正当な理由」に当たるものではなく、審理手続の遂行への支障等の個別の事情を踏まえて判断する必要があると考えられる。

ウ 提出者への意見聴取

- 閲覧等を認めることが適当と認める場合には、原則として、提出人に対し、求めがあった提出書類等についての閲覧等の可否についての意見を聴取する。

様式例66

- <法令>◆ 審理員は、閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

法38条2項

[解釈] □ 審理員は、提出された提出人の意見に拘束されない。

- 審理員が、提出人から意見を聴くまでもなく、閲覧等を拒むことができる「正当な理由」に該当するか否かについて判断が可能である場合には、提出人の意見を聴く必要はない。

- (運用) ○ 意見の聴取の方式としては、閲覧等の求めに対する決定を迅速に行う観点から、当該求めがあった際に、提出人に対し、一定の回答期限を付して、求めがあった提出書類等についての閲覧等の可否についての意見及びその理由を提出するよう、書面により照会することが適当であると考えられる。

様式例66

- 提出書類等の提出時に、提出人から、当該資料の審査請求人又は参加人による閲覧等の可否についての意見及びその理由が提出されている場合は、改めて提出人から意見を聴く必要はない。

様式例31、39、46

- 意見の聴取を行う際には、提出人に対し、審理員は提出意見に拘束されない旨を明確にしておくことが望ましい。

様式例28、31

エ 閲覧又は写しの交付の可否の決定及び審査請求人等への通知等

- 上記イ・ウを踏まえ、閲覧等の求めの可否を決定し、速やかに、当該求めをした審査請求人又は参加人に通知する。

その際、閲覧の日時及び場所を指定する場合には当該日時及び場所を、写しの交付を認める場合には交付の方法、手数料の額及び納付方法等を、手数料の減免を求められていた場合には減免の可否を、併せて通知する。

- ＜法令＞◆ 審理員は、提出資料等の閲覧をさせる場合には、日時及び場所を指定することができる。 法38条3項

- ◆ 写しの交付は、①提出資料等を複写機によりコピーした書面の交付、②電磁的記録に記録された事項を出力した書面の交付、③オンライン化法4条1項の規定によりオンラインで交付、のいずれかの方法により行う。 令11条

- ◆ 写しの交付に係る手数料の額、納付方法及び減免については、審査庁が地方公共団体の機関である場合には条例で、審査庁が国・地方公共団体以外の機関である場合には審査庁の定めるところによることになる。 法38条6項

- ◆ 審査庁が国の機関である場合には、写しの交付に係る手数料は、交付する書面(オンラインで交付する場合は交付の基となる書面)1枚につき10円(カラー出力の書面を交付する場合は1枚20円)であり、原則として審査庁が定める書面に収入印紙を貼付して納付しなければならない。 令12条1・2項

- ◆ 写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、送料を納付して、送付により交付を受けることができる。この場合の費用は、切手の納付等の方法(審査庁が国以外の機関である場合には、審査庁が定める方法)により行う。 令14条

- (運用) ○ 閲覧等の可否等の通知は、書面により行うことが適当であると考えられる。 様式例67、68

- 閲覧等の可否を通知する際、当該閲覧等を認めない場合やマスキング等を実施した上で閲覧等を認める場合には、審理員は、当該求めをした審査請求人等に対して、書面により、その旨及びその「正当な理由」を通知することが適当であると考えられる。

- 写しの交付方法は、審理員が適当と認める方法を最終的に判断することとなり、情報公開法における開示請求のように、交付を受ける者の自由な選択を前提とするものではないが、交付を受ける者の希望に可能な限り対応することが望まれる。

オ 閲覧等の実施

- 上記エの決定の内容に沿って、閲覧等を実施する。

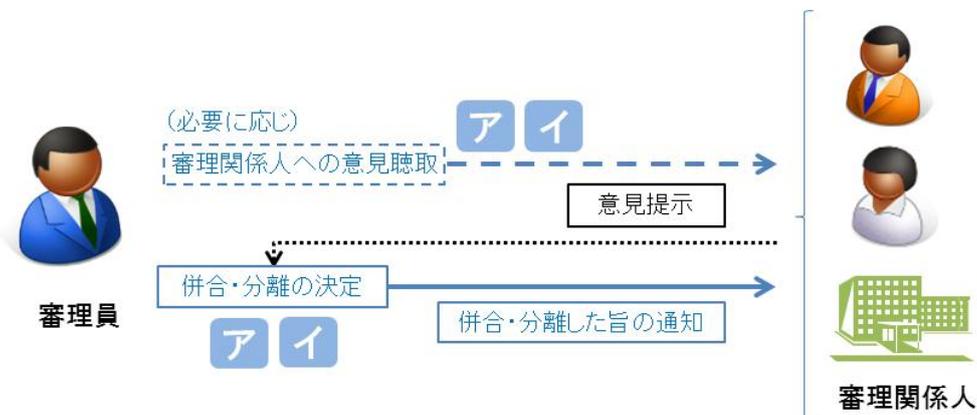
- (運用) ○ 提出書類等の閲覧をさせる際、審理員又は審理員補助者は、指定した場所以外での閲覧や当該提出書類等の破損等を防止するため、立ち会うことが適当である。

- 写しを交付することも可能である提出書類等について、閲覧を受け

る者が、カメラでの撮影等を行うことについては、庁舎管理上の問題など特段の支障がある場合を除いては、差し支えないものと考えられるので、閲覧を受けようとする者から申出があった場合等には、適切に対応する。その際、庁舎管理上の制約等がある場合には、閲覧を受けようとする者に対して必要に応じ適切な説明がされることが望ましいと考えられる。

【概要】

審理員は、必要に応じて、複数の審査請求に係る審理手続を併合・分離する。



ア 審理手続の併合

① 併合の判断

審理員は、自身が審理手続を行う複数の審査請求事件が、一の審理手続により審理を行うことが適当と認められる場合には、審理関係人のプライバシーの保護等を考慮しつつ、これらの審査請求に係る審理手続を併合する。

＜法令＞◆ 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合することができる。 法39条

[解釈] □ 審理手続の併合は、審理の円滑かつ迅速な進行と手続経済の観点から、個々の審査請求事件の関連性、審理手続の進行状況等を踏まえて行われるものである。

(運用) ○ 審理手続を併合することが適当である具体例としては、次のような場合が考えられる。

- ・ 複数の審査請求に係る処分等が相互に関連しており証拠書類等が共通する場合や、審理関係人が共通しており口頭意見陳述等の手続を一括して行うことが効率的である場合など、手続を一括して行うことにより審理をより円滑かつ迅速に進めることができる場合
- ・ 争点を共通とする大量の審査請求（例えば、支給基準の変更や施設の未整備を違法とするものが考えられる）など審理手続を個別に行うよりも当該争点についての審理を一括して行うことが効率的である場合

○ 審理手続を併合するには、プライバシー保護等の観点から、各審査請求の審理関係人の意見を聴くことが望ましいと考えられる。ただし、審査請求がいずれも同じ審査請求人により行われている場合など、意見を聴取する意義が乏しい場合には、審理関係人の意見を聴く必要はない

と考えられる。

② 併合の効果等

[解釈] □ 審理手続を併合した場合には、以下のような効果が生ずると解される。

- ・ 併合前の各審査請求についての審査請求人・参加人は、併合審理される審査請求全体の審査請求人・参加人として取り扱われ、他の審査請求事件に係る審理手続の申立てや物件の閲覧等の請求も可能となる。
 - ・ 併合審理される数個の審査請求についての弁明書等の主張内容を記載した書面は、これらの審査請求全体に共通のものとして提出され、共通の審理資料として活用される。
 - ・ 併合前に一の審査請求について提出された証拠書類等の物件は、併合された審査請求全体に共通の審理資料として活用される。
- 数個の審査請求を併合しても、それが共同審査請求となるものではなく、併合前の各審査請求人が共同審査請求人となるものでもない。
- 併合は、審理手続の終結までの間、一の手続により審理を行うものであるが、裁決は審査庁が行うものであることから、審理員の判断で数個の審査請求に係る審理手続を併合した場合でも、当然に一の事件として裁決をすることになるものではない。

③ 併合後の手続

審理手続を併合した場合には、その旨を審理関係人に通知する。また、必要に応じて、審理関係人が所持していない弁明書等（当該審理関係人が参加していなかった併合前の審査請求に係る弁明書等）の写しを送付する。

様式例69

イ 審理手続の分離

① 分離の判断

併合した審理手続について、一の審理手続により審理を行うことが適当でないと認められるに至った場合には、審理手続を分離する。

<法令>◆ 審理員は、必要があると認める場合には、併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

法39条

(運用) ○ 審理手続を併合して行うことが適当でないと認められる場合は、具体的には以下のものが想定されるが、個々の事案に応じて、審理員が適切に判断する必要がある。

- ・ 一部の審査請求事件について、必要な審理を終えたと認められるに至った場合
- ・ 審理手続の進行に伴って、各事件の争点等が区々となり、一の手続により審理を進めるメリットが失われた場合

② 分離後の手続

審理手続を分離した場合には、その旨を審理関係人に通知する。

また、併合して審理を行っている過程で提出された証拠書類等については、各審査請求事件において、それぞれ証拠書類等として取り扱うことが適当と認められる場合には、適宜写しを作成するなど、その後の審理に支障が生じないよう対応する必要がある。なお、当該書類等の写しを作成した場合は、写しの作成日時及び作成者の氏名並びに当該書類等の提出者及び提出日時を当該写しに記載する。

【概要】

審理員は、審理手続を行う中で執行停止をする必要があると認める場合には、審査庁に対し、職権で、執行停止をすべき旨の意見書を提出する。



- 審理員は、執行停止をすることが必要であると認めた場合は、速やかに意見書を提出するものとし、この意見書には、執行停止の内容及びその必要性についての説明を記載することが適当である。

<法令>◆ 審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。

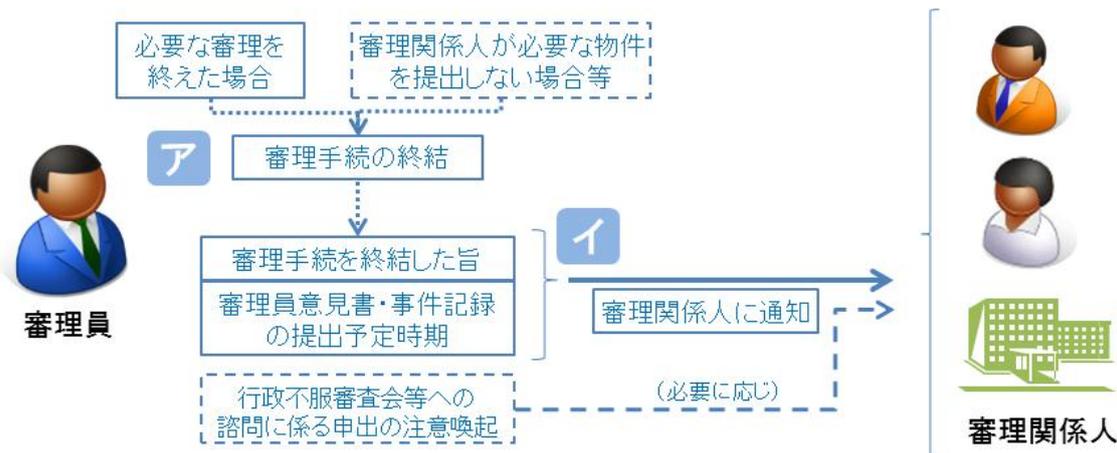
[解釈] □ 審理員による執行停止の意見書についての規定は、審理手続に入る以前の段階において、審査請求人から執行停止の申立てがされていないか、又は、審査請求人による執行停止の申立てを審査庁が認めなかったという場合であっても、審理員による審理手続において、執行停止を行うべき事情が明らかになる場合があることを想定したものである。

- 審理員が複数指名されている場合は、執行停止をすべき旨の意見書は、合議を行うなど全ての審理員が関与して作成しなければならないと解される。

執行停止→23頁
参照
様式例71

法第40条

【概要】
 審理員は、必要な審理を終えたとき、又は審理手続を終結することが適当と認めるときは、審理手続を終結させる。また、審理手続を終結したときは、その旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を審理関係人に対し通知する。



ア 審理手続の終結

① 必要な審理を終えた場合

審理員は、当該審査請求事件について必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結する。

<法令>◆ 審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結する。

法41条1項

(運用)○ 「必要な審理を終えた」時点は、具体的には、個々の事案に即して判断されることになるが、一般には、審査請求人等の申立て等を受けて必要と判断した審理手続を行い、他の審理関係人が了知しない判決の内容についての判断に影響を及ぼす事実が判明した場合にはその反論等の有無を確認する等の手続を経て、審理関係人の主張が尽くされ、審理員が、審査庁がすべき判決の内容について心証を形成したときに、審理手続を終結することになると考えられる。

② 主張等の機会が履行されなかった場合

審理員は、審理関係人に主張及び立証の機会を与えたにもかかわらず、その機会が履行されない（具体的には表10の要件に該当する）場合は、審理手続を終結することができる。

<法令>◆ 審理員は、表10の要件に該当する場合には、審理手続を終結することができる。

法41条2項

[解釈]□ 法33条に基づく物件の提出要求については、審理関係人ではない第三者が要求先となることも想定されているが、当該第三者が提出に応じない場

合において、このことのみを理由として審理手続を終結することは適当でない。

- (運用) ○ 審理員は、表10の要件に該当することのみをもって審理手続を終結することは適当でなく、審理の進行状況や審理関係人の対応状況等も考慮して、審理手続を終結することが適当かどうかを判断する必要がある。例えば、一部の参加人だけが提出期限内に証拠書類等を提出しない場合は、審理手続を続行するという判断をすることもあり得る。

表10 必要な審理を終えたと認めるとき以外に審理手続を終結することができる場合

・ 以下の物件について、審理員が定めた提出すべき相当の期間内に提出されず、更に一定の期間を示して当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該期間内に当該物件が提出されなかったとき（法41条2項1号）
弁明書（法29条2項）
反論書（法30条1項）
意見書（法30条2項）
証拠書類等（法32条1・2項）
書類その他の物件（法33条）
・ 口頭意見陳述（法31条）の申立人が正当な理由なくこれに出頭しなかったとき（法41条2項2号）

イ 審理関係人への通知

- 審理員は、審理手続を終結したときは、手続の透明性を確保する観点から、その旨等を審理関係人に対し通知する。

＜法令＞◆ 審理員が審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

法41条3項

- (運用) ○ 審理手続の終結等の通知の方式については、審理手続を終結した旨、審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期を記載した書面により行うことが適当であると考えられる。

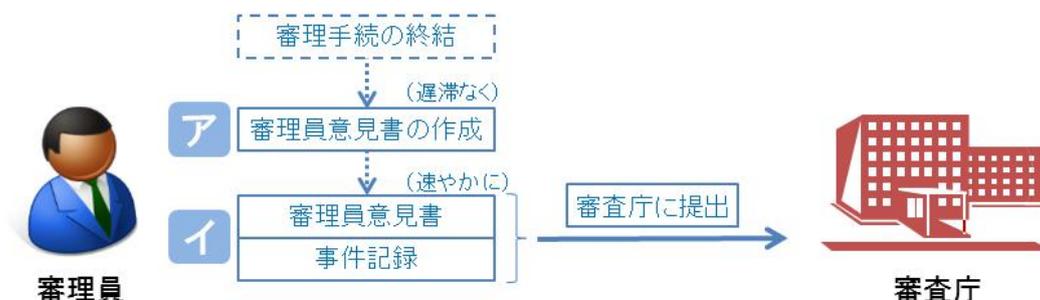
様式例72
審理員意見書等→100頁参照

- 審理手続を終結した時点で、審査請求人による行政不服審査会等への諮問を希望しない旨の申出がされていない場合（参加人からの後述の申出がされている場合を除く。）又は参加人による行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされていない場合は、審理手続の終結等の通知に併せて、当該申出を行っていない者に対して、当該申出は審理員意見書の提出予定時期までに行うよう注意喚起を行うことが効率的であると考えられる。

法43条1項4号
→様式例73

【概要】

審理員は、審理手続の終結後、審理員意見書の作成及び事件記録の整理を行い、これらを審査庁に提出する。



ア 審理員意見書の作成

○ 審理員は、審理手続の終結後、その結果を整理し、審査庁がすべき裁決の内容を記載した審理員意見書を作成する。

様式例74

<法令>◆ 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（審理員意見書）を作成しなければならない。

法42条1項

[解釈] □ 審理員意見書の作成時期を「直ちに」ではなく「遅滞なく」としているのは、審理員意見書の作成には、一般に少なくとも数日程度の期間を要すると考えられるためである。

□ 審理員が複数指名されている場合は、審理員意見書は、合議を行うなど全ての審理員が関与して作成しなければならないと解される。

(運用) ○ 審理員意見書は、審理員による審理の結果を裁決に適正に反映させるという観点からは、裁決（法50条）の原案となり得るものとするのが適当であり、裁決書の記載事項に対応して、事案の概要及び審理関係人の主張の要旨を整理し、当該事件の争点を明示した上で、審査請求に対する結論（裁決主文に対応するもの）及びその理由（事実関係の認定や当該事実関係に対する関係法令の適用を含む。）を記載することが望ましいと考えられる。

様式例74

○ 処分についての審査請求において申請拒否処分が違法又は不当であると認める場合や、不作為についての審査請求において当該不作為が違法又は不当であると認める場合において、当該申請に対する一定の処分をする旨の措置をとることが適当であると認めるときは、当該措置の内容及びその理由を審理員意見書に併せて記載することが適当であると考えられる。

申請に対する一定の処分をする措置（法46条2項各号・49条3項各号）→ 111頁参照

○ 審理員意見書には、審理員の署名又は押印を付すことにより、本人の意思に基づいて作成されたものであることを明らかにすることが望ましいと考えられる。

イ 審理員意見書等の提出

① 事件記録の整理等

審理員意見書の作成と並行して、事件記録となる資料（表11）を整理する。

<法令>◆ 事件記録とは、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。

法41条3項
令15条1項

なお、事件記録のうち、政令で定めるものは、表11のとおりである。

表11 審査請求手続における事件記録

事件記録	根拠条文
法41条3項に規定されているもの	
○ 審査請求書（法19条）	
○ 弁明書（法29条）	
事件記録として政令で定めるもの	
○ 審査請求録取書（法20条）	令15条1項1号
○ 法第29条第4項各号に掲げる書面	令15条1項2号
・ 不利益処分を行う際に聴聞の主宰者から提出された聴聞の調書（行政手続法24条1項）及び報告書（同条3項）	
・ 不利益処分を行う際に処分の相手方となるべき者から提出された弁明書（行政手続法29条1項）	
○ 反論書（法30条1項）	令15条1項3号
○ 意見書（法30条2項）	令15条1項4号
○ 次の手続の記録	令15条1項5号
・ 口頭意見陳述（法31条）	
・ 参考人の陳述又は鑑定（法34条）	
・ 検証（法35条）	
・ 審理関係人への質問（法36条）	
・ 審理手続の申立てに関する意見聴取（法37条）	
○ 審理関係人から提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件（法32条1・2項）	令15条1項6号
○ 物件の提出要求（法33条）に応じて提出された書類その他の物件	令15条1項7号

② 審理員意見書等の提出

審理員意見書を作成し、事件記録が整ったときは、速やかに、その他の手続的な書類その他の物件とともに、審査庁に提出する。

<法令>◆ 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

法42条2項

◆ 事件記録のうち、審査請求書、弁明書、反論書及び意見書についての審査
庁への提出は、これらの書面の正本によってする。 令15条2・3項

なお、これらの書面の提出手続が、オンライン化法3条1項の規定により
オンラインでされた場合には、当該手続に係る電磁的記録が、これらの書面
の正本とみなされる。

◆ 審理員は、審理員意見書を提出するときは、事件記録のほか、参加人の許
可に関する書類その他の総務省令で定める書類を、審査庁に提出しなければ
ならない。 令16条
省令第4条

(運用) ○ 審理員意見書等は、審理員意見書を作成後、直ちに審査庁に提出す
ることが望まれるが、なお事件記録の整理等を要するなどの事情によ
り、直ちに提出することができない場合には、事件記録が整い次第提
出することが望ましいと考えられる。

第4章 行政不服審査会等への諮問

【概要】

行政不服審査会等への諮問は、裁決の客観性・公正性を高めるため、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性を第三者の立場からチェックするものである。

1 諮問が必要となる場合

(1) 審査庁

行政不服審査会等への諮問が義務付けられている審査庁は、次のとおりであり（法43条1項柱書）、それ以外の審査庁（法9条1項各号に規定する合議制の機関である場合など）については、行政不服審査会等への諮問は不要である。

ア 国の機関

- ・ 主任の大臣
- ・ 宮内庁長官
- ・ 府省の外局として置かれる庁^(※)の長

(※) 内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する庁

イ 地方公共団体

- ・ 地方公共団体^(※)の長（地方公共団体の組合にあつては、長、管理者又は理事会）

(※) 都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合（一部事務組合、広域連合）

(2) 諮問が必要な事案

上記（1）に該当する審査庁は、法43条1項各号のいずれかに該当しない場合には、行政不服審査会等へ諮問しなければならないこととされている（法43条1項柱書）。

法43条1項各号の具体的な内容は、表12のとおりであるが、これらに該当せず諮問が必要となる事案とは、主として、処分時又は裁決時に他の合議制機関の関与がなく、かつ、審査請求の全部又は一部を棄却しようとする事案ということになる。

(3) 諮問を行う時点

上記（1）に該当する審査庁は、「審理員意見書の提出を受けたとき」に、行政不服審査会等へ諮問しなければならないこととされている（法43条1項柱書）。

したがって、個別法令等の規定により、審理員による審理手続が行われず、審理員意見書の提出がなされない場合には、行政不服審査会等への諮問は要しないこととなる。

表12 行政不服審査会等への諮問を要しない場合（法43条1項各号）

<p>ア 処分や裁決の際に審議会等の議を経ている^(※)場合</p> <p>(※)「議を経る」とは、諮問手続一般を指す趣旨であり、個別の法律等において「議を経る」と規定されている場合に限らず、「諮問する」、「意見を聴く」、「意見を求める」、「諮る」、「議により」等と規定されている場合も含まれる。</p> <p>① 原処分をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に審議会等^(※)の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、その議を経て原処分がされた場合（1号）</p> <p>(※)法9条1項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の機関又はこれらの機関に類するものとして政令で定める機関（表13参照）</p> <p>② 裁決をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に審議会等の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、その議を経て裁決をしようとする場合（2号）</p> <p>③ 法46条第3項又は法49条4項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合（裁決の際に申請に対する一定の処分をする措置（5章1（4）（111ページ）参照）をとるため、処分時に必要とされる審議会等の議を経た上で裁決をしようとする場合）（3号）</p>
<p>イ 審査請求人から行政不服審査会等への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人から諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）（4号）</p>
<p>ウ 審査請求が、行政不服審査会等によって、諮問を要しないものであると認められたものである場合^(※)（5号）</p> <p>(※)それぞれの行政不服審査会等において、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して判断されるものであり、具体的には、個々の事案ごとに判断する方法のほか、定型化・類型化してあらかじめ示す方法もあり得る。</p>
<p>エ 審査請求が不適法であり、却下する場合（6号）</p>
<p>オ 審査請求の全部を認容する場合（参加人から意見書又は口頭意見陳述においてこれに反対する旨の意見が提出されている場合を除く。）</p> <p>① 処分（申請拒否処分^(※)を除く。）についての審査請求（7号）</p> <p>(※)法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法46条1項の規定により、原処分（申請拒否処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消す場合 ・ 法47条の規定により、審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、又は撤廃することとする場合 <p>② 申請拒否処分又は不作為についての審査請求（8号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁決で申請拒否処分を取り消すとともに、法46条2項の規定により、申請の全部を認容する処分をすべき旨を命じ、又は申請の全部を認容する処分をする措置（5章1（4）ア（111ページ）参照）をとることとする場合 ・ 裁決で不作為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、法49条3項の規定により、申請の全部を認容する処分をすべき旨を命じ、又は申請の全部を認容する処分をする措置（5章1（4）イ（112ページ）参照）をとることとする場合

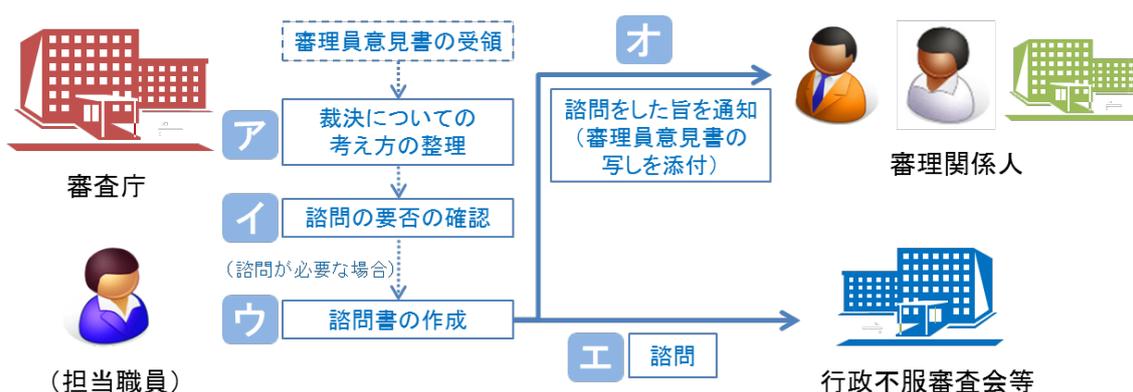
表13 法43条1項1号及び2号の機関

<p>1 法9条1項各号に掲げる機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府設置法49条1項若しくは2項又は国家行政組織法3条2項に規定する委員会（外局としての委員会）〔1号〕 ・ 内閣府設置法37条若しくは54条又は国家行政組織法8条に規定する機関（いわゆる審議会等）〔2号〕 ・ 地方自治法138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員（執行機関）又は同条3項に規定する機関（附属機関）〔3号〕 <p>2 地方公共団体の議会</p> <p>3 これらの機関に類するものとして政令で定めるもの^(※)（令17条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本公認会計士協会に置かれる資格審査会（公認会計士法）〔1項1号〕 ・ 地方社会保険医療協議会（社会保険医療協議会法）〔1項2号〕 ・ 日本司法書士会連合会に置かれる登録審査会（司法書士法）〔1項3号〕 ・ 港務局に置かれる地方港湾審議会（港湾法）〔1項4号〕 ・ 日本土地家屋調査士会連合会に置かれる登録審査会（土地家屋調査士法）〔1項5号〕 ・ 日本行政書士会連合会に置かれる資格審査会（行政書士法）〔1項6号〕 ・ 日本税理士会連合会に置かれる資格審査会（税理士法）〔1項7号〕 ・ 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に置かれる土地区画整理審議会（土地区画整理法）〔1項8号〕 ・ 全国社会保険労務士会連合会に置かれる資格審査会（社会保険労務士法）〔1項9号〕 ・ 個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社に選任される審査委員及び独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に置かれる市街地再開発審査会（都市再開発法）〔1項10号〕 ・ 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に置かれる住宅街区整備審議会（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法）〔1項11号〕 ・ 個人施行者、防災街区整備事業組合又は事業会社に選任される審査委員及び独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に置かれる防災街区整備審査会（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律）〔1項12号〕 ・ 日本弁理士会に置かれる登録審査会（弁理士法）〔1項13号〕 ・ マンション建替組合又は個人施行者に選任される審査委員（マンションの建替え等の円滑化に関する法律）〔1項14号〕 ・ 認証審査参与員（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）〔1項15号・2項〕 ・ 郵政民営化委員会（郵政民営化法）〔1項16号〕 ・ 地方年金記録訂正審議会（厚生労働省組織令）〔1項17号〕 <p>(※) 認証審査参与員は、法43条第1項第1～3号の「政令で定めるもの」に該当する機関、それ以外は上記法43条第1項第1号及び第3号の「政令で定めるもの（審議会等）」に該当する機関</p>

【概要】

審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、一定の要件に該当する場合を除いて、総務省に置かれる行政不服審査会又は法第81条により当該地方公共団体の執行機関の附属機関として置かれる諮問機関（以下「行政不服審査会等」という。）に、諮問する。

諮問に当たり、審査庁は、裁決についての考え方を整理して諮問の要否を判断し、諮問が必要となる場合には、諮問書を作成して諮問をする等の手続を行う。



ア 裁決についての考え方の整理

- 審理員意見書の提出を受けたときは、審理員意見書及び事件記録の内容を踏まえ、審査庁としてしようとする裁決についての考え方を整理する。

＜法令＞◆ 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、法43条1項各号に該当する場合を除き（※）、行政不服審査会等に諮問しなければならない。

法43条1項

（※）諮問が不要となる法43条1項の3、6、7及び8号に該当するかどうかを判断する（イ参照）ためには、裁決についての考え方を整理する必要がある。

イ 諮問の要否の確認

- ① 法43条1項各号への該当性の確認

アにより整理した裁決についての考え方等も踏まえ、審査請求事件が行政不服審査会等への諮問を要しない場合（法43条1項各号）に該当するか否かを確認する。

＜法令＞◆ 行政不服審査会等への諮問を要しない場合の具体的な内容は表12のとおり。

法43条1項各号

i) 処分又は裁決時の審議会等の関与

処分や裁決の際に審議会等の関与がある場合には、諮問は不要となる（詳細は表12ア参照）。

法43条1項1～3号

ii) 裁決の態様

上記アにより整理した結果、審査請求を却下する場合や、全部を認容する場合には、一定の場合を除き、諮問は不要となる（詳細は表12エ・オ参照）。

法43条1項6～8号

iii) 行政不服審査会等の諮問不要と認めたもの

審査請求が、行政不服審査会等によって、諮問を要しないと認められたものである場合には、諮問は不要となる（詳細は表12ウ参照）。 法43条1項5号

iv) 審査請求人の申出

審査請求人から行政不服審査会等への諮問を希望しない旨の申出がされている場合には、参加人から諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除き、諮問は不要となる。 法43条1項4号

a) 申出の方式

(運用) ○ 諮問を希望しない旨の申出については、後日に当該申出の有無についての認識が相違することを防止する観点から、その旨を記載した書面の提出を求めることが適当である。 様式例75

- 諮問を希望しない旨の申出は、諮問を行う審査庁に行くものであるが、審理員による審理手続が行われている場合は、申出人の利便性を図る観点から、審理員を経由して行うことも可能とすることが適当である。

b) 参加人等への確認

(運用) ○ 審査庁の担当職員（又は審理員）は、審査請求人から諮問を希望しない旨の申出を受けた場合は、参加人に対して、行政不服審査会等への諮問をしないことについて反対する意向の有無について、適宜期限を設定した上で、確認を行い、反対する意向がある場合にはその旨の書面により申出を行うよう求めることが適当である。 様式例73

- 審査請求人から諮問を希望しない旨の申出が行われていない場合は、実務上、審理手続の終結時の審理関係人への通知の際、審理員意見書の提出予定時期を提出期限の目安として示した上で、審査請求人に対して上記申出の意向がある場合には、速やかに申出を行うよう注意喚起することが効率的であると考えられる。 審理手続の終結時の通知→法41条3項→99頁参照

この場合には、参加人に対しても、審理員意見書の提出予定時期を提出期限の目安として示した上で、審査請求人が諮問を要しない旨の申出をしたとしても行政不服審査会等への諮問を希望するときには、速やかにその旨の申出を行うよう注意喚起することが考えられる。

- 上記の確認や注意喚起を行った場合において、期限内に申出がされないときは、申出がないものとしてその後の手続を進めることになる。 様式例73

ウ 諮問書の作成

- 諮問を要する場合には、審理員意見書及び事件記録の内容を精査し、諮問書を作成する。

(運用) ○ 審理員意見書の提出から諮問までには一定の期間（少なくとも一週間程度の期間）を要すると考えられるが、迅速に裁決を行う観点から、審理員意見書が提出されたときは、個々の事案に応じて、可能な限り迅速

に諮問を行う必要がある。

- 諮問は、一般的には、行政不服審査会等の定めるところにより行うこととなる。なお、行政不服審査会等が諮問の具体的方法について定めていない場合は、諮問書又はその添付書類において、審査庁としてしようとする裁決についての考え方、具体的には、裁決の主文に相当する内容やその理由等を明らかにして行うことが考えられる。
- 事実上の行為について撤廃・変更の措置をとることや、申請に対する一定の処分に関する措置をとることは、裁決そのもの（裁決の主文）の内容には含まれないが、審査請求の一部を認容する裁決をしようとする場合において、これらの措置をとることが適当と認めるときには、諮問の際に、その旨を明らかにすることが適当であると考えられる。

裁決の主文及びその理由→
法50条1項

エ 諮問の実施

- 行政不服審査会等の定めるところに従い、諮問書、審理員意見書及び事件記録の写し並びに所要の添付書類を添付して、行政不服審査会等に諮問する。

<法令>◆ 諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない。

法43条2項

- (運用) ○ 審査庁は、行政不服審査会等が行う調査に適切に対応するため、諮問の際に行政不服審査会等に提出した資料の写し（コピー）を保有しておくことが考えられる。

行政不服審査会等が行う調査→法74条

オ 審理関係人への通知

- 諮問をしたときは、速やかに、審理員意見書の写しを添付して、諮問をした旨を通知する。

様式例76

<法令>◆ 諮問をした審査庁は、審理関係人(処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人)に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。

法43条3項

- [解釈] □ 諮問をした旨の通知は、審査請求人又は参加人が、行政不服審査会等に対し、意見陳述や主張書面等の提出を適切に行う機会を確保する等の観点から行うものであり、審査庁は、諮問後速やかに通知を行う必要がある。

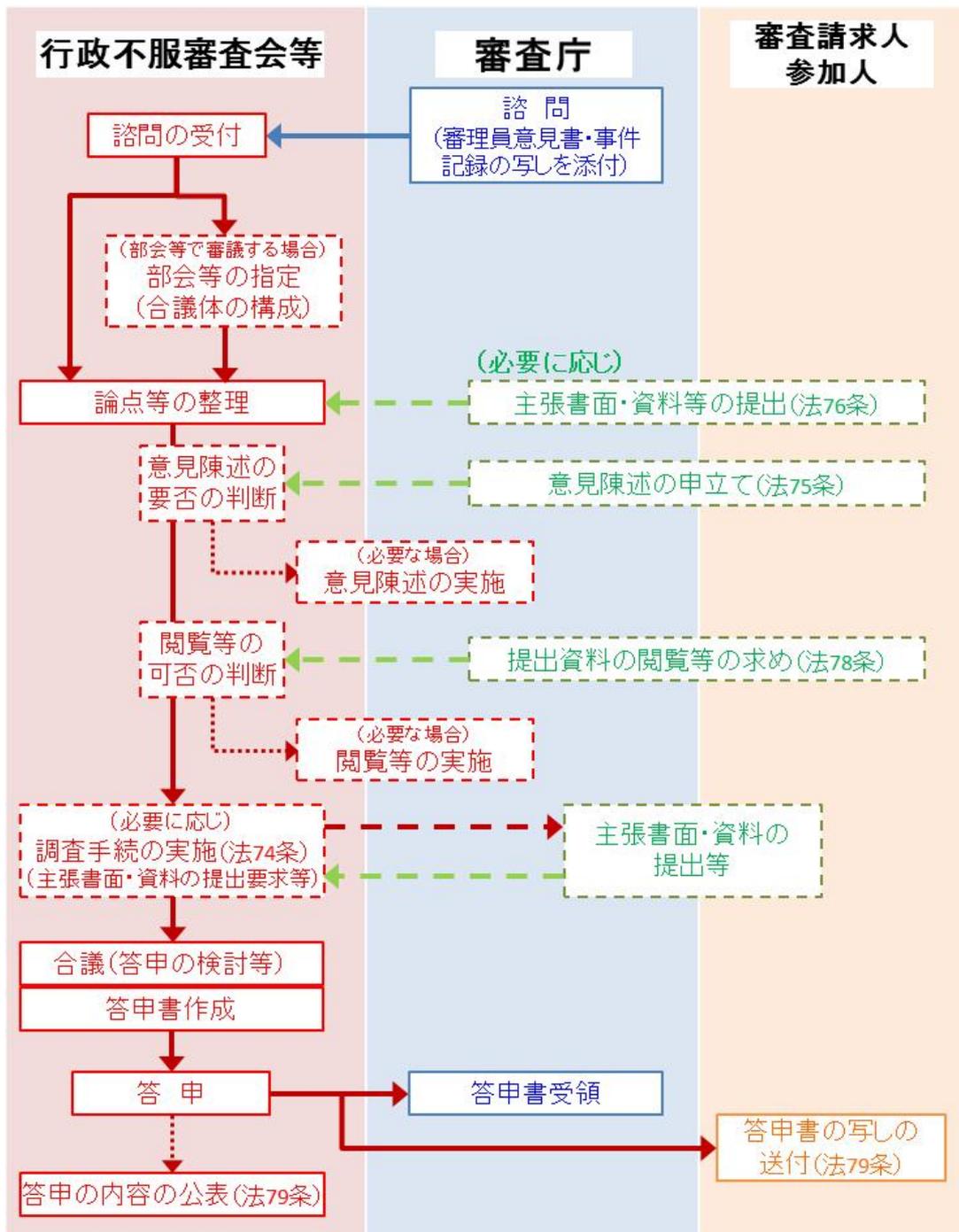
3 行政不服審査会等における調査審議手続

図1〔4-3〕

行政不服審査会等における調査審議手続の大まかな流れは以下の図のとおりである。

なお、法5章1節2款（74条から79条まで）に規定する行政不服審査会における調査審議手続の規定は、法81条1項又は2項の規定により地方公共団体に執行機関の附属機関として置かれる諮問機関についても準用される（法81条3項）。

図3 行政不服審査会等における調査審議手続の大まかな流れ



第5章 裁決

【概要】

裁決は、審査庁としての審査請求に対する最終的な結論であり、その態様は、却下、棄却及び認容に大別される。審査庁は、審査請求の適法性、また、審査請求に係る処分又は不作為の違法性及び不当性を判断し、その結果に基づき裁決を行う。

1 裁決の態様

(1) 却下裁決

却下裁決は、審査請求が不適法であると審査庁が認める場合に、本案の審理を拒絶するという判断を示すものである（法45条1項、法49条1項）。

審査請求が不適法であることが明らかである場合には、審理手続を経ないで却下裁決をすることができる（法24条。第2編第1章4（22ページ）参照）。また、不服申立要件（審査請求の適法性）が問題となっていて、具体的な審理を実施しなければ判断できないような場合は、審理手続を行い、その結果、審査請求が不適法であると認める場合に、却下裁決を行うことになる。

(2) 棄却裁決

棄却裁決は、審査請求に係る処分又は不作為を是認するという判断を示すものである。

ア 処分についての裁決

(ア) 通常の場合

処分についての審査請求の場合は、一般に、審査請求が理由がない場合、すなわち、審査請求に係る処分が違法又は不当のいずれでもないとして審査庁が認める場合に、棄却裁決を行うことになる（法45条2項）。

(イ) 事情裁決

処分についての審査請求において、当該処分が違法又は不当であるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合^(※)において、審査請求人が受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上で、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、当該審査請求を棄却することができる（いわゆる事情裁決）。

事情裁決を行う場合には、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない（法45条3項）

(※ 例えば、学校設置基準を満たさない私立学校認可申請に対してされた認可は違法であるが、審査請求時に既に当該学校が開校しており、当該認可の取消しが当該学校の在籍生徒や関係者に与える影響が甚大である場合が挙げられる。)

イ 不作為についての裁決

不作為についての審査請求の場合は、審査請求が理由がない場合、すなわち、当該不作為が

「相当の期間」を経過しているがそのことを正当化する特段の事由があり、当該不作為は違法又は不当のいずれでもないとして審査庁が認める場合に、棄却裁決を行うことになる(法49条2項)。

(3) 認容裁決

ア 処分(事実上の行為を除く。)についての裁決

審査請求が理由がある場合、すなわち、審査庁が審査請求に係る処分が違法又は不当であると認める場合は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合は、処分庁に対する一般監督権や処分権限を有しないことから、当該処分を変更することはできない(法46条1項)。

なお、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできない(法第48条)。

イ 事実上の行為についての裁決

審査請求が理由がある場合、すなわち、審査庁が審査請求に係る公権力の行使に当たる事実上の行為が違法又は不当であると認める場合は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為について、以下の措置を講じる(法47条)。

- ① 審査庁が処分庁の上級行政庁である場合は、処分庁に対して、当該事実上の行為の全部若しくは一部の撤廃又は変更を命じる。
- ② 審査庁が処分庁の上級行政庁でない場合は、処分庁に対して、当該事実上の行為の全部又は一部の撤廃を命じる。
- ③ 審査庁が処分庁である場合は、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又は変更する。

なお、審査庁は、審査請求人の不利益に当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない(法48条)。

ウ 不作為についての裁決

審査請求が理由がある場合、すなわち、当該不作為に係る申請から相当の期間が経過し、かつ、そのことを正当化する特段の事由も認められない場合は、審査庁は、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。(法49条3項)

(4) 申請に対する一定の処分に関する措置

申請拒否処分(法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分)又は不作為についての審査請求については、争訟の一次的解決を図る観点から、次のとおり、認容裁決をする際に、申請に対する一定の処分をする旨の措置をとる手続が設けられている。

ア 処分についての審査請求

処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、申請拒否処分についての審査請求に対する裁決で当該処分の全部又は一部を取り消す場合において、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、以下の措置をとる(法46条2項)。

- ① 審査庁が処分庁の上級行政庁である場合は、処分庁に対して、当該申請に対する一定の処分をすべき旨を命ずる。

② 審査庁が処分庁である場合は、当該申請に対する一定の処分をする。

なお、当該処分の根拠となる個別法令において、第三者機関に対する諮問手続や、関係行政機関との協議等その他の事前手続をとるべき旨の定めが設けられており、上記①②の措置をとるために必要があると認める場合は、審査庁は、その手続をとることができる（法46条3・4項）。

イ 不作為についての審査請求

不作為庁の上級行政庁又は不作為庁である審査庁は、不作為についての審査請求に対する裁決で当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する場合において、当該不作為に係る申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、以下の措置をとる（法49条3項）。

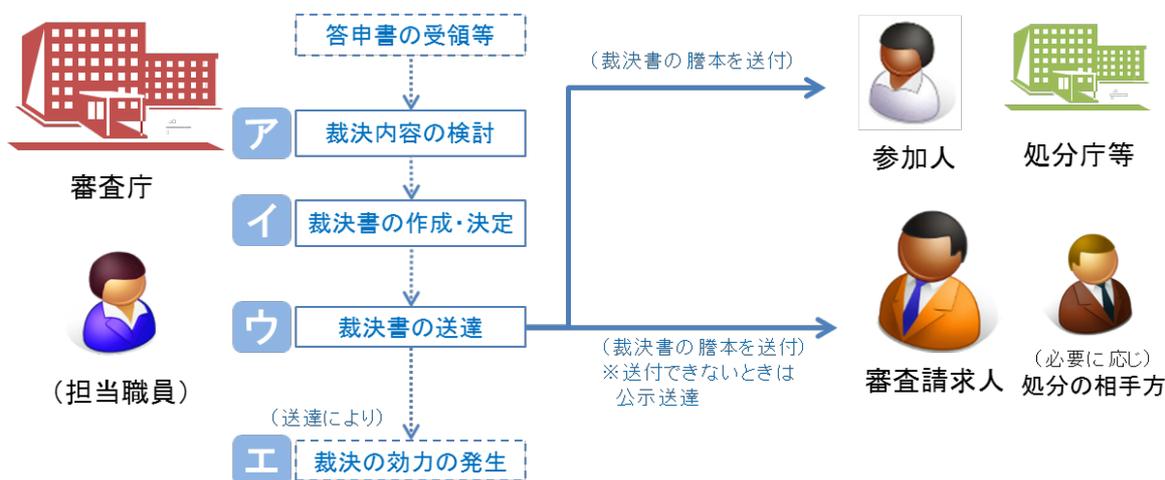
① 審査庁が不作為庁の上級行政庁である場合は、不作為庁に対して、当該申請に対する一定の処分をすべき旨を命ずる。

② 審査庁が不作為庁である場合は、当該申請に対する一定の処分をする。

なお、当該処分の根拠となる個別法令において、第三者機関に対する諮問手続や、関係行政機関との協議等その他の事前手続をとるべき旨の定めが設けられており、上記の①②の措置をとるために必要があると認める場合は、審査庁は、その手続をとることができる（法49条4・5項）。

【概要】

審査庁は、行政不服審査会等への諮問等、裁決をするために必要な手続を経たときは、遅滞なく、裁決をする。



ア 裁決内容の検討

○ 行政不服審査会等の答申を受けたときなど、裁決をするために必要な手続を経たときは、審理員意見書や行政不服審査会等の答申書等の内容を精査し、裁決の内容を検討する。 法44条

<法令>◆ 審査庁は、以下のいずれかに該当したときは、遅滞なく裁決をしなければならない。 法44条

- ① 行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき。
- ② 行政不服審査会等への諮問を要しない場合(③④に該当する場合を除く。)には、審理員意見書が提出されたとき。
- ③ 次のいずれかに該当する場合には、その審議会等の議を経たとき。
 - ・ 他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)において裁決をする際に審議会等の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、その議を経て審査請求に対する裁決をしようとする場合
 - ・ 法46条3項又は法49条4項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合(裁決の際に申請に対する一定の処分をする措置をとるため、処分時に必要とされる審議会等の議を経た上で裁決をしようとする場合) (※)
- ④ 審理員の指名を要しない場合には、審理手続を終結したとき(法9条3項で読み替えて適用する法44条)。

(※) 具体的には、法46条1項の規定により裁決で申請拒否処分を取り消し、又は法49条3項の規定により裁決で不作為が違法又は不当である旨を宣言するのに併せて、法46条2項又は法49条3項の規定により申請に対する一定の処分をする旨の

→1(4)(111頁)参照

措置をとる場合において、他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に当該処分をしようとするときに審議会等の議を経るべき旨の定めがあるため、その議を経た上で裁決をしようとする場合を指す。

[解釈] □ 審理員意見書や行政不服審査会等の答申は、法的に審査庁の判断を拘束するものではないが、審理員意見書を踏まえるとともに、答申を尊重して判断すべきである。

(運用) ○ 裁決の判断には一定の期間（少なくとも数日程度の期間）を要すると考えられるが、「遅滞なく」行うものとされており、個々の事案に応じて、可能な限り迅速に裁決を行うことが望ましい。

○ 裁決の判断に当たっては、審査請求人が主張する個々の理由の当否に限らず、当該処分又は不作為そのものの当否を判断すべきである。

○ 申請拒否処分や不作為についての審査請求は、一般に、申請の認容を求めて提起されるものであり、争訟の一回的解決を図る観点から、申請拒否処分の取消しや不作為が違法又は不当である旨の宣言にとどまらず、申請に対する応答内容を確定させることが望ましいと考えられることから、審査庁は、基本的に、一定の処分をすべきか否かを判断することが求められる。

法46条2項
法49条3項

※ 不適法な審査請求を却下する場合

<法令> ◆ 法24条の規定により審理手続を経ないで審査請求を却下しようとする場合（第2編第1章4（22ページ）参照）も、法45条1項又は49条1項の規定に基づき、裁決で審査請求を却下することになる。

法24条

イ 裁決書の作成・決定

○ 検討結果に基づき、裁決書の案を作成し、決裁など所要の意思決定手続を経て、裁決書を決定する。

様式例77

い) 裁決書の記載事項等

<法令> ◆ 裁決は、①主文、②事案の概要、③審理関係人の主張の要旨及び④理由を記載し、審査庁が記名押印^(※1)した裁決書によりしなければならない^(※2)

法50条1項

。
(※1) 記名押印しなければならないとされているのは、裁決書の真正性を担保するためである。
(※2) 必要な記載事項や審査庁の記名押印を欠く裁決書によりされた裁決は、裁決の取消訴訟において、手続上の瑕疵を理由として取り消される可能性がある。

a) 主文（法50条1項1号）

[解釈] □ 主文とは、審査請求についての結論を示すものであり、典型的には「本件審査請求を却下する」、「本件審査請求を棄却する」、「本件審査請求に係る処分を取り消す」、「(処分庁)が(処分の文書番号)をもってした(原処分)を、(変更後の処分)に変更する」、「(事実上の行為)(不作為)は違法である」等の文言となる。

b) 事案の概要 (法50条1項2号)

[解釈] □ 事案の概要とは、審査請求に係る処分等の内容など、当該事案のおおよその内容・要点をまとめたものであり、審査請求に係る事件の事実関係等を明らかにするものである。

c) 審理関係人の主張の要旨 (法50条1項3号)

[解釈] □ 審理関係人の主張の要旨とは、審査請求人、参加人及び処分庁等のそれぞれの主張の主な内容であり、審査請求に係る事件の争点を明らかにするものである。

(運用) ○ 審査請求が不適法であり、法24条の規定により審理手続を経ないで却下する場合においては、裁決書の記載事項である「審理関係人の主張の要旨」については、審査請求書で把握できる範囲で記載すれば足りる。

d) 理由 (法50条1項4号)

[解釈] □ 理由とは、審査庁の判断の理由を明らかにするものであり、審査庁が審査請求に係る処分又は不作為について、適法又は違法、あるいは相当又は不当とした判断の根拠を、審査請求人に理解できる程度に具体的に記載する必要がある。

なお、裁決の主文が審理員意見書、行政不服審査会等の答申書又は裁決等について審議会等の議を経た場合における当該審議会等の答申書と異なる内容である場合は、判断過程の透明性を確保し、審理関係人への説明を尽くす観点から、上記の理由には、その異なることとなった理由についても記載しなければならない。

e) その他

[解釈] □ 法令上規定はないが、裁決の名宛人となる審査請求人の氏名や裁決の年月日は、当然に記載しなければならない。

□ 裁決書には、行政事件訴訟法46条に基づき、当該裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等についての教示を行うことも必要である。

(運用) ○ 裁決に併せて、事実上の行為を撤廃し、若しくは変更すべき旨を命じ、又は事実上の行為を撤廃し、若しくは変更する措置をとる場合や、申請に対して一定の処分をすべき旨を命じ、若しくは当該処分をする措置をとる場合には、判断過程の透明性を確保するとともに、審査請求人の便宜に資する観点から、当該措置の内容及びその理由についても、裁決書に主文とは別に、付記すべきであると考えられる。ただし、これらの措置は裁決そのものでは

行政事件訴訟法46条
様式例78

事実行為の撤廃等→法47条各号

申請に対する一定の処分に関する措置→法46条2項各号・49条3項各号

なく、また、裁決書は審査請求人を名宛人とするものであることから、裁決書に「当該処分をすべき旨を命ずる」旨を記載することによって当然に効力が発生するものではなく、裁決書への記載とは別に、処分庁等に命ずる行為が必要となる。

- 審査庁の認識、判断が審理員意見書又は行政不服審査会等の答申書の内容の一部又は全部と同様となる事項がある場合は、当該事項の記載に当たり審理員意見書又は答申書の該当部分を引用する形で記載することも可能であると考えられる。ただし、この場合であっても、審査請求人等に適切に裁決書の内容を了知させる観点から、引用部分を改めて明記する、審理員意見書等の該当部分を添付するなどにより、裁決書の内容把握に他の書面を参照する必要が生じないよう配慮することが望まれる。

ii) 教示

a) 再審査請求をすることができる場合の教示

<法令>◆ 再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。

法50条3項

[解釈]□ 法50条3項の教示は、適法に再審査請求をすることができる場合を対象とするものであり、一般には、審査請求を却下し、若しくは棄却し、又はその一部を認容するものである場合に、行うことになる。

(運用)○ 裁決が審査請求の全部を認容するものである場合であっても、審査請求人が処分の相手方以外の者である場合や審査請求人と利害が相反する参加人がいる場合には、当該処分の相手方又は参加人から適法に再審査請求がされることも考えられる。このような場合、法50条3項の規定による教示の対象とはならないが、裁決書は処分の相手方や参加人にも送付される(法51条4項)から、その送付の際に、運用上、再審査請求に関する教示がなされることが望ましいと考えられる。

b) 訴訟についての教示

<法令>◆ 取消訴訟(裁決の取消しの訴え)又はいわゆる形式的当事者訴訟^(※)を提起することができる裁決をする場合には、その相手方に対し、当該訴訟の①被告とすべき者及び②出訴期間を書面で教示しなければならない。

行政事件訴訟法
46条1項・3項

(※) 当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で、法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの

(運用)○ 教示は「書面で」行うこととされており、一般には、再審査請求についての教示と同様に、裁決書に記載して教示をすることになると考えられる。

様式例78

iii) 行政不服審査会等への諮問を要しない場合の審理員意見書の添付

＜法令＞◆ 行政不服審査会等への諮問を要しない場合^(※)には、裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。

(※) 審理員意見書が提出されたが、法43条1項各号に該当し、行政不服審査会等への諮問手続を経ない場合には、諮問時の審理員意見書の審理関係人への送付(同条3項)がなされないことから、裁決書に添付しなければならないこととされている。

(運用)○ 審理員意見書の添付の方法については、運用に委ねられるが、一般には、審査庁が提出を受けた審理員意見書の写しを作成して行うことになると考えられる。

法50条2項

ウ 裁決書の送達

① 送付による送達

審査請求人(処分の相手方以外の者がした審査請求で、裁決内容が処分の全部又は一部の取消・撤廃・変更である場合には、審査請求人及び処分の相手方)に対し、裁決書の謄本を送付することにより送達する。

＜法令＞◆ 裁決は、審査請求人(当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における処分の全部又は一部の取消・撤廃・変更の裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方)に送達された時に、その効力を生ずる。

◆ 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによつてする。

法51条1項

法51条2項

[解釈]□ 「送達」とは、手続に必要な書類を法定の方式に従って当事者や関係人に交付し、又はこれらの者にその交付を受ける機会を与える行為をいい、審査請求の裁決では、原則として、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってすることとされている。

「送達を受けるべき者」とは、一般には審査請求人であるが、処分の相手方以外の者のした審査請求について認容裁決をする場合には、審査請求人及び処分の相手方となる。

(運用)○ 裁決書の送達は、謄本(文書の原本と同一の文字、符号を用いて原本の内容を完全に写し取った書面)として、運用上、審査庁が原本と相違ないことを記名押印を付して証した書面を、郵送や送達を受けるべき者に直接交付する等の方法により行うことになると考えられる。

○ 郵送により裁決書を送達する場合は、送達時点を明確にする観点から、配達証明郵便によることが望ましい。

○ 処分の相手方が審査請求に参加していない場合には、審査請求を却下し、又は棄却する裁決についても、運用上、処分の相手方にその旨を連絡することが望ましい。

法51条2項

② 公示送達

i) 公示送達を行う場合

裁決書の送付をすることができないときは、公示送達の手続をとる。

<法令>◆ 送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができる。

法51条2項ただし書

[解釈] □ 「所在が知れない」とは、その者について関係書類の調査、実地調査等を行っても、なお送達すべき場所が不明な場合をいい、例えば、郵送した裁決書の謄本が宛先不明で返送されたことのみをもって該当するものではない。「その他裁決書の謄本を送付することができない場合」とは、例えば、その者が戦場その他郵送もできない場所にあつて、しかも国内に受領代理人が定められていないような場合が考えられる。

ii) 公示送達の方法等

<法令>◆ 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。

法51条3項

[解釈] □ 公示送達の場合に、審査庁が、掲示場への掲示等において掲載する内容は、裁決の内容又はその要旨ではなく、「審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する」というもので足りる。

③ 参加人・処分庁等への送付

審査請求人に対する裁決書の送達にあわせて、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合は不要）に対しても、裁決書の謄本を送付する。

<法令>◆ 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に送付しなければならない。

法51条4項

Ⅰ 裁決の効力の発生

① 裁決の効力の発生時期

<法令>◆ 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における処分の全部又は一部の取消・撤廃・変更の裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された時に、その効力を生ずる。（再掲）

法51条1項

[解釈] □ 裁決は、一般には、審査請求人に送達された時に、効力を生ずるが、処分の相手方以外の者のした審査請求について認容裁決をする場合には、当該処分の効力に変更があることを当該処分の相手方に了知させる必要があることから、審査請求人及び処分の相手方の両者に送達された時に、裁決の効力を生ずるとしているものである。

② 裁決の効力

<法令>◆ 裁決は、関係行政庁を拘束する。

法52条1項

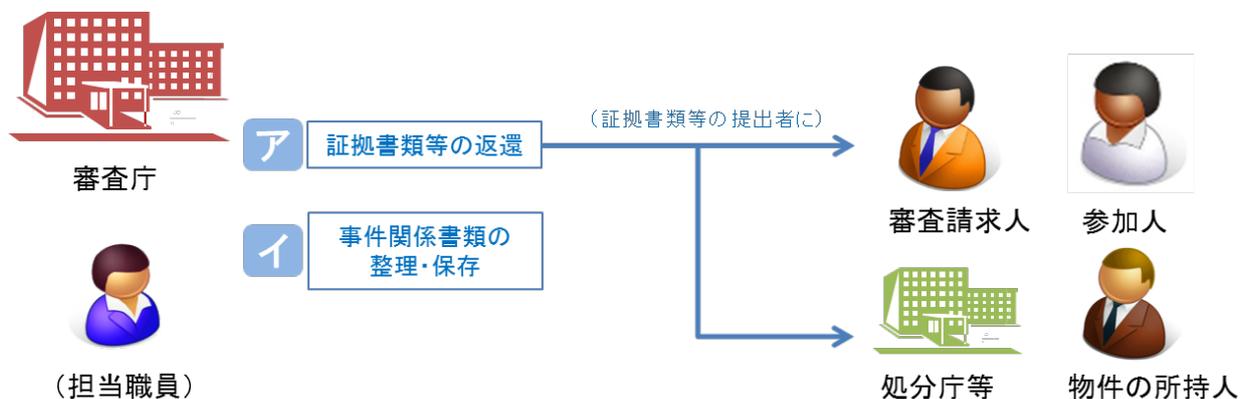
- ◆ 申請認容処分が手続の違法・不当を理由として裁決で取り消された場合又は申請拒否処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。 法52条2項
- ◆ 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。 法52条3項
- ◆ 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。 法52条4項

[解釈] □ 裁決の効力は、上記のほか、争訟手続を経てされる処分であるという性質上、裁決をした行政庁自身を拘束し、自らこれを取り消し、又は変更することはできないとされている（不可変更力）。ただし、裁決の同一性を害しない限り、計算上の誤りや書き損じ等は、訂正することができると解される。

3 裁決後の手続

【概要】

審査庁は、裁決後、審理関係人等から提出された提出書類等の返還、審査請求に係る事件の関係書類の整理・保存を行う。



ア 証拠書類等の返還

図1〔5-3〕

○ 審査庁は、裁決後、審理関係人等から提出された提出書類等を返還する。

＜法令＞◆ 審査庁は、裁決をしたときは、速やかに、審査請求人又は参加人から提出された証拠書類又は証拠物（法32条1項）、処分庁等から提出された書類その他の物件（同条2項）及び提出要求に応じて提出された書類その他の物件（法33条）を、その提出人に返還しなければならない。

法53条

（運用）○ 提出者が所有権を放棄した書類等や、その返還を望まない書類等については、返還する必要はない。

○ 裁決前であっても、当該提出物件が不要になったときは、提出人等の権利保護のために、速やかに証拠書類等を返還することが望まれる。

○ 証拠書類等の返還に当たっては、後日、裁決の取消しを求める訴訟が提起される可能性を考慮して、写しを作成の上、事件記録として保管しておくことが適切である。この証拠書類等の写しを作成した場合は、作成日時及び作成者の氏名並びに当該書類等の提出者及び提出日時を当該写しに記載することが適当であると考えられる。

イ 事件関係書類の整理・保存

○ 審査庁は、特に事件関係書類の種類が多い等の場合において、書類の散逸を防ぎ、適切な保存及び利用を確保する観点から、書類の内容に応じて適宜区分して整理・保存する。

＜法令＞◆ 国の行政機関については、個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯について、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該

公文書等の管理に関する法律4条・5条2項

行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならないとされ、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書を行政文書ファイルにまとめなければならないとされている。

(運用) ○ 電子メール等を利用した通知等は、当該電子メールの内容をプリントアウトしたものを保存するという方法によることも可能であると考えられる。

○ 整理・保存の方法の一例としては、事件関係書類を表14のように分類・編てつするということが考えられる。なお、この例により書類を編てつする場合であっても、特定の書類が大部に及ぶ場合にこれを別冊とする、複数の審査請求の審理手続を併合した場合にはこれらをまとめて編てつするなど、適宜適切に対応することが望まれる。

表14 事件関係書類の分類・編てつの例

1	審理手続に関する記録 主張に関する書面等、提出書類等並びに調書及び重要な手続に関する記録の三分類とし、その順につづる。
	ア 主張に関する書面等 審理関係人の主張を明らかにする次のような書類を時系列に並べつづり込む。ただし、関連する書類は一括してつづり込む。
	① 審査請求書及びその補正書又は審査請求録取書
	② 弁明書（添付書類を含む。）
	③ 反論書
	④ 意見書
	イ 提出書類等 提出書類等（法32・33条）は、審査請求人からの提出物、処分庁等からの提出物、参加人等からの提出物及びその他の関係者からの提出物の順に、かつ、時系列に並べ（整理番号を付している場合は、番号の順に）つづり込む。
	ウ 調書及び重要な手続に関する記録 争点の整理、手続の経過を明らかにする次のような書類を、時系列に並べつづり込む。
	① 審理手続の申立てに関する意見聴取の記録
	② 口頭意見陳述の記録
	③ 参考人の陳述の記録
	④ 鑑定の記録（鑑定結果報告書を含む。）
	⑤ 検証の記録
	⑥ 審理関係人への質問の記録
	⑦ 審理手続の分離又は併合の決定書の写し
	⑧ 審理関係人に対する審理手続終結等の通知書の写し
	⑨ 審査請求取下書
2	裁決に関する記録
	ア 審理員意見書

イ	行政不服審査会等関連書面
	① 行政不服審査会等への諮問書
	② 行政不服審査会等に提出した主張書面
	③ 行政不服審査会等に提出した資料（事件記録の写しを除く。）
	④ 行政不服審査会等の答申書
ウ	裁決書等
	① 裁決書（裁決書の決定のための稟議書（決裁原議）を含む。）
	② 裁決書謄本の配達証明書等又は裁決の公示送達関係書類（官報等）
3	それ以外の記録
	上記1及び2につづる書類以外の次のような書類をアからウまでに分け、その順に、かつ、関係する書類ごとに時系列に並べつくり込む。
ア	資格証明等関係書類
	次のような書類を、審査請求人、参加人（①及び③）の順につづり込む。
	① 法人の代表者等の資格を証明する書面（商業登記簿謄本等）
	② 総代の資格を証明する書面（総代の解任届を含む。）
	③ 代理権を証明する書面（委任状、解任届、辞任届等を含む。）
	④ 審査請求人の権利の承継等についての届出
	⑤ 審査請求人の権利の承継等を証する書面
イ	執行停止関係書類
	① 執行停止の申立書
	② 執行停止をすべき旨の意見書
	③ 執行停止決定・取消通知書の写し
ウ	その他手続上の書類
	① 補正命令書の写し
	② 審理員指名通知書
	③ 利害関係人の参加許可申請書（参加許可申請取下げ書を含む。）及び参加許可決定書の写し
	④ 利害関係人に対する審査請求への参加の求めの写し
	⑤ 処分庁への弁明書提出要求書の写し
	⑥ 審査請求人又は参加人への反論書等提出期限の通知書の写し
	⑦ 審理関係人に対する口頭意見陳述への出席要請書の写し
	⑧ 口頭意見陳述における補佐人帯同許可申請書及び決定通知書の写し
	⑨ 審理関係人に対するその他審理手続への出席要請書の写し
	⑩ 物件提出要求、参考人陳述及び鑑定の要求、検証に係る申立書及び要請書の写し
	⑪ 証拠書類等の受領書の写し
	⑫ その他審理関係人に対する通知書の写し
	⑬ 提出資料等の閲覧・謄写の請求書及び決定通知書の写し
	⑭ その他手続上の書類

第6章 電子的方法の利用

審査請求の審理を進める過程では、第5章までに述べたとおり、数多くのやりとりが審査庁（又は審理員）と審理関係人の間で行われる。これらのやりとりを全て書面の送付（郵送）によって行うこととした場合には、送付に要する期間だけで、相当な期間に上ることも考えられる。そのため、審理関係人との間で電子メールによる送受信が可能であるなど、電子的な方法によってやりとりを行うことが可能な場合には、積極的にこれを活用して、審理の迅速化・効率化を図ることも可能である。

例えば、法令上の定めはなく運用上行う手続や、法令上必要となる手続ではあるが法令上書面で行うことが義務付けられていないもの（例えば、法令上は単に「通知する」とされている場合）については、電子メール等を利用して行うことが可能であり、それぞれの手続の性質等も勘案しつつ、その活用を図ることが考えられる。

これらの手続のうち、電子メール等を利用して、審理関係人の手続保障等の観点から特に問題はないと考えられるものとして、例えば、次の表15のようなものが挙げられる。

表15 電子的方法を利用することが可能であると考えられる手続の例

手続名	第2編第3章における参照ページ
審理員による手続	
・ 利害関係者の審理手続参加又はその取下げについての審理関係人への通知	「2 審理関係人に係る手続」(2) (46ページ)
・ 審理計画策定時における審理関係人への審理手続の予定時期等の連絡	「5 争点の整理等」(57ページ)
・ 口頭意見陳述の期日及び場所の通知	「6 口頭意見陳述」(62ページ)
・ 証拠書類等又は物件の提出者への受領通知及び審理関係人への受領についての連絡	「7 審理関係人による証拠書類等の提出」(71ページ) 「8 書類その他の物件の提出要求」(75ページ)
・ 審理手続実施の申立人への回答	「8 書類その他の物件の提出要求」(75ページ) 「9 審理関係人への質問」(79ページ) 「10 その他の審理手続」(82ページ)
・ 物件の提出要求	「8 書類その他の物件の提出要求」(75ページ)
・ 質問の要求	「9 審理関係人への質問」(79ページ)
・ 参考人陳述又は鑑定の求め	「10 その他の審理手続」(82ページ)
・ 参考人陳述等に審理関係人を立ち合わせる場合の、審理関係人への日時・場所の通知	
・ 検証のための立入依頼	
・ 検証日時及び場所の申立人又はその他審理関係人への通知	

<ul style="list-style-type: none"> 参考人陳述等の審理手続を終了した旨等の通知 	「10 その他の審理手続」(82ページ)
<ul style="list-style-type: none"> 検証場所の管理者等が検証に応じなかった場合の申立人等への連絡 	
<ul style="list-style-type: none"> 審査請求人等による提出書類等の閲覧等の可否についての提出者の意見等の照会 	「11 審査請求人等による提出書類等の閲覧等」(89ページ)
<ul style="list-style-type: none"> 審理手続の併合・分離についての審理関係人への通知 	「12 審理手続の併合又は分離」(94ページ)
<ul style="list-style-type: none"> 審理員が決定した提出期限内に証拠書類等提出されない場合における催促状 	「3 審査請求書の送付・弁明書の求め等」(49ページ) 「4 反論書・意見書」(54ページ) 「7 審理関係人による証拠書類等の提出」(71ページ)
<ul style="list-style-type: none"> 審理手続終結及び審理員意見書等の審査庁への提出予定時期についての審理関係人への通知 	「14 審理手続の終結」(98ページ)
審理関係人等による手続	
<ul style="list-style-type: none"> 審理手続実施の申立て 	「6 口頭意見陳述」(62ページ) 「8 書類その他の物件の提出要求」(75ページ) 「9 審理関係人への質問」(79ページ) 「10 その他の審理手続」(82ページ)
<ul style="list-style-type: none"> 口頭意見陳述における補佐人帯同の許可申請 	「6 口頭意見陳述」(62ページ)
<ul style="list-style-type: none"> 口頭意見陳述において受けた質問に対して処分庁等が後日に行う回答 	「6 口頭意見陳述」(62ページ)
<ul style="list-style-type: none"> 審査請求人等による提出書類等の閲覧等の可否についての提出者の意見等 	「11 審査請求人等による提出書類等の閲覧等」(89ページ)

また、法で「審査請求書」、「弁明書」など書面によって行うこととされている手続については、オンライン化法及びオンライン化法施行規則の適用対象となっており、審査庁等（オンライン化法上の「行政機関等」）において、オンラインで手続を行うためのシステム等が整備され、その実施に必要な定め（オンライン化法施行規則4条1項等）が設けられている場合には、オンライン化法3条や4条の規定によりオンラインで手続を行うことが可能となっている。ただし、記名、署名、押印等が法令上必要とされる手続について、審査庁等に対して行われる通知をオンラインで行う場合には、電子署名その他の氏名又は名称を明らかにする措置（オンライン化法3条4項・4条4項等）が必要となる。

第3編 再調査の請求

第1章 再調査の請求の概要

再調査の請求は、要件事実の認定の当否に係る不服申立てが大量に行われる処分等のように、申立てを契機として、事案・内容等を把握している（できる）処分担当者等が改めて当該処分を見直す意義が認められる特別な類型について、審査請求の前段階で、より簡略な手続により処分を再調査することにより、国民の権利利益の迅速な救済を図るとともに、審査庁の負担軽減に資することを企図する手続である。

このようなことから、再調査の請求は、処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる処分について、個別法（条例は含まれない。）に再調査の請求をすることができる旨の定めがある場合に限り、することができることとされている（法5条1項）。具体的には、再調査の請求をすることができる旨の定めが置かれている個別法は、次の法律に限られている。

なお、旧法における「異議申立て」は、原則として審査請求に一元化されている。

表16 再調査の請求をすることができる処分

個別法	対象となる処分（処分庁）
国税通則法	国税に関する法律に基づく処分 （税務署長、国税局長又は税関長）
関税法	関税に関する法律の規定による処分（税関長）
とん税法・特別とん税法 （注）関税法を準用	とん税・特別とん税の確定又は徴収に関する処分 （税関長）
公害健康被害の補償等に関する法律	認定又は補償給付の支給に関する処分 （都道府県知事、市長又は区長）

（1）再調査の請求をすることができる者

再調査の請求は、処分についての審査請求と同じく、「処分に不服がある者」がすることができる（法5条1項）。

（2）再調査の請求先

再調査の請求先は、処分庁である（法5条1項）。

（3）再調査の請求をすることができる期間（再調査の請求期間）

再調査の請求期間は、審査請求期間と同一内容であり、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内、また、処分があった日から1年以内にならなければならないが（法54条1項本文・2項本文）、その期間を経過した場合も、「正当な理由」がある場合には、再調査の請求が認められる（同条1項ただし書・2項ただし書）。

(4) 審査請求との関係

処分に不服がある者は、その選択により、再調査の請求又は審査請求のいずれかの不服申立てをすることができ、再調査の請求を経ずに、直接に審査請求をすることも可能である。

ただし、当該処分について審査請求をしたときは、再調査の請求をすることはできず（法5条1項ただし書）、再調査の請求をしたときは、請求から3月が経過しても決定がない場合等を除き、その決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない（同条2項）とされており、両者を並行提起することはできない。

第2章 再調査の請求の諸手続

再調査の請求の手続については、法61条により、審査請求の多くの手続を準用していることから、本章では、審査請求における手続との相違点を中心に、解説する。

1 再調査の請求手続

(1) 再調査の請求の方式

再調査の請求の方式は、審査請求と同様に、個別法に口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、再調査の請求書を提出してしなければならない（法61条で準用する法19条1項）。なお、再調査の請求をすることができる旨を定めている個別法で、実際に口頭であることができる旨の定めを置いているものはない。

その方式・手続等は、基本的に審査請求と同様であるが（第2編第1章1（6ページ）参照）、再調査の請求は、処分庁に対してなされることから、再調査の請求書については、正副2通の提出は不要であり、正本のみの提出で足りる。

(2) 再調査の請求の適法性審査（形式審査）

再審査請求の適法性審査（形式審査）についても、処分についての審査請求の場合と原則として同一である（第2編第1章2（11ページ）参照）。

再調査の請求については、誤った再調査の請求先を教示した場合の救済措置（法22条1項）は設けられていないが、適切に教示がされなかったことにより処分庁以外の行政庁に再調査の請求書が提出された場合には、担当職員は、早急に再調査の請求人に対し、処分庁に再調査の請求書を提出すべきであり、当該行政庁に対する再調査の請求は不適法な再調査の請求として却下されることになる旨を説明する。

また、再調査の請求ができる処分であっても、再調査の請求を経ずに直接審査請求をすることも可能であることから、処分時の教示（第5編第2章1（146ページ）参照）において、直接審査請求をすることも可能である旨の教示がされなかったことにより、処分庁に再調査の請求がされた場合には、処分庁の担当職員は、直接審査請求をすることも可能である旨を再調査の請求人に説明することが望ましく、審査請求を希望する場合には、その者の申立て（法22条4項）により、再調査の請求書等の関係書類を審査庁となるべき行政庁に送付する。

なお、再調査の請求をすることができる処分について、誤って再調査の請求をすることができる旨の教示がされなかったことにより、審査請求がされた場合についても、審査庁の担当職員は、同様に、再調査の請求をすることも可能である旨を審査請求人に説明することが望ましく、再調査の請求を希望する場合には、その者の申立て（法55条1項）により、審査請求書等を処分庁に送付する。

これらの場合には、審査庁となるべき行政庁又は処分庁に關係書類が送付されたときに、それぞれ、初めから審査請求又は再調査の請求がされたものとみなされる（法22条5項・55条3項）。

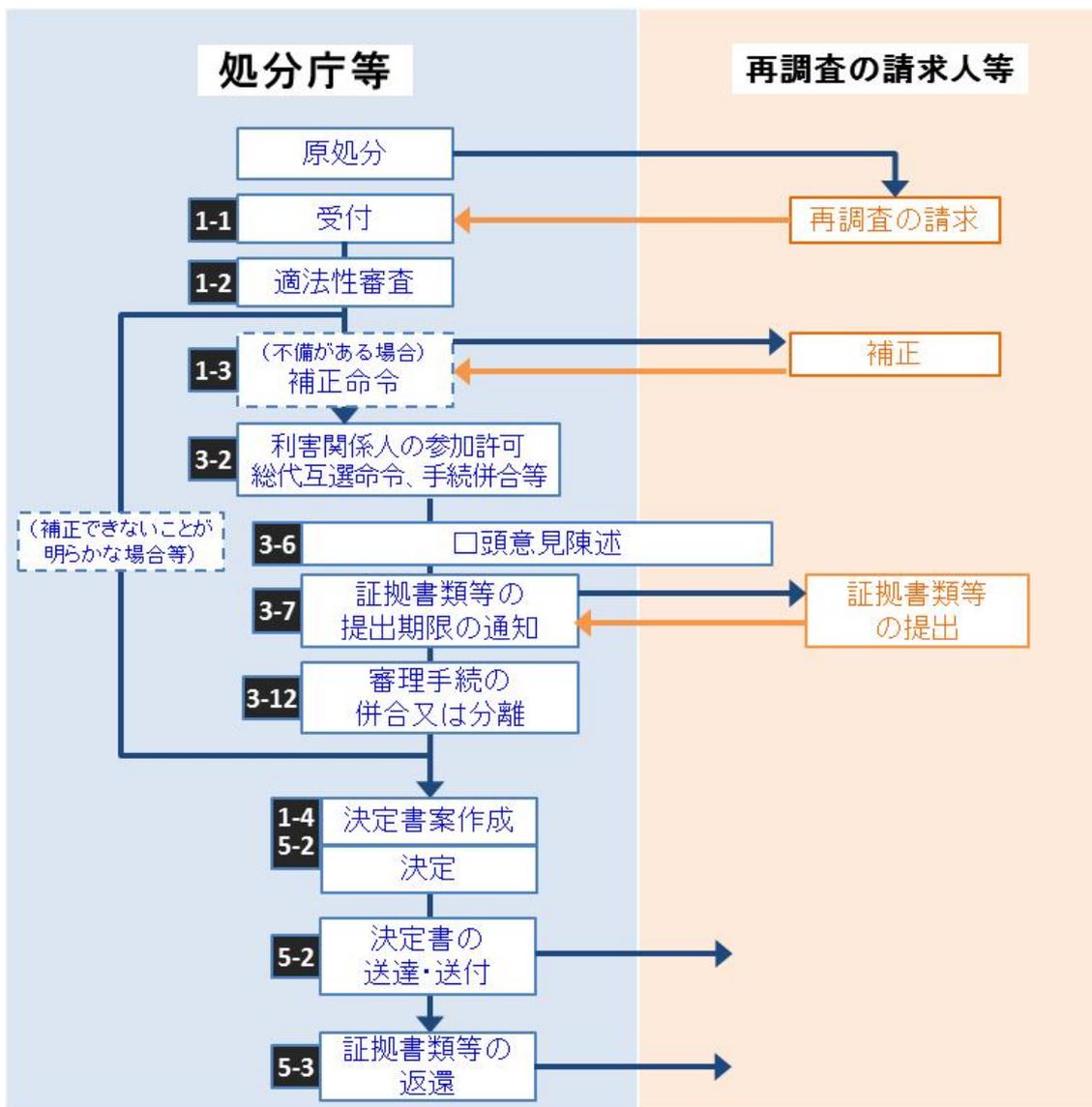
(3) その他の再調査の請求手続

再調査の請求書の補正や、審理手続を経ないでする却下、執行停止、審理手続の承継、再調査の請求の取下げなど、その他の再調査の請求手続についても、処分についての審査請求の場合と、

原則として同一である（第2編「第1章 審査請求手続」3～7参照）。

なお、再調査の請求については、審理員の指名を要しないことから、執行停止をすべき旨の審理員の意見書の提出の手続はない。

図4 再調査の請求に係る大まかな事務手続の流れ



(注) 各項目の左端の「1-1」等の数字は、第2編「審査請求」において当該項目について説明している章・節を指す（「1-1」の場合、第1章「審査請求手続」の「1 審査請求の受付」）。

2 審理手続

再調査の請求は、審査請求の前段階で、事案・内容等を把握している（できる）処分担当者等が改めて処分を見直すことにより、国民の権利利益の迅速な救済を図る手続である（第1章（125ページ）参照）ことから、審理手続については、審査請求よりも簡略な手続としている。

このため、参考人の陳述及び鑑定の要求や、検証、質問、提出資料等の閲覧等、審理手続の終結、審理員意見書の作成など、審査請求において設けられている審理手続の一部（法33～38、40～42条）は、簡略な再調査の請求においては、設けられていない。

しかし、処分庁は、再調査の請求を受けて処分を見直すに当たり、法に基づく手続のほか、処分庁が、物件の提出要求や参考人の陳述及び鑑定、検証、審理関係人への質問に相当する調査が必要と認める場合に、処分庁である行政庁が当該処分の根拠法令等に基づいて有する調査権を活用するなどにより、必要な調査を行うことは妨げられない。

(1) 審理手続を行う者

再調査の請求については、審理手続を行う者について法律上特段の規定を置いておらず、処分担当者が手続を行うことも妨げられない。

しかしながら、簡易迅速な事案の処理の観点から特段の問題がない場合には、実際の処分担当者ではない者が審理を行うことが望ましい。

(2) 口頭意見陳述

再調査の請求では、再調査の請求書を契機として処分庁が処分を改めて見直す手続であることから、処分庁の弁明書や再調査の請求人の反論書、参加人の意見書といった審理関係人の書面による主張の手続は設けていないが、再調査の請求人等の手続保障の観点から、審査請求と同様に、再調査の請求人又は参加人の申立てがあったときは、口頭意見陳述を行わなければならないこととしている（法61条で準用する法31条1項）。

再調査の請求における口頭意見陳述は、再調査の請求人及び参加人を招集して行われ（法61条で準用する法31条2項）、申立人の処分庁に対する質問権は規定していないが、その他の手続については、基本的に審査請求と同様である（第2編第3章6（62ページ）参照）。

(3) 証拠書類等の提出

再調査の請求においては、処分庁からの証拠書類等の提出の手続は設けていないが、再調査の請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができ（法61条で準用する法32条）、その手続は、審査請求と同様である（第2編第3章7（71ページ）参照）。

(4) 審理手続の併合・分離

審理手続の併合又は分離については、審査請求の場合と同様である（第2編第3章12（94ページ）参照）。

(5) 3月を経過しても決定に至らない場合の通知

再調査の請求をした場合でも、請求をした日（補正命令があった場合には、当該補正した日）の翌日から起算して3月を経過しても決定がない場合には、再調査の請求人は、当該決定を経ずに、審査請求をすることができる（法5条2項1号）。

これを実質的に担保する観点から、処分庁は、再調査の請求があった日（補正命令をした場合には、当該補正がされた日）の翌日から起算して3月を経過しても、当該再調査の請求がなお係属している場合（決定に至っていない場合）には、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができる旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならない（法57条）。

なお、再調査の請求人が、当該処分について、決定を経ずに審査請求をした場合には、原則として、再調査の請求は取り下げられたものとみなされる（法56条）。

3 決定

再調査の請求は、以上のように処分庁が簡略な手続で処分を見直す手続であることから、再調査の請求に対する処分庁の最終的な判断は、審査請求や再審査請求における「裁決」ではなく、「決定」とされている。

決定の態様、手続等については、基本的に処分についての審査請求の裁決と同様である（第2編第5章（110ページ）参照）が、簡略な手続であるという制度の趣旨から、次のような点について、処分についての審査請求の裁決と異なる取扱いとしている。

（1）決定の時期

審査請求とは異なり、決定の時期については、法律上は特段の規定を置いていない。ただし、制度の趣旨に照らし、処分庁は、必要な調査を終えたときは、遅滞なく決定をすべきである。

（2）決定の態様等

決定の態様等については、基本的には、審査庁が処分庁である場合の処分についての審査請求の裁決と同様であるが、以下の点で違いがある。

- ① 事情裁決（第2編第5章1（110ページ）参照）に相当する規定を置いていないこと
- ② 申請拒否処分を取り消す場合の申請に対する一定の処分に関する措置（第2編第5章1（111ページ）参照）に相当する規定を置いていないこと

（3）決定書

決定は、主文及び理由を記載し、処分庁が記名押印した決定書によりしなければならないこととされている（法60条1項）。主文及び理由の記載の程度等については、審査請求における裁決書の記載事項と同様である（第2編第5章2（113ページ）参照）。

また、決定書には、再調査の請求に係る処分につき審査請求をすることができる旨（却下の決定である場合にあつては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨）並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない（法60条2項）〔様式例79〕。ただし、決定が、処分の全部を取り消し、又は撤廃する内容である場合には、対象となる処分がなくなることから、この教示をする必要はない。

第4編 再審査請求

第1章 再審査請求の概要

1 再審査請求をすることができる場合

再審査請求は、個別法（条例は含まれない。）に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合に、することができる（法6条1項）。これは、専門技術性を有する第三者機関が審理・裁決を行う場合等、審査請求の裁決を経た後の救済手続を設ける意義が認められるものに限る趣旨である。

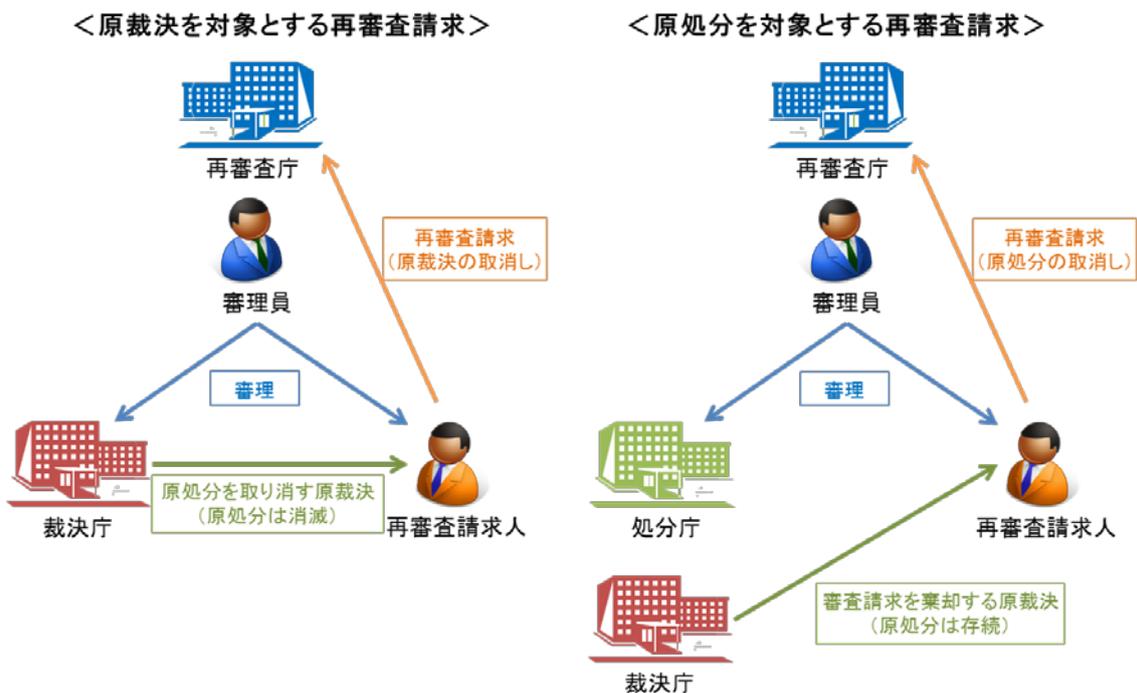
（1）再審査請求をすることができる者

再審査請求は、「処分についての審査請求の裁決に不服がある者」（法6条1項）がすることができる。この「不服がある者」とは、審査請求と同様、再審査請求をする法律上の利益がある者を意味するものであり、審査請求の段階における審理関係人以外の者も含まれ得る。

（2）再審査請求の対象

再審査請求は、審査請求の裁決（以下「原裁決」という。）又は当該審査請求に係る処分（以下「原処分」という。）のいずれかを対象として行う（法6条2項）。原裁決と原処分のいずれを対象とするかは、再審査請求人の選択に委ねられるが、例えば、審査請求を棄却する裁決（原処分を維持する裁決）を不服とする場合には原処分を対象として再審査請求をすることが合理的であり、原処分を取り消す裁決を不服とする場合には（原処分が取り消され存在しないため）原裁決を対象として再審査請求をすることになる。

図5 再審査請求の構成（例）



(3) 再審査請求先

再審査請求は、再審査請求をすることができる旨を定める個別法に定められた行政庁に対して行う。例えば、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）では地方公務員災害補償基金に置かれる地方公務員災害補償基金審査会が再審査請求先となり（同法51条2項）、生活保護法（昭和25年法律第144号）では厚生労働大臣が再審査請求先となる（同法66条1項）。

(4) 再審査請求をすることができる期間（再審査請求期間）

再審査請求は、原則として、原裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に行ななければならない（法62条1項）。ただし、審査請求と同様、その期間を経過した場合も、「正当な理由」がある場合には、再審査請求が認められる（同項ただし書）また、客観的再審査請求期間は、審査請求と同様に、原裁決があった日の翌日から起算して1年以内となっている（同条2項）。

2 再審査請求の手續に係る部署（職員）

再審査請求の手續には、おおむね次のような部署（職員）が関係することになる（本章1（2）の図5（131ページ）も参照）。なお、再審査請求においては、審査請求の裁決までの段階で行政不服審査会等その他の第三者機関の議を経ていることから、行政不服審査会等への諮問は義務付けられていない。

（1）裁決庁等

原裁決をした行政庁（以下「裁決庁」という。）又は原処分をした行政庁（処分庁）をいう。原裁決を対象とする再審査請求の場合は裁決庁が、原処分を対象とする再審査請求の場合は処分庁が、再審査請求の相手方（訴訟における被告に相当）として、証拠書類の提出などにより、再審査請求の対象とされた原裁決又は原処分（以下「原裁決等」という。）が違法・不当でないことを主張することになる。

実務上は、原裁決又は原処分を担当した部署の職員などが、これらの事務を処理することになる。

（2）再審査庁

再審査請求を受け、それに対する応答として、裁決を行う行政庁である（本章1（3）（132ページ）参照）。

再審査請求の形式審査、執行停止、審理員の指名、裁決等といった個々の審査請求に係る事務のほか、標準審理期間の設定や審理員候補者名簿の作成、情報提供、処理状況の公表といった事務も処理する。実務上は、再審査請求に対する裁決を担当する部署などの職員が、これらの事務を処理することとなる。

（3）審理員

再審査請求においても、審理の公正性・透明性を高めるため、再審査請求の審理を行う職員を「審理員」として法律上位置付けており、審理員が、実際の再審査請求の審理に当たって中心的な役割を担う。

法66条1項で準用する9条1項の規定により再審査庁から指名を受けた再審査庁に所属する職員が、その事務を処理することとなる。

第2章 再審査請求手続

再審査請求の手続については、法66条1項により、原則として審査請求の手続を準用していることから、本章では、審査請求における手続との相違点を中心に、解説する。

1 再審査請求の受付

(1) 再審査請求の方式

再審査請求は、個別法に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、再審査請求書を提出してしなければならない（法66条1項で準用する法19条1項）。

再審査請求に必要な事項（法66条1項で準用する法19条2項、4項及び5項3号）が記載された書面であればよい。その方式・手続等は、基本的に審査請求と同様である（第2編第1章1（6ページ）参照）。

(2) 裁決庁等を経由する審査請求

再審査請求は、原裁決と原処分 of いずれを対象とするかにかかわらず、裁決庁又は処分庁のいずれを経由して行うことも可能であり、この場合における再審査請求期間の計算については、裁決庁等に再審査請求書を提出し、又は必要な事項を陳述した日を、再審査請求をした日として取り扱うことになる（法66条1項で準用する法21条）。

再審査請求書の提出等を受けた裁決庁等の手続は、審査請求と同様である（第2編第1章1（6ページ）参照）。

2 再審査請求の適法性審査（形式審査）

再審査請求の適法性審査（形式審査）についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第1章2（11ページ）参照）。ただし、詳細については、次のように審査請求とは異なる部分もある。

（1）再審査請求書の記載事項

再審査請求書において記載が必要となる事項は以下の表のとおりである。

表17 再審査請求書の記載事項

記載事項	根拠条文
必ず記載が必要な事項	
①再審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所	法66条1項で準用する法19条2項1号
②再審査請求に係る処分の内容	法66条1項で準用する法19条2項2号
③原裁決があったことを知った年月日	法66条1項で準用する法19条2項3号
④再審査請求の趣旨及び理由	法66条1項で準用する法19条2項4号
⑤裁決庁の教示の有無及びその内容	法66条1項で準用する法19条2項5号
⑥再審査請求の年月日	法66条1項で準用する法19条2項6号
一定の要件に該当する場合に記載が必要な事項	
① 再審査請求人が法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって再審査請求をする場合 その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所	法66条1項で準用する法19条4項
② 再審査請求期間 ^(※) の経過後において審査請求をする場合 その正当な理由 (※) 原裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月・原裁決があった日の翌日から起算して1年（法62条1項本文・2項本文）	法66条1項で準用する法19条5項3号

（2）再審査請求先の確認

再審査請求については、誤った教示をした場合や教示をしなかった場合の救済措置（法22条・83条）は設けられていないが、適切に教示がされなかったことにより再審査庁でない行政庁に再審査請求書が提出された場合には、担当職員は、早急に再審査請求人に対し、正しい再審査請求先に再審査請求書を提出すべきであり、当該行政庁に対する再審査請求は不適法な再審査請求として却下されることになる旨を説明する（なお、正しい再審査請求先が把握できない場合には、裁決庁又は処分庁に対して再審査請求書を提出することができる旨を説明する。）。（その他の事項については、第2編第1章2（11ページ）参照）

3 再審査請求書の補正

再審査請求書の補正については、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第1章3（20ページ）参照）。

4 審理手続を経ないでする却下裁決

審理手続を経ないでする却下裁決についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第1章4（22ページ）参照）。

5 執行停止

執行停止についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第1章5（23ページ）参照）が、再審査請求は、裁決庁等の上級行政庁や裁決庁等が再審査庁となることを想定した手続ではないため、審査庁が処分庁等の上級行政庁又は処分庁等のいずれでもない場合の執行停止と同様の手続としている。

そのため、再審査庁は、再審査請求人の申立てがある場合に限り、裁決庁等の意見を聴いて、執行停止をすることができ（職権ですることとはできない。）、また、とることができる具体的な措置は、原裁決等の効力、原裁決等の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止の措置となる（「その他の措置」をとることとはできない。）（法66条1項で準用する法25条3項）。なお、「原裁決等」とは、原処分を対象とする再審査請求の場合には原処分、原裁決を対象とする再審査請求の場合には原裁決を意味するが、原裁決について行う執行停止としては、例えば、原裁決が原処分を変更する場合で変更後の処分を前提とする後続の手続の進行により著しい損害が生ずるときに当該手続の続行を停止することや、原裁決が原処分を取り消す内容である場合で原処分の取消しにより著しい損害が生ずるときに原裁決の効力を停止することが考えられる。

6 審理手続の承継

審理手続の承継についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第1章6（27ページ）参照）。

7 再審査請求の取下げ

再審査得請求の取下げについても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第1章7（30ページ）参照）。

第3章 審理員の指名

法は、再審査請求についても、審理の公正性・透明性を高めるため、原裁判等に関与していない等一定の要件を満たす「審理員」が審査請求の審理を行うこととしている。

審理員の指名等の手続については、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第2章（32ページ）参照）。ただし、詳細については、次のように審査請求とは異なる部分もある。

（1）指名をした旨の通知

再審査庁は、審理員を指名した場合は、その旨を再審査請求人及び裁判庁等に通知する（法66条1項で準用する法9条1項）。「裁判庁等」とは、再審査請求の対象が原裁判である場合には裁判庁、対象が原処分である場合には処分庁を意味するものであり、例えば、原処分を対象とする再審査請求の場合に、裁判庁にも通知することは義務付けられていない。

（2）審理員の除斥事由

再審査庁は、法66条1項で準用する法9条2項各号に定める除斥事由に該当しない者を指名する必要がある。除斥事由の内容は、基本的に審査請求の場合と同様であるが（第2編第2章2（32ページ）参照）、処分に関与しない者（法9条2項1号）については、「原裁判に係る審査請求に係る処分、当該処分に係る再調査の請求についての決定又は原裁判に関与した者」（法66条1項で準用する法9条2項1号）であり、再審査請求の対象が原裁判と原処分のいずれであるかにかかわらず、原裁判又は原処分のいずれかに関与した者は、審理員に指名することはできない。なお、この「原裁判に関与した者」とは、例えば、審理員やその補助者として審査請求の審理手続に関わった者、行政不服審査会等において当該事案に係る調査審議に関わった委員や事務局の職員、審査庁において原裁判の起案・決裁に関わった者などが該当する。

第4章 審理手続

再審査請求の審理手続についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編「第3章 審理手続」参照）。ただし、詳細については、次のように審査請求とは異なる部分もある。

1 再審査請求書の送付及び裁決書の送付

(1) 再審査請求書の送付

審理員は、再審査庁から審理員として指名されたときは、直ちに、裁決庁等に再審査請求書を送付しなければならない（法66条1項で準用する法29条1項）。この再審査請求書の送付は、再審査請求の対象が原裁決である場合には裁決庁、対象が原処分である場合には処分庁に対して行う。

(2) 裁決書の送付

再審査請求については、裁決庁等からの弁明書の提出及び再審査請求人からの反論書の提出の手続は設けておらず、これに相当するものとして、原裁決に係る裁決書の提出の手続を設けている（法63条）。

このため、審理員（再審査庁が法66条1項で準用する法9条1項各号に掲げる機関である場合は、当該再審査庁（以下「委員会等である再審査庁」という。））は、原裁決をした行政庁に対して、原裁決に係る裁決書の送付を求める（法63条）。

また、裁決書の送付を求める時期については、法令上特に規定はないが、裁決庁等への再審査請求書の送付と並行して行うことが適当であり、再審査請求の対象が原裁決である場合には、裁決庁に再審査請求書を送付するのに併せて、原裁決に係る裁決書の送付を求めることが効率的であると考えられる。

なお、裁決書の提出については、法律上、提出すべき相当の期間を定めることはしていないが、これは弁明書のように新たに作成するものではなく、提出に一定の期間を要するものではないためであり、提出を求められた裁決庁は、直ちに裁決書を送付する必要がある。

提出された裁決書については、法律上、審理関係人（再審査請求人、参加人及び裁決庁等）への送付の手続は設けられていないが、再審査請求人又は参加人が、審査請求において審査請求人又は参加人のいずれでもなかった場合には、審査請求の裁決の際に裁決書の送付を受けていないことから、審理員は、提出された裁決書の写しを送付する。

2 意見書

再審査請求においても、参加人は、再審査請求に係る事件に関する意見書を提出することができ、審理員は、意見書を提出すべき相当の期間を定めることができる（法66条1項で準用する法30条2項）。これは、審査請求には参加していなかった利害関係人が再審査請求に参加する場合を考慮し、その書面による主張の手続を整備したものである。

審理員は、審理の遅滞を防ぐ観点から、提出期限を定めて意見書の提出を参加人に促すことが望ましく（第2編第3章4（54ページ）参照）、具体的には、裁決書の送付を求めるのに並行して、参加人に意見書を提出すべき相当の期間を通知することが効率的であると考えられる。

なお、当該期間内に意見書が提出されない場合であって、審理に当たって参加人の主張を把握する必要があると認めるときは、更に期間を定めて、当該期間内に意見書が提出されない場合は審理

手続を終結することがある旨（法66条1項で準用する法41条2項）を記載した書面〔様式例29〕により、意見書の提出を促すことが適当であると考えられる。

審理員は、意見書が提出されたときは再審査請求人及び裁決庁等に、それぞれ送付しなければならない（法66条1項で準用する法30条3項）。送付は、提出後速やかに行う。

なお、意見書において、再審査請求の結論に影響を与え得る新たな主張や事実が提示された場合は、審理関係人への質問（法66条1項で準用する法36条）等により、適宜他の審理関係人の反論の機会を付与する必要がある。

3 争点の整理等

争点の整理等については、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第3章5（57ページ）参照）。

4 口頭意見陳述

口頭意見陳述については、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第3章6（62ページ）参照）が、再審査請求が原裁決を対象とする場合には、口頭意見陳述に出席し、また、申立人が質問を発することができるのは、処分庁ではなく裁決庁となる。

5 証拠書類等の提出

証拠書類等の提出についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第3章7（71ページ）参照）が、再審査請求においては、弁明書や反論書の提出手続がないが、審理の迅速性を確保するため、裁決書の送付を求めるのに並行して、審理関係人に証拠書類等を提出すべき相当の期間（提出期限）を定めて通知し、その提出を促すことが効率的であると考えられる（本章2（138ページ）も参照）。再審査請求が原裁決を対象とする場合には、裁決庁に対しては、再審査請求書の送付（本章1（1）（138ページ）参照）の際に通知することも可能である。

6 書類その他の物件の提出要求

物件の提出要求についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第3章8（75ページ）参照）が、審査請求の審理段階で、事件記録（第2編第3章15（100ページ）参照）が審査庁に提出されていることから、審理員は、審理の迅速性を確保するため、全ての物件について改めて所持人に提出を求めるのではなく、事件記録に含まれている物件については、裁決庁に事件記録の必要部分の写しの提出を求めることが効率的であると考えられる。

7 その他の審理手続

参考人の陳述及び鑑定の要求や、検証、質問、提出資料等の閲覧等、審理手続の併合又は分離については、基本的に審査請求の場合と同様である（第2編第3章9～13（79～97ページ）参照）。

8 審理手続の終結

審理手続の終結についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第3章14（98ページ）参照）が、弁明書及び反論書が提出されない場合の審理手続の終結（法41条2項1号イ・ロ）は適用されないこと、また、行政不服審査会等への諮問に係る申出の手続がない点で、審査請求と

異なる。

9 審理員意見書

審理員意見書の提出についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第3章15（100ページ）参照）。また、事件記録の具体的内容は次のとおりであり、審理手続の違い（本章1（2）（138ページ）参照）から、審査請求において事件記録とされている弁明書（その添付書類を含む。）及び反論書が含まれず、裁決庁から提出される原裁決に係る裁決書が含まれる点で、審査請求と異なる。

表18 再審査請求手続における事件記録

事件記録	左の記録に係る審理手続等の根拠条文
法66条1項で準用する法41条3項に規定されているもの	
・再審査請求書	法66条1項で準用する法19条
・原裁決に係る裁決書	法63条
事件記録として政令で定めるもの	
○ 再審査請求録取書 (法66条1項で準用する法20条)	令19条で準用する令15条1項1号
○ 意見書（法66条1項で準用する法30条2項）	令19条で準用する令15条1項4号
○ 次の手続の記録	令19条で準用する令15条1項5号
・ 口頭意見陳述（法66条1項で準用する法31条）	
・ 参考人の陳述又は鑑定 (法66条1項で準用する法34条)	
・ 検証（法66条1項で準用する法35条）	
・ 審理関係人への質問 (法66条1項で準用する法36条)	
・ 審理手続の申立てに関する意見聴取 (法66条1項で準用する法37条)	
○ 審理関係人から提出された証拠書類若しくは 証拠物又は書類その他の物件 (法66条1項で準用する法32条1・2項)	令19条で準用する令15条1項6号
○ 物件の提出要求（法66条1項で準用する法33 条）に応じて提出された書類その他の物件	令19条で準用する令15条1項7号

(注) 令19条では、令15条1項2・3号の規定は準用されていない。

第5章 裁決

裁決の態様、手続等については、基本的に処分についての審査請求の裁決と同様である（第2編第5章（110ページ）参照）。

ただし、具体的には、次のような点で、処分についての審査請求の裁決と違いがある。

（1）裁決の時期

再審査庁は、審理員意見書が提出されたとき（委員会等である再審査庁にあつては、審理手続を終結したとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならない（法66条1項で準用する法44条）。なお、再審査請求においては、審査請求の裁決までの段階で行政不服審査会等その他の第三者機関の議を経ていることから、行政不服審査会等への諮問は義務付けられていない。

（2）裁決の態様等

再審査請求は、裁決庁等の上級行政庁や裁決庁等が再審査庁となることを想定した手続ではないため、審査庁が処分庁等の上級行政庁又は処分庁等のいずれでもない場合の裁決と同様の手続となっている。そのため、再審査請求を認容する場合は、原裁決等の全部又は一部を取り消す（事実上の行為の場合は、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃すべき旨を命ずる）にとどまり、原裁決等の変更や、申請に対する一定の処分をすべき旨を命ずる措置は認められていない（法65条）。

再審査請求が理由があるか否かは、再審査請求の対象となった原処分又は原裁決が違法又は不当であるかに照らして判断される。ただし、審査請求を却下し、又は棄却した原裁決の取消しを求める再審査請求において、原処分が違法又は不当のいずれでもない場合は、原裁決が手続上の瑕疵等により違法又は不当であったとしても、これを取り消して再び審査請求をやり直す実益がない（当該審査請求を棄却するという結論は変わらないため）ことから、当該再審査請求を棄却する（法64条3項）。この場合には、裁決の理由として、原裁決が違法又は不当であるが、原処分が違法又は不当のいずれでもない旨が記載される必要がある。

（3）裁決書

裁決書には、審理員の指名を要しない場合（再審査庁が委員会等である再審査庁である場合）を除き、審理員意見書を添付する（法66条1項で準用する法50条2項）。

また、裁決書の送付は、再審査請求の対象が原処分と原裁決のいずれであるかにかかわらず、処分庁及び裁決庁の両者に対して行う必要がある（法66条1項で準用する法51条4項）。

なお、更なる不服申立ての教示については、法に規定はないが、個別法により再審査請求の後の更なる不服申立手続が設けられている場合には、法50条3項に準じて、不服申立先等の事項を教示することが適当である。

第5編 その他

第1章 各機関が個別案件の処理とは別に措置する事項

1 標準審理期間の設定

(1) 趣旨

審理の遅延を防ぎ、審査請求人の権利利益の救済を図る観点から、行政手続法6条に規定する標準処理期間と同様に、審査庁となるべき行政庁は、審理期間の目安として、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、標準審理期間を定めたときは、これを公にしなければならないこととしている（法16条）。

これは、再調査の請求及び再審査請求についても同様とされている（法61条又は66条1項で準用する法16条）。

(2) 設定方法

ア 対象となる期間

「審査請求がその事務所に到達」した時とは、審査請求が審査庁となる行政庁の事務所（文書受付業務を担当する部局）に物理的に到着し、了知可能な状態に置かれる時点をいい、処分庁等を経由して審査請求がされる場合の経由に要する期間は含まれない。

また、「通常要すべき標準的な期間」とは、当該審査請求の態様が通常であり、かつ、審査庁側の審理体制も通常であることを前提として、審査請求に応答するために必要となる期間としてふさわしい合理的な範囲内にある期間を意味するものであり、例えば、法43条の規定により行政不服審査会等への諮問を行う場合における諮問から答申を得るまでに要する期間も含まれるが、不適法な審査請求について審査請求書の補正に要する期間は含まれない。

イ 設定に当たっての留意点

① 標準審理期間は、日、月等をもって、具体的な期間として定めることが望ましいが、そのような設定が困難な場合には、一定の幅をもった期間として定めることのほか、当該審査請求の性質に応じ、例えば次のような工夫を行うことにより、可能な限り審査請求の処理に要する目安として何らかの期間を示すよう努める。

（例）

- ・ 審査請求の対象となる処分等の類型によって審理期間が異なる場合には、審査請求を類型化し、それぞれの類型ごとに標準審理期間を定める。
- ・ 審査請求の内容によって審理期間に相当のバラつきがあっても、審査請求の過半が一定の期間内に裁決されるものである場合には、その期間を標準審理期間として定める。
- ・ 口頭意見陳述を実施するか否かなど、審理関係人の審理手続の申立ての有無等の事情によって審理に要する期間が変動する場合には、当該事情により変動する期間があることを特記した上で、当該期間を除いた裁決までに要する期間を定める。

- ② 標準審理期間のうち、行政不服審査会等への諮問から答申までに要する期間については、行政不服審査会等においてその標準的な期間を示すことにより、審査庁となるべき行政庁が当該期間を含めて標準審理期間を設定することができるようにすることが求められる。
- ただし、その場合であっても、審査請求の全部が認容される場合や審査請求人が希望しない場合など、行政不服審査会等への諮問が不要となる場合もあることから、諮問を行う場合と行わない場合に分けて定めることが望ましい。なお、答申までに要する期間が変動する等により当該期間を含めて定めることが困難な場合には、諮問により変動することを特記した上で、答申までに要する期間を除いた裁決までに要する期間を定めることも考えられる。
- ③ 不作為についての審査請求についても、申請を認容するか否かを審理の大きな柱とするものとなり、その審理手続は、申請拒否処分についての審査請求と同様となると考えられることから、申請拒否処分についての審査請求に係る標準処理期間を不作為についての審査請求にも共通するものとして位置付けることも可能である。
- ④ また、審査庁となるべき行政庁及び行政不服審査会等は、審査請求の処理実績を踏まえ、適宜、標準審理期間の設定を見直す必要がある。

(3) 標準審理期間を公にする方法

「公にする」とは、審査請求人に対して秘密にしないという趣旨であり、その具体的な方法については、審査庁となるべき行政庁の判断に委ねられるが、「目安」を定める趣旨に照らし、単に審査請求書の提出先機関である審査庁となるべき行政庁又は処分庁の事務所（窓口）における備付け（掲示板等への掲示等）を行うのみならず、これらの行政庁のウェブサイトに掲載するなどにより、審査請求をしようとする者が広く知り得るような措置を講ずることが望ましい。

なお、法定受託事務などで、処分庁等とは異なる大臣、都道府県知事等が審査庁となるべき行政庁となる場合もあるが、この場合においても、標準処理期間を公にする具体的な方法は、基本的に、当該行政庁の判断に委ねられることとなる（なお、処分庁等の判断により、その事務所への備付けや当該行政庁のウェブサイトへの掲載等を行うことが一律に妨げられるものではない。）。

(4) その他

標準審理期間は、審査請求の審理期間の目安として定められるものであり、その期間内に裁決をしなければならない義務を審査庁に課すものではない。したがって、その期間の経過をもって直ちに違法な不作為や裁決の手続上の瑕疵に当たることにはなるものではないが、審理計画を審理関係人にも共有するなどにより、迅速な審理に努めていることが理解されるよう、適切に対応することが望ましい。

また、標準審理期間の設定が困難である場合には、必要に応じ、その設定が困難である事情を審査請求人等に対して説明できるようにしておくことが望ましい。

なお、法令等により当該審査請求に対する裁決をすべき期間が定められている場合についても、審理の遅延を防ぎ、審査請求人の権利利益の救済を図る観点から、審理期間の目安を示すという標準審理期間の趣旨^(※)に鑑み、審査請求の処理実績等を踏まえ、標準審理期間として適切な期間を設定するよう努める必要がある（なお、裁決をすべき期間と同期間を標準審理期間として設定することは妨げられない。）。

(※) 裁決をすべき期間とは異なり、法令上その期間内に裁決をすべきことを審査庁に求めるものではない。

2 審理員候補者名簿の作成

(1) 趣旨

審理員として指名される職員をあらかじめ公にしておくことにより、その指名手続の公正性及び透明性をより徹底する観点から、審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿（審理員候補者名簿）を作成するよう努めるとともに、審理員候補者名簿を作成したときは、これを公にしなければならないこととしている（法17条）。

これは、再審査請求についても同様とされている（法66条1項で準用する法17条）。

(2) 作成方法

審理員となることが想定される者については、第2編第2章2（32ページ）を参照のこと。

名簿の具体的な記載方法は、各行政庁の判断に委ねられるものであるが、必ずしも審理員となるべき者の氏名を具体的に特定して記載しなければならないものではない。例えば、審理員の指名について、審査請求に係る処分等の類型ごとに、どの部局課に所属するどの役職にある者を審理員として指名するかを決定する方法を採る場合には、審査請求に係る処分等の類型ごとに「〇〇部△△課長にある職員」という形で名簿に記載することが考えられる。

図6 審理員となるべき者の名簿（例）

処分等の分類	所属部局	審理員となるべき者	備考
〇〇省の行う処分全般 (以下に掲げる処分等を除く)	大臣官房	〇〇課長にある職員	
		〇〇課企画官 ○山○男	
		〇〇課企画官 ○川○子	
		◎◎課長にある職員	
		◎◎課企画官(●●担当)にある職員	
		◎◎課課長補佐(●●担当)にある職員	
		☆☆官にある職員	全員(3名)が対象
△△に関する処分	△△局	△△課長にある職員	
		▲▲課長 ○原○子	
□□に関する処分又はその不作為	政策統括官 (□□担当)	□□企画管理官付(●●担当)にある職員	
		□□審理官にある職員	
～	～	～	～

なお、条例、規則等において、特定の職にある者を審理員に指名する旨を定めた場合には、当該条例、規則等における当該定めは審理員候補者名簿に該当すると考えられるが、例えば「関係する他の職を占める者」というように、具体的な職が特定されない場合には、審理員候補者名簿には該当しない。

(3) 名簿を公にする方法

標準審理期間を公にする方法と同様である（本章1（3）（143ページ）参照）。なお、条例、規則等において、特定の職にある者を審理員に指名する旨を定めた場合には、当該条例等の公布等をもって、名簿を公にしたこととなる。

第2章 情報提供等

1 処分時の教示

(1) 趣旨

法では、不服申立制度が十分に活用され、国民の権利利益の救済が図られるよう、処分について不服申立てによる救済を受けることができる旨を教示する教示の制度を設けている（法82条）。

この教示制度は、行政不服審査法に基づく審査請求又は再調査の請求をすることができる処分に限らず、他の法令に基づく独自の不服申立て（例：鉱業法等に基づく公害等調整委員会に対する裁定の申請）をすることができる処分についても、対象となる。

(2) 処分の相手方への教示

ア 教示をしなければいけない場合

「審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分」を書面で行う場合（オンラインで行う場合を含む。）には、処分をする行政庁は、処分の相手方に対して、不服申立てについての教示をしなければならない（法82条1項）。

口頭で処分を行う場合（事実上の行為を行う場合を含む。）には、法律上教示は義務付けられていないが、不服申立ての便宜を考慮し、状況に応じて、口頭で教示するなど、適切な対応がとられることが望ましい。

なお、申請に対する処分について申請どおりの処分をする場合には、一般に、当該処分の相手方には不服申立ての利益はないと考えられるから、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと考えられる。

イ 教示する事項

教示しなければならない事項は、次のとおりである〔様式例80〕。

① 当該処分につき不服申立てをすることができる旨

法律上は、不服申立ての種類についての明文の規定はないが、その後の手続を円滑に進める観点から、不服申立ての種類（名称）を教示すべきである。

② 不服申立てをすべき行政庁

不服申立先となる行政庁の名称を具体的に示さなければならない。

③ 不服申立てをすることができる期間

不服申立てをすることができる期間を具体的に教示する。

なお、客観的審査請求期間（法18条2項）や「正当な理由」（同条1項ただし書、同条2項ただし書）は、主観的審査請求期間（同条1項本文）が遵守されれば問題とならないが、これらも併せて教示することが望ましい。

ウ 教示の方式

教示は、処分をする際に、書面でしなければならない。一般には、処分の相手方に交付する当該処分の決定書（通知書）に、教示が必要な事項（上記イ①～③）を付記することが考えられるが、当該事項の記載を失念した場合は、処分庁は、速やかに当該事項を記載した書面を交

付してこれを追完する必要がある。

教示がされなかった場合には、不服申立人は、処分庁に不服申立書を提出することにより、適法に不服申立てを提起することができる（法83条。第2編第1章2（11ページ）参照）。

（3）利害関係人への教示

ア 教示をしなければいけない場合

処分の相手方以外の利害関係人には、上記（1）の教示はなされないが、処分庁に対して教示を求めることができる。「利害関係人」とは、当該処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう（法13条1項。第2編第3章2（2）（46ページ）参照）。口頭による処分などで、処分の際に教示がなかった場合には、処分の相手方も含まれる。

行政庁は、利害関係人から教示を求められた場合には、不服申立てについての教示をしなければならない（法82条2項）。

イ 教示する事項

① 当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか

「当該処分」とは、あらゆる処分を対象とするものであり、不服申立てができる処分であるか否かは問わず、処分が書面でされるか口頭でされるかも問わない。非継続的な事実上の行為も含まれる。

② 不服申立てをすべき行政庁（当該処分が不服申立てをすることができるものである場合）

③ 不服申立てをすることができる期間（当該処分が不服申立てをすることができるものである場合）

ウ 教示の方式

この場合には、教示を求められる処分やその状況は様々であることから、書面ですることは義務付けられておらず、口頭ですることも可能である。ただし、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、その教示は書面でしなければならない（法82条3項）。

なお、行政庁は、教示の求めを受けたときは、速やかに教示すべきである。

2 不服申立てをしようとする者等に対する情報提供

(1) 趣旨

法では、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の便宜を図る観点から、不服申立てに対して裁決その他の処分（以下「裁決等」という。）を行う権限を有する行政庁は、これらの者の求めに応じ、個々の不服申立てが円滑にされるために必要な情報の提供に努めなければならないこととしている（法84条）。

(2) 提供する情報

提供する情報については、不服申立てをしようとする者等の求めの内容等を踏まえ、各行政庁において判断されることになるが、想定されるものとしては、以下の事項に係る情報が挙げられる。

ア 不服申立てをしようとする者に対し提供することが想定される情報の例

- ・ 不服申立書の記載の程度・目安
- ・ 当該不服申立てにおける標準審理期間
- ・ 当該不服申立てにおける審理手続の基本的な流れ
（反論書・証拠書類等の提出、口頭意見陳述・参考人の陳述・鑑定・検証・審理関係人への質問・物件の閲覧等ができる旨、第三者機関への諮問、裁決）
- ・ 執行停止や口頭意見陳述の申立ての具体的手続・方式

イ 不服申立てをした者に対し提供することが想定される情報の例

- ・ 反論書や証拠書類等の提出の具体的手続
- ・ 参考人の陳述、鑑定、検証等の申立ての具体的手続・方式
- ・ 提出書類等の閲覧等の求めの具体的手続・方式
- ・ 不服申立ての取下げの具体的手続・方式
- ・ 審理手続終結時期の見通し、裁決の時期の見通し

(3) 提供の方法

この情報の提供の求めは、審査請求をしようとする者が電話で手続等の概要について情報提供を求める、行政庁の事務所に来所して受付担当職員に審査請求書の記載方法について助言を求める、審理員に対して審理手続の申立ての方式について問い合わせるなど、様々な状況でなされることが想定されことから、個々の求めの状況等に応じ、適切に判断することとなる。

なお、提供に当たっては、単に求められた情報のみを提供するにとどまらず、関連するその他の情報を併せて提供するなど、不服申立てをしようとする者等の便宜を考慮して、丁寧な対応をとることが望ましい。

3 不服申立ての処理状況の公表

(1) 趣旨

法では、不服申立制度の運用状況について国民に対する説明責任を果たすとともに、不服申立てをしようとする者の予見可能性を高める観点から、裁決等をする権限を有する行政庁は、裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならないこととしている（法85条）。

(2) 公表する情報

裁決等は、不服申立てに対する行政庁の最終的な判断を示すものであり、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民の予見可能性を高める観点から、審理関係人等の個人情報の保護等にも留意しつつ、可能な限り、その内容を公表することが望ましい。

また、不服申立ての処理状況としては、不服申立ての処理状況についての透明性を確保する観点から、単に当該行政庁における不服申立ての処理件数の合計数を示すのみでは十分でなく、処分の類型（根拠法令）ごとの不服申立件数、処理件数、処理内容（認容、棄却等の別）、処理期間などの情報を公表することが望ましい。

(3) 公表の方法

これらの具体的な公表の方法については、各行政庁の判断に委ねられるが、例えば、裁決等の内容や年度ごとの処理状況について、各機関のウェブサイト（ホームページ）にデータを掲載するなどの方法が考えられる。

また、裁決の内容の公表については、総務省において構築・運用している「裁決・答申データベース」への入力・公表により行うことも可能である。

第3章 審査請求の処理体制等

法は、従来からの不服申立制度の簡易迅速性をいかしつつ、審理手続や裁決の公正性等をより高めることで、不服申立人の手続保障を高めることをその目的としている。

具体的には、審理の公正性・透明性を高めるため、法律上、裁決を行う権限と審理手続を行う権限とを区分し、審理手続については、審査庁に所属する職員のうち、処分等に関与していないなどの要件（除斥事由）を満たす者から指名された審理員が審査庁から一定の独立性をもって自らの名で行うこととし、また、裁決に際しては、その客観性・公正性を高めるため、審査庁は、一定の場合を除き、行政不服審査会等に諮問しなければならないとしている。法では、処分庁等、審査庁、審理員及び行政不服審査会等が行う手続や権限等についてそれぞれ規定しており、これらがそれぞれの役割を適切に果たすことにより、審理の公正性・透明性や裁決の客観性・公正性を確保することを企図している。

審査請求等に係る事務処理体制は、各行政機関の組織体制等により事情が異なることから、前述の法の趣旨に照らし、各行政機関における組織体制等の実情や、審理における迅速性・専門性の確保の観点も踏まえて、それぞれの審査庁において適切に判断することとなる。

例えば、行政機関の実情等により、審査庁業務(行政不服審査会等への諮問、裁決の起案等)を担う部署の職員が審理員となる場合や、審査庁業務を担う部署が第三者機関の事務局業務を担う場合も想定されるが、このような場合においても、法の趣旨に鑑み、審理員が行う審理手続や第三者機関における調査審議・答申、審査庁が行う裁決の公正性等の確保について、各行政機関の組織体制等の実情に応じ、適切な配慮がなされることが望まれる。

行政不服審査法
審査請求事務取扱マニュアル
〔様式編〕

平成28年1月

総務省行政管理局

— 目次 —

1	審査請求手続関係	1
	〔様式例第1号〕 審査請求書	1
	1 処分についての審査請求の場合	1
	2 不作為についての審査請求の場合	3
	〔様式例第2号〕 審査請求録取書	4
	〔様式例第3号〕 代表者・管理人資格証明書及び資格喪失届	6
	1 資格証明書	6
	2 資格喪失届	6
	〔様式例第4号〕 総代互選書等	7
	1 総代互選書	7
	2 総代解任届	8
	〔様式例第5号〕 委任状等	9
	1 委任状	9
	2 審査請求の取下げをさせる際の委任状	10
	3 代理人解任届	11
	〔様式例第6号〕 補正命令書	12
	〔様式例第7号〕 補正書	13
	〔様式例第8号〕 執行停止申立書	14
	〔様式例第9号〕 執行停止に係る意見聴取書	15
	〔様式例第10号〕 執行停止決定書等	16
	1 申立てにより執行停止を行う場合	16
	2 執行停止の申立てを認めない場合	16
	3 審理関係人（処分庁を除く。）に対する通知（職権により執行停止を行う場合を含む。）	17
	4 執行停止を取り消す場合	18
	〔様式例第11号〕 執行停止決定通知書	19
	〔様式例第12号〕 審査請求人地位承継届出書	20
	1 自然人の場合	20
	2 法人の場合	21
	〔様式例第13号〕 審査請求人地位承継許可決定書	22
	1 許可する場合	22
	2 許可しない場合	22
	〔様式例第14号〕 審査請求人地位承継許可申請書	23
	〔様式例第15号〕 審査請求人地位承継通知書	24
	〔様式例第16号〕 審査請求取下書	25
	〔様式例第17号〕 審査請求取下通知書	26
2	審理員関係	27
	〔様式例第18号〕 審理員指名書	27

1 指名書.....	27
2 指名取消書.....	28
〔様式例第19号〕 審理員指名通知書.....	29
1 指名通知書（審査請求人用）.....	29
2 指名通知書（処分庁等用）.....	30
3 審理員の指名の取消しに伴い審理員が改めて指名された場合（審査請求人等用）.....	31
4 審理員の指名の取消しに伴い審理員が改めて指名された場合（処分庁等用）.....	32
3 審理手続関係	33
〔様式例第20号〕 総代互選命令書等.....	33
1 総代互選命令書.....	33
2 総代互選通知書.....	34
〔様式例第21号〕 総代選出通知書等.....	35
1 総代選出通知書.....	35
2 総代解任通知書.....	36
〔様式例第22号〕 審査請求参加許可申請書.....	37
〔様式例第23号〕 審査請求参加許可等決定書.....	38
1 許可する場合.....	38
2 許可しない場合.....	38
3 許可を取り消す場合.....	39
〔様式例第24号〕 職権による審査請求参加要求書.....	40
〔様式例第25号〕 審査請求参加取下書.....	41
〔様式例第26号〕 審査請求参加等通知書.....	42
1 利害関係人の参加を認めた場合.....	42
2 利害関係人の参加の許可を取り消した場合.....	42
〔様式例第27号〕 審査請求参加取下げ等通知書.....	44
〔様式例第28号〕 弁明書提出要求書.....	45
1 処分庁等が審査庁とは異なる行政庁である場合.....	45
2 処分庁等が審査庁と同一の行政庁である場合.....	46
〔様式例第29号〕 書類提出等催促書.....	47
〔様式例第30号〕 反論書等提出期限設定通知書.....	48
1 審査請求人用.....	48
2 参加人用.....	49
〔様式例第31号〕 弁明書等提出通知書.....	50
1 処分庁等用.....	50
2 審査請求人用.....	51
3 参加人用.....	52
〔様式例第32号〕 意見聴取期日出席要請書.....	53
〔様式例第33号〕 意見聴取結果記録書.....	54
〔様式例第34号〕 審理手続期日等通知書.....	55

〔様式例第35号〕 口頭意見陳述申立書.....	56
〔様式例第36号〕 補佐人帯同許可申請書.....	57
〔様式例第37号〕 口頭意見陳述実施等通知書.....	58
1 申立人への通知.....	58
2 申立人以外への通知.....	59
3 口頭意見陳述を開催しない場合の通知.....	59
〔様式例第38号〕 口頭意見陳述聴取結果記録書.....	60
〔様式例第39号〕 証拠書類等送付通知書.....	62
1 審査請求人及び参加人用.....	62
2 処分庁等用.....	63
〔様式例第40号〕 提出書類等預かり証.....	64
〔様式例第41号〕 証拠書類等提出通知書.....	65
1 証拠書類等.....	65
2 事実を証する書類その他の物件.....	66
〔様式例第42号〕 証拠書類等（物件）提出記録書.....	67
〔様式例第43号〕 物件提出要求実施申立書.....	68
〔様式例第44号〕 物件提出要求申立てに対する回答書.....	69
1 承認する場合.....	69
2 承認しない場合.....	69
〔様式例第45号〕 物件提出要求書及び回答書.....	70
1 物件提出要求書.....	70
2 回答書.....	71
〔様式例第46号〕 物件送付通知書.....	72
〔様式例第47号〕 物件提出等通知書.....	73
1 物件の提出があった場合.....	73
2 物件が提出されなかった場合.....	73
〔様式例第48号〕 質問申立書.....	74
〔様式例第49号〕 質問申立てに対する回答書.....	75
1 承認する場合.....	75
2 承認しない場合.....	75
〔様式例第50号〕 質問書等及び回答書.....	76
1 文書による回答を求める場合の質問書.....	76
2 期日を開催して質問を行う場合の出席要請書.....	77
3 回答書.....	78
〔様式例第51号〕 質問結果記録書.....	79
1 書面により回答があった場合.....	79
2 口頭により質問及び回答を実施した場合.....	79
〔様式例第52号〕 参考人陳述等申立書.....	80
1 参考人陳述申立書.....	80
2 鑑定申立書.....	81

〔様式例第53号〕 検証申立書	82
〔様式例第54号〕 参考人陳述等申立てに対する回答書	83
1 承認する場合	83
2 承認しない場合	83
〔様式例第55号〕 検証申立てに対する回答書	84
1 承認する場合	84
2 承認しない場合	84
〔様式例第56号〕 検証実施通知書	85
1 申立人への通知（実施する場合）	85
2 申立人への通知（実施できなかった場合）	85
3 その他審理関係人への通知	86
〔様式例第57号〕 参考人陳述等依頼書及び回答書	87
1 参考人陳述の依頼	87
2 鑑定の依頼	89
3 回答書	91
〔様式例第58号〕 参考人陳述等実施通知書	92
〔様式例第59号〕 鑑定結果報告書	93
〔様式例第60号〕 検証実施依頼書及び回答書	94
1 検証実施依頼書	94
2 回答書	95
〔様式例第61号〕 参考人陳述等結果通知書	96
1 実施した場合	96
2 実施しなかった場合	96
〔様式例第62号〕 参考人陳述聴取結果記録書	97
〔様式例第63号〕 鑑定結果聴取記録書	98
〔様式例第64号〕 検証結果記録書	99
〔様式例第65号〕 提出書類等閲覧等請求書	100
〔様式例第66号〕 提出書類等の閲覧等に関する意見聴取書等	102
1 意見聴取書	102
2 回答書	103
〔様式例第67号〕 提出書類等閲覧等請求についての回答書	104
〔様式例第68号〕 提出書類等の写しの交付手数料納付書	106
〔様式例第69号〕 審理手続併合等通知書	107
〔様式例第70号〕 審理手続分離通知書	108
〔様式例第71号〕 執行停止についての意見書	109
〔様式例第72号〕 審理員意見書等提出予定時期通知書	110
〔様式例第73号〕 行政不服審査会等への諮問に関する申出についての注意喚起書	111
1 審査請求人用	111
2 参加人用（審査請求人が行審法第43条第1項第4号の申出をしている場合）	112
3 参加人用（審査請求人が行審法第43条第1項第4号の申出をしていない場合）	113

〔様式例第74号〕 審理員意見書	114
1 棄却されるべき旨の意見書	114
2 認容すべき旨の意見書（申請に対して一定の処分をすべき旨の意見を付す場合）	118
〔様式例第75号〕 行政不服審査会等への諮問に関する申出書	122
1 審査請求人による申出書	122
2 参加人による申出書	123
〔様式例第76号〕 行政不服審査会等への諮問についての通知書	124
4 裁決書関係	125
〔様式例第77号〕 裁決書標準様式	125
1 却下する場合	125
2 棄却する場合	127
3 認容する場合	131
4 認容する場合（申請拒否処分を取り消し、申請に対して一定の処分をすべき旨を命じる場合）	135
5 教示関係	140
〔様式例第78号〕 審査請求の裁決書における教示の例	140
1 再審査請求をすることができない場合	140
2 再審査請求をすることができる場合	140
〔様式例第79号〕 再調査の請求の決定書における教示の例	141
〔様式例第80号〕 不服申立てをすべき行政庁等の教示の例	142
1 通常の場合	142
2 審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消訴訟の提起ができない場合	142
3 審査請求及び再調査の請求のいずれもできる場合で、かつ、審査請求を経た後でなければ取消訴訟の提起ができない場合	143

- 本様式例は、あくまで審査請求の諸手続において使用する書式の一例を示したものであり、他の書式によることも、もとより可能である。
- 本様式例は、各種手続における通知等を書面により行う場合の書式の一例を掲載しているが、法令上義務付けられていない通知等については、書面以外の適宜の方法（電子メール、電話等）で行うことも考えられる。

1 審査請求手続関係

〔様式例第1号〕 審査請求書

1 処分についての審査請求の場合

審査請求書

平成○年○月○日

(審査請求年月日)

(審査庁) ○○ ○○殿

審査請求人 A県B市C町 50 番地

○○ ○○ 印

(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

【審査請求人が法人等の場合】

A県B市D町 30 番地

株式会社○○○

A県B市D町 40 番地

代表取締役 ○○ ○○ 印

(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

【審査請求人が総代を互選した場合】

A県B市D町 10 番地

総代 ○○ ○○ 印

(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

A県B市D町 20 番地

○○ ○○

A県B市D町 30 番地

○○ ○○

A県B市D町 40 番地

○○ ○○

(以下、全員連記)

【審査請求を代理人がする場合】

A県B市C町 50 番地

○○ ○○

A県B市D町 10 番地

代理人 ○○ ○○ 印

(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求に係る処分の内容

(処分庁)の平成〇年〇月〇日付けの審査請求人に対する〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)(注1)

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成〇年〇月〇日

3 審査請求の趣旨

「1記載の処分(のうち〇〇に関する部分)(注2)を取り消す」との裁決を求める。

4 審査請求の理由(例)

(1) (処分に至る経緯等を記載の上)(処分庁)から1に記載する処分を受けた。

(2) (処分庁は)、その理由を、……のためとしている。

(3) しかしながら、本件処分は、……であるから、〇〇法第〇条の規定に違反しており、違法である。

(4) 本件処分により、審査請求人は、……(法的権利又は利益)を侵害されている。

(5) 以上の点から、本件処分(のうち〇〇に関する部分)(注2)の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

5 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、(審査庁)に審査請求をすることができます」との教示があった。

6 その他として、次の書類を提出します。(ある場合)

(1) 添付書類 〇〇 1通(注3)

(2) 証拠書類等 〇〇 1通(注4)

注1 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

注2 括弧書きは、処分の一部の取消しを求める場合に記載する。

注3 添付書類としては、例えば、総代や法人の代表者等の資格を証明する書面、委任状等がある。

注4 審査請求に係る処分の通知書の写しを添付する場合は、こちらに記載する。

2 不作為についての審査請求の場合

審査請求書

平成○年○月○日

(審査請求年月日)

(審査庁) ○○ ○○殿

審査請求人 A県B市C町50番地

○○ ○○ 印

(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

次のとおり審査請求をします。

- 1 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
審査請求人は、平成○年○月○日、(不作為庁) に対して、○○法第○条の規定による○○○を求め申請をした。
- 2 審査請求の趣旨
1 記載の申請について、速やかに許可 (許可等の記載は、上記求めの内容に応じて適宜変更する) の処分をするよう求める。
- 3 その他として、次の書類を提出します。(ある場合)
 - (1) 添付書類 ^(注1) ○○ 1通
 - (2) 証拠書類等 ^(注2) ○○ 1通

注1 添付書類としては、例えば、総代や法人の代表者等の資格を証明する書面、委任状等がある。

注2 当該不作為に係る処分についての申請書の写しを添付する場合は、こちらに記載する。

〔様式例第2号〕 審査請求録取書

審査請求録取書

平成○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○殿

審査請求人 A県B市C町 50 番地

○○ ○○ 印

(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求に係る処分の内容

(処分庁) の平成○年○月○日付けの審査請求人に対する○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい) (注)

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成○年○月○日

3 審査請求の趣旨

「1 記載の処分を取り消す」との裁決を求める。

4 審査請求の理由 (例)

(1) (処分に至る経緯等を記載の上) (処分庁) から○○の処分を受けた。

(2) (処分庁は)、その理由を、………のためとしている。

(3) しかしながら、本件処分は、………であるから、○○法第○条の規定に違反しており、違法である。

(4) 本件処分により、審査請求人は、……… (法的権利又は利益) を侵害されている。

(5) 以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

5 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第2条の規定により、(審査庁) に審査請求をすることができます」との教示があった。

6 その他として、次の書類を提出します。(ある場合)

(1) 添付書類 ○○ 1通

(2) 証拠物件等 ○○ 1通

上記のとおり口頭による審査請求があったので、平成〇年〇月〇日、(審査庁)において録取し、審査請求人に読み聞かせたところ、誤りのないことを確認して押印した。

平成〇年〇月〇日 (録取書作成担当者名及びその所属部署)

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第3号〕 代表者・管理人資格証明書及び資格喪失届

1 資格証明書

代表者（管理人）資格証明書

A県B市D町 40 番地

〇〇 〇〇

上記の者は、別紙の登記事項証明書（規約の抄本）のとおり、株式会社〇〇〇（〇〇〇会）の代表者（管理人）であることを証明する。

審査請求人 A県B市C町 30 番地

株式会社〇〇〇 ㊟

注 括弧書きは管理人の証明書とする場合

2 資格喪失届

代表者（管理人）資格喪失届

平成〇年〇月〇日

（審査庁）〇〇 〇〇 殿

審理員 〇〇 〇〇 殿

審査請求人 株式会社〇〇〇 ㊟

下記の者は、株式会社〇〇〇の（〇〇〇会）代表者（管理人）の資格を平成〇年〇月〇日限り失ったので、行政不服審査法施行令第〇条の規定により届け出ます。

記

A県B市D町 40 番地

〇〇 〇〇

注1 届出先は、審理員が指名され、かつ審理手続終結前である場合は審理員となり、それ以外の場合
は審査庁となる。

注2 括弧書きは管理人の喪失届とする場合

〔様式例第4号〕 総代互選書等

1 総代互選書

総代互選書

A県B市D町10番地

〇〇 〇〇

私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

平成〇年〇月〇日をもって、(処分庁)が(処分の名宛人)に対して行った、〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)^(注1)につき、(審査庁)に対してする審査請求に関する一切の事項

平成〇年〇月〇日

審査請求人

A県B市D町10番地^(注2)

〇〇 〇〇 印(総代本人も含む)

A県B市D町20番地

〇〇 〇〇 印

A県B市D町30番地

〇〇 〇〇 印

A県B市D町40番地

〇〇 〇〇 印

(以下、全員連記のこと)

以上 〇名

注1 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

注2 審査請求書の提出後に本互選書を提出する場合は、審査請求人の住所等の標記は不要である。

2 総代解任届

総代解任届

平成〇年〇月〇日

(審査庁) 〇〇 〇〇 殿
審理員 〇〇 〇〇 殿 (注1)

審査請求人

〇〇 〇〇 印
〇〇 〇〇 印
〇〇 〇〇 印
〇〇 〇〇 印

(以下、全員連記のこと)

以上 〇名

私たちは、先に総代に選任して下記の事項を行わせた〇〇 〇〇を、都合により平成〇年〇月〇日付けをもって解任しましたので、行政不服審査法施行令第3条第2項の規定により、届け出ます。

記

平成〇年〇月〇日をもって、(処分庁) が (処分の名宛人) に対して行った、〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい) (注2) につき、(審査庁) に対してする審査請求に関する一切の事項

注1 届出先は、審理員が指名され、かつ審理手続終結前である場合は審理員となり、それ以外の場合
は審査庁となる。

注2 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第5号〕委任状等

1 委任状

委任状

私は、A県B市D町10番地 弁護士〇〇 〇〇を代理人と定めて、下記の権限を委任する。

記

平成〇年〇月〇日をもって、(処分庁)が私に対して行った、〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)につき、(審査庁)に対してする審査請求に関する一切の権限

平成〇年〇月〇日

A県B市C町50番地

審査請求人(参加人) 〇〇 〇〇 ⑩

注1 審査請求書又は審査請求参加許可申請書の提出後に本状を提出する場合は、審査請求人又は参加人の住所等の標記は不要である。

注2 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

2 審査請求の取下げをさせる際の委任状

委任状

私は、A県B市D町10番地 弁護士〇〇 〇〇を代理人と定めて、下記の権限を委任する。

記

平成〇年〇月〇日をもって、(処分庁)が私に対して行った、〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)^(注1)につき、(審査庁)に対してした審査請求の取下げに関する権限

平成〇年〇月〇日

A県B市C町50番地^(注2)

審査請求人 〇〇 〇〇 ㊟

注1 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

注2 審査請求書の提出後に本状を提出する場合は、審査請求人の住所等の標記は不要である。

注3 上記1及び2の内容を、一通の委任状に含めることは、差し支えない。

3 代理人解任届

代理人解任届

平成○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿
審理員 ○○ ○○ 殿 ^(注1)

審査請求人 (参加人) ○○ ○○ ⑩

私は、弁護士○○ ○○を下記事項について、代理人に選任していましたが、都合により平成○年○月○日付けをもって解任しましたので、行政不服審査法施行令第3条第2項の規定により、届け出ます。

記

平成○年○月○日をもって、(処分庁) が私に対して行った、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい) ^(注2) につき、(審査庁) に対してする審査請求に関する一切の権限

注1 届出先は、審理員が指名され、かつ審理手続終結前である場合は審理員となり、それ以外の場合
は審査庁となる。

注2 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第6号〕 補正命令書

(文書番号)
平成〇年〇月〇日

(審査請求人) 殿 (様)

(審査庁) 〇〇 〇〇 官印

審査請求書の補正について

平成〇年〇月〇日付で貴殿から提出のあった審査請求は、下記の事項について不備があり、不適法であるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により、平成〇年〇月〇日までに補正するよう命じます。

なお、上記期限までに補正しないときは、行政不服審査法第24条第1項の規定により、貴殿の審査請求を却下することがあるので、御承知おきください。

記

- 1 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
標記が記載されていない。
- 2 審査請求の趣旨
標記の内容が不明確である。
- 3 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注 上記の記載内容は一例である。

〔様式例第8号〕 執行停止申立書

執行停止申立書

平成○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿

A県B市C町 50 番地 (注1)

審査請求人 ○○ ○○ 印

行政不服審査法第 25 条第 2 項 (第 3 項) の規定により、下記のとおり執行停止を申し立てます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい) (注2) についての審査請求
(事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい)

2 審査請求年月日

平成○年○月○日

3 申立ての理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

4 添付書類

○○○○

注 1 審査請求書の提出後に本申立書を提出する場合は、審査請求人の住所等の標記は不要である。

注 2 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第9号〕 執行停止に係る意見聴取書

(文書番号)
平成○年○月○日

(処分庁) ○○ ○○ 殿

(審査庁) ○○ ○○

執行停止に関する意見書の提出について (意見照会)

平成○年○月○日付けをもって、(審査請求人) より、下記のとおり執行停止の申立てがあったので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第25条第3項の規定により、これに対する意見書を、平成○年○月○日までに提出するよう求めます。なお、期限内に意見書の提出がない場合は、意見がないものとして取り扱います。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)についての審査請求
(事件名や事件番号を審理関係人に通知している場合は、これらを記載)

2 執行停止申立ての理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔様式例第10号〕 執行停止決定書等

1 申立てにより執行停止を行う場合

(文書番号)
平成○年○月○日

(審査請求人) 殿 (様)

(審査庁) ○○ ○○**官印**

執行停止申立てに対する決定について (通知)

平成○年○月○日付けをもって執行停止の申立てのあった (申立て対象処分) については、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 25 条第 2 項 (第 3 項) の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 平成○年○月○日から○月○日までの○日間執行を停止する。
- 2 (付帯条件がある場合は記載する)

2 執行停止の申立てを認めない場合

(文書番号)
平成○年○月○日

(審査請求人) 殿 (様)

(審査庁) ○○ ○○**官印**

執行停止申立てに対する決定について (通知)

平成○年○月○日付けをもって執行停止申立てのあった (申立て対象処分) については、下記の理由により、その執行を停止しないこととしたので、通知します。

記

理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3 審理関係人（処分庁を除く。）に対する通知（職権により執行停止を行う場合を含む。）

（文書番号）
平成○年○月○日

（審理関係人）殿（様）

（審査庁） ○○ ○○

執行停止について（通知）

平成○年○月○日付けをもってされた（審査請求人）による（処分庁）が行った○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載）に対する審査請求（事件名・事件番号がある場合はこれらを記載）に関し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 25 条第 2 項（第 3 項）の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 平成○年○月○日から○月○日までの○日間執行を停止する。
- 2 （付帯条件がある場合は記載する）○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

4 執行停止を取り消す場合

(文書番号)
平成〇年〇月〇日

(審理関係人) 殿 (様)

(審査庁) 〇〇 〇〇官印

執行停止の取消しについて (通知)

平成〇年〇月〇日付け (文書番号) をもって通知した、(審査請求人) による (処分庁) が行った〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る (執行停止となる処分) の執行停止については、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 26 条の規定により、下記のとおり取り消したので、通知します。

記

1 取消内容

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 理由

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〔様式例第12号〕 審査請求人地位承継届出書

1 自然人の場合

審査請求人地位承継届出書

平成○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿

A県B市D町 55 番地

承継人 ○○ ○○ ㊞

下記のとおり、審査請求人の地位を承継したので、行政不服審査法第15条第3項の規定により届け出ます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^{（注）} についての審査請求
（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）

2 審査請求年月日

平成○年○月○日

3 被承継人の住所及び氏名

A県B市D町 50 番地

○○ ○○

4 地位承継の理由

被承継人の死亡（平成○年○月○日）

5 添付書類

戸籍謄本 1 通

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

2 法人の場合

審査請求人地位承継届出書

平成〇年〇月〇日

(審査庁) 〇〇 〇〇 殿

A県B市D町 30 番地

株式会社〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

下記のとおり、審査請求人の地位を承継したので、行政不服審査法第 15 条第 3 項の規定により届け出ます。

記

1 審査請求の件名

〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)^(注)についての審査請求
(事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい)

2 審査請求年月日

平成〇年〇月〇日

3 被承継人の住所及び氏名

A県B市D町 35 番地

株式会社◇◇◇

代表取締役 〇〇 〇〇

4 地位承継の理由

株式会社◇◇◇と株式会社〇〇〇とが合併したため(平成〇年〇月〇日)

5 添付書類

- (1) 株式会社◇◇◇及び株式会社〇〇〇間で締結された合併に関する協定書の写し
- (2) 株式会社◇◇◇株主総会における合併承認決議録の写し
- (3) 株式会社〇〇〇株主総会における合併承認決議録の写し
- (4) 株式会社◇◇◇の解散登記に関する登記事項証明書
- (3) 株式会社〇〇〇の変更登記に関する登記事項証明書

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第13号〕 審査請求人地位承継許可決定書

1 許可する場合

	(文書番号) 平成〇年〇月〇日
(申請者) 殿 (様)	
	審査庁 〇〇 〇〇 官印
審査請求人の地位の承継の許可について (通知)	
平成〇年〇月〇日に貴殿から申請のあった審査請求人の地位の承継については、許可します。	

2 許可しない場合

	(文書番号) 平成〇年〇月〇日
(申請者) 殿 (様)	
	(審査庁) 〇〇 〇〇 官印
審査請求への地位の承継の許可について (通知)	
平成〇年〇月〇日に貴殿から申請のあった審査請求人の地位の承継については、以下の理由により、不許可とします。	
理由	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〔様式例第14号〕 審査請求人地位承継許可申請書

審査請求人地位承継許可申請書

平成○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿

A県B市D町 30 番地

株式会社○○○

代表取締役 ○○ ○○ 印

下記のとおり、処分に係る権利を譲り受けたので、行政不服審査法第15条第6項の規定により、審査請求人の地位の承継の許可を申請します。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^{（注1）} についての審査請求
（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）

2 審査請求年月日

平成○年○月○日

3 被承継人の住所及び氏名

A県B市D町 35 番地

株式会社◇◇◇

代表取締役 ○○ ○○

4 地位承継の理由^{（注2）}

建築基準法第9条第1項の規定に基づく建築物の使用禁止処分を受けた工場を平成○年○月○日に買い受けたので、速やかに工場の操業を開始したいため。

5 添付書類

売買契約書の写し

登記事項証明書

注1 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

注2 地位承継の理由の欄の記載は一例である。

〔様式例第15号〕 審査請求人地位承継通知書

事務連絡
平成〇年〇月〇日

(審理関係人) 〇〇 〇〇 殿 (様)

(審査庁) 〇〇 〇〇

審査請求人の地位の承継について (通知)

(審査請求人) による (処分庁) が行った〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) について、下記のとおり審査請求人の地位の承継があったので、通知する (します)。

記

1 承継人の住所及び指名

A 県 B 市 D 町 55 番地

〇〇 〇〇

2 地位の承継の理由

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 承継年月日

平成〇年〇月〇日 (注)

注 承継許可の場合には、承継を許可した年月日が承継年月日となる。

〔様式例第16号〕 審査請求取下書

審査請求取下書

平成○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿

審査請求人 ○○ ○○ ⑩

行政不服審査法第27条の規定により、下記の審査請求を取り下げます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）についての審査請求
（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）^{（注）}

2 審査請求年月日

平成○年○月○日

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第17号〕 審査請求取下通知書

事 務 連 絡

平成〇年〇月〇日

(処分庁等) 〇〇 〇〇 殿

(参加人) 〇〇 〇〇 殿 (様)

(審査庁) 〇〇 〇〇

審査請求の取下げについて (通知)

平成〇年〇月〇日付けをもって、下記の審査請求が取り下げられたので、通知する (します)。

記

1 審査請求の件名

〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求
(事件名や事件番号を審理関係人に通知している場合は、これらを記載)

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

A県B市C町 50 番地

〇〇 〇〇

3 審査請求年月日

平成〇年〇月〇日

2 審理員関係

〔様式例第18号〕 審理員指名書

1 指名書

審理員指名書

平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

(審査庁) ○○ ○○

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記の審査請求について、同法が定める審理手続を行う者である審理員に指名する。また、行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第○号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、審理員が行う事務を総括する者として指定する。^{（注1）}

なお、当該審査請求については、他に（所属部署及び職名）○○ ○○を審理員に指名した。^{（注2）}

記

1 審査請求の件名

(処分庁) が行った○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載）についての審査請求
（事件名や事件番号を審理関係人に通知している場合は、これらを記載）

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

A 県 B 市 C 町 50 番地

○○ ○○

3 審査請求年月日

平成○年○月○日

注1 審理員を複数指名している場合において、当該審理員を審理員が行う事務を総括する者として指定する場合に記載する。

注2 審理員を複数指名している場合に記載する。ここで記載した審理員を事務総括者に指定した場合は、その旨も併せて記載する。

2 指名取消書

審理員指名取消書

平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

(審査庁) ○○ ○○

平成○年○月○日付け審理員指名書により、(処分庁) が行った○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求(事件名や事件番号を審理関係人に通知している場合は、これらを記載) について、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号) 第 9 条第 1 項の規定に基づき行った指名は、以下の理由により取り消す。

理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔様式例第19号〕 審理員指名通知書

1 指名通知書（審査請求人用）

（文書番号）
平成○年○月○日

（審査請求人）殿（様）

（審査庁）○○ ○○官印

審理員の指名（等）について（通知）

平成○年○月○日に貴殿から提出のあった審査請求について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項に基づき、同法が定める審理手続を行う者である審理員として、下記の者を指名したので、通知します。

また、本件審査請求については、以後「(事件名) (事件番号)」と記載することとしたので、御承知おきください。^(注1)

記

審理員 （所属部署及び職名）○○ ○○（複数指名した場合は全員連記する）

（必要に応じて、連絡先として、所属部署の電話番号及びファクシミリ番号、内線番号、メールアドレス^(注2)等を記載する）

注1 この一文は、審査請求事件に事件名及び事件番号を付し、これを審査請求人に通知する場合に記載する。なお、文書名に「等」とあるのは、この一文の内容を含むことを表す趣旨である。

注2 メールアドレスを記載する場合は、組織共用のメールアドレスなど、職員個人単位で設定されたメールアドレス以外のメールアドレスを記載することが望ましい。

2 指名通知書（処分庁等用）

（文書番号）
平成○年○月○日

（処分庁等）○○ ○○ 殿

（審査庁）○○ ○○官印

審理員の指名（等）について（通知）

平成○年○月○日に提出された、（審査請求人）からの（処分庁）が行った○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載）に対する審査請求について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項に基づき、同法が定める審理手続を行う者である審理員として、下記の者を指名したので、通知する。

また、本件審査請求については、名称を「（事件名）（事件番号）」としたので、併せて通知する。^{（注1）}

記

審理員 （所属部署及び職名）○○ ○○（複数指名した場合は全員連記する）

連絡先：（所属部署の電話番号及びファクシミリ番号、内線番号、メールアドレス^{（注2）}等を記載）

注1 この一文は、審査請求事件に事件名及び事件番号を付し、これを処分庁等に通知する場合に記載する。なお、文書名に「等」とあるのは、この一文の内容を含むことを表す趣旨である。

注2 メールアドレスを記載する場合は、組織共用のメールアドレスなど、職員個人単位で設定されたメールアドレス以外のメールアドレスを記載することが望ましい。

3 審理員の指名の取消しに伴い審理員が改めて指名された場合（審査請求人等用）

（文書番号）
平成〇年〇月〇日

（審査請求人、参加人等^{（注1）}）殿（様）

（審査庁）〇〇 〇〇官印

審理員の指名について（通知）

平成〇年〇月〇日に貴殿（参加人等への通知では「審査請求人〇〇 〇〇」）から提出のあった審査請求（事件名・事件番号がある場合はこれらを記載）について、審理員に指名していた〇〇 〇〇の指名を取り消し、新たに下記の者を審理員として指名したので、通知します。

また、審理員の交代に伴い、お預かりした証拠書類等についても、下記の者が管理することとなったことを申し添えます。

記

審理員 （所属部署及び職名）〇〇 〇〇（複数指名した場合は全員連記する）

（必要に応じて、連絡先として、所属部署の電話番号及びファクシミリ番号、内線番号、メールアドレス^{（注2）}等を記載する）

注1 審理関係人以外の書類その他の物件等の提出者が存在する場合は、当該提出者も通知先を含む。

注2 メールアドレスを記載する場合は、組織共用のメールアドレスなど、職員個人単位で設定されたメールアドレス以外のメールアドレスを記載することが望ましい。

4 審理員の指名の取消しに伴い審理員が改めて指名された場合（処分庁等用）

（文書番号）
平成〇年〇月〇日

（処分庁等）〇〇 〇〇殿

（審査庁）〇〇 〇〇官印

審理員の指名について（通知）

平成〇年〇月〇日に審査請求人〇〇 〇〇から提出のあった審査請求（事件名・事件番号がある場合はこれらを記載）について、審理員に指名していた〇〇 〇〇の指名を取り消し、新たに下記の者を審理員として指名したので、通知する。

また、下記の者が、貴庁から提出された書類等の管理を新たに担当することを、併せて通知する。

記

審理員（所属部署及び職名）〇〇 〇〇（複数指名した場合は全員連記する）

連絡先：（所属部署の電話番号及びファクシミリ番号、内線番号、メールアドレス^{（注）}等を記載）

注 メールアドレスを記載する場合は、組織共用のメールアドレスなど、職員個人単位で設定されたメールアドレス以外のメールアドレスを記載することが望ましい。

3 審理手続関係

〔様式例第20号〕 総代互選命令書等

1 総代互選命令書

平成○年○月○日

(審査請求人) 殿 (様)

(全員連記のこと)

審理員 ○○ ○○ 印 (注)

総代の互選について

平成○年○月○日付けをもって(処分庁)が行った○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)について、平成○年○月○日付けをもって提出のあった審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)の審理に必要なので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第11条第2項の規定により、3人以内の総代を平成○年○月○日までに互選するよう命じます。

注 本様式では、文書の真正性を担保する方法として、記名押印とする例を示したものであるが、審理員が自署する、審理員の公印を作成して使用する等の方法もあり得るところであり、具体的には運用に委ねられる(これ以降の審理員が発出する書面についても同様)。

2 総代互選通知書

総代互選通知書

平成〇年〇月〇日

審理員 〇〇 〇〇 殿

審査請求人

〇〇 〇〇 印
〇〇 〇〇 印
〇〇 〇〇 印
〇〇 〇〇 印

(以下、全員連記のこと)

以上 〇名

平成〇年〇月〇日付け文書をもって互選を命ぜられた総代については、下記の者を選任しましたので通知します。

記

〇〇 〇〇
〇〇 〇〇

〔様式例第21号〕 総代選出通知書等

1 総代選出通知書

事務連絡

平成〇年〇月〇日

(処分庁等) 〇〇 〇〇 殿

(参加人) 〇〇 〇〇 殿 (様)

審理員 〇〇 〇〇 印

総代の選出について (通知)

(審査請求人) による (処分庁) が行った〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) については、平成〇年〇月〇日付けをもって下記の者が総代に選任されたので、通知する (します)。

記

A県B市D町 10 番地

〇〇 〇〇

2 総代解任通知書

事務連絡

平成〇年〇月〇日

(処分庁等) 〇〇 〇〇 殿

(参加人) 〇〇 〇〇 殿 (様)

審理員 〇〇 〇〇 印

総代の解任について (通知)

(審査請求人) による (処分庁) が行った〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) について、総代に選任されていた下記の者は、平成〇年〇月〇日付けをもって解任されたので、通知する (します)。

記

A県B市D町 10 番地

〇〇 〇〇

〔様式例第22号〕 審査請求参加許可申請書

参加許可申請書

平成〇年〇月〇日

審理員 〇〇 〇〇 殿

A県B市D町 10 番地

〇〇 〇〇 印

(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

下記のとおり、審査請求に参加したいので、行政不服審査法第 13 条第 1 項の規定により許可を申請します。

記

1 審査請求の件名

〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい) (注1) についての審査請求

2 審査請求年月日

平成〇年〇月〇日

3 審査請求人の住所又は居所及び氏名

A県B市C町 50 番地

〇〇 〇〇

4 参加の理由 (注2)

申請人は、審査請求人が取消しを求めている〇〇の処分により、・・・・・・ (法的権利又は利益) を受けた者であり、審査請求の裁決の内容について重大な利害関係を有するため。

5 添付書類 (ある場合)

〇〇〇〇 1 通

〇〇〇〇 1 通

注1 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

注2 参加の理由欄の記載は一例である。

〔様式例第23号〕 審査請求参加許可等決定書

1 許可する場合

平成〇年〇月〇日

(参加許可申請者) 殿 (様)

審理員 〇〇 〇〇 ㊟

審査請求への参加について (通知)

平成〇年〇月〇日に貴殿から提出された、(審査請求人) による (処分庁) が行った〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを併せて記載) に係る利害関係人としての参加について、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 13 条第 1 項の規定により、許可します。

2 許可しない場合

平成〇年〇月〇日

(参加許可申請者) 殿 (様)

審理員 〇〇 〇〇 ㊟

審査請求への参加について (通知)

平成〇年〇月〇日に貴殿から申請された、(審査請求人) による (処分庁) が行った〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを併せて記載) への参加については、以下の理由により、不許可とします。

理由

審査請求が提起されている処分は、〇〇に関するものであり、審査請求の裁決の内容がどのようなものであっても、これにより、貴殿が不利益を被るとは認め難いものであるため。

注 理由欄の記載は一例である。

3 許可を取り消す場合

平成○年○月○日

(参加人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○ 印

審査請求への参加の取消しについて (通知)

平成○年○月○日付け事務連絡をもって通知した、(審査請求人) による (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) への参加の許可については、以下の理由により、取り消します。

理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔様式例第24号〕 職権による審査請求参加要求書

平成〇年〇月〇日

(参加要求対象者) 殿 (様)

審理員 〇〇 〇〇 印

審査請求への参加について (通知)

下記の審査請求について、利害関係人である貴殿に、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 13 条第 2 項の規定により、参加人として、当該審査請求への参加を求めます。

記

1 審査請求の件名

〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい) についての審査請求
(事件名や事件番号を定めている場合は、これらを併せて記載)

2 審査請求年月日

平成〇年〇月〇日

3 審査請求人の住所又は居所及び氏名

A 県 B 市 C 町 50 番地

〇〇 〇〇

4 利害関係人として参加を求める理由

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (注)

注 参加要求対象者が参加人となる理由を把握できるよう、審査請求に係る処分等の内容と、これについての利害関係の態様について、詳細に記載することが望ましい。

〔様式例第25号〕 審査請求参加取下書

参加取下書

平成○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

参加人 ○○ ○○ ⑩

平成○年○月○日付けをもって許可のあった下記の審査請求への参加について、下記の理由によりこれを取り下げます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^{（注）} についての審査請求
（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）

2 審査請求年月日

平成○年○月○日

3 審査請求人の住所又は居所及び氏名

A県B市C町 50 番地

○○ ○○

4 取下げの理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第26号〕 審査請求参加等通知書

1 利害関係人の参加を認めた場合

事務連絡

平成○年○月○日

(審理関係人) ○○ ○○ 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

審査請求の参加人について (通知)

下記の者を、(審査請求人) による (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) の参加人としたので、通知する (します)。

記

参加人の住所又は居所及び氏名

A県B市C町 50 番地

○○ ○○

2 利害関係人の参加の許可を取り消した場合

事務連絡

平成○年○月○日

(審理関係人) ○○ ○○ 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

参加の許可の取消しについて (通知)

(審査請求人) による (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) について、参加人としていた下記の者は、平成○年○月○日付けをもってその参加の許可を取り消したので、通知する (します)。

記

参加人の住所又は居所及び氏名

A県B市C町 50 番地

〇〇 〇〇

〔様式例第27号〕 審査請求参加取下げ等通知書

事 務 連 絡

平成〇年〇月〇日

(審理関係人) 〇〇 〇〇 殿 (様)

審理員 〇〇 〇〇

審査請求の参加人の取下げ (取消し) について (通知)

(審査請求人) による (処分庁) が行った〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に関し、平成〇年〇月〇日付け事務連絡をもって通知した下記の参加人の参加が (を) 平成〇年〇月〇日付けをもって取り下げられた (取り消した) ので、通知する (します)。

記

参加人の住所又は居所及び氏名

A県B市C町 50 番地

〇〇 〇〇

〔様式例第28号〕 弁明書提出要求書

1 処分庁等が審査庁とは異なる行政庁である場合

平成○年○月○日

(処分庁等) ○○ ○○ 殿

審理員 ○○ ○○ 印

審査請求書の送付及び弁明書の提出について

平成○年○月○日に提出された、(審査請求人) からの (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) について、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 29 条の規定により、別添のとおり審査請求書 (副本) を送付するので、当該審査請求に対する弁明書正副○通を平成○年○月○日までに提出することを求める。なお、同法第 29 条第 4 項に掲げる書面を保有している場合は、弁明書に添付されたい。

また、行政不服審査法第 32 条第 2 項の規定により、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出する場合には、平成○年○月○日までに提出されたい。

なお、行政不服審査法第 29 条第 4 項に掲げる書面及び同法第 32 条第 2 項の物件は、同法第 38 条第 1 項に基づき、審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象とされているので、その提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴庁の意見を付されたい。ただし、閲覧等の請求に対する審理員の判断が、貴庁の意見と異なる場合があることをあらかじめ申し添える。

2 処分庁等が審査庁と同一の行政庁である場合

平成○年○月○日

(処分庁等) ○○ ○○ 殿

審理員 ○○ ○○ ㊟

弁明書の提出について

平成○年○月○日に提出された、(審査請求人) からの (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る弁明書正副○通を平成○年○月○日までに提出することを求める。なお、同法第 29 条第 4 項に掲げる書面を保有している場合は、弁明書に添付されたい。

また、行政不服審査法第 32 条第 2 項の規定により、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出する場合には、平成○年○月○日までに提出されたい。

なお、行政不服審査法第 29 条第 4 項に掲げる書面及び同法第 32 条第 2 項の物件は、同法第 38 条第 1 項に基づき、審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象とされているので、その提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴庁の意見を付されたい。ただし、閲覧等の請求に対する審理員の判断が、貴庁の意見と異なる場合があることをあらかじめ申し添える。

〔様式例第29号〕書類提出等催促書

平成○年○月○日

(審理関係人等) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○ ㊟

物件の提出期限の再設定について

○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)についての審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)に関して、平成○年○月○日付け事務連絡により下記のとおり提出を求めた物件については、平成○年○月○日までに提出^(注1)してください。

なお、上記期限までに物件が提出されない場合は、行政不服審査法第41条第2項の規定により、審理手続を終結することがありますので、御承知おきください。

記

提出を求めた物件及びその提出期限^(注2)

- (1) 反論書 平成○年○月○日
- (2) 証拠書類又は証拠物 平成○年○月○日

注1 複数の提出期限を定める場合は、「○○については平成○年○月○日までに、△△については平成○年○月○日までに、それぞれ提出」といった記載とする。

注2 本催促書の対象となる物件は、行審法第41条第2項第1号に記載されている以下の物件である。

- 1 弁明書(行審法第29条第2項)
- 2 反論書(行審法第30条第1項後段)
- 3 意見書(行審法第30条第2項後段)
- 4 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件(行審法第32条第3項)
- 5 書類その他の物件(行審法第33条前段)

〔様式例第30号〕 反論書等提出期限設定通知書

1 審査請求人用

平成〇年〇月〇日

(審査請求人) 殿 (様)

審理員 〇〇 〇〇 印

弁明書の送付及び反論書等の提出について

平成〇年〇月〇日に貴殿から提出された、(処分庁) が行った〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) について、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書 (副本) を送付します。

また、行政不服審査法第30条第1項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面 (反論書) を提出する場合には平成〇年〇月〇日までに、同法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には平成〇年〇月〇日までに、それぞれ提出してください。

なお、上記の証拠書類又は証拠物は、行政不服審査法第38条第1項に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象となっておりますので、証拠書類又は証拠物の提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴殿の意見を付してください。ただし、閲覧等の請求に対する審理員の判断が、貴殿の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

2 参加人用

平成○年○月○日

(参加人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○ ㊟

弁明書の送付及び意見書等の提出について

平成○年○月○日に提出された、(審査請求人) からの (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) について、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 29 条第 5 項の規定により、別添のとおり弁明書 (副本) を送付します。

また、行政不服審査法第 30 条第 2 項の規定により審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面 (意見書) を提出する場合には平成○年○月○日までに、同法第 32 条第 1 項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には平成○年○月○日までに、それぞれ提出してください。

なお、上記の証拠書類又は証拠物は、行政不服審査法第 38 条第 1 項に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象となっておりますので、証拠書類又は証拠物の提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴殿の意見を付してください。ただし、閲覧等の請求に対する審理員の判断が、貴殿の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

〔様式例第31号〕 弁明書等提出通知書

1 処分庁等用

(文書番号)
平成〇年〇月〇日

審理員 〇〇 〇〇 殿

(処分庁等) 〇〇 〇〇 官印

弁明書の提出について

平成〇年〇月〇日付け(文書番号)をもって提出要求のあった、(審査請求人)から提起された(処分庁)が行った〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)に対する審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)に対する弁明書等を、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第29条第5項の規定により、下記のとおり提出いたします。

記

- 1 弁明書 正副〇通
- 2 添付書類 〇〇〇〇 1通(別添1)
△△△△ 1通(別添2)

なお、提出した物件について、行政不服審査法第38条第1項に基づき、審査請求人又は参加人が閲覧等を行うことは、〇〇〇〇については差し支えないが、△△△△については・・・により、認めるべきではない。ただし、△△△△のうち、□□□□に関する箇所(別添3参照)を除いた部分については、閲覧等を行うことは差し支えない。^(注)

注 この文は添付書類の閲覧等に対する意見の内容に沿って適宜変更されたい。

2 審査請求人用

反論書送付通知書

平成〇年〇月〇日

審理員 〇〇 〇〇 殿

審査請求人 〇〇 〇〇 印

(処分庁) が行った〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)に対する審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)に関して、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第30条第1項の規定により、下記の反論書等を別添のとおり提出します。

記

- 1 反論書 正副〇通
- 2 添付書類 〇〇〇〇 1通(別添1)
△△△△ 1通(別添2)

なお、提出した物件について、行政不服審査法第38条第1項に基づき、(審査請求人又は参加人)が閲覧等を行うことは、〇〇〇〇については差し支えないが、△△△△については・・・により、認めるべきではない。ただし、△△△△のうち、□□□□に関する箇所(別添3参照)を除いた部分については、閲覧等を行うことは差し支えない。(注)

注 この文は添付書類の閲覧等に対する意見の内容に沿って適宜変更されたい。

3 参加人用

意見書送付通知書

平成〇年〇月〇日

審理員 〇〇 〇〇 殿

参加人 〇〇 〇〇 印

(処分庁) が行った〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)に対する審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)に関して、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第30条第2項の規定により、下記の意見書等を別添のとおり提出します。

記

- 1 意見書 正副〇通
- 2 添付書類 〇〇〇〇 1通(別添1)
△△△△ 1通(別添2)

なお、提出した物件について、行政不服審査法第38条第1項に基づき、(審査請求人又は参加人)が閲覧等を行うことは、〇〇〇〇については差し支えないが、△△△△については・・・により、認めるべきではない。ただし、△△△△のうち、□□□□に関する箇所(別添3参照)を除いた部分については、閲覧等を行うことは差し支えない。(注)

注 この文は添付書類の閲覧等に対する意見の内容に沿って適宜変更されたい。

〔様式例第32号〕意見聴取期日出席要請書

平成○年○月○日

(審理関係人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○ 印

審理手続の申立てに関する意見聴取の実施について

(処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に関して、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 37 条第 1 項の規定により審理手続の申立てに関する意見聴取を下記のとおり実施することとしたので、出席してください。

記

開催日時及び場所

平成○年○月○日 午後○時

○○庁舎第○会議室 (○階)

〔様式例第33号〕意見聴取結果記録書

審理手続の申立てに関する意見聴取結果記録書		
聴取実施日時	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分	
聴取実施場所	〇〇庁舎第〇会議室 (注1)	
聴取者	審理員 〇〇 〇〇	
出席者 (注1)(注2)		
審査請求人	住所・居所	A県B市C町50番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇
参加人	住所・居所	A県B市D町30番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇 (申立人株式会社〇〇〇 (A県B市D町10番地)の代理人)
参加人	住所・居所	A県B市C町52番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇
処分庁等	所属・氏名	△△部△△課長 △△ △△
	所属・氏名	同課〇〇係長 □□ □□
審理手続の申立てに関する意見の概要 (注2)		
審査請求人 〇〇 〇〇	1. 行審法第31条の規定による口頭意見陳述を、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日の午後〇時から午後〇時の間に、〇〇庁舎にて実施するよう、申し立てる。 2. 行審法第32条の規定により、(処分庁等)に対して、〇〇〇〇の提出を求めることを申し立てる。 3. 行審法第34条の規定による参考人陳述を申し立てる予定。	
参加人 〇〇 〇〇	1. 審査請求人〇〇 〇〇が申し立てた口頭意見陳述には、平成〇年〇月〇日午後〇時にしか出席できない。	
審理手続について聴取時に決定した事項 (注2)		
実施する審理手続	1. 口頭意見陳述を、平成〇年〇月〇日午後〇時から、〇〇庁舎にて実施すること。 2. (処分庁等)は、平成〇年〇月〇日までに、〇〇〇〇を提出すること。 3. 審査請求人〇〇 〇〇は、平成〇年〇月〇日までに、〇〇〇〇を提出すること。	
終結予定時期	平成〇年〇月〇日	
その他事項	1. 審理員は、(処分庁等)に対して、弁明書の処分の理由における・・・・・・という記載について、具体的には、審理関係人の・・・・・・のどの部分が該当するのか、という質問を行い、・・・・・・という回答を得た。 2. 審理員は、審査請求人〇〇 〇〇に対して、反論書の・・・・・・の記載について、どのような趣旨であるのか、という質問を行い、・・・・・・という回答を得た。また、同人に対し、前述の回答の証拠となる資料を平成〇年〇月〇日までに提出することを求めた。	

注1 電話による聴取を行った場合は、その旨記載する。また、「出席者」の欄名を「被聴取者」とする。

注2 必要に応じて適宜欄を増減する。

〔様式例第35号〕 口頭意見陳述申立書

口頭意見陳述申立書

平成〇年〇月〇日

審理員 〇〇 〇〇 殿

審査請求人（参加人） 〇〇 〇〇 印

行政不服審査法第31条第1項の規定により、下記のとおり口頭による意見陳述を申し立てます。

記

1 審査請求の件名

〇〇に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^{（注）} についての審査請求
（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）

2 審査請求年月日

平成〇年〇月〇日

3 口頭による意見陳述を希望する日時及び場所

平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間 午後〇時から午後〇時の間

〇〇庁舎

注 処分の特定に問題がない場合には、「（処分の決定書等の文書番号）の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第36号〕 補佐人帯同許可申請書

補佐人帯同許可申請書

平成〇年〇月〇日

審理員 〇〇 〇〇 殿

審査請求人（参加人） 〇〇 〇〇 印

下記のとおり補佐人帯同の許可を受けたいので、行政不服審査法第31条第3項の規定により申請します。

記

1 審査請求の件名

〇〇に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^{（注）} についての審査請求
（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）

2 審査請求年月日

平成〇年〇月〇日

3 補佐人帯同を必要とする理由

陳述の内容が〇〇に関する専門的な事項に及ぶため、〇〇である〇〇 〇〇に補佐してもらうことによって、陳述をより明確にすることができるため。

4 補佐人の住所、氏名及び職業

A県B市D町10番地

〇〇 〇〇

（職業）

注 処分の特定に問題がない場合には、「（処分の決定書等の文書番号）の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第37号〕口頭意見陳述実施等通知書

1 申立人への通知

平成○年○月○日

(申立人) ○○ ○○ 殿 (様)

審理員 ○○ ○○ 印

口頭意見陳述の実施 (等) について

平成○年○月○日をもって、貴殿から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る口頭による意見陳述については、下記のとおり実施することとしたので、出席してください。なお、貴殿がこの口頭による意見陳述に正当な理由なく出席しない場合は、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 41 条第 2 項第 2 号の規定により、審査手続を終結させることがあるので、御承知おきください。

また、平成○年○月○日をもって、貴殿から申立てのあった、上記の口頭による意見陳述に係る補佐人○○ ○○の帯同を許可する (下記の理由により許可しない) こととしたので、併せて通知します。^(注)

記

1 開催日時及び場所

平成○年○月○日 午後○時

A県A市B一丁目1番地 ○○庁舎第○会議室 (○階)

2 補佐人の帯同を認めない理由 (補佐人帯同の許可申請があり、これを認めない場合) ^(注)

本件審査請求の理由からは、○○である補佐人による補佐の必要性は認められないため。

注 口頭による意見陳述の開催にあたっては、出席者の本人確認を行いますので、身分証明書等を持参してください。

注 補佐人帯同の許可申請があった場合に記載する。

2 申立人以外への通知

平成○年○月○日

(審理関係人) ○○ ○○ 殿 (様)

審理員 ○○ ○○ ㊟

口頭意見陳述の実施について (通知)

審査請求人○○ ○○及び参加人○○ ○○ (申立人の数だけ列挙) から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る口頭による意見陳述については、下記のとおり実施することとしたので、出席してください。

記

開催日時及び場所

平成○年○月○日 午後○時

○○庁舎第○会議室 (○階)

注 口頭による意見陳述の開催にあたっては、出席者の本人確認を行いますので、身分証明書等を持参してください。

3 口頭意見陳述を開催しない場合の通知

平成○年○月○日

(申立人) ○○ ○○ 殿 (様)

審理員 ○○ ○○ ㊟

口頭意見陳述の実施について (通知)

平成○年○月○日をもって、貴殿から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る口頭による意見陳述については、以下の理由により、実施しないこととしたので、通知します。

理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔様式例第38号〕 口頭意見陳述聴取結果記録書

口頭意見陳述聴取結果記録書		
聴取実施日時	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分	
聴取実施場所	〇〇庁舎第〇会議室	
聴取者	審理員 〇〇 〇〇	
出席者 (注1)		
審査請求人 (申立人) (注2)	住所・居所	A県B市C町 50 番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇
参加人 (申立人) (注2)	住所・居所	A県B市D町 30 番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇 (申立人株式会社〇〇〇 (A県B市D町 10 番地) の代理人)
補佐人	住所・居所	A県B市C町 200 番地
	氏名	〇〇 〇〇 (株式会社〇〇〇 〇〇部〇〇課長)
参加人	住所・居所	A県B市C町 52 番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇
処分庁等	所属・氏名	△△部△△課長 △△ △△
	所属・氏名	同課〇〇係長 □□ □□
口頭意見陳述の概要 (注1)		
審査請求人 〇〇 〇〇	1. (処分庁等) の主張する の事実について否定し、 が事実である旨の主張を行った。 2. 処分は、 の点で違法であり、処分が取り消されず が進行すれば、 の利益を侵害される旨の主張を行った。 3. (処分庁等) に、 について質問を行った。(処分庁等) は との回答を行った。 4.	
参加人 株式会社〇〇 〇	1. 処分は何ら違法な点はなく、取り消されるべきではない旨の主張を行った。 2. 審査請求人〇〇 〇〇が主張する の利益が侵害されることについては、 の理由により根拠がない旨の主張を行った。 3.	
その他事項	1. 審理員は、(処分庁等) に対して、争点となっている について、質問を行い、 という回答を得た。 2. 審理員は、参加人〇〇 〇〇に対して、争点となっている について、質問を行い、 という回答を得た。 3. 審理員は、審査請求人〇〇 〇〇の申立てにより、参加人株式会社〇〇〇に対して、 という質問を行い、 という回答を得た。 4. 5.	

注1 必要に応じて適宜欄を増減する。

注2 口頭意見陳述を申し立てた審理関係人を明示する。

〔様式例第39号〕証拠書類等送付通知書

1 審査請求人及び参加人用

平成〇年〇月〇日

審理員 〇〇 〇〇 殿

審査請求人（参加人） 〇〇 〇〇 印

証拠書類等の提出について

（処分庁）が行った〇〇に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）に対する審査請求（事件名・事件番号がある場合はこれらを記載してもよい）に関して、行政不服審査法第 32 条第 1 項の規定により、下記の証拠書類及び証拠物を別添のとおり提出します。

記

1 証拠書類

（1）〇〇〇〇 1 通

（2）△△△△ 1 通

2 証拠物

（1）◇◇◇◇ 1 個

なお、提出した物件について、行政不服審査法第 38 条第 1 項に基づき、（審査請求人又は参加人）が閲覧等を行うことは、〇〇〇〇及び◇◇◇◇については差し支えないが、△△△△については・・・により、認めるべきではない。^{（注）}

注 この文は添付書類等の閲覧等に対する意見の内容に沿って適宜変更されたい。

2 処分庁等用

事務連絡
平成〇年〇月〇日

審理員 〇〇 〇〇 殿

(処分庁等) 〇〇 〇〇

当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件の提出について

平成〇年〇月〇日付けをもって（審査請求人）から提起された、（処分庁）が行った〇〇に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載）に対する審査請求（事件名・事件番号がある場合はこれらを記載）に関して、行政不服審査法第 32 条（平成 26 年法律第 68 号）第 2 項の規定により、当該処分の理由となる事実を証する下記物件を別添のとおり提出します。

記

- 1 〇〇〇〇 1 通
- 2 △△△△ 1 通
- 3 ◇◇◇◇ 1 個

なお、提出した物件について、行政不服審査法第 38 条第 1 項に基づき、審査請求人又は参加人が閲覧等を行うことは、〇〇〇〇及び◇◇◇◇については差し支えないが、△△△△については・・・により、認めるべきではない。^(注)

注 この文は添付物件の閲覧等に対する意見の内容に沿って適宜変更されたい。

〔様式例第40号〕 提出書類等預かり証

提出書類等預かり証 (※1)

平成○年○月○日

(提出書類等の提出者) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○ 印

(処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に関して、下記のとおり、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 32 条第 1 項の規定による証拠書類及び証拠物 (注2) を預かりました。

記

- 1 ○○○○ 1 通
- 2 △△△△ 1 通
- 3 ◇◇◇◇ 1 個

注 この預かり証は、審査庁が提出書類等を貴殿に返還するときに必要となりますので、それまで大切に保管してください。

注1 提出者が、提出物について返還を要しない旨を示している場合は、必要に応じて、受領証として用いる。この場合、本文中の提出物を預かった旨の記載は修正する。

注2 提出物に応じて、根拠条文及び物件名を適宜変更すること。

〔様式例第41号〕証拠書類等提出通知書

1 証拠書類等

事務連絡
平成〇年〇月〇日

(審査請求人・参加人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

証拠書類等の提出について (通知)

(処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に関して、(提出者) から、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 32 条第 1 項の規定により、下記のとおり証拠書類及び証拠物が提出されたので、通知します。

記

1 証拠書類

(1) ○○○○ 1 通

(2) △△△△ 1 通

2 証拠物

(1) ◇◇◇◇ 1 個

2 事実を証する書類その他の物件

事務連絡

平成〇年〇月〇日

(審査請求人・参加人) 殿 (様)

審理員 〇〇 〇〇

証拠書類等の提出について (通知)

(処分庁) が行った〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に関して、(処分庁等) から、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 32 条第 2 項の規定により、下記のとおり物件が提出されたので、通知します。

記

- 1 〇〇〇〇 1 通
- 2 △△△△ 1 通
- 3 ◇◇◇◇ 1 個

〔様式例第42号〕証拠書類等（物件）提出記録書

証拠書類等（物件）提出記録書	
提出物の名称	1. ○○○○（別添○） 2. △△△△（別添○（写し））
提出者	住所・居所 A県B市C町100番地
	氏名・名称 ○○ ○○
提出日	平成 年 月 日（ ）
その他事項	1. 審理員は、提出者に対して、○○○○の預かり証（別添○）を交付した。 2. 提出者は、△△△△については、早期返却を希望したため、写しを作成した上で、これを平成○年○月○日に、配達証明郵便（配達証明書は別添○）により返却した。

注 行政不服審査法第33条の物件の提出に係る記録とする場合は「物件提出記録書」とする。

〔様式例第43号〕 物件提出要求実施申立書

物件提出要求申立書

平成○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

審査請求人（参加人） ○○ ○○ 印

下記のとおり物件の提出を求めたいので、行政不服審査法第33条第1項の規定により申し立てます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^{（注）} についての審査請求
（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）

2 審査請求年月日

平成○年○月○日

3 審査請求人の住所、氏名等

A県B市C町 50 番地
○○ ○○

4 提出を求める物件の名称及び数量

○○○○ ○通（個）

5 提出を求める物件の所有者の住所、氏名等

A県B市C町 100 番地
○○ ○○

6 提出を求める理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第44号〕 物件提出要求申立てに対する回答書

1 承認する場合

平成○年○月○日
(申立人) 殿 (様)
審理員 ○○ ○○ ㊟
物件提出要求の申立てについて (通知)
平成○年○月○日をもって貴殿から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る物件提出要求については、実施することとしたので、通知します。

2 承認しない場合

平成○年○月○日
(申立人) 殿 (様)
審理員 ○○ ○○ ㊟
物件提出要求の申立てについて (通知)
平成○年○月○日をもって貴殿から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る物件提出の要求については、以下の理由により実施しないこととしたので、通知します。
理由 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔様式例第45号〕 物件提出要求書及び回答書

1 物件提出要求書

平成○年○月○日

(物件の所持人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○ 印

物件の提出について (依頼)

審査請求の審理のために必要がありますので、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 33 条の規定により、下記のとおり物件の提出をお願いします。つきましては、同封の物件提出依頼回答書に、必要な事項を記載して、平成○年○月○日までにお送りください。

また、物件の提出に際しては、物件送付通知書 (同封の様式を参照願います) を添付してください。

記

1 審査請求

平成○年○月○日付けをもってした○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求

(事件名や事件番号を定めている場合は、これらを併せて記載)

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

A 県 B 市 C 町 50 番地

○○ ○○

3 提出を求める物件の名称及び数量

○○○○ ○通

4 提出を求める物件の提出期限

平成○年○月○日

5 提出を求める物件の提出先

A 県 A 市 B 一丁目 1 番地

(審理員が通常在席している部署の名称) 審理員 ○○ ○○

連絡先: (上記部署の電話番号及びファクシミリ番号、審理員補助者の内線番号等を記載)

注 提出いただいた物件は、適切に管理し、裁決の後、速やかに返還いたします。また、本件審査請求の審査請求人又は参加人は、この物件について、行政不服審査法第 38 条第 1 項に基づき、

閲覧等を求めることができますので、あらかじめご承知ください。なお、物件送付通知書には、この閲覧等に対する貴殿の意見を記入することができます。

2 回答書

物件提出依頼回答書

平成○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

A県B市C町100番地

○○ ○○ 印

平成○年○月○日付け事務連絡をもって依頼のあった、(処分庁)が行った○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)に対する審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)に係る審理のための物件を提出することについては、下記のとおり回答します。

記

承諾します。

拒否する。

注 一方を消してください。

注 提出者には、審理員において記入ができる部分を記載した回答書を同封する。

〔様式例第46号〕 物件送付通知書

物件送付通知書

平成〇年〇月〇日

審理員 〇〇 〇〇 殿

A県B市C町 100 番地
〇〇 〇〇 ㊟

平成〇年〇月〇日付け事務連絡をもって依頼のあった、(処分庁)が行った〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)に対する審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)に関する下記の物件を、行政不服審査法第33条の規定により別添のとおり提出します。

記

- 1 〇〇〇〇 1通
- 2 △△△△ 1通
- 3 ◇◇◇◇ 1個

なお、提出した物件について、行政不服審査法第38条第1項に基づき、(審査請求人又は参加人)が閲覧等を行うことは、〇〇〇〇及び◇◇◇◇については差し支えないが、△△△△については・・・により、認めるべきではない。

注 提出者には、審理員において記入ができる部分を記載した通知書及びその様式を同封する。なお、通知書については、提出物件の名称及び数量と、提出物件の閲覧等についての意見(上記なお書き)は空白とする。

〔様式例第47号〕 物件提出等通知書

1 物件の提出があった場合

事務連絡
平成〇年〇月〇日

(審査請求人・参加人) 殿 (様)

審理員 〇〇 〇〇

物件の提出について (通知)

(処分庁) が行った〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に関して、(提出者) から、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 33 条の規定により、下記のとおり物件が提出されたので、通知します。

記

- 1 〇〇〇〇 1 通
- 2 △△△△ 1 通
- 3 ◇◇◇◇ 1 個

2 物件が提出されなかった場合

事務連絡
平成〇年〇月〇日

(申立人) 殿 (様)

審理員 〇〇 〇〇 印

物件提出要求について (通知)

平成〇年〇月〇日をもって、貴殿から申立てのあった、〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合は併せて記載) に係る物件提出要求については、当該物件の所持人から提出を拒否する旨の通知がありましたので、通知します。

質問申立書

平成○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

審査請求人（参加人） ○○ ○○ 印

下記のとおり審理関係人への質問を求めたいので、行政不服審査法第36条の規定により申し立てます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^{（注）} についての審査請求
（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）

2 審査請求年月日

平成○年○月○日

3 審査請求人の住所、氏名等

申立人と同じ

4 質問の対象となる審理関係人

A県B市D町 50 番地

○○ ○○

5 質問事項

(1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

6 質問を必要とする理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第49号〕 質問申立てに対する回答書

1 承認する場合

平成〇年〇月〇日

(申立人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○ 印

質問の申立てについて (通知)

平成〇年〇月〇日をもって貴殿から申立てのあった、〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る (審理関係人) に対する質問については、実施することとしたので、通知します。

2 承認しない場合

平成〇年〇月〇日

(申立人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○ 印

質問の申立てについて (通知)

平成〇年〇月〇日をもって貴殿から申立てのあった、〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る (審理関係人) に対する質問については、以下の理由により実施しないこととしたので、通知します。

理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔様式例第50号〕 質問書等及び回答書

1 文書による回答を求める場合の質問書

平成〇年〇月〇日

(審理関係人) 殿 (様)

審理員 〇〇 〇〇 印

質問書の送付について

(処分庁) が行った〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) の審理のために必要がありますので、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 36 条の規定により、下記の質問事項について、平成〇年〇月〇日までに文書で回答するよう求めます。

記

1 質問事項

(1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注 上記の文書は、同封の回答書様式を参考として、作成してください。

〔様式例第51号〕 質問結果記録書

1 書面により回答があった場合

質問結果記録書		
質問書	別添○	
質問書送付日	平成 年 月 日 ()	
回答書	別添○	
回答者 (審査請求人)	住所・居所	A県B市C町50番地
	氏名・名称	○○ ○○
回答書提出日	平成 年 月 日 ()	
その他事項		

2 口頭により質問及び回答を実施した場合

質問結果記録書		
質問実施日時	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分	
質問実施場所	○○庁舎第○会議室	
質問者	審理員 ○○ ○○	
回答者 (注1)		
審査請求人	住所・居所	A県B市C町50番地
	氏名・名称	○○ ○○
参加人	住所・居所	A県B市D町30番地
	氏名・名称	○○ ○○ (申立人株式会社○○○ (A県B市D町10番地) の代理人)
処分庁等	所属・氏名	△△部△△課長 △△ △△
	所属・氏名	同課○○係長 □□ □□
質問及び回答の概要	<p>1. 審査請求人○○ ○○から、質問事項・・・・・・については・・・・・・という回答を、質問事項・・・・・・については・・・・・・という回答を、それぞれ得た。</p> <p>2. 参加人株式会社○○○から、質問事項・・・・・・については・・・・・・という回答を、質問事項・・・・・・については・・・・・・という回答を、それぞれ得た。</p> <p>3. (処分庁等) から、質問事項・・・・・・については・・・・・・という回答を、質問事項・・・・・・については・・・・・・という回答を、それぞれ得た。</p> <p>4. 審理員は、審査請求人○○ ○○の申立てにより、参加人株式会社○○○に対して、・・・・・・という質問を行い、・・・・・・という回答を得た。</p> <p>5.・・・・・・</p>	
その他事項	1. 平成○年○月○日に、回答者に送付した質問書は別添○、○及び○のとおり。	

注1 必要に応じて適宜欄を増減する。

2 鑑定申立書

鑑定申立書

平成○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

審査請求人（参加人） ○○ ○○ ㊟

下記のとおり鑑定を求めたいので、行政不服審査法第34条の規定により申し立てます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^{（注）} についての審査請求
（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）

2 審査請求年月日

平成○年○月○日

3 審査請求人の住所、氏名等

A県B市C町 50 番地

○○ ○○

4 鑑定を求める者の住所、氏名及び職業

A県B市C町 120 番地

○○ ○○

（職業）

5 鑑定を必要とする理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第56号〕 検証実施通知書

1 申立人への通知（実施する場合）

平成○年○月○日

（申立人） 殿（様）

審理員 ○○ ○○ 印

検証の実施について（通知）

貴殿から申立てのあった、○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載）についての審査請求（事件名・事件番号がある場合はこれらを記載）に係る検証については、下記によって実施することとしたので、通知します。

また、貴殿は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第35条の規定により、下記検証に立ち会うことができることを、併せて通知します。

記

検証を実施する日時及び場所

平成○年○月○日 午後○時

A県B市C町130番地に所在する○○○○

2 申立人への通知（実施できなかった場合）

事務連絡

平成○年○月○日

（申立人） 殿（様）

審理員 ○○ ○○

検証の実施について（通知）

平成○年○月○日をもって、貴殿から申立てのあった、○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載）についての審査請求（事件名・事件番号がある場合はこれらを記載）に係る検証については、当該検証場所の管理人から拒否する旨の通知があり、これを実施することができなかったため、通知します。

3 その他審理関係人への通知

事務連絡

平成○年○月○日

(申立人以外の審理関係人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

検証の実施について (通知)

○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る検証を下記によって実施することとしたので、通知します。

記

検証を実施する日時及び場所

平成○年○月○日 午後○時

A県B市C町 130 番地に所在する○○○○

〇〇〇〇

(当日は、経費支給の手続をお願いしますので、印鑑を御用意ください。)

[本件連絡先]

(審理員が通常在席している部署の名称) 審理員 〇〇 〇〇

(上記部署の電話番号及びファクシミリ番号、審理員補助者の内線番号等を記載)

注 審理関係人については、参考人陳述への立会いを認める場合に記載する。

交通費及び鑑定の実施に要した経費 実費

(当日は、経費支給の手続をお願いしますので、印鑑を御用意ください。)

[本件連絡先]

(審理員が通常在席している部署の名称) 審理員 ○○ ○○

(上記部署の電話番号及びファクシミリ番号、審理員補助者の内線番号等を記載)

注1 期限を示して鑑定結果報告書を提出させるという方法によることも差し支えない。

注2 審理関係人については、参考人陳述への立会いを認める場合に記載する。

3 回答書

参考人陳述（鑑定）依頼回答書

平成○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

A県B市C町110番地

○○ ○○ 印

平成○年○月○日付け事務連絡をもって依頼のあった、(処分庁)が行った○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)に対する審査請求(事件名・事件番号がある場合は併せて記載)に係る審理のための陳述(鑑定)については、下記のとおり回答します。

記

承諾します。

次の条件をつけて承諾します。(条件:(例)聴取日時を平成○年○月○日午後○時と変更すること。)

拒否する。

注 該当事項を残してあとは消してください。

注 提出者には、審理員において記入ができる部分を記載した回答書を交付する。

〔様式例第58号〕 参考人陳述等実施通知書

事 務 連 絡

平成○年○月○日

(審理関係人) ○○ ○○ 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

参考人陳述 (鑑定) の実施について (通知)

審査請求人○○ ○○から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合は併せて記載) に係る参考人陳述 (鑑定) については、下記によって実施することとしたので、通知します (する)。

また、貴殿がこの参考人陳述 (鑑定) への立会いを希望する場合、これを認めることとしたので、併せて通知します (する)。

記

開催日時及び場所

平成○年○月○日 午後○時

A県A市B一丁目1番地 ○○庁舎第○会議室 (○階)

〔様式例第59号〕 鑑定結果報告書

鑑定結果報告書

平成〇年〇月〇日

審理員 〇〇 〇〇 殿

A県B市C町 120 番地

〇〇 〇〇 ㊟

平成〇年〇月〇日付け事務連絡をもって依頼のあった、(処分庁)が行った〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)に対する審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載してもよい)に関する鑑定結果を、行政不服審査法第34条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 鑑定事項

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について

2 鑑定の結果

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〔様式例第60号〕 検証実施依頼書及び回答書

1 検証実施依頼書

平成○年○月○日

(検証場所の施設管理者) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○ 印

検証のための立入りについて (依頼)

審査請求の審理のために必要がありますので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第35条の規定により、下記のとおり検証のための立入りを承諾されるようお願いいたします。つきましては、同封の検証立入依頼回答書に、必要な事項を記載して、平成○年○月○日までにお送りください。

記

1 審査請求

平成○年○月○日付けをもってした○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)についての審査請求

(事件名や事件番号を定めている場合は、これらを併せて記載)

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

A県B市C町 50 番地

○○ ○○

3 検証を行う場所の住所等

A県B市C町 130 番地に所在する○○○○

4 検証を行う日時

平成○年○月○日 午後○時

5 検証を行う者の氏名等 (注2)

(審理員が通常在席している部署の名称) 審理員 ○○ ○○

審理員のほか、(所属及び役職名)の○○ ○○が、審理員の検証を補助する者として立ち入る。

6 立会人の住所及び氏名

A県B市D町 50 番地

○○ ○○

[本件連絡先]

(審理員が通常在席している部署の名称) 審理員 ○○ ○○

(上記部署の電話番号及びファクシミリ番号、審理員補助者の内線番号等を記載)

2 回答書

検証立入依頼回答書

平成○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

A県B市C町 110 番地

○○ ○○ ㊟

平成○年○月○日付け事務連絡をもって依頼のあった、(処分庁)が行った○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)に対する審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)に係る検証のための立入りについては、下記のとおり回答します。

記

承諾します。

次の条件をつけて承諾します。(条件:(例)検証日時を平成○年○月○日午後○時と変更すること。)

拒否する。

注 該当事項を残してあとは消してください。

注 提出者には、審理員において記入ができる部分を記載した回答書を交付する。

〔様式例第61号〕参考人陳述等結果通知書

1 実施した場合

事務連絡
平成〇年〇月〇日

(申立人) 殿 (様)

審理員 〇〇 〇〇

参考人陳述（鑑定）の実施について（通知）

平成〇年〇月〇日をもって、貴殿から申立てのあった、〇〇に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載）についての審査請求（事件名・事件番号がある場合は併せて記載）に係る参考人陳述（鑑定）については、下記によって実施したので、通知します。

記

聴取（鑑定結果報告）の実施日時及び場所（注）

平成〇年〇月〇日 午後〇時

A県A市B一丁目1番地 〇〇庁舎第〇会議室（〇階）

注 期限を示して鑑定結果報告書を提出させた場合は、同報告書の提出日時を記載する。

2 実施しなかった場合

事務連絡
平成〇年〇月〇日

(申立人) 殿 (様)

審理員 〇〇 〇〇 印

参考人陳述（鑑定）の実施について（通知）

平成〇年〇月〇日をもって、貴殿から申立てのあった、〇〇に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載）についての審査請求（事件名・事件番号がある場合は併せて記載）に係る参考人陳述（鑑定）については、参考人（鑑定人）から拒否する旨の通知があり、これを実施することができなかつたので、通知します。

〔様式例第62号〕 参考人陳述聴取結果記録書

参考人陳述聴取結果記録書		
聴取実施日時	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分	
聴取実施場所	〇〇庁舎第〇会議室	
聴取者	審理員 〇〇 〇〇	
参考人	住所・居所	A県B市C町 110 番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇 (職業：〇〇)
その他出席者 (注 1)		
審査請求人	住所・居所	A県B市C町 50 番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇
参加人	住所・居所	A県B市D町 30 番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇 (申立人株式会社〇〇〇 (A県B市D町 10 番地) の代理人)
参考人陳述の概要	1. 審査請求人〇〇 〇〇が主張する・・・・・・の利益が侵害されることについては、・・・・・・の理由により明白であること。 2. (処分庁等) が主張する・・・・・・については、・・・・・・の点で誤りがあり、事実と相違していること。 3.・・・・・・	
その他事項	1. 審理員は、参加人株式会社〇〇〇の要望を踏まえ、参考人に対して、・・・・・・という質問を行い、・・・・・・という回答を得た。 2. 審理員は、行政不服審査法第 33 条の規定により、参考人に対して、陳述内容及び上記 1 の回答の根拠を記載した文書を提出するよう、要請した。 3.・・・・・・	

注1 必要に応じて適宜欄を増減する。

〔様式例第63号〕 鑑定結果聴取記録書

鑑定結果聴取記録書		
聴取実施日時	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分	
聴取実施場所	〇〇庁舎第〇会議室	
聴取者	審理員 〇〇 〇〇	
鑑定人	住所・居所	A県B市C町 120 番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇 (職業：〇〇)
その他出席者 (注 1)		
審査請求人	住所・居所	A県B市C町 50 番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇
参加人	住所・居所	A県B市D町 30 番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇 (申立人株式会社〇〇〇 (A県B市D町 10 番地) の代理人)
鑑定結果の概要	1. 別添鑑定結果報告書に基づき、審査請求人〇〇 〇〇が主張する・・・・・・について、鑑定の結果、・・・・・・であることが判明したことを説明。 2.・・・・・・	
その他事項	1. 審理員は、参加人株式会社〇〇〇の要望を踏まえ、鑑定人に対して、・・・・・・という質問を行い、・・・・・・という回答を得た。 2.・・・・・・	

注1 必要に応じて適宜欄を増減する。

〔様式例第64号〕 検証結果記録書

検証結果記録書		
検証実施日時	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分	
検証場所	住所	A県B市C町130番地
	名称	〇〇〇〇
検証実施者	審理員 〇〇 〇〇	
立会人 (注1)		
審査請求人 (申立人)	住所・居所	A県B市C町50番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇
施設管理者	住所	A県B市C町130番地
	氏名	〇〇 〇〇
検証結果の概要	1. 〇〇〇〇が・・・・・・であることを確認した。 2. 1の状態について、施設管理者の許可を得て、撮影を行った(別添〇)。	
その他事項	当該施設及び周辺の状況は別添図〇のとおり。	

注1 必要に応じて適宜欄を増減する。

〔様式例第65号〕 提出書類等閲覧等請求書

提出書類等閲覧等請求書

平成〇年〇月〇日

審理員 〇〇 〇〇 殿

審査請求人（参加人） 〇〇 〇〇 印

行政不服審査法第38条第1項の規定により、〇〇に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^{（注1）} についての審査請求（事件名・事件番号がある場合はこちらを記載してもよい）の審理手続において提出された下記の書類の閲覧及び写し等の交付^{（注1）}を求めます。

記

1 閲覧を求める提出書類等^{（注2）}

- （1）（処分庁等）が提出した〇〇〇〇及び〇〇〇〇
- （2）参考人〇〇 〇〇が提出した〇〇〇〇、△△△△及び◇◇◇◇
- （3）参考人△△ △△が提出した〇〇〇〇

2 写し等の交付を求める提出書類等^{（注2）}

- （1）（処分庁等）が提出した△△△△、△△△△、△△△△及び△△△△
- （2）上記1の閲覧時に私が写し等の交付の必要があると判断した提出書類等

3 交付の方法等

上記2の提出書類等については、用紙の片面にカラーで複写又は出力したものの交付を求めます。また、これらの写し等については、送付による交付を求めます。^{（注2）}

4 提出書類等の写しの交付等に係る手数料の減免について^{（注3）}

私は、以下の理由により、提出書類等の写しの交付等に係る手数料を納付する資力がないため、行政不服審査法施行令第8条第2項の規定による当該手数料の減免を併せて申請します。

（1）理由

私は、生活保護法に基づく扶助を受ける必要がある程度に、経済的に困難な状況にあるため。

（2）添付書類（手数料を納める資力がない事実を証明する書面）

生活保護法に基づく保護決定通知書の写し 1通

注1 処分の特定に問題がない場合には、「（処分の決定書等の文書番号）の処分」という記載をすることも差し支えない。

注2 請求内容によって適宜記載を取捨選択すること。

注3 提出書類等の写しの交付等に係る手数料の減免を申請する場合に記載すること。また、理由及び添付書類についての記載は一例である。

〔様式例第66号〕提出書類等の閲覧等に関する意見聴取書等

1 意見聴取書

平成〇年〇月〇日

(提出書類等の提出者) 殿 (様)

審理員 〇〇 〇〇 印

提出書類等の閲覧等について

〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)についての審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)に関して、(審査請求人又は参加人) 〇〇 〇〇から、貴殿(貴庁)の提出書類等について、下記のとおり閲覧及び写し等の交付^(注)の請求を受けたことから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第2項の規定により、当該閲覧及び写し等の交付を行うことについての貴殿の意見を聴取するので、同封の回答書に必要な事項を記載して、平成〇年〇月〇日までに提出してください(すること)。

なお、閲覧等の請求に対する審理員の判断が、貴殿(貴庁)の意見と異なる場合があることを御承知おきください(留意すること)。

記

1 閲覧の請求があった提出書類等^(注)

〇〇〇〇、△△△△及び◇◇◇◇

2 写し等の交付の請求があった提出書類等^(注)

上記1の閲覧時に謄写の必要があると判断した提出書類等

注 請求内容によって適宜記載を取捨選択すること。

2 回答書

平成○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

審査請求人（参加人）（処分庁等） ○○ ○○ ㊟

提出書類等の閲覧等について（回答）

平成○年○月○日付け事務連絡をもって照会のあった、（処分庁）が行った○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^{（注）}に対する審査請求（事件名・事件番号がある場合はこれらを記載してもよい）に関して、（審査請求人又は参加人）○○ ○○から請求のあった、私（当庁）の提出書類等に対する閲覧及び写し等の交付についての意見を、下記のとおり回答します。

記

1 ○○○○

閲覧及び写し等の交付を行うことは差し支えない。

2 △△△△

閲覧及び写し等の交付を行うことは、・・・により、認めるべきではない。ただし、△△△△のうち、□□□□に関する箇所（別添参照）を除いた部分については、閲覧等を行うことは差し支えない。

3 ◇◇◇◇

閲覧を行うことは差し支えない。また、本提出書類等は証拠物であり写し等の交付はできないが、これを撮影することは差し支えない。

注 処分の特定に問題がない場合には、「（処分の決定書等の文書番号）の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第67号〕提出書類等閲覧等請求についての回答書

平成〇年〇月〇日

(請求者) 殿 (様)

審理員 〇〇 〇〇 印

提出書類等の閲覧等の求めについて (通知)

平成〇年〇月〇日に貴殿から提出された、(審査請求人) による (処分庁) が行った〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを併せて記載) に係る提出書類等の閲覧等^(注1)の求めについては、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 閲覧について^(注1)

- (1) (処分庁等) が提出した〇〇〇〇及び〇〇〇〇について
いずれも、閲覧を認める。
- (2) 参考人〇〇 〇〇が提出した〇〇〇〇、△△△△及び◇◇◇◇について
〇〇〇〇及び◇◇◇◇は閲覧を認める。
△△△△については・・・・・・の理由により閲覧を認めない。ただし、前述の理由に該当する部分を除いて作成した写しの閲覧は認める。
- (3) 参考人△△ △△が提出した〇〇〇〇について
いずれも閲覧を認める。

2 写し等の交付について^(注1)

- (1) (処分庁等) が提出した△△△△、△△△△、△△△△及び△△△△
いずれも、写し等の交付等を認める。
- (2) 写し等の交付の申請において明示されていなかった提出書類等
申請時に「閲覧時に私が写し等の交付の必要があると判断した提出書類等」との記載により、対象が明示されていなかった提出書類等に対して、写し等の交付の請求があった場合は、次のとおりとする。
(処分庁等)、参考人△△ △△が提出した書類及び参考人〇〇 〇〇が提出した〇〇〇〇については、いずれも、写し等の交付を認める。また、参考人△△ △△が提出した◇◇◇◇は証拠物であり写し等の交付はできないが、これを撮影することを認める。
参考人△△ △△が提出した△△△△については・・・・・・の理由により写し等の交付を認めない。ただし、前述の理由に該当する部分を除いて作成した写し等の交付は認める。

3 閲覧及び写し等の交付を実施する日時及び場所について^(注1)

(1) 閲覧

平成○年○月○日 午前○時～午前○時

東京都千代田霞が関○丁目○-○ 中央合同庁舎第○号館第○会議室 (○階)

(上記時間内に全ての書類の閲覧が終了しなかった場合は、翌日の午前○時～午前○時に、同じ場所において、残りの書類の閲覧を行うものとする。) (注2)

(2) 写し等の交付 (注3)

申請時に写し等の交付の請求があった提出書類については、写し等の交付の申請において明示されていなかった提出書類等のうち、上記閲覧の終了後、写し等の交付の請求があったものとあわせて、貴殿の住所に郵送する。

4 写し等の交付に係る手数料及び納付方法について (注1)

(1) 写し等の交付手数料等

申請時に明示のあった処分庁等の提出書類等 ○○○○円

写し等の交付の申請において明示されていなかった提出書類等について、写し等の交付を認めることとした全ての提出書類等の写し等の交付を行う場合 ○○○○円

上記の全ての写し等の郵送による交付を希望する場合の送付に要する費用 ○○○○円

(2) 納付方法 (注4)

平成○年○月○日に交付する提出書類等謄写交付手数料納付書の収入印紙貼付欄に、確定後の交付手数料に相当する収入印紙を貼付する。また、写し等の送付に要する費用については、送料に相当する切手等を同封する。

5 提出書類等の写しの交付等に係る手数料の減免について (注5)

申請のあった、提出書類等の写しの交付等に係る手数料の減免については、上記の手数料から最大2,000円を減額する (注6) (・・・・・・の理由によりこれを認めない)。

注1 請求内容によって適宜記載を取捨選択すること。

注2 閲覧対象となる提出書類等が大量であり、閲覧期間の延長が予想される場合に記載する。

注3 この記載は、写し等の送付による交付を求められた場合のものである。

注4 本様式記載の納付方法は国の機関が審査庁である場合の一例であり、審査庁が定める納付方法に応じて、適宜記載を変更されたい。

注5 提出書類等の写しの交付等に係る手数料の減免の申請があった場合に記載すること。

注6 手数料の総額が減額の金額以下となる場合は、「上記の手数料を免除する。」と記載する。

〔様式例第68号〕 提出書類等の写しの交付手数料納付書

提出書類等謄写手数料納付書

平成〇年〇月〇日

(審査庁) 〇〇 〇〇 殿

審査請求人 (参加人) 〇〇 〇〇 印

平成〇年〇月〇日付け審理員〇〇 〇〇発「提出書類等の閲覧等の求めについて (通知)」により認められた、下記の書類等の写し等の交付に係る手数料として、下記の金額を収入印紙^(注1)により納付します。

記

1 納付金額^(注2)

〇〇〇〇円

2 交付対象書類及び枚数^(注2)

(1) 〇〇〇〇 〇枚

(2) 〇〇〇〇 〇枚

⋮

収入印紙貼付欄^(注1)

注1 この記載は、審査庁が国の機関が審査庁で「収入印紙」を納付方法とする場合の例である。審査庁が定める納付方法に応じて、適宜記載を変更されたい。

注2 納付金額、交付対象書類、枚数は、審理員において記入し、請求者に確認を求める。なお、請求者が写し等の送付を希望する場合には、送料についても請求者に別途伝達し、確認を求める。

〔様式例第69号〕 審理手続併合等通知書

平成〇年〇月〇日

(審理関係人) 殿 (様)

審理員 〇〇 〇〇 印

審理手続の併合について (通知)

下記の審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 39 条の規定により、これらを併合することとしたので、通知します (する)。

記

1 審理手続を併合する審査請求

(1) 審査請求の件名

(処分庁) が行った〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求
(事件名や事件番号を審理関係人に通知している場合は、これらを記載)

(2) 審査請求人の住所又は居所及び氏名

A 県 B 市 C 町 50 番地

〇〇 〇〇

(3) 審査請求年月日

平成〇年〇月〇日

2 審理手続を併合する審査請求

(※ 以下、審査請求ごとに上記 1 と同様の内容を記載する)

3 審理手続を併合する審査請求

⋮

〔様式例第70号〕 審理手続分離通知書

平成○年○月○日

(審理関係人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○ 印

審理手続の分離決定について (通知)

平成○年○月○日付け文書をもって通知した、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 39 条の規定により併合した審理手続から、下記の審査請求に係る審理手続を分離することとしたので、通知します (する)。

記

1 審理手続を分離する審査請求

(1) 審査請求の件名

(処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求
(事件名や事件番号を審理関係人に通知している場合は、これらを記載)

(2) 審査請求人の住所又は居所及び氏名

A 県 B 市 C 町 50 番地

○○ ○○

(3) 審査請求年月日

平成○年○月○日

2 審理手続を分離する審査請求

(※ 以下、審査請求ごとに上記 1 と同様の内容を記載する)

3 審理手続を分離する審査請求

⋮

〔様式例第72号〕 審理員意見書等提出予定時期通知書

平成〇年〇月〇日

(審理関係人) 殿 (様)

審理員 〇〇 〇〇 印

審理手続の終結等について (通知)

〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) についての審理手続を終結したので、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 41 条第 3 項の規定により通知します (する)。

また、同項の審理員意見書及び事件記録を (審査庁) に提出する予定時期は、平成〇年〇月〇日としたので、併せて通知します (する)。

〔様式例第73号〕 行政不服審査会等への諮問に関する申出についての注意喚起書

1 審査請求人用

事 務 連 絡

平成〇年〇月〇日

(審査請求人) 殿 (様) ^(注1)

審理員 ○○ ○○

行政不服審査会等への諮問に関する申出について

本件審査請求について、(審査庁)は、審理員意見書の提出後、(行政不服審査会等の名称)に諮問を行うこととなっておりますが、貴殿がこの諮問を希望しない場合は、行政不服審査法第43条第1項第4号に規定する申出をすることができます。

貴殿が、上記の申出を行う場合は、別添の様式^(注2)を参考に申出書を作成し、(審査庁)に提出いただきますようお願いいたします。

注1 本状は、行審法第43条第1項第4号の行政不服審査会等への諮問に関する申出をしていない審査請求人に対して審理員意見書等提出予定時期通知書〔様式例第72号〕を送付する際に同封する。

注2 別添の様式とは、行政不服審査会等への諮問に関する申出書〔様式例第75号〕の1である。

2 参加人用（審査請求人が行審法第43条第1項第4号の申出をしている場合）

事務連絡
平成〇年〇月〇日

（参加人）殿（様）^{（注1）}

審理員 ○○ ○○

行政不服審査会等への諮問に関する申出について

本件審査請求については、（審査請求人）から、行政不服審査法第43条第1項第4号の規定により、（行政不服審査会等の名称）への諮問を希望しない旨の申出がされています。

貴殿が、上記の審査請求人による申出に反対する場合は、別添の様式^{（注2）}を参考に申出書を作成し、（審査庁）に提出いただきますようお願いいたします。

注1 本状は、審査請求人が行審法第43条第1項第4号の行政不服審査会等への諮問に関する申出をしており、かつ参加人が上記規定の申出をしていない場合に、当該参加人に対して審理員意見書等提出予定時期通知書〔様式例第72号〕を送付する際に同封する。

注2 別添の様式とは、行政不服審査会等への諮問に関する申出書〔様式例第75号〕の2である。

3 参加人用（審査請求人が行審法第43条第1項第4号の申出をしていない場合）

事務連絡

平成○年○月○日

（参加人）殿（様）^{（注1）}

審理員 ○○ ○○

行政不服審査会等への諮問に関する申出について

本件審査請求について、（審査庁）は、審理員意見書の提出後、（行政不服審査会等の名称）に諮問を行うこととなっておりますが、（審査請求人）がこの諮問を希望しない場合は、行政不服審査法第43条第1項第4号の規定する申出により、（行政不服審査会等の名称）への諮問を行わないこととなります。

貴殿が、審査請求人から上記の申出がされた場合において、これに反対する場合は、別添の様式^{（注2）}を参考に申出書を作成し、（審査庁）に提出いただきますようお願いいたします。

注1 本状は、審査請求人及び参加人がともに行審法第43条第1項第4号の行政不服審査会等への諮問に関する申出をしていない場合に、当該参加人に対して審理員意見書等提出予定時期通知書〔様式例第72号〕を送付する際に同封する。

注2 別添の様式とは、行政不服審査会等への諮問に関する申出書〔様式例第75号〕の2である。

〔様式例第74号〕 審理員意見書

1 棄却されるべき旨の意見書

審理員意見書

平成〇年〇月〇日

(審査庁) 〇〇 〇〇 殿

審理員 〇〇 〇〇 印

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人〇〇 〇〇が平成〇年〇月〇日に提起した処分庁〇〇市長による平成〇年度分の固定資産税及び都市計画税の賦課処分についての審査請求（事件名や事件番号を定めている場合は、これらを併せて記載）の裁決に関する意見を提出する。

第1 事案の概要

- 平成〇年〇月〇日、〇〇市税事務所の担当職員（以下「担当職員」という。）は、別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）の現地調査を実施し、本件土地は、①前面道路との間に側溝と縁石があり、整備された前面道路の外部に所在していること、②請求人所有の〇〇市〇〇〇丁目〇番〇の土地（地積〇. 〇平方メートル。以下「〇番〇の土地」といい、本件土地と併せて「本件各土地」という。）と同一平面上で区切られてはいるものの、同一の高さで同種類の石貼りがされていること、③審査請求人所有の自転車及び原動機付自転車が置かれていることを確認した。
- 平成〇年〇月〇日、担当職員が、現地調査を実施し、本件土地の現在の状況が、前記1の現地調査時点の状況と変更のないことを確認した。
- 平成〇年〇月〇日、処分庁は、本件各土地に係る平成〇年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の賦課処分（納税通知書番号〇〇〇〇。以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで請求人に通知した。
- 審査請求人は、平成〇年〇月〇日、〇〇市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件土地が、7年前本件住宅を購入した際、住宅斡旋者が市税事務所に赴き説明し、その後、現地調査を受けた上でセットバックと認められ公共の用に供する道路として非課税となった土地であり、その利用状況も過去7年間不変であるにもかかわらず、今回、塀があること、また、自転車、スクーターが置いてあり道路には見えないことという理由により本件処分がなされたことは、これまでの経緯を無視し、法の適用を誤ったものであり、違法であるとして、その取消しを求める、というものである。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件土地は、本件賦課期日現在、その現況に鑑み「道路であって所有者において一般的利用について何等の制限を設けず開放されている状態にあり、かつ、不特定多数人の利用に供されている」ものとして、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第348条第2項第5号が定める「公共の用に供する道路」として認定することはできないことから、本件処分は、法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない旨主張している。

また、平成○年度における固定資産税等は、本件賦課期日（平成○年1月1日）現在の現況において課されるものであり、過去非課税とされていたこと等についての審査請求人の主張は失当である旨反論している。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第348条第2項第5号は、公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地については、固定資産税を課することができない旨規定している（法第702条の2第2項の規定により都市計画税についても同様。）。

ここにいう「公共の用に供する道路」とは、「道路であって所有者において一般的利用について何等の制限を設けず開放されている状態にあり、かつ、不特定多数人の利用に供されているもの」（大阪地方裁判所昭和53年4月25日判決・判例タイムズ369号303頁）をいうものとされている。

- (2) また、法第359条は、固定資産税について、当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日（固定資産税等に関する課税客体、納税義務者、非課税の範囲、課税標準等の課税要件を確定される基準となる日）とする旨規定する（法第702条の6の規定により都市計画税についても同様。）。

- (3) ○○市においては、「固定資産税及び都市計画税の課税事務の取扱いについて（通達）」（平成○年○月○日付○○第○号○○長通達）により、固定資産税等の課税事務の取扱いについては、「固定資産税及び都市計画税課税事務提要」（以下「事務提要」という。）によるものとされているところ、事務提要によると「公共の用に供する道路」とは、原則として道路法にいう道路（高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道）をいうが、その他のものであっても、何ら制約を設けず不特定多数人の利用に供されているもので、次の全ての条件に該当するものについては、道路法にいう道路に準ずるものとして、これに含めるものとされている（事務提要第○章第○節第○）。

(ア) 及び (イ) 略

(ウ) 客観的に道路として認定できるもの

「客観的に道路として認定できるもの」とは、道路の形態を有し、道路と宅地等が塀、L形側溝及び縁石等により明確に区分され、道路以外の用に供されていないこと（具体的には、庭や駐車場等として併用利用をしていないこと、道路部分の上空に建築物が存在しないこと、道路部分が原則として敷地面積に含まれていないものであること。）をいう。

- (4) また、事務提要によると、「公共の用に供する道路」とは、上記(3)に該当するものをいうが、以下に掲げる各土地についてはそれぞれ公共性が高いものとして、これに含める」とされている（事務提要第○章第○節第○）。

(ア) 2以上の家屋の用に供され、専ら通行のために使用されている土地（以下「共用私道」と

いう。)のうち次の要件を具備するもの

- a 道路幅員が4 m以上あるもの(新たに築造される場合とする。従前から存在していた道路の場合は幅員1.8 m以上とする。)
- b 客観的に道路として認定できるもの
- c 特定の関係人のみの通行を許可したり、一定の時間帯のみの通行を認めるなどの表示、門扉等の施設を設置するなど、当該共用私道の公共性を排除する私権の主張をしていないもの

上記の認定に当たり「2以上の家屋の用に供され」ているとは、家屋の利用状況が住宅か非住宅であるかを問わず、この2以上の家屋が当該共用私道に沿接しており、その家屋への通行のため当該道路が使われていることをいう。

また、「専ら通行のために使用されている土地」とは、通行以外の用に利用されていないことをいうものであり、「客観的に道路として認定できるもの」とは、上記(3)(ウ)と同様である。

- (イ) 市町村が整備した細街路等の拡幅部分又は建築基準法第42条第2項、第3項及び第5項の規定により設けられた拡幅部分若しくは同法第43条第1項ただし書きの適用により建築を許可するにあたり条件とされた拡幅部分で、上記(3)(公共の用に供する道路)又は(4)(ア)(共用私道)と一体となって道路の効用を果たしているもの

なお、拡幅部分と敷地が塀等により明確に区分され、かつ、当該部分を庭等に積極的に利用していない場合に限り、舗装等の道路整備が未了であってもこれに含める。

- (ウ) 略

- (5) 上記(3)及び(4)に記載した事務提要における「公共の用に供する道路」の認定要件は、法第348条第2項第5号の解釈運用指針として、合理性を認めることができるものである。

2 本件土地が、事務提要にいう「公共の用に供する道路」の要件に該当するか否かについて

- (1) 本件処分に係る賦課期日(平成○年1月1日。以下「本件賦課期日」という。)現在、本件土地は前面道路とは側溝と縁石で区切られ、○番○の土地と同一の高さで同種類の石貼りがされ、「拡幅部分と敷地が塀等により明確に区分され」ているとは認められず(上記1(3)(ウ))、また、「上記(3)(公共の用に供する道路)又は(4)(ア)(共用私道)と一体になって道路の効用を果たしているもの」とも認められない(上記1(4)(イ))。

そうすると、本件土地は、本件賦課期日現在、「道路であって所有者において一般的利用について何等の制限を設けず開放されている状態にあり、かつ、不特定多数人の利用に供されている」ものとして、法第348条第2項第5号が定める「公共の用に供する道路」として認定することはできない。

したがって、本件処分は、法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。

- (2) 審査請求人は、本件土地は、市税事務所職員の現地調査を受けた上でセットバック部分と認められ、過去7年間利用状況は不変で非課税とされてきたにもかかわらず、本件処分がなされたことには納得できない旨を主張する。

しかし、本件処分に係る平成○年度における固定資産税等は、本件賦課期日(平成○年1月1日)現在の現況において課されるものであり、そして、本件賦課期日現在、本件土地が、非課税対象となる「公共の用に供する道路」に該当する状況になかったことは前述(2(1))のとおり

であるから、過去非課税とされていたこと等について述べる請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては、採用することはできない。

- 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 結論

以上のおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

注 各欄の記載は一例である。

2 認容すべき旨の意見書（申請に対して一定の処分をすべき旨の意見を付す場合）

審理員意見書

平成〇年〇月〇日

（審査庁） 〇〇 〇〇 殿

審理員 〇〇 〇〇 印

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人〇〇 〇〇が平成〇年〇月〇日に提起した処分庁〇〇県知事による工場の設置を認可しない旨の処分についての審査請求（事件名や事件番号を定めている場合は、これらを併せて記載）の裁決に関する意見を提出する。

第 1 事案の概要

- 1 審査請求人は、平成〇年〇月〇日付けで、〇〇県公害防止条例（昭和〇年条例第〇号。以下「条例」という。）第〇条第 1 項の規定に基づき、〇〇市での工場設置の認可を受けるため、処分庁に対して、同条第 2 項に掲げる事項を記載した申請書（以下「本件申請書」という）を処分庁に提出し、工場設置認可申請（以下「本件申請」という）をした。
- 2 処分庁は、本件申請の内容を検討の上、本件申請に係る工場（以下「本件工場」という。）から発生する騒音・振動等が規制基準（条例第〇条第 1 項に規定するもの。以下同じ。）を超えないようにするためには、どのような措置を講ずべきかを審査請求人に指導するとともに、作業場の構造等計画の一部を変更すべき点について審査請求人と協議した。その内容は別紙のとおりである。
- 3 審査請求人は、上記 2 の指導及び協議の結果に従い、本件申請に係る工場の建物（作業場）の構造等の計画を一部変更し、本件申請書の添付書類である作業場の設計図を修正し、新たに構造計算書を付して、平成〇年〇月〇日に処分庁に提出した。
- 4 処分庁は、条例第〇条の規定に基づき、平成〇年〇月〇日付けをもって、審査請求人に対してした工場の設置を認可しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を行った。なお、処分庁は、本件処分の理由（以下「本件不認可理由」という。）として、①工場敷地が狭いため騒音・振動等が発生するおそれがあること、②工場設置に対して付近住民の大多数が生活環境の破壊を理由に反対していること、③付近住民の同意を取得するようにとの市の指示を了承していながら、ほとんどその同意が得られないこと、④公害工場として、現在地から当該申請地への疎開的要素があるが、申請地も都市化しつつある現状では、疎開先として不適當であり、他のより適当な転出先を求めることが可能であることの 4 点を挙げている。
- 5 審査請求人は、平成〇年〇月〇日、〇〇県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求人は、処分庁が、条例第〇条第3項の規定により、本件工場から発生する騒音・振動等が同条に定める要件に適合するときは、申請を認可しなければならない義務を有するにもかかわらず、条例に定める要件以外の、本件不認可理由により、本件処分を行ったことは、明らかに条例の適用を誤ったものであり違法であると主張している。

(2) また、審査請求人は、本件不認可理由について、以下のとおり反論している。

ア 本県工場の敷地は、工業地域に含まれており、その隣接地を含めて付近にはいくつかの比較的大きな工場が散在し、本件工場の設置自体が付近住民の環境を悪化させるような要素はないことに加え、本件工場の構造について、処分庁の要請を全面的に受け入れて、二重壁、二重窓等を設置する等の措置を講じ、騒音の防止に関しては、最大限の努力をしようとしていることから、騒音・振動等の公害を発生させるおそれはない。

イ 本件工場の設置による公害の発生について、周辺住民の危惧があるとすれば、それを払拭したうえで工場の操業を開始することが望ましいのはいうまでもないが、周辺住民全ての同意が得られないからといって、そのことをもって不認可の理由とすることはできない。

なお、本件の場合、工場敷地の右隣及び裏の各土地及び建物の所有者は、工場の設置に同意しており、また、左隣の土地及び建物の所有者も、処分庁の認可があれば工場の設置には反対できない旨述べている。

ウ 処分庁は、本件申請に係る工場敷地は公害工場の疎開先として不適當であり、他のより適當な転出先を求めることが可能であるとしているが、不適當とする根拠及び具体的な転出先は全く示されておらず、また、上記アのとおり、審査請求人が、処分庁の要請に応じてきたにもかかわらず、このような理由を本件処分時に付すこと自体、不誠実であり受け入れられない。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件工場の敷地は、非常に狭あいであるため、審査請求人の従来の工場の作業内容からみて、フォークリフト、自動車及びプレス機械等から騒音・振動等の公害が発生することは必然的であるが、このような状態を解消し、条例第〇条第3項の要件を完全に充足するためには、工場の敷地の拡張と建物の全面的改造が必要であり、審査請求人が、認可後においてこれらを完全に実施するという客観的保証はなく、また、それらが実施されたとしても、必ずしも規制基準を超える公害が発生しないという保証もないことから、本件申請の段階では、本件工場から発生する公害が規制基準を超えないとの認定は困難であり、本件工場の設置を認可しなかったことについて、違法又は不当な点はないと主張している。

また、処分庁は、本件工場の設置について、周辺住民の大多数が生活環境の破壊を理由に反対している状況に鑑み、事業者がその事業活動に伴って公害を発生させるおそれのあるときは、あらかじめ、その被害を受ける周辺の住民からその事業を行うことについての同意を得ることが当然の責務であることから、審査請求人に対し周辺住民の同意を得るように行政指導し、審査請求人もこれを了承したが、結局数名の同意を得たに過ぎず、大多数の付近住民の同意を得られないまま、本件工場の設置を認可することはできないとも主張している。

さらに、処分庁は、〇〇市は、首都圏の住居都市として住宅が急増しつつあり、現在、新たに工場を設置し得るような状況ではなく、まして本件工場は、公害工場として疎開しようとするものであり、その設置は不適當であること、及び、審査請求人は、他に適當な転出先を求めることが可能

であり、あくまでも現在の場所に固執しなければならない事情は認められないことについても主張している。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 条例第〇条第1項の規定によると、工場を設置しようとする者は、あらかじめ条例の施行規則で定めるところにより、同条第2項に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して、その認可を受けなければならないものとされている。

そして、知事は、本件申請書の提出があった場合において、当該申請に係る工場から発生する騒音・振動等が規制基準を超えない等、条例に定める要件に合致するときは、工場の設置の認可をしなければならないことになっており（同条第3項）、その場合、公害防止のため必要な限度において条件を付すことができるものとされている（同条第4項）。

このように、工場の設置について知事の認可を要することとしているのは、それを規制手段として、工場の設置が予定されている時点において、当該工場の位置、建物、施設、工場から発生する騒音・振動等が、条例に定める規制基準、立地制限その他の遵守事項を充足するか否かをあらかじめ審査し、問題のあるものに対し事前に行政指導を行い、それにより工場設置に起因する公害の発生を未然に防止することを目的としている。

そこで、条例は、公害発生の可能性の大きい工場について、特に、このような事前審査を厳密に行うため、その設置を一般的に禁止し（認可を受けないで工場を設置している者に対しては、工場の移転又は操業の停止を命ずることができることとなっており、また、その者に対して適用されるべき罰則が定められている。条例第〇条第2項、同第〇条）、条例で定める要件に適合するものについてのみ、工場設置の一般的禁止を解除するものとしている。したがって、そこでいう知事の認可は、講学上のいわゆる許可の性質を有するものである。

そうすると、認可（許可）の申請があった場合、その許否を決めるには、もっぱら、公害防止の観点から判断すべきであって、申請に係る工場から発生する騒音・振動等が規制基準を超えず、その他申請の内容が条例に定める要件に合致するときは、知事は申請を認可（許可）しなくてはならない。また、工場の設置計画が条例に定める要件に合致していない場合において、知事が計画の変更を指示する等、要件に適合するように指導し、それに応じて、工場を設置しようとする者が、工場の建物の構造を修正する等、申請の内容を補正した場合も、知事は申請を認可しなくてはならない。

なお、この認可（許可）を受けた者は、当該認可に係る工場の設置の工事が完成したときは、その旨を知事に届出なければならないことになっており、その場合知事は当該工場の認可の内容及び条件に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果適合していると認めるときは、その旨を認定しなければならないとされている。そして、工場設置の認可を受けた者も、その認定を受けた後でなければ、工場の使用を開始することはできない（条例第〇条）。さらに、工場が操業の段階に入った後において、現実に各種の条例違反の状態が生じた場合、これらの違反を是正させるため、知事は、建物等の改善を命じ又は作業の一時停止を命ずることができることになっており（条例第〇条）、改善命令を受けた者がその命令に従わないときは、知事は、当該工場の設置の認可を取消し、工場の移転又は操業の停止を命ずることができることとされている（条例第〇条）。このような事後の規制手段により、工場の設置認可の実効性を確保している。

2 本件工場が、〇〇県公害防止条例における工場設置の要件に該当するかについて

(1) 条例第〇条第3項の要件

本件申請がなされた後、処分庁は騒音・振動等の発生を防止するため、本件工場の建物の構造等の改善について審査請求人を指導し、工場設置の計画の変更について審査請求人と協議を行っていたことが認められる（第1・2及び3）。

これらの指導及び協議の内容から判断すると、処分庁は審査請求人に対し、本件工場から発生する騒音・振動等が規制基準を超えないように、必要な措置を講じさせ、本件申請に係る工場を、条例第〇条第3項に定める要件に適合したものとするため、その計画の変更等につき、事前審査の段階で行政指導をしたものであることが明らかである。

そして、審査請求人は、処分庁の指導に応じて、本件工場の建物の構造につき、ほぼ処分庁の指示内容のとおりその設計を変更し、構造計算書とともに、修正した設計図を処分庁に提出している（第1・3及び第2・1（2）ア）。したがって、本件申請は、申請後、その内容の一部が上記のとおり補正されたものであることが認められるものであり、条例第〇条第3項の要件を満たしていると認められる。

なお、仮に、本件工場の工事の完成後の検査の際に、書類上の審査によって行われる認可の時点では明らかでなかった問題点を発見し、騒音・振動等が規制基準を超えることか明らかになったときや、本件工場の使用を開始した後に、現実に条例違反の状態が発生したときは、その段階で違反を是正することが可能であることは、前記のとおりである。

(2) 周辺住民の同意等について

処分庁としては、設置される工場の周辺住民の意向を十分尊重して、条例の運用に当たるべきであることはいうまでもないが、条例上、周辺住民の同意を得ること自体は、工場の設置認可の要件とはされていない。また、工場を設置しようとする場所の人口が急増している等の事情についても、条例上、工場の設置認可の要件とはされていない。

したがって、上記の事項を不認可の理由として本件申請を拒否することは、条例の規定の趣旨に沿うものとはいえない。

(3) まとめ

以上のとおり、処分庁が、本件申請が条例第〇条第3項に定める要件に合致するかどうかについては直接判断を示すことなく、本件不認可理由を付して行った本件処分は、条例の規定及びその解釈を誤ってなされた違法な処分であり、本件申請は認可されるべきものであると認められる。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

また、裁決に併せ、行政不服審査法第46条第2項第2号の規定により、本件申請を認可する旨の処分をすることが適当である。

注 各欄の記載は一例である。

〔様式例第75号〕 行政不服審査会等への諮問に関する申出書

1 審査請求人による申出書

(行政不服審査会等の名称) への諮問についての申出書

平成○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿

審査請求人 ○○ ○○ 印

私は、下記の審査請求に係る(行政不服審査会等の名称)への諮問を希望しないので、行政不服審査法第43条第1項第4号の規定により、その旨の申出をします。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)^(注)についての審査請求
(事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい)

2 審査請求年月日

平成○年○月○日

3 審査請求人の住所、氏名等

申出人と同じ

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

2 参加人による申出書

(行政不服審査会等の名称) への諮問についての申出書

平成○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿

参加人 ○○ ○○ ㊟

私は、下記の審査請求に係る(行政不服審査会等の名称)への諮問をしないことについて反対する(注¹⁾)ので、行政不服審査法第43条第1項第4号の規定により、その旨の申出をします。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)(注²⁾)についての審査請求
(事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい)

2 審査請求年月日

平成○年○月○日

3 審査請求人の住所、氏名等

A県B市C町50番地

○○ ○○

注1 審査請求人が行政不服審査会等への諮問を希望しない旨の申出をしていない段階で、参加人が当該申出があった場合でもこれに反対することを申し出る場合は、「諮問を審査請求人が希望しない場合、これについて反対する」と記載する。

注2 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第76号〕 行政不服審査会等への諮問についての通知書

(文書番号)
平成〇年〇月〇日

(審査請求人) 殿 (様)

(審査庁) 〇〇 〇〇官印

(行政不服審査会等の名称) への諮問等について (通知)

〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) について、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 43 条第 1 項の規定により、(行政不服審査会等の名称) に諮問をしたので、同条第 3 項の規定により、通知するとともに、審理員意見書の写しを送付します (する)。

注 審理員意見書の写しを添付する (併せて諮問書の写しを添付してもよい)。

4 裁決書関係

〔様式例第77号〕 裁決書標準様式

1 却下する場合

(文 書 番 号)

裁 決 書

〇〇県〇〇市〇〇〇〇
審査請求人 〇〇 〇〇

処 分 庁 〇〇市福祉事務所長

審査請求人が平成〇年〇月〇日に提起した処分庁による保護廃止決定処分に係る審査請求（事件名や事件番号を定めている場合は、これらを併せて記載）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、平成〇年〇月〇日、保護変更決定処分（〇〇第〇号。以下「本件処分」という。）を行い、同月〇日付けの保護変更決定通知書を、審査請求人宅のポストに投函した。
- 2 審査請求人は、平成〇年〇月〇日、〇〇県知事に対し、本件処分について審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は要領を得ないが、本件処分により生活が困窮するため、その取消しを求めているものと解される。このほか、審査請求人は、〇〇市福祉事務所の担当職員の対応等についても縷々不服を述べているものと解される。なお、本件処分が違法又は不当である旨の主張はない。

理 由

審査庁は、提出された審査請求の適法性について審査した結果、審査請求書において、審査請求の趣旨が不明確であること、審査請求を行った理由についての記載が要領を得ないこと、処分庁の教示の有無及びその内容並びに審査請求の年月日の記載がないことにより、当該審査請求を不適法なものとして、平成〇年〇月〇日に、配達証明郵便により、審査請求人に対して補正を命じたが、審査請求人は補正期限までに補正を行わなかった。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成〇年〇月〇日

審査庁 〇〇県知事 〇〇 〇〇官印

(教示欄)

※ [様式例第 78 号] 「審査請求の裁決書における教示の例」 参照

注 各欄の記載は一例である。

2 棄却する場合

(文書番号)

裁 決 書

〇〇県〇〇市〇〇〇〇
審査請求人 〇〇 〇〇

処 分 庁 〇〇市福祉事務所長

審査請求人が平成〇年〇月〇日に提起した処分庁による保護廃止決定処分に係る審査請求（事件名や事件番号を定めている場合は、これらを併せて記載）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 平成〇年〇月〇日、処分庁は審査請求人世帯に対し、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）による保護を開始した。
- 2 平成〇年〇月〇日、処分庁は審査請求人に対し、法第 78 条の規定に基づき、「年金・手当等無申告による」ことを理由に保護費の徴収決定処分（〇〇第〇号。以下「本件徴収処分」という。）を行った。
- 3 平成〇年〇月〇日、処分庁は本件徴収処分に伴い、法第 27 条の規定に基づき、審査請求人に対して文書による指導指示（以下「本件指示」という。）を行うことを決定し、同年〇月〇日、本件指示に係る指示書（〇〇第〇号）を審査請求人に交付した。
- 4 平成〇年〇月〇日、審査請求人は処分庁に対し、同月〇日から株式会社〇〇（以下「本件会社」という。）に就職した旨の届出を行った（同月〇日付変更届）。
また、同日、審査請求人は処分庁に対し収入申告書を提出したが、当該申告書には、稼動収入についての記載は一切なされていなかった。
- 5 平成〇年〇月〇日、処分庁は法第 29 条の規定に基づき、請求外株式会社〇〇銀行〇〇支店に審査請求人に係る預貯金調査を実施したところ、同行からの回答（同年〇月〇日付。以下「本件回答」という。）により、同行の審査請求人名義の預金口座（以下「本件口座」という。）に、同年〇月〇

日に〇〇円及び同年〇月〇日に〇〇円の本件会社からの未申告の給与収入に係る入金（以下「本件各入金」という。）がなされていること、また、同年〇月〇日、同月〇日及び同月〇日に、これらの給与収入に係る入金額が引き出されていること等が判明した。

6 平成〇年〇月〇日、本件回答により、本件指示の内容が履行されていないことが確認されたことから、処分庁は審査請求人に対し、同月〇日午後2時を弁明日時として指定し、弁明の機会を付与する旨記載した「生活保護法第62条第4項に基づく弁明機会通知書」（〇〇第〇号。以下「本件弁明機会通知書」という。）を審査請求人に交付した。

7 平成〇年〇月〇日、審査請求人は〇〇市福祉事務所に来庁し、以下の内容等の弁明を行った。

平成〇年〇月及び〇月になされた入金（本件各入金）については、当初は研修中だったので、給与が支払われるとは思っていなかったが、先輩に出るかもしれないと言われ、口座を見たら残高が増えており、給料かもしれないと思った。そこで、福祉事務所へ収入申告をしたと思う。

8 平成〇年〇月〇日、処分庁は、同月〇日付けで本件指示に係る指示義務違反を理由として審査請求人に係る保護廃止決定処分（〇〇第〇号。以下「本件処分」という。）を行い、同月〇日、同内容を記載した保護廃止決定通知書を、審査請求人宅のポストに投函した。

9 審査請求人は、平成〇年〇月〇日、〇〇県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件各入金については収入申告書を処分庁に提出しているにもかかわらず、処分庁は不当にこれをもみ消し、指示義務違反を理由に本件処分を行ったものであるから、本件処分は違法であるとして、その取消しを求める、というものである。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件処分について、法の規定に基づき所要の経手を経た上で行われており、何ら違法又は不当な点はない旨主張している。また、審査請求人が本件申告書の提出を行い、処分庁がこれをもみ消したという審査請求人の主張は事実ではない旨反論している。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

法によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならない（第61条）旨規定している。

また、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（法第27条第1項）、被保護者は、これに従わなければならない（法第62条第1項）とされ、被保護者がこの義務に違反したときは、保護の廃止をすることができる（法第62条第3項）ものとされている。なお、法は、この場合、保護の実施機関は、当該被保護者に対しあらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁明の機会を与えなければならない旨規定している（第62条第4項）。

2 本件処分について

(1) 審査請求人は平成〇年〇月〇日に、処分庁より本件指示を受けていたことが認められる（「事案の概要」3）。

そして、本件指示は、「年金・手当等無申告による」ことを理由に本件徴収処分がなされたことに伴い、処分庁が指示したものであり、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定する法4条1項の趣旨及び被保護者に収入の届出義務を課す法第61条の規定に沿って行われたものと認められ、これを理由のないものということとはできない。

また、審査請求人に対し収入申告を求める本件指示は、審査請求人の保護継続の可否を判断するという保護の目的達成に必要な事柄を直接本人から情報収集しようとするものであり、また、その内容からみても、審査請求人にとって過度の負担を伴うものとは到底認められない。

にもかかわらず、審査請求人は、本件会社からの給与に係る本件各入金がなされていることを、本件各出金において明確に認識しながら収入の申告を行わず、本件指示に従う義務を履行しなかったのであるから、法第62条第1項の定める指示義務に違反していることは明らかである。

そうすると、処分庁が、本件指示に係る指示書であらかじめ注意したとおり、法第27条第1項の指示義務違反を理由として法第62条第3項の規定に基づき審査請求人に係る保護を廃止する旨の本件処分を行ったことに、違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分に当たって、処分庁は審査請求人に対し、法第62条第4項の規定に基づき、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を記した本件弁明機会通知書を交付することにより、弁明の機会を与えており（「事案の概要」6）、審査請求人も弁明を行っている（「事案の概要」の7）ことからして、手続面での違法についても認めることはできない。

(2) 審査請求人は、本件各入金に係る収入申告書（以下「本件申告書」という。）を処分庁に提出しているにもかかわらず、本件処分は、処分庁が不当にこれをもみ消してなされたものであり、違法又は不当である旨主張する。

しかし、審査請求人が本件申告書の提出を行ったこと及び処分庁がこれをもみ消したことを認めるに足る証拠は何ら存在せず、審査請求人から、本件申告書を提出したとする日時・方法等、本件申告書の提出に関する具体的主張も一切なされていない。

また、本件会社に就職したとする届出自体、本件会社からの給与収入に係る入金を審査請求人が明確に認識したと認められる本件口座から最初の出金がなされた平成〇年〇月〇日（「事案の概要」の5）から約1か月が経過した後の同年〇月〇日になされており、同日に提出された収入申告書の「(1) 働いて得た収入（前3ヶ月）」欄にも、本件各入金に係る記載は一切なされておらず（「事案の概要」の4）、さらに、同年〇月及び〇月に審査請求人が提出した、本件会社からの給与収入に係る収入申告書については、処分庁がこれを収受し、担当職員により正確に記録されている（ケース記録票）こと等からして、審査請求人の主張は措信し難いものと言わざるを得ず、上記審査請求人の主張のみをもって、本件処分を違法又は不当なものとは評価することはできないものというほかない。

(3) なお、審査請求人は、〇〇市福祉事務所の担当職員の対応等についても縷々不服を述べているものと解されるが、こうした理由により本件処分を取り消すべきことを認める法令等の規定は存在せず、また、仮に事実関係が審査請求人の主張どおりであったとしても、そのことによって本件処分における法の適用が変わるわけではなく、この点についての審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては失当である。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成○年○月○日

審査庁 ○○県知事 ○○ ○○官印

(教示欄)

※〔様式例第78号〕「審査請求の裁決書における教示の例」参照

注 各欄の記載は一例である。

3 認容する場合

(文書番号)

裁 決 書

〇〇県〇〇市〇〇〇〇
審査請求人 〇〇 〇〇
処 分 庁 〇〇市長

審査請求人が平成〇年〇月〇日に提起した処分庁による戸籍の附票の写し(全部)の交付請求拒否処分に係る審査請求(事件名や事件番号を定めている場合は、これらを併せて記載)について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 平成〇年〇月〇日、審査請求人は、〇〇市〇〇部〇〇課〇〇係を訪れ、審査請求人に係る戸籍の附票の写し(全部)の交付を求める「戸籍の附票の写しの請求書」を処分庁に提出(以下「本件請求」という。)した。なお、当該請求書の「請求理由・使用目的」欄には、「裁判を視野に入れて」との記載がなされている。
- 2 同日、処分庁は、請求人の元妻である請求外〇〇〇〇(以下「〇〇」という。)に係る「住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置」として、請求人に対し、本件請求を拒否する旨の処分を口頭にて行った(本件処分)。
- 3 審査請求人は、平成〇年〇月〇日、〇〇市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
(1) 審査請求人の主張は、処分庁が、本件請求を拒否する理由とした、審査請求人が〇〇に対してドメスティック・バイオレンスを行っているということは事実無根であり、本件処分には理由がないことから、違法であるとして、その取消しを求める、というものである。

(2) また、審査請求人は、〇〇が、審査請求人との和解条項に反して、審査請求人と〇〇の長女である請求外△△△△（以下「△△」という。）の居所を変更したにもかかわらずこれを審査請求人に知らせず、さらに、審査請求人が△△と接触することを妨害するため、関係行政機関の担当者を含む不特定多数の者に対して、審査請求人をドメスティック・バイオレンスの加害者であるとする虚偽の事実を流布しているとした上で、処分庁が当該虚偽事実について、審査請求人の主張を何ら確認することなく、一方的にドメスティック・バイオレンスの加害者として本件処分を行ったことは不当である旨の主張を行っている。

なお、審査請求人から提出された、平成〇年〇月〇日、〇〇を控訴人とし、審査請求人を被控訴人とする裁判（〇〇高等裁判所平成〇年（〇）第〇号）における訴訟上の和解に係る和解調書（以下「本件和解調書」という。）には、「和解条項」として、請求人と〇〇が、互いに相手方の人格や社会的地位（名誉）を尊重し、これを損なわないようにし、また、今後は、互いに干渉しないこと（6項）、△△の親権者を〇〇と定め（1項）、〇〇は、転居等により△△の居所を変更したときは、請求人に連絡すること（7項）（以下「本件各和解内容等」という。）が記載されている。

2 処分庁の主張

(1) 処分庁は、平成〇年〇月〇日に、〇〇の居住する市の長（以下「本件居住地市長」という。）から受領した、〇〇が同年〇月〇日付けで本件居住地市長に提出した「住民基本台帳事務における支援措置申出書」（以下「本件申出書」という。）の写しにおいて、「相談機関等の意見」欄に、□□□名で、「上記申出者の状況に相違ないものと認める。」との記載があることから、〇〇が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、審査請求人が加害者であると判断したことに、何ら違法又は不当な点はない旨主張している。

(2) また、処分庁は、本件申出書において、「支援を求める事務」の一つとして「戸籍の附票の写しの交付」が記載され、「併せて支援を求める者（（申出者と）同一の住所を有する者に限る）」として、△△の氏名及び生年月日が記載されている（なお、申出書の「相談機関等の意見」欄に、□□□名で、「上記併せて支援を求める者について、申出者を保護するため支援の必要性があるものと認める。」と記載されている。）ことに加え、これらの支援措置については、本件居住地市長が支援の必要性を確認しているものとして、〇〇及び△△の現住所が記載されている戸籍の附票の写しに係る本件処分は、住民基本台帳事務処理要領に基づき「不当な目的によることが明らかなき」（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第20条第5項において準用する住基法第12条第6項）に該当するものとして行ったものであり、何ら違法又は不当な点はない旨主張している。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 住基法

戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができるとされ（第20条第1項）、市町村長は、当該請求が「不当な目的によることが明らかなき」は、これを拒むことができるとされている（同条第5項において

準用する第 12 条第 6 項)。

(2) 住民基本台帳事務処理要領 (以下「要領」という。)

ア 市町村長は、DV防止法第 1 条第 2 項に規定する被害者 (配偶者からの暴力を受けた者) であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの (要領第○) から、戸籍の附票の写しの交付請求に係る支援措置 (以下「支援措置」という。) の実施を求める旨の申出を受け付け、当該申出者が、上記被害者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、□□□□等の意見を聴取すること等により確認すること (要領第△) とされている。

イ また、上記において支援の必要性があることを確認した市町村長 (以下「当初受付市町村長」という。) は、申出者が、他の市町村長に対して併せて支援措置を実施することを求める場合には、その旨が併記された申出書の写しを、当該他の市町村長に対して転送することとされ、転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、支援の必要性を確認することとされている。

なお、この場合、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとして差し支えないものとされている (要領第□)。

ウ さらに、市町村長は、戸籍の附票の写しの交付の請求が加害者からなされた場合には、住基法第 20 条第 5 項において準用する同法第 12 条第 6 項にいう「不当な目的」があるものとして、当該請求を拒否するものとされている (要領第◇)。

2 本件処分について

(1) ○○から、当初受付市町村長に当たる本件居住地市長に提出された本件申出書には、処分庁の主張のとおり、○○がDV防止法第 1 条第 2 項に規定する被害者であり、かつ、「上記申出者の状況に相違ないものと認める。」旨の□□□□の意見が記載されている。また、本件居住地市長は、本件申出書の写しを処分庁に転送していることから、本件居住地市長において支援措置を行う必要性を確認していることが認められる (「審理関係人の主張の要旨」2 (2))。

そして、要領によれば、申出書の転送を受けた市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えないとされていることからすれば、処分庁が、本件居住地市長から本件申出書の写しの転送を受けたことをもって、処分庁における支援の必要性もあることとする取扱いとすることとし、本件請求については「不当な目的によることが明らかなとき」 (住基法第 20 条第 5 項において準用する同法第 12 条第 6 項) に該当するものとして、本件請求を拒否する旨の本件処分を行ったことには、無理からぬ面があったことも認めることができる。

(2) しかし、本件審査請求において、審査請求人から、本件処分以前に成立した本件和解調書等の証拠資料が提出されており、本件和解調書に記載された本件各和解内容等からすれば、○○が、DV防止法第 1 条第 2 項に規定する (審査請求人を加害者とする) 被害者であり、かつ、(加害者である審査請求人から) 暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに該当し、支援の必要性を認めることができるかについては、本件処分時において、合理的な疑いが存在したことを認めることができる。

そして、本件処分時において、処分庁が、本件各和解内容等をどの程度知り得ていたかは定かでないが、処分庁が、本件処分に当たり、上記疑いについて何らかの確認を行ったことを認める

に足る証拠は存在しない。

- (3) したがって、処分庁が、本件申出書に基づき、本件請求を「不当な目的によることが明らかなきとき」(住基法第20条第5項において準用する同法第12条第6項)に該当するものとしてした本件処分は、結果的に、要領の定める「支援の必要性」について必要な確認を十分に尽くさないままされた瑕疵があり、その余の点について判断するまでもなく、違法な処分であると認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成○年○月○日

審査庁 ○○市長 ○○ ○○官印

注 各欄の記載は一例である。

4 認容する場合（申請拒否処分を取り消し、申請に対して一定の処分をすべき旨を命じる場合）

（文書番号）

裁 決 書

〇〇県〇〇市〇〇〇〇
審査請求人 〇〇 〇〇

処 分 庁 〇〇県知事

審査請求人が平成〇年〇月〇日に提起した工場の設置を認可しない旨の処分に係る審査請求（事件名や事件番号を定めている場合は、これらを併せて記載）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成〇年〇月〇日付けで、〇〇県公害防止条例（昭和〇年条例第〇号。以下「条例」という。）第〇条第1項の規定に基づき、〇〇市での工場設置の認可を受けるため、処分庁に対して、同条第2項に掲げる事項を記載した申請書（以下「本件申請書」という）を処分庁に提出し、工場設置認可申請（以下「本件申請」という）をした。
- 2 処分庁は、本件申請の内容を検討の上、本件申請に係る工場（以下「本件工場」という。）から発生する騒音・振動等が規制基準（条例第〇条第1項に規定するもの。以下同じ。）を超えないようにするためには、どのような措置を講ずべきかを審査請求人に指導するとともに、作業場の構造等計画の一部を変更すべき点について審査請求人と協議した。その内容は別紙のとおりである。
- 3 審査請求人は、上記2の指導及び協議の結果に従い、本件申請に係る工場の建物（作業場）の構造等の計画を一部変更し、本件申請書の添付書類である作業場の設計図を修正し、新たに構造計算書を付して、平成〇年〇月〇日に処分庁に提出した。
- 4 処分庁は、条例第〇条の規定に基づき、平成〇年〇月〇日付けをもって、審査請求人に対してした工場の設置を認可しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 5 審査請求人は、平成〇年〇月〇日、〇〇県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求人は、処分庁が、条例第〇条第3項の規定により、本件工場から発生する騒音・振動等が同条に定める要件に適合するときは、認可しなければならない義務を有するにもかかわらず、条例に定める要件以外の、①工場敷地が狭あいなため騒音・振動等が発生するおそれがあること、②工場設置に対して付近住民の大多数が生活環境の破壊を理由に反対していること、③付近住民の同意を取得するようにとの市の指示を了承していながら、ほとんどその同意が得られないこと、④公害工場として、現在地から当該申請地への疎開的要素があるが、申請地も都市化しつつある現状では、疎開先として不相当であり、他により適当な転出先を求めることが可能であること、という理由により、本件処分を行ったことは、明らかに条例の適用を誤ったものであり違法であると主張している。

(2) また、審査請求人は、本県不認可理由について、以下のとおり反論している。

ア 本県工場の敷地は、工業地域に含まれており、その隣接地を含めて付近にはいくつかの比較的大きい工場が散在し、本件工場の設置自体が付近住民の環境を悪化させるような要素はないことに加え、本件工場の構造について、処分庁の要請を全面的に受け入れて、二重壁、二重窓等を設置する等の措置を講じ、騒音の防止に関しては、最大限の努力をしようとしていることから、騒音・振動等の公害を発生させるおそれはない。

イ 本件工場の設置による公害の発生について、周辺住民の危惧があるとすれば、それを払拭したうえで工場の操業を開始することが望ましいのはいうまでもないが、周辺住民全ての同意が得られないからといって、そのことをもって不認可の理由とすることはできない。

なお、本件の場合、工場敷地の右隣及び裏の各土地及び建物の所有者は、工場の設置に同意しており、また、左隣の土地及び建物の所有者も、処分庁の認可があれば工場の設置には反対できない旨述べている。

ウ 処分庁は、本件申請に係る工場敷地は公害工場の疎開先として不相当であり、他のより適当な転出先を求めることが可能であるとしているが、不相当とする根拠及び具体的な転出先は全く示されておらず、また、上記アのとおり、審査請求人が、処分庁の要請に応じてきたにもかかわらず、このような理由を本件処分時に付すこと自体、不誠実であり受け入れられない。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件工場の敷地は、非常に狭あいであるため、審査請求人の従来の工場の作業内容からみて、フォークリフト、自動車及びプレス機械等から騒音・振動等の公害が発生することは必然的であるが、このような状態を解消し、条例第〇条第3項の要件を完全に充足するためには、工場の敷地の拡張と建物の全面的改造が必要であり、審査請求人が、認可後においてこれらを完全に実施するという客観的保証はなく、また、それらが実施されたとしても、必ずしも規制基準を超える公害が発生しないという保証もないことから、本件申請の段階では、本件工場から発生する公害が規制基準を超えないとの認定は困難であり、本件工場の設置を認可しなかったことについて、違法又は不当な点はないと主張している。

また、処分庁は、本件工場の設置について、周辺住民の大多数が生活環境の破壊を理由に反対している状況に鑑み、事業者がその事業活動に伴って公害を発生させるおそれのあるときは、あらか

じめ、その被害を受ける周辺の住民からその事業を行うことについての同意を得ることが当然の責務であることから、審査請求人に対し周辺住民の同意を得るように行政指導し、審査請求人もこれを了承したが、結局数名の同意を得たに過ぎず、大多数の付近住民の同意を得られないまま、本件工場の設置を認可することはできないとも主張している。

さらに、処分庁は、〇〇市は、首都圏の住居都市として住宅が急増しつつあり、現在、新たに工場を設置し得るような状況ではなく、まして本件工場は、公害工場として疎開しようとするものであり、その設置は不相当であること、及び、審査請求人は、他に適当な転出先を求めることが可能であり、あくまでも現在の場所に固執しなければならない事情は認められないことについても主張している。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 条例第〇条第1項の規定によると、工場を設置しようとする者は、あらかじめ条例の施行規則で定めるところにより、同条第2項に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して、その認可を受けなければならないものとされている。

そして、知事は、本件申請書の提出があった場合において、当該申請に係る工場から発生する騒音・振動等が規制基準を超えない等、条例に定める要件に合致するときは、工場の設置の認可をしなければならないことになっており（同条第3項）、その場合、公害防止のため必要な限度において条件を付すことができるものとされている（同条第4項）。

このように、工場の設置について知事の認可を要することとしているのは、それを規制手段として、工場の設置が予定されている時点において、当該工場の位置、建物、施設、工場から発生する騒音・振動等が、条例に定める規制基準、立地制限その他の遵守事項を充足するか否かをあらかじめ審査し、問題のあるものに対し事前に行政指導を行い、それにより工場設置に起因する公害の発生を未然に防止することを目的としている。

そこで、条例は、公害発生の可能性の大きい工場について、特に、このような事前審査を厳密に行うため、その設置を一般的に禁止し（認可を受けないで工場を設置している者に対しては、工場の移転又は操業の停止を命ずることができることとなっており、また、その者に対して適用されるべき罰則が定められている。条例第〇条第2項、同第〇条）、条例で定める要件に適合するものについてのみ、工場設置の一般的禁止を解除するものとしている。したがって、そこでいう知事の認可は、講学上のいわゆる許可の性質を有するものである。

そうすると、認可（許可）の申請があつた場合、その許否を決めるには、もっぱら、公害防止の観点から判断すべきであって、申請に係る工場から発生する騒音・振動等が規制基準を超えず、その他申請の内容が条例に定める要件に合致するときは、知事は申請を認可（許可）しなくてはならない。また、工場の設置計画が条例に定める要件に合致していない場合において、知事が計画の変更を指示する等、要件に適合するように指導し、それに応じて、工場を設置しようとする者が、工場の建物の構造を修正する等、申請の内容が補正した場合も、知事は申請を認可しなくてはならない。

なお、この認可（許可）を受けた者は、当該認可に係る工場の設置の工事が完成したときは、その旨を知事に届出なければならないことになっており、その場合知事は当該工場認可の内容及

び条件に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果適合していると認めるときは、その旨を認定しなければならないとされている。そして、工場設置の認可を受けた者も、その認定を受けた後でなければ、工場の使用を開始することはできない（条例第〇条）。さらに、工場が操業の段階に入った後において、現実に各種の条例違反の状態が生じた場合、これらの違反を是正させるため、知事は、建物等の改善を命じ又は作業の一時停止を命ずることができることになっており（条例第〇条）、改善命令を受けた者がその命令に従わないときは、知事は、当該工場の設置の認可を取消し、工場の移転又は操業の停止を命ずることができることとされている（条例第〇条）。このような事後の規制手段により、工場の設置認可の実効性を確保している。

2 本件工場が、〇〇県公害防止条例における工場設置の要件に該当するかについて

(1) 条例第〇条第3項の要件

本件申請がなされた後、処分庁は騒音・振動等の発生を防止するため、本件工場の建物の構造等の改善について審査請求人を指導し、工場設置の計画の変更について審査請求人と協議を行っていたことが認められる（事案の概要の2及び3）。

これらの指導及び協議の内容から判断すると、処分庁は審査請求人に対し、本件工場から発生する騒音・振動等が規制基準を超えないように、必要な措置を講じさせ、本件申請に係る工場を、条例第〇条第3項に定める要件に適合したものとするため、その計画の変更等につき、事前審査の段階で行政指導をしたものであることが明らかである。

そして、審査請求人は、処分庁の指導に応じて、本件工場の建物の構造につき、ほぼ処分庁の指示内容のとおりその設計を変更し、構造計算書とともに、修正した設計図を処分庁に提出している（事案の概要の3及び「1 審査請求人の主張」（2）ア）。したがって、本件申請は、申請後、その内容の一部が上記のとおり補正されたものであることが認められるものであり、条例第〇条第3項の要件を満たしていると認められる。

なお、仮に、本件工場の工事の完成後の検査の際に、書類上の審査によって行われる認可の時点では明らかでなかった問題点を発見し、騒音・振動等が規制基準を超えることか明らかになったときや、本件工場の使用を開始した後に、現実に条例違反の状態が発生したときは、その段階で違反を是正することが可能であることは、前記のとおりである。

(2) 周辺住民の同意等について

処分庁としては、設置される工場の周辺住民の意向を十分尊重して、条例の運用に当たるべきであることはいままでもないが、条例上、周辺住民の同意を得ること自体は、工場の設置認可の要件とはされていない。また、工場を設置しようとする場所の人口が急増している等の事情についても、条例上、工場の設置認可の要件とはされていない。

したがって、上記の事項を不認可の理由として本件申請を拒否することは、条例の規定の趣旨に沿うものとはいえない。

(3) まとめ

以上のとおり、処分庁が、本件申請が条例第〇条第3項に定める要件に合致するかどうかについては直接判断を示すことなく、本件不認可理由を付して行った本件処分は、条例の規定及びその解釈を誤ってなされた違法な処分であり、本件申請は認可されるべきものであると認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

(備考) 申請に対する一定の処分に関する措置

なお、本裁決に併せ、行政不服審査法第46条第2項第2号の規定により、本件申請を認可する旨の処分をすることとする。

平成○年○月○日

審査庁 ○○県知事 ○○ ○○官印

注 各欄の記載は一例である。

5 教示関係

〔様式例第78号〕 審査請求の裁決書における教示の例

1 再審査請求をすることができない場合

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔審査庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として（訴訟において〔審査庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として（訴訟において〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。^{（注）}

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴え^{（注）}を提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴え^{（注）}を提起することが認められる場合があります。

注 審査請求が不適法であり、裁決後の出訴期間（行政事件訴訟法第14条第3項）の適用がない場合には、1の第三段落及び2の「や処分の取消しの訴え」は記載しない。

2 再審査請求をすることができる場合

1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、〇〇〇〇大臣^{（注1）}に対して再審査請求をすることができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔審査庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として（訴訟において〔審査庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として（訴訟において〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。^{（注2）}

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴え^{（注2）}を提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴え^{（注2）}を提起することが認められる場合があります。

注1 再審査請求の手続を規定する個別法の規定に応じて変更すること。

注2 審査請求が不適法であり、裁決後の出訴期間（行政事件訴訟法第14条第3項）の適用がない場合

には、2の第三段落及び3の「若しくは処分の取消しの訴え」は記載しない。

〔様式例第79号〕再調査の請求の決定書における教示の例

- 1 この決定を経た後の本件処分になお不服がある場合（却下の決定である場合は、当該決定が違法である場合に限り、）には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として（訴訟において〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、この決定の取消しを求めることはできません。
- 3 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として（訴訟において〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 上記は、審査請求を経なければ処分の取消しの訴えを提起することができない場合の再調査の請求の決定における教示の例である。

〔様式例第80号〕不服申立てをすべき行政庁等の教示の例

1 通常の場合

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〔審査庁〕に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として（訴訟において〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

2 審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消訴訟の提起ができない場合

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〔審査庁〕に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として（訴訟において〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

3 審査請求及び再調査の請求のいずれもできる場合で、かつ、審査請求を経た後でなければ取消訴訟の提起ができない場合

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〔処分庁〕に対する再調査の請求又は〔審査庁〕に対する審査請求のいずれかの不服申立てをすることができます。

なお、再調査の請求をした場合は、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることはできませんが、次のいずれかに該当する場合は、この決定を経ずに審査請求をすることができます。

(1) 再調査の請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても、〔処分庁〕が当該再調査の請求につき決定をしないとき

(2) その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として（訴訟において〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。